

国の制度及び予算に関する 提案・要望



Photo credit : Yokohama City Visitors Bureau

令和 7 年 6 月
横 浜 市

日頃から、横浜市政の推進に御理解、御高配を賜り、深く感謝申し上げます。

このたびの提案・要望では、いつ起こるか分からない大規模災害から市民の皆様の命と暮らしを守り抜くため、被災自治体への支援強化や災害に強いまちづくりへの支援など、防災・減災対策の推進に関する項目を掲げています。

また、子ども・子育て支援については、居住自治体に関わらず安心して子どもを産み育てることができるよう、出産費用の実質無償化や全国一律の子どもの医療費助成制度の構築、地域の実情を踏まえた小1の壁の打破に向けた取組への財政措置などを盛り込みました。

さらに、グリーン社会の実現に向けて、横浜が環境先進都市として推し進めるカーボンニュートラルの取組や、サーキュラーエコノミーへの移行に向けた取組への支援、そして 2027 年に横浜で開催する「GREEN×EXPO 2027」（2027 年国際園芸博覧会）の成功に向けた協力・支援について挙げています。

少子高齢化に伴う人口の縮小や物価高騰など、多くの課題に直面する中でも、データを正しく活用しながら政策の効果を最大化させ、市民の皆様の生活をしっかりとお支えし、横浜のまちを発展させていきます。そして、国や県、周辺自治体等と緊密に連携しながら、最大の基礎自治体として、日本が抱える課題の解決と活力の創出にも貢献してまいります。

関係府省におかれましては、このたびの提案・要望に対し、特段の御配慮をいただけますよう、重ねてお願い申し上げます。



令和7年6月

横浜市長

山中 竹春

提案・要望項目

1 災害に強い安全・安心な都市づくり

(1) 大規模災害時の被災地支援強化.....	1
(2) 地震火災対策の強化.....	3
(3) 高齢者・障害者施設等における防災・減災対策の推進.....	7
(4) 郊外部の新たな活性化拠点の形成及び災害時の拠点整備に向けた旧上瀬谷通信施設の 土地利用促進への支援.....	11
(5) 道路における防災・減災、国土強靱化の対策推進.....	13
(6) 大規模地震に備えた水道施設の更新・耐震化への支援.....	15
(7) 強靱で持続可能な社会の構築に資する下水道事業への支援.....	17
(8) 病院の耐震化対策の推進.....	19
(9) 強靱で持続可能な河川事業への支援.....	23

2 すべての子どもたちの未来を創るまちづくり

(1) 妊婦健康診査等に係る公費負担の充実.....	25
(2) 出産費用の実質無償化に向けた丁寧な制度設計.....	27
(3) 産後ケアの安全性とケアの質の確保に向けた取組の推進.....	29
(4) 家事・育児援助を必要とする妊産婦への支援.....	31
(5) 子どもの医療費助成の充実.....	33
(6) 幼児教育・保育に係る経済的支援の拡充.....	35
(7) 多様な働き方を選択できる社会の実現及び多様な保育ニーズへの対応やこどもの育ちを 支える取組の充実.....	37
(8) 全ての幼児教育・保育の質の確保・向上.....	41
(9) 保育者確保に向けた更なる取組の推進.....	43
(10) 待機児童対策の着実な推進.....	45
(11) 「こども家庭センター」の児童福祉機能の体制確保に係る財政措置.....	49
(12) 児童家庭支援センター運営事業の事業費見直し.....	51
(13) 児童養護施設・乳児院等における専門的支援の充実に向けた人材確保及び職員配置.....	53
(14) 「小1の壁」打破に向けた取組の推進.....	55
(15) 国と地方自治体が一丸となった子どもの貧困対策の推進.....	59
(16) ひきこもり地域支援センターに関する財政支援の拡充.....	61
(17) デジタル・AI時代を見据えた教育DXの推進.....	63
(18) 学校教育の質の向上及び教員確保のための環境整備.....	65
(19) 栄養教諭等の定数改善及び給食無償化の実現.....	69
(20) いじめや不登校等に対応するスクールカウンセラーや児童支援専任教諭等の定数化、 補助事業の見直し.....	71
(21) 児童生徒が安心して学び続けるための特別支援教育に係る学校の体制強化.....	73
(22) 横浜が目指すグローバル人材の育成に向けた取組への支援.....	75

3 誰もがいきいきと生涯活躍できるまちづくり

(1) 障害児の療育環境整備に係る支援の充実.....	79
(2) 医療的ケア児・者等への切れ目ない支援の充実.....	83
(3) 介護職員等の確保に向けた施策の推進.....	87
(4) 介護支援専門員に対する処遇改善と業務負担軽減等の支援.....	89
(5) 介護予防支援・介護予防ケアマネジメントに係る報酬の引上げ及び質の向上等.....	93
(6) 介護保険制度の安定的な運営に向けた財政基盤の強化.....	95
(7) 障害福祉職員等の確保に向けた施策の推進.....	97
(8) 訪問系障害福祉サービスに係る地方負担の早期是正.....	99
(9) 障害者が地域で自立した生活を送るための支援の充実.....	103
(10) 補装具費支給制度における所得制限の撤廃対象の拡大.....	105
(11) 難病対策における事務負担の緩和及び指定都市への財政支援の拡充.....	107
(12) 地方単独医療費等助成事業の現物給付化の推進に係る支援の拡充.....	109
(13) 国民健康保険の財政基盤の強化に向けた支援の拡充.....	111
(14) 国民健康保険に係る国庫負担金減額措置の廃止.....	113
(15) がん検診の推進.....	115
(16) 小児・AYA世代のがん対策の推進.....	119
(17) 带状疱疹ワクチン等の定期接種に係る財源措置.....	121
(18) 特定集中治療室遠隔支援加算の施設基準の要件緩和.....	123
(19) 医療機関の経営安定化に向けた対応.....	125
(20) 看護人材の確保に向けた取組の推進.....	127
(21) 防犯対策強化に係る取組への支援.....	129
(22) 外国人材の受入れ・共生のための環境整備の強化.....	131
(23) 物価高騰対策に関する財政支援.....	133

4 Zero Carbon Yokohama の実現

(1) GREEN×EXPO 2027（2027年国際園芸博覧会）の成功に向けた協力・支援.....	135
(2) カーボンニュートラルの取組の推進に係る支援の拡充.....	139
(3) グリーン社会実現に向けた国際連携推進への支援強化.....	143
(4) サーキュラーエコノミーの推進に係る評価手法の確立.....	145
(5) 廃棄物分野における脱炭素化及び適正処理に向けた施策の推進.....	147

5 未来を切り拓く経済成長と国際都市・横浜の実現

(1) 経済の土台を支える中小企業・小規模企業における持続的な賃上げ実現のための支援.....	151
(2) 「テック系スタートアップ」の創出・成長支援の推進.....	155
(3) 地方消費者行政の推進に向けた支援の拡充.....	159
(4) アジアにおけるMICE分野の国際競争力強化.....	161

6 新たな価値を創造し続ける郊外部のまちづくり

- (1) 市内米軍施設の返還と跡地利用促進への支援..... 163

7 成長と活力を生み出す都心・臨海部のまちづくり

- (1) 国際コンテナ戦略港湾の取組の推進..... 165
- (2) 臨海部の賑わい創出に向けた回遊性向上と陸電設備の整備..... 167
- (3) 港湾の脱炭素化に向けた取組への支援..... 169
- (4) 安全で安心な港づくり..... 171

8 花・緑・農・水の豊かな魅力あふれるガーデンシティ横浜の実現

- (1) 緑を生かした都市の魅力づくりの推進..... 173

9 市民生活と経済活動を支える都市づくり

- (1) 高速道路の整備推進..... 175
- (2) 市内幹線道路等の整備と連続立体交差事業の推進..... 177
- (3) 地域公共交通の充実への支援..... 179
- (4) 鉄道ネットワーク構築への支援..... 181
- (5) 公共施設の老朽化対策の推進..... 183
- (6) 国及び国の関係機関が発注する公共事業における市内中小企業者の受注機会の増大..... 187

10 新たな価値やサービスを生み出すDXの推進

- (1) デジタル社会の基盤であるマイナンバーカード普及促進..... 189
- (2) 戸籍氏名の振り仮名記載に係る事務の円滑な推進..... 191
- (3) 水道スマートメーターの導入推進への支援..... 193

11 国の成長をけん引する大都市の自治強化

- (1) 「特別市」の法制化の実現..... 197
- (2) 持続可能な市政の基盤となる「地方税財政制度」の充実..... 199
- (3) 地方分権改革の推進..... 201
- (4) 三大都市圏の指定都市等を核とした広域連携の促進..... 203

- 【巻末】提案・要望項目 府省別一覧..... 205

《 提案・要望内容 》

大規模災害時の被災地支援強化

要望先：内閣府

提案・要望内容

1 避難所環境整備に資する大型資機材等の確保に係る支援

避難所環境整備に資する大型資機材等（簡易ベッド、パーティション、キッチンカー、トイレ・シャワー関連設備、発電機等）及び食料等備蓄品に係る財政支援を拡充すること。併せて、それらを収納する備蓄庫等の新設や老朽化等による更新、修繕等に係る財政支援を創設すること

また、国によるプッシュ型支援物資の分散備蓄について、被災時に首都圏域を広域的に支援するため、物資備蓄の拠点箇所及び物資備蓄品の拡充をさらに推進すること

さらには、国や自治体が整備する資機材を活用した全国的な被災地支援の考え方を示し、自治体の財政負担や担い手の確保等に係る運用面の負担を軽減する制度を創設すること

2 受援体制の構築への支援

発災後、全国から応援に駆け付ける警察・消防・自衛隊等の救助部隊・チームの活動拠点となる施設や、国によるプッシュ型支援物資の集積・集配拠点となる施設の整備に係る財政支援・制度等を継続・拡充すること

1 国の現状

- (1) 「防災基本計画」では、市町村は、指定避難所又はその近傍の備蓄施設を確保した上で、食料・トイレ・段ボールベッド等、避難生活や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとしており、被災時の物資調整は主に被災自治体が担うとされている。
- (2) 災害時に、段ボールベッドや簡易トイレといった支援物資をプッシュ型で届ける備蓄拠点を、従来の都内1か所から、新たに全国8か所に分散化して整備することが予定されている。
- (3) 「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画（令和2年5月・中央防災会議）」では、被災地である1都3県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）に対し、全国から最大勢力の広域応援部隊（警察災害派遣隊、緊急消防援助隊、自衛隊災害派遣部隊及び国土交通省 TEC-FORCE）を可能な限り迅速かつ的確に投入することとしており、その派遣規模は約147,000人を想定している。
- (4) 上記計画においては、域内部隊（被災都県の警察・消防・国土交通省 TEC-FORCE の部隊）と広域応援部隊は、緊急災害対策本部による総合調整の下、緊密な連携を図りながら、救助・救急、消火活動等に従事することとしているため、被災自治体は、これらの部隊の集結、指揮、宿営、資機材集積及び燃料補給等を行う「救助活動拠点」をあらかじめ想定し、発災後には速やかに確保するものとしており、現状、当該拠点となる施設等の整備は主に被災自治体が担っている。

2 横浜市の現状

- (1) 令和7年3月に改定した「横浜市地震防災戦略」において、避難所環境の向上に向けた新たな方策として、衛生用品や就寝環境の向上等に必要な物資の拡充を行うこととしている。

- (2) 従来から指定避難所である地域防災拠点の運営は、地域で組織する地域防災拠点運営委員会が担い、開設・運営に際した訓練も行政と地域が一体となって取り組んでいる。備蓄物資についてはスペースの制約がある中で、運営委員会と意見交換を行い効率的・効果的な備蓄に努めている。
- (3) 市内全 459 か所の地域防災拠点に設置している備蓄庫はその多くが平成 7～10 年に整備されており、老朽化が進んでいるため計画的な建替を進めていく必要がある。また、変化する世情や地域ニーズを反映した結果、設置当初と比べ備蓄資機材は増加しており、保管場所の確保にも取り組む必要がある。
- (4) TKB ユニット（トイレトレーラー・キッチンカー・簡易ベッド）を全国で初めて導入し、避難生活支援を機動的にバックアップする運用の検討を進めている。
- (5) 横浜市防災計画では、消防、警察、自衛隊等の応援部隊が市域で円滑に救助・救出活動を実施するため、市内の公園や高校等 26 か所を広域応援活動拠点として指定し、受援体制を確保しているが、横浜市地震防災戦略では、旧上瀬谷通信施設地区において①全国から集まる広域支援部隊（自衛隊・警察・消防等）のベースキャンプ機能、②物資を備蓄し、避難所に届ける物資備蓄機能、③市域の災害概況をもとに広域支援部隊の現地活動調整等を行う拠点機能を担う「広域防災拠点」を整備することとし、大規模災害時の応急対応に資する拠点整備を進めている。

3 問題点・必要性

- (1) 避難所運営、避難所環境整備や物資調整については、各自治体のみで十分な物資・資機材を配備し運用することは、財政面や保管スペース等の様々な制約により困難である。十分な数量のプッシュ型支援物資を国の備蓄拠点で効率的に分散配備し、被災していない自治体が保有する資機材も有効に活用しながら、発災時に必要な物資が必要な被災地に的確に配分される手法を確立する必要がある。また、各避難所の備蓄庫についても、設置時の支援はもとより、老朽化等に対応する定期的な更新・修繕も見据えた財政支援が必要である。
- (2) 横浜市は人口 377 万人を抱える国内最大の市であり、平時から物資の備蓄を推進しているが、必要品目を必要量備えることは場所や財政上の負担が大きい。加えて、多量の物資のニーズ調整や搬送調整など、運用面での担い手不足も予想され、被災時のオペレーションも容易ではない。
- (3) 「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」の実効性の確保や、国家的な非常災害における被災自治体の受援体制確立のためには、広域応援部隊の迅速かつ効果的な受入・運用が必要不可欠であるが、当該受入・運用に係る拠点等の整備を被災自治体が単独で担うことは財政的負担が非常に大きく、従来からの支援に加えて更なる財政支援が求められる。

参考 広域応援部隊の 1 都 3 県への派遣（具体計画抜粋）

警察災害派遣隊：約 14,000 人、緊急消防援助隊：約 20,600 人／5,400 隊、自衛隊の災害派遣部隊：約 110,000 人
国土交通省 TEC-FORCE：約 1,940 人

提案の担当

総務局危機管理室危機管理部防災企画課長
消防局警防部警防課担当課長

井上 健正
平井 正和

TEL 045-671-2019
TEL 045-334-6409

地震火災対策の強化

要望先：国土交通省

提案・要望内容

1 密集市街地における火災・延焼対策に向けた支援の拡充

住宅市街地総合整備事業における、火災・延焼対策に向け、

- ・建物不燃化を推進する建替えや窓等の防火改修に係る交付上限額を引き上げること

建替え交付上限額 【現行】150万円/戸 → 【要望】300万円/戸

窓等の防火改修交付上限額 【現行】50万円/戸 → 【要望】100万円/戸

- ・地域団体による防災広場の整備等の防災活動への助成金の国庫負担割合を引き上げること

民間間接補助の国庫負担割合 【現行】1/3 → 【要望】1/2

2 地震対策等の継続的な推進に向けた防災・減災対策関連の地方債の事業期間延長等による財政支援

地方自治体が防災・減災対策を継続的に実施・強化していくため、令和7年度に期限を迎える、緊急防災・減災事業債、緊急自然災害防止対策事業債、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債について、事業期間を延長するなど、必要な財政措置を行うこと

1 国の現状

- (1) 令和8年度以降、新たに「国土強靱化実施中期計画」を策定し、引き続き災害に屈しない強靱な国土づくりを進める。
- (2) 東日本大震災等を教訓として、平成23年度以降、地方単独事業等を対象とした緊急防災・減災事業債をはじめ、防災・減災対策関連の地方債メニューが創設された。その後、対象事業の拡充や期限の延長がなされたが、緊急防災・減災事業債、緊急自然災害防止対策事業債、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債について、令和7年度までの時限措置となっている。

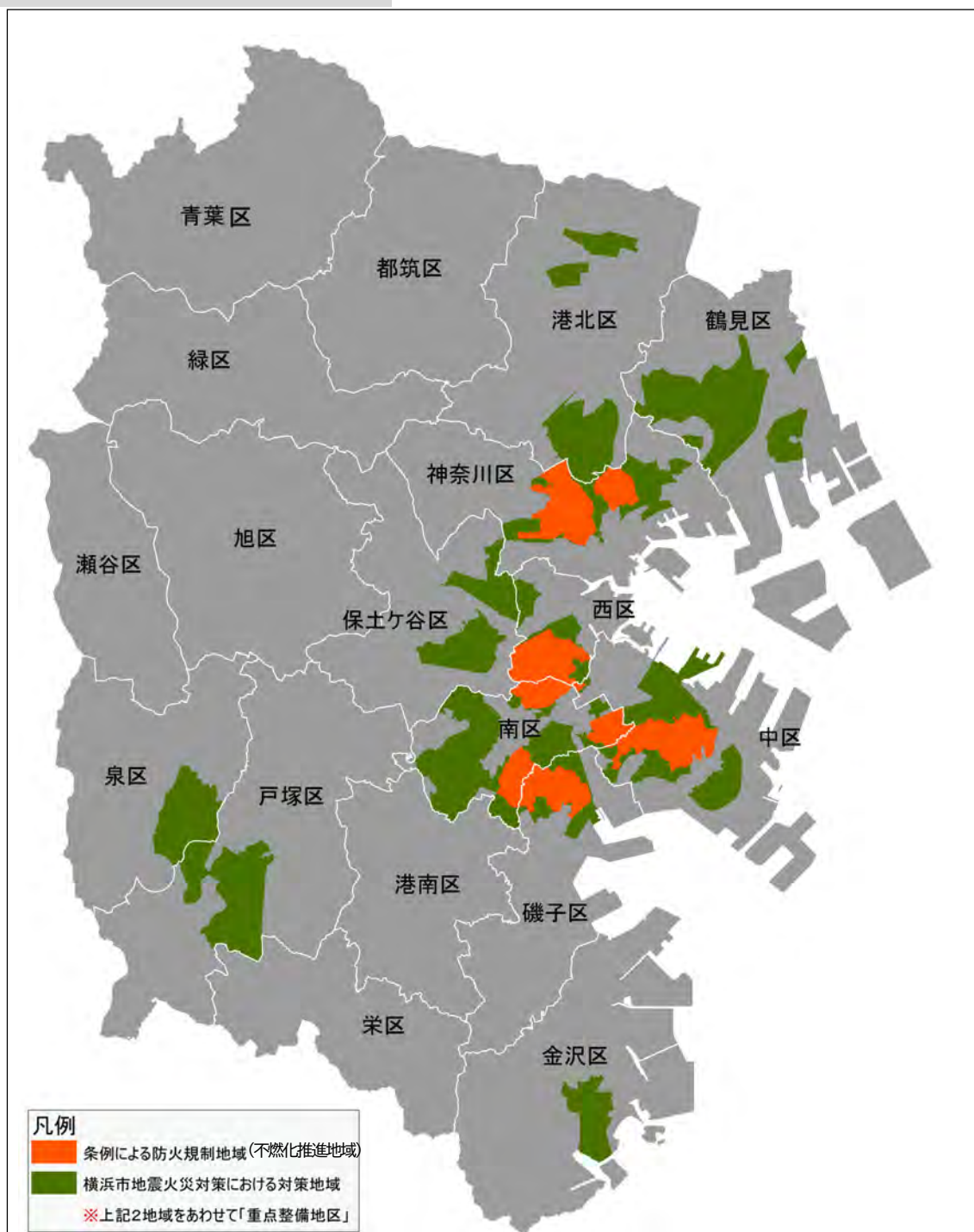
2 横浜市の現状

- (1) 地震火災対策として、これまでも密集市街地における建築物の除却や建替えの支援を進めてきたが、地震防災対策をより一層強化するため、令和7年3月に「横浜市地震防災戦略」を改定した。これに伴い、地震火災からの逃げやすさを向上させる建築物の窓等の防火改修工事費への補助等を新たに開始した。
- (2) 密集市街地における共助力向上のため、令和7年度から不燃化推進地域（参考1参照）内の自治会町内会に市職員が訪問し、防災まちづくり活動開始への働きかけをプッシュ型で行っている。
- (3) 防災・減災対策の実施にあたり、厳しい財政状況の中、地方債を活用しながら、必要財源の確保に取り組んでいる。

3 問題点・必要性

- (1) 現行の交付金制度の活用により、老朽建築物除却は着実に進んでいるが、一方で、建築物の建替えや窓等の防火改修は、近年の建設費用高騰が影響し、過大な費用負担が事業進捗上の問題となっている。
また、地域団体が行う防災活動に対し、今後、さらに多くの自治会町内会へきめ細かく支援を行う必要がある。
- (2) 緊急防災・減災事業債等の防災・減災関連の地方債については、地方自治体にとって重要な財源であるが、時限措置のものも多く、地震対策等を進めていく上での懸念材料となっている。

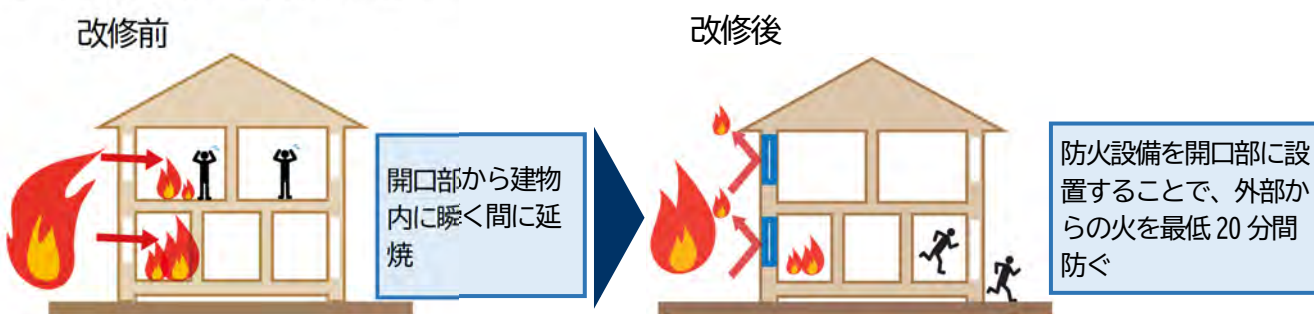
参考1 横浜市の密集市街地の位置



次頁あり

参考2 住宅の窓等の防火改修工事費補助 制度概要（令和7年度～）

建築物の大部分を防火改修するよりも費用負担を抑えた効果的な支援メニューとして、延焼火災のウィークポイントとなる開口部の防火改修への支援を行い、延焼を遅らせることで居住者等の避難時間を確保し、逃げやすさを向上させる。



項目	概要
補助上限	100 万円
補助対象範囲	不燃化推進地域等
要求する開口部の性能	・両面 20 分以上の遮炎性能を有する防火設備であること。 ・Uw 値（窓の熱貫流率）=2.3 以下（ZEH 基準）の断熱性能を有すること。

参考3 令和7年度に期限を迎える防災・減災対策関連の地方債

地方債の名称	対象事業	事業期間
緊急防災・減災事業債	実施する緊急性が高く、即効性のある防災・減災対策のための施設整備等	令和3年度～ 令和7年度
緊急自然災害防止対策事業債	緊急的に自然災害防止のために実施する防災インフラの整備（道路防災、治山、砂防、河川等）	令和3年度～ 令和7年度
防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債	「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく防災のための重要インフラ等の機能維持等	令和3年度～ 令和7年度

提案の担当

都市整備局防災まちづくり推進室防災まちづくり推進課長
財政局財政部資金課長

杉本 彰
古川 聡

TEL 045-671-3663
TEL 045-671-2185



高齢者・障害者施設等における防災・減災対策の推進

要望先：厚生労働省

提案・要望内容

1 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の採択基準の緩和

災害発生時に外に避難することが困難な高齢者が利用している高齢者施設等における災害対策用の設備の更新等を支援する極めて重要な事業であるが、事業者及び横浜市からの申請に対する国の採択件数が少ない状況。国内各地で自然災害が多発し、各施設における深刻な被害が見られる中、防災・減災対策を早急に進めるため、本交付金事業の採択基準の緩和及び予算を拡充すること

2 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の事業実施に必要な期間の確保

災害対策用の非常用自家発電設備や給水設備の導入及び更新にあたり、設備業者からの納品や設置工事に一定の期間を要するものが多数あり、国からの内示時期が遅れた場合、事業実施に要する期間を十分に確保できず、申請を断念せざるを得ないケースもあるため、内示時期を前倒しすること

3 社会福祉施設等施設整備費補助金における非常用自家発電設備整備にかかる補助の拡充

昨今、国内各地で自然災害が多発し、各施設における深刻な被害が見られる中、本補助金事業を活用した防災・減災対策を早急に進める必要があることから、補助を拡充し、事業者の負担が発生しないようにすること

1 国の現状

- (1) 能登半島地震や能登半島豪雨などの大規模自然災害によりライフラインが長期間にわたり途絶し、高齢者施設等においても停電や断水による施設運営への影響が深刻な問題となっている。
- (2) 「高齢者施設への非常用自家発電設備等の導入に関する調査研究報告書（令和2年3月）」（令和元年度厚生労働省老人保健健康増進等事業）では、常用・非常用自家発電機の未整備施設が46.5%、受水槽や地下水利用給水設備の未整備施設が48.3%となっており、全国的に災害発生時に施設機能を維持するための電力・水の確保が十分とは言えない状況。
- (3) 当該交付金事業の申請に対する国の採択件数及び内示時期は、年度によりばらつきが大きい。

2 横浜市の現状

- (1) 市の独自調査では、非常用自家発電設備や給水設備が未整備の事業者が全体の約1/4程度あり、災害時の利用者の安全確保や施設の機能維持のためには、災害対策用設備等の整備の推進が不可欠。
- (2) 非常用自家発電設備が整備されているものの、老朽化などが原因で、十分な稼働時間が確保できない設備もあり、更新も進めることが必要。

3 問題点・必要性

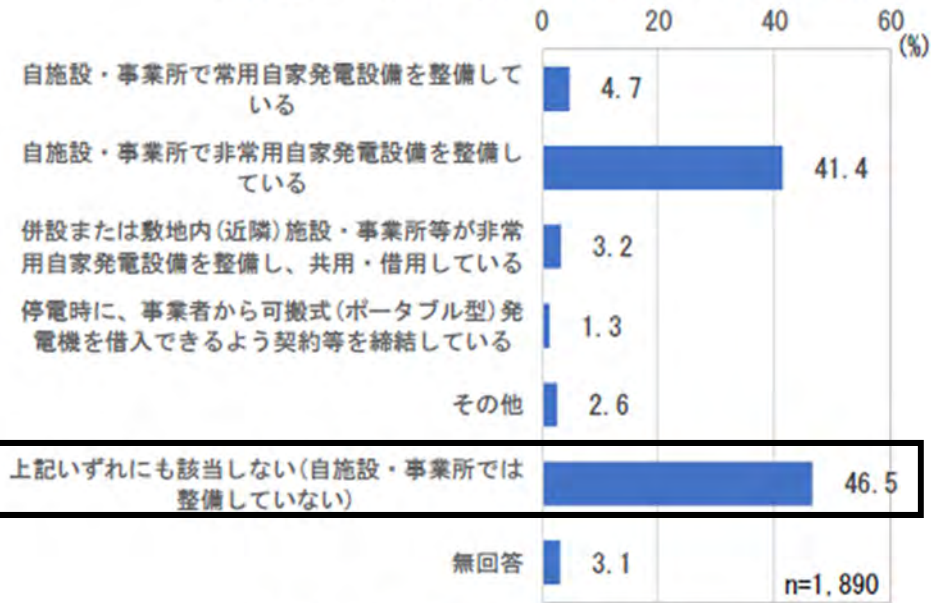
- (1) 国の採択件数が少なく、当該交付金事業による災害対策用設備の更新等が進まない。
- (2) 年度により国の採択件数や内示の時期にばらつきがあり、国の採択から漏れた事業者が次年度以降に再度の申請を検討する際に申請の見通しを立てづらく、整備促進に繋がらない。また、事業者が事業期間を十分に確保できず、内示を受けたにもかかわらず申請を断念せざるを得ない場合があり、設備の更新等が進まない。
- (3) 大規模自然災害によりライフラインの長期間の途絶が想定される中、施設の機能維持のための電力や水の自力確保に向けた災害用の非常用設備の整備が急務である。本補助金事業は、災害発生時に施設外で避難生活を送ることが困難な重度障害者を受け入れる障害者支援施設における災害用の非常用自家発電設備の更新等を支援する重要な事業である。しかし、設備の更新には多くの法人負担が必要となることから、事業者が申請を躊躇し、整備が進んでいない。

参考 1 自然災害による被害の状況、非常用設備の導入状況等

(出典：高齢者施設への非常用自家発電設備等の導入に関する調査研究事業報告書／一般財団法人日本総合研究所)

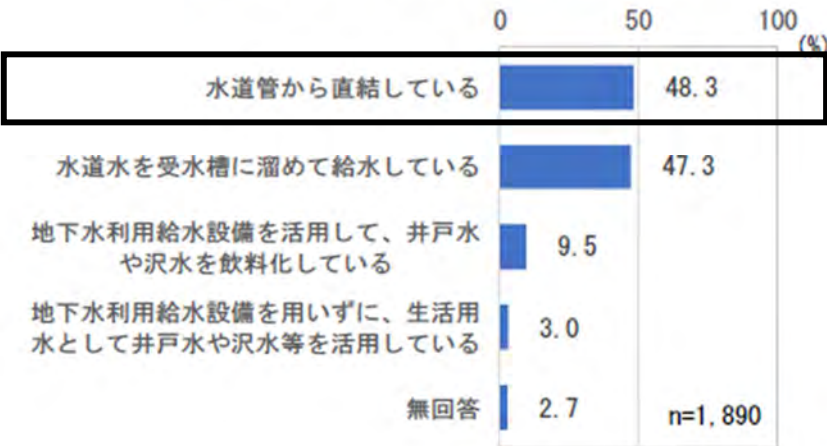


図表 1-2-1 常用・非常用自家発電設備の整備状況



常用・非常用自家発電設備
の未整備施設

図表 1-3-1 回答施設・事業所の給水方式



受水槽・地下水利用給水設備
の未整備施設

参考2 横浜市内施設への非常用設備の導入状況の調査結果

3-5 非常用電源

			整備率
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	実施	47	
	未実施	17	73.4%
介護老人保健施設	実施	25	
	未実施	8	75.8%

3-3 給水設備（受水槽・地下水利用給水設備）の整備

			整備率
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	実施	41	
	未実施	23	64.1%
介護老人保健施設	実施	25	
	未実施	8	75.8%

参考3 申請に対する採択等の状況

非常用自家発電設備

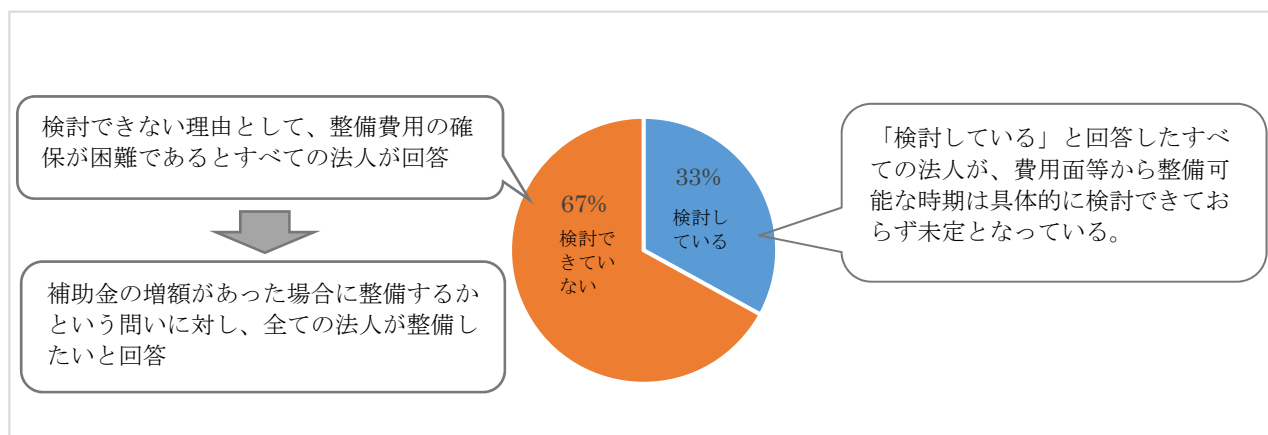
	A	B	C
年度	国への申請件数	国の採択件数	事業実施件数
R 5	8	8	7
R 4	8	4	4
R 3	4	4	3

給水設備

	A	B	C
年度	国への申請件数	国の採択件数	事業実施件数
R 5	4	2	2
R 4	6	1	1
R 3	5	4	2

A→Bは国の採択件数の減による減、B→Cは事業実施期間が短いなどの理由により実施しなかったことによる減

参考4 障害者支援施設における非常用自家発電設備の整備状況の調査（令和6年度）



提案の担当

健康福祉局高齢健康福祉部高齢施設課高齢施設整備担当課長
健康福祉局障害福祉保健部障害施設サービス課長

田島 彰
大津 豪

TEL 045-671-3620
TEL 045-671-2377

郊外部の新たな活性化拠点の形成及び災害時の拠点整備に向けた旧上瀬谷通信施設の土地利用促進への支援

要望先：国土交通省、財務省、農林水産省

提案・要望内容

1 新たなインターチェンジ・新たな交通の整備に向けた継続的な検討支援

横浜市初となる広域防災拠点の機能を最大限に発揮する新たなインターチェンジの整備（連結許可の早期取得）や、横浜市西部地域の南北方向の交通ネットワークを構築していくことを目的とした新たな交通（瀬谷・上瀬谷間の専用道を含む）の整備に向けた継続的な検討支援

2 公園整備における国有地の取得に向けた柔軟な対応

広域防災拠点となる（仮称）旧上瀬谷通信施設公園における国有地の取得時期や方法等に関する柔軟な対応

3 上瀬谷地区における農業関連事業への支援

郊外部の新たな活性化拠点にふさわしい都市農業を実現するため、土地区画整理事業と合わせた農業基盤の整備と早期営農開始に向けた支援

1 国の現状

- (1) 市街化調整区域内での市施行による土地区画整理事業の実施を可能とする構造改革特別区域法の改正（令和元年12月）。
- (2) 市施行の土地区画整理事業について設計の概要の認可（令和4年9月）。
- (3) 土地区画整理事業について設計の概要の変更の認可（公共施設の配置等の変更）（令和5年9月）。

2 横浜市の現状

- (1) 農業振興と都市的土地利用の連携により、地域の好循環を生み出す郊外部の新たな活性化拠点を形成する4つの地区の土地利用の考え方等を示した、旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画を策定（令和2年3月）。
- (2) （仮称）旧上瀬谷通信施設公園基本計画（案）の策定（令和4年6月）及び都市公園を設置すべき区域の決定（令和5年10月）。
- (3) 「観光・賑わい地区」における事業予定者の決定（令和5年9月）及び事業予定者と基本協定の締結（令和6年3月）。
- (4) 新たなインターチェンジ及び新たな交通の事業実施について方針決定し（令和6年1月）、整備に向けた本格的な検討に着手（令和6年4月）。
- (5) 旧上瀬谷通信施設地区での横浜市初の広域防災拠点の整備を盛り込み、「横浜市地震防災戦略」を改定（令和7年3月）。

3 問題点・必要性

- (1) 横浜市初となる広域防災拠点の機能を最大限に発揮させるとともに、市民の暮らしや経済の活性化に繋がる安定的な物流の確保のため、救援物資輸送等の大動脈となる東名高速道路から直接アクセスできるインターチェンジの整備が不可欠。

- (2) 横浜市西部地域は鉄道路線が東西に整備されているが、上瀬谷周辺のエリアでは公共交通が整備されていない交通空白地域が存在するなど、南北方向の交通ネットワークが脆弱な状況であることから、新たな交通の整備により交通利便性を向上させることが必要。
- (3) (仮称) 旧上瀬谷通信施設公園は、広域防災拠点としての機能を早期に確保する必要があるとともに、GREEN×EXPO 2027 開催後に公園施設が計画区域全域で存置されるため、約 65ha の公園区域の権原を市が一括して取得する必要があるが、厳しい財政状況を踏まえ、その方法や時期に関する国の柔軟な対応が必要不可欠。
- (4) 戦後米軍に接収され長年土地利用が制限されていたため、生産性を向上させる農地の基盤整備や、収穫体験をはじめとする消費者の需要に合った農業生産の推進など、都市農業の経営環境を充実させることが必要。

参考 1 新たなインターチェンジ・新たな交通について

- ・旧上瀬谷通信施設地区に整備を予定している広域防災拠点の機能を最大限に発揮するとともに、市民の暮らしや市内経済の活性化に繋がる安定的な物流の確保を目指し、東名高速道路と同地区を直結するインターチェンジの整備に向けた検討を進めている。
- ・道路混雑の抑制や来街者への交通利便性の向上、将来的には誰もが移動しやすい持続可能な地域交通を目指し、横浜市西部地域の交通ネットワークを構築していくことを目的に、瀬谷駅を起点とする新たな交通の導入に向けた検討を進めている。
なお、瀬谷・上瀬谷間では、バス専用の道路を整備し、次世代技術（自動運転・隊列走行）を活用したバスによる新たな輸送システムの導入を目指している。



参考 2 (仮称) 旧上瀬谷通信施設公園の計画

- ・公園を整備する「防災・公園地区」は、全体が GREEN×EXPO 2027 の会場となるため、先行して公園の基盤となる植栽や園路、パークセンター等の整備を進めており、並行して GREEN×EXPO 2027 の会場整備を行っていく。
- ・GREEN×EXPO 2027 の開催後は、「環境」と「防災」をテーマにした公園を整備する。また、横浜市初の広域防災拠点として、大規模災害時に全国から集まる消防・警察・自衛隊などの応援部隊を受け入れるベースキャンプ機能や、市域の避難所に物資をいち早く送り届けるための拠点機能を持たせる。
- ・また、次世代を担う市民や活動団体、企業と対話を重ねながらソフト・ハードの両面で検討を進めている。
- ・公園となる国有地について、GREEN×EXPO 2027 開催後の取得時期や方法について協議を進めている。

■公園の概要

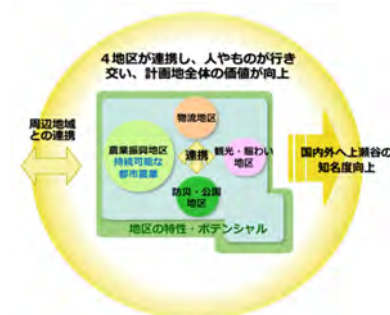
- ・公園名称：(仮称) 旧上瀬谷通信施設公園
- ・面積：約 65ha



参考 3 上瀬谷地区の農業振興について

- ・地域内外の様々な企業・研究機関や意欲・ノウハウ・技術のある多様な主体と連携することで、横浜に最適化したスマート農業や脱炭素化に寄与する取組の研究・実証・活用を進め、新しい都市農業の実現を目指す。
- ・周辺地区の賑わいを活かし、集客型農業の展開等を通じて、市民や来街者が農や食とふれあう機会を作り出すことで、横浜市の特色ある農の魅力を広く PR していく。
- ・大学や企業・地区の農家等と連携し、総合的な農業技術や地域と調和できる持続可能な農業経営のノウハウを学ぶ場を作ることにより、市内各地で活躍できる新規参入者等や、地域農業の核となる人材を育成する。

土地利用の考え方のイメージ



提案の担当

脱炭素・GREEN×EXPO推進局上瀬谷整備事務所上瀬谷整備推進課長	蒲田 仁	TEL 045-900-0594
脱炭素・GREEN×EXPO推進局上瀬谷交通整備部上瀬谷交通整備課長	守谷 俊輔	TEL 045-671-4606
脱炭素・GREEN×EXPO推進局上瀬谷公園企画部上瀬谷公園企画課長	大窪 和人	TEL 045-671-4226
脱炭素・GREEN×EXPO推進局上瀬谷整備事務所上瀬谷公園整備課長	岩間 貴之	TEL 045-900-0595
みどり環境局農政部農政推進課上瀬谷担当課長	赤井 洋之	TEL 045-671-2893

道路における防災・減災、国土強靱化の対策推進

要望先：国土交通省

提案・要望内容

1 道路事業における国土強靱化関係事業の推進に向けた支援

(1) 国土強靱化実施中期計画における必要な予算の確保

道路施設の老朽化対策をはじめ、国土強靱化対策を着実に推進するために、国土強靱化実施中期計画における財政支援の拡充

(2) 災害対策の更なる加速に向けた交付金制度の重点配分対象の拡大

緊急輸送路をはじめとする幹線道路ネットワークの構築や橋梁の耐震化などの地震対策等における中長期的な取組を、道路事業における国土強靱化関係事業の推進に向けた交付金制度の重点配分の対象に追加。事業規模が交付金の対象要件に満たない道路法面の防災対策も推進できるよう、交付金制度の要件緩和

(3) 事業費の確保

国土強靱化地域計画に基づく事業として実施している、桂町戸塚遠藤線の整備及び緊急輸送路上における橋梁（奈良中央大橋、辨天橋）の地震対策に係る事業費の確保

2 無電柱化の推進に向けた支援

無電柱化事業の事業費確保のための財政支援の継続、並びに省スペース・低コスト手法及び地上機器コンパクト化・地下化の普及・実用化

1 国の現状

- (1) 激甚化・頻発化する地震災害等への対応、今後加速度的に進行するインフラの老朽化対策等について、取組の加速化・深化を図り、強靱な国土づくりを進めるため、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を策定し、取組を推進してきた。引き続き、国土強靱化を着実に推進するため、5か年加速化対策後の後継となる「国土強靱化実施中期計画」を令和7年6月に策定予定。
- (2) 老朽化対策状況の更なる見える化を図るため、直近5年間の判定区分Ⅲ・Ⅳと診断された施設の点検結果等を地図上で閲覧できる「全国道路施設点検データベース」を公開。
- (3) 無電柱化推進計画において「電線管理者は、国及び地方公共団体と連携しつつ、地上機器や特殊部のコンパクト化・低コスト化について主体的に技術開発を進める」としている。

2 横浜市の現状

- (1) 平成31年3月「横浜市強靱化地域計画」、平成30年12月「横浜市無電柱化推進計画」を策定。現在、本体工事に着手する路線が増えており、財源確保が必要。
- (2) 横浜市が管理する橋梁1,722橋（橋長15m以上の橋梁は866橋）のうち、健全度Ⅲ判定のものは172橋、歩道橋326橋のうち、健全度Ⅲ判定のものは48橋ある。これらを早期に修繕し、予防保全型管理への移行を目指している。

- (3) 令和6年能登半島地震の状況などを踏まえ、市の地震防災対策を強化するため、橋梁、歩道橋及び道路がけの耐震化、無電柱化の実施などインフラの強靱化を柱として、「横浜市地震防災戦略」を令和6年度末に改定。

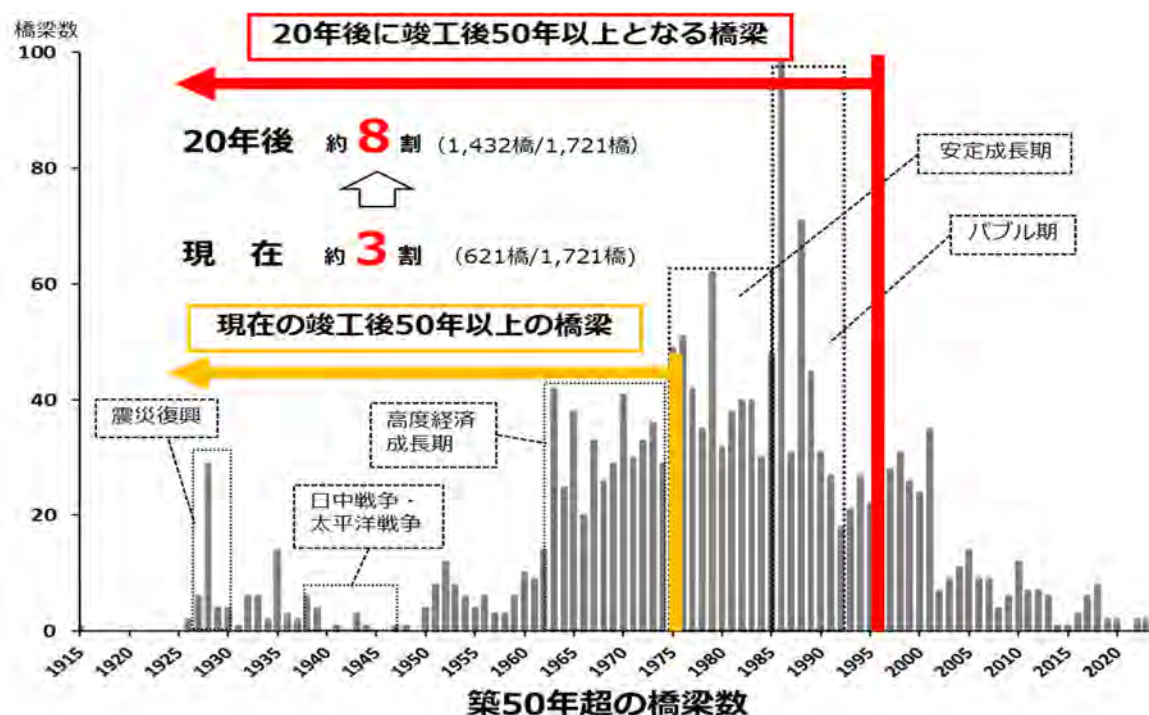
3 問題点・必要性

- (1) 国土強靱化に関する交付金制度は、災害時にも地域の輸送等を支える道路整備のうち、早期に効果の発現が見込める事業が重点要件となっているが、現行、対象外である中長期的に取り組む事業（緊急輸送路整備や地震対策等）も、国土強靱化の推進に向けて必要不可欠。
- (2) 強靱な国土づくりの実現のためには、5か年加速化対策期間後の継続した支援が必要。
- (3) 災害時の救急活動や応急復旧の速やかな展開など、無電柱化の効果を早期に発現させるためには、本体工事实施のための予算確保が必須。
- (4) 無電柱化事業を引き続き推進するため、直接埋設や小型ボックス活用埋設等の省スペース・低コスト手法の導入及び歩行空間確保に資する地上機器のコンパクト化・地下化の普及・実用化が必要。

参考 横浜市の橋梁老朽化対策の課題

横浜市が管理する橋梁1,721橋のうち、約83%にあたる1,432橋が20年後に竣工後50年以上となり、適切な修繕を行わなければ事故や通行止めのリスクが増大するため、現状の事後保全型管理から、予防保全型管理への転換を目指し、コスト縮減を図りながら、効率的な維持管理を実施していく必要がある。

施工後50年以上の橋梁数と全体に占める割合



提案の担当

道路局計画調整部事業推進課長

古性 敏幸

TEL 045-671-2937

道路局計画調整部企画課長

金子 真嗣

TEL 045-671-2746

大規模地震に備えた水道施設の更新・耐震化への支援

要望先：国土交通省

提案・要望内容

1 水道施設の更新・耐震化の推進に対する着実かつ継続的な財政支援

水道施設の災害対策推進のため、防災・安全交付金等の要望額を満たす予算の着実かつ継続的な確保及び補助率の引上げ並びに交付要件の緩和・撤廃や対象施設の拡充など、更なる財政措置の強化

2 水道施設の更新・再構築事業に対する新たな財政支援制度の創設

水道施設の更新及び長寿命化事業、並びに事業統合や経営の一体化を伴わない施設の統廃合を行う再構築事業に対する財政支援制度の創設

1 国の現状

- (1) 「国土強靱化基本計画」に基づく「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策（令和3～7年度）」（令和2年12月11日閣議決定）の重点対策の一つに、「水道施設の耐災害性強化対策及び上水道管路の耐震化対策」を掲げ、同取組を加速化・深化。
- (2) 令和6年能登半島地震の経験も踏まえ、施策の実施状況の評価など「国土強靱化実施中期計画」策定に向けた検討を最大限加速化し、7年6月を目途に計画を策定。
- (3) 能登半島地震での甚大な被害を踏まえ、水道施設の耐震化の取組を加速するため、防災・安全交付金の要件緩和等を実施。

2 横浜市の現状

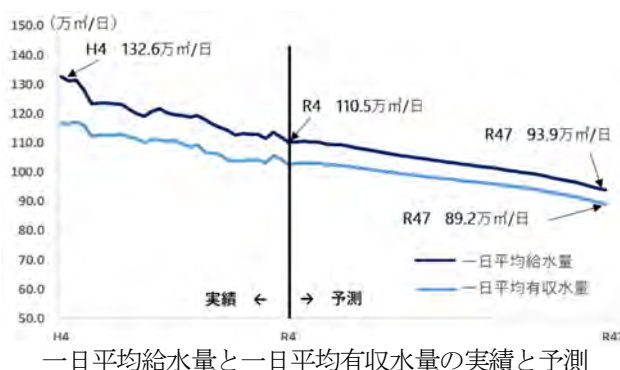
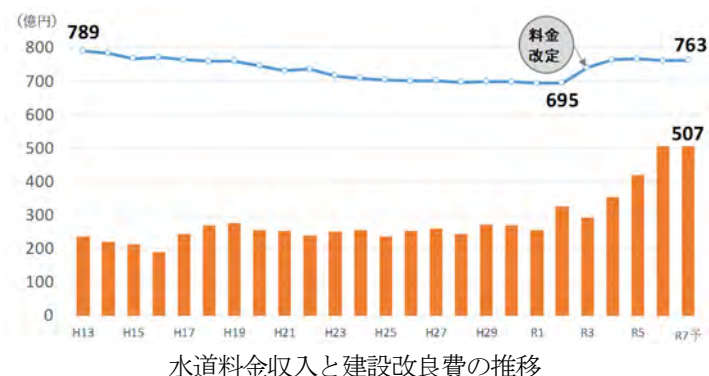
- (1) 節水機器の普及・高性能化、企業のコスト削減、今後の人口減少に伴い、使用水量は一層減少。
- (2) 一方で、更新需要の増加や物価高騰などから工事費は増大。
- (3) 高度経済成長期に建設した水道施設の老朽化が進んでいることから、浄水場の再整備や管路の更新・耐震化、保全・維持管理を推進。
- (4) 特に、国の進める水道の耐震化達成に向け、被災により極めて大きな影響を及ぼす浄水場などの急所施設や地域防災拠点等の重要施設に接続する配水管の耐震化の取組を重点的に推進。

3 問題点・必要性

- (1) 厳しい経営環境の中、首都直下地震など切迫する大規模地震に備え、水道施設の更新・耐震化を進めるには、国の着実かつ継続的な財政支援が不可欠。
- (2) 水道施設の更新や長寿命化を図るための事業及び近隣水道事業者と連携し、バックアップ機能強化と併せた施設の統廃合を対象とする新たな補助金・交付金制度の創設が必要。

参考 1 財政状況と給水量の見込み

- 水道料金収入の減少や物価高騰等の影響により、財政状況は依然厳しい状況にある。
- 多くの水道施設が更新期を迎え、更新費用の増大が見込まれている。
- 横浜市では人口が減少に転じており、令和 47 年度の給水量は約 17 万 m³/日減少する見込み。



参考 2 急所施設や重要施設に接続する管路の耐震化

- 被災により極めて大きな影響を及ぼす急所施設のうち導水施設、浄水場及び配水池について、優先的に耐震化を進め、令和 22 年度の完了を目指す。
- 送水管は、令和 41 年度までの耐震化の完了を目指す。
- 重要施設に接続する配水支管の耐震化は令和 26 年度、配水本管は令和 41 年度の完了を目指す。

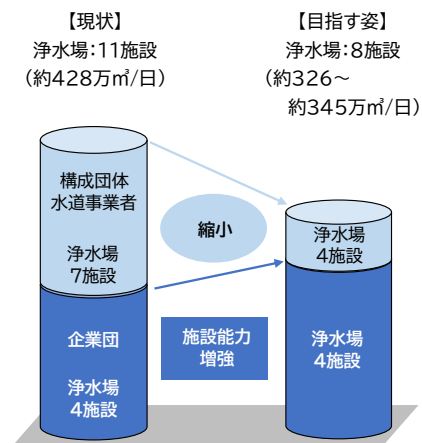
	R5	~R12	~R22	~R41		R5	R11	R15	~R26	~R41
導水施設 (うち導水管のみ)	69% (94%)	72% (95%)	100% (100%)		重要施設	287 (459か所) 63%	384 84%		459 100%	
浄水場	51%	78%	100%		応急復旧活動拠点 (41か所)	37 90%	41 100%			
送水管	66%	計画的に更新を実施 →		100%	災害拠点病院等 (116か所)	33 28%	81 70%	116 100%		
配水池	96%	98%	100%		重要施設に接続する配水本管 (616か所)	109 18%	113 18%			616 100%

急所施設の耐震化スケジュール

※上段：耐震化済み施設数 下段：全施設に占める耐震化済み施設の割合
重要施設に接続する管路の耐震化スケジュール（上下水道共通）

参考 3 事業統合や経営の一体化を伴わない水道施設の再構築

- 神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市及び用水供給事業者である神奈川県内広域水道企業団の 5 事業者は、人口減少に伴う水需要の減少や水道施設の老朽化、自然災害や水質事故への対応、脱炭素化などの水道事業共通の課題に直面。
- 5 事業者は、共通する課題解決に向けて、将来を見据え、事業統合や経営の一体化を伴わない水道施設の再構築の実現に向け取組を推進。



施設能力の現状と再構築後の変化

提案の担当

水道局経営部経理課長

田中 美枝子

TEL 045-671-3129

強靱で持続可能な社会の構築に資する下水道事業への支援

要望先：国土交通省、財務省

提案・要望内容

1 市民生活に欠かせない下水道の老朽化対策に必要な予算の確保

将来にわたり安定した下水道サービスを提供するための老朽化対策に係る所要額の確保に加え、中大口径の下水道管の部分改築への支援の拡充、水再生センターの再構築への支援の強化

2 災害に強い都市づくりの実現に向けた浸水・地震対策に必要な予算の確保

頻発化・激甚化する豪雨災害に備え「事前防災」の観点を新たに取り入れた浸水対策、震災時における重要施設の排水機能や緊急輸送路の交通機能確保に向けた地震対策への所要額の確保

3 脱炭素社会の構築に向けた下水道の温暖化対策に必要な予算の確保

地球温暖化対策実行計画が掲げる温室効果ガスの削減目標の達成に向けた下水道施設の改築を着実に推進するための所要額の確保

1 国の現状

- (1) 令和3年5月、流域治水関連法公布、同年11月までに順次施行。下水道を含めた流域全体でのハード対策等、流域治水の実効性を高める法的枠組みを整備。
- (2) 令和6年9月、能登半島地震での甚大な被害を受け、災害に強く持続可能な上下水道システムの構築に向け、上下水道耐震化計画の策定を通知。
- (3) 令和7年2月、温室効果ガス削減目標「2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減」を示した地球温暖化対策計画を閣議決定。
- (4) 令和7年3月、「下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会」が下水道管路の全国重点調査の実施について提言。
- (5) 国土強靱化のための5か年加速化対策後における「国土強靱化実施中期計画」について令和7年6月に決定予定。

2 横浜市の現状

- (1) 高度成長期以降に集中的に整備した膨大な下水道施設の老朽化が進行しており、令和7年1月に埼玉県で発生した下水道管路の破損に起因すると考えられる道路陥没などを未然に防ぐための再整備等、老朽化対策に係る下水道整備費が増加。
- (2) 令和6年1月に発生した能登半島地震の状況などを踏まえ、市の地震防災対策を強化するため「横浜市地震防災戦略」を改定し、また「横浜市上下水道耐震化計画」を策定。
- (3) これまで進めてきた「再度災害防止」の観点に加え、「事前防災」の観点に基づいたリスクの高い地区から下水道施設を整備することを定めた「横浜市下水道浸水対策プラン」を策定。
- (4) 2030年度までに温室効果ガスの50%削減を目標に掲げて策定した「横浜市脱炭素プラン」に基づき、設備更新に併せた高効率・省エネルギー機器を導入し、排出量削減を推進。

3 問題点・必要性

- (1) 日本最大の基礎自治体で膨大な資産を有する横浜市において、市民生活に欠かせない下水道サービスを将来にわたり安定して提供し続けるため、施設の改築に係る所要額の確保及び必要な額の確実な配分が必要。
- (2) 中大口径の下水道管は、老朽化により損傷すると大規模な事故につながり社会活動に甚大な影響を及ぼす。大規模陥没を未然に防ぐため、管路全体の改築への支援継続に加え、新たに調査に基づく部分的な改築にも支援の拡充が必要。
- (3) 横浜市の多くの水再生センターで老朽化が進行しており、土木躯体を含めた水再生センター全体の老朽化対策を、耐震化等の機能向上、統廃合・ダウンサイジングの視点を踏まえ、再構築事業として推進する必要がある。
- (4) 横浜駅周辺をはじめとする都市機能が集積する地区の雨水幹線等の整備や、過去に浸水被害が発生した地区の整備に加え、横浜型浸水シミュレーションを駆使しデータを活用した「事前防災」の観点を取り入れた計画的な浸水対策の推進が必要。
- (5) 能登半島地震を踏まえ、重要施設に接続する下水道管の耐震化、緊急輸送路のマンホール浮上対策を推進することが必要。
- (6) 地球温暖化対策実行計画で掲げる 2030 年度の温室効果ガスの削減目標達成に加え、新たな 2035 年、2040 年度の達成に向け、改築に併せた高効率・省エネルギー設備の導入等に取り組んでいるが、引き続き事業を着実に推進していくことが必要。

参考 1 中大口径管テレビカメラ調査



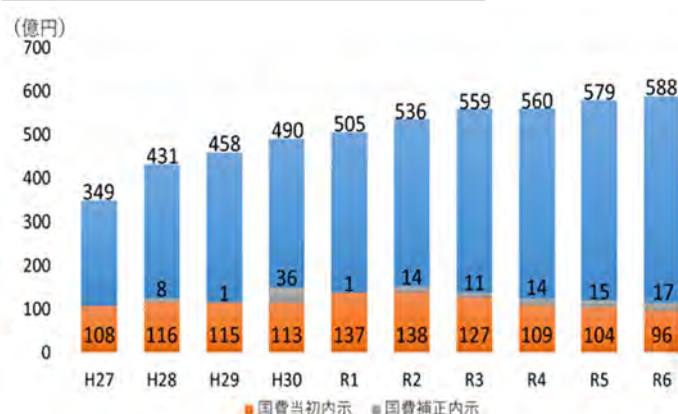
参考 2 データを活用した事前防災による浸水対策



参考 3 高性能汚泥焼却炉の導入



参考 4 下水道整備費と国費の推移



提案の担当

下水道河川局マネジメント推進部マネジメント推進課担当課長

中村 大和

Tel 045-671-2613

病院の耐震化対策の推進

要望先：厚生労働省、国土交通省

提案・要望内容

1 建物の耐震化の推進

医療施設等耐震整備事業について、建物の耐震化を行う全ての病院が補助を受けられるよう十分な財源を確保するとともに、補助内容の充実を図ること。また、病院の再整備にあたっては、免震構造の導入など、発災時の病院機能の維持に資する耐震化について、補助を受けられるようにすること

2 給水管の耐震化の推進

給水管の耐震基準となる指針を示すとともに、配水管の分岐から受水槽までの給水管を水道事業者が指定できるようにすること。また、非常用自家発電設備及び給水設備整備事業について、新たに給水管の耐震化を行う全ての病院が補助を受けられるよう制度を設けるとともに、十分な財源を確保すること

1 国の現状

- (1) 令和4年に厚生労働省が実施した病院の耐震改修状況調査によると、病院建物全体の耐震化率は8,085病院中、6,425病院（79.5%）で、このうち、災害拠点病院及び救命救急センターの耐震化率は、778病院中、742病院（95.4%）であった。
- (2) 建物の耐震化の補助制度である「医療施設等耐震整備事業」（厚生労働省）は、補助基準額が定められ、対象となる病院も限られている。
- (3) 給水設備の耐震化の補助制度として「非常用自家発電設備及び給水設備整備事業」（厚生労働省）があるが、対象が受水槽や地下水利用設備に限られている。

2 横浜市の現状

- (1) 令和5年の市内病院施設全体の耐震化率は132病院中、110病院（83.3%）となっており、このうち、横浜市救急医療体制参加医療機関の耐震化率は、58病院中、49病院（84.5%）であった。
- (2) 市内の病院が活用可能な耐震化補助制度として、「医療施設等耐震整備事業」（厚生労働省）を活用した「医療施設耐震整備事業」（神奈川県）があるが、当該事業では、建物規模等が補助要件に適合しないものがあるなど、耐震化整備の課題に十分に対応したものではなく、耐震化の動きが鈍化している。

3 問題点・必要性

- (1) 震災時には病院の建物倒壊や断水等のリスクがあり、災害時に迅速かつ安全に医療を提供するためには耐震化整備が不可欠であるが、昨今の物価高騰や賃金上昇等により病院経営が厳しい状況にあり、対策が進んでいない。
- (2) 配水管とは異なり、給水管には耐震性を判断する明確な基準（指針）が無いため、耐震化の進捗状況の把握が困難である。また、配水管の分岐から受水槽までの給水管を、耐震基準を満たした管にするように水道事業者から指定できないことで、災害対策が十分に講じられていない。
- (3) 能登半島地震では、病院において、受水槽の破損により水の確保が困難となり、数日間手術ができない状態が続いたり、病棟の天井が崩れ落ち、病院機能が一時停止した事例があった。こうした被害により、一部の病院では重症患者の対応ができず、他の病院に移動せざるを得ない状況に陥った。また、一部の精神科病院では、シャワーや調理が制限され、患者の精神状態に悪影響を及ぼす懸念があった。

参考 1 補助制度の概要

分類	名称	事業所管	補助対象	補助上限	交付条件
建物	医療施設耐震整備事業 ※令和 6 年度	神奈川県健康医療局	構造耐震指標（Is 値）0.6 未満の建物を有する二次救急医療施設等の病院等	Is 値が 0.3 未満の病院の場合、2 億円強（基準面積 2,300 m ² × 最大基準単価 243,800 × 補助率 0.50）	Is 値 0.3 未満の病院の新築建替の場合は、整備区域病棟の病床数を 10% 以上削減し、医療法上の許可病床数を削減すること。等
給水設備	非常用自家発電設備及び給水設備整備事業 ※令和 6 年度	神奈川県健康医療局	事業実施主体が、救命救急センターや病院群輪番制病院等の開設者である医療施設の給水設備（受水槽及び地下水利用施設）	受水槽の場合、5,000 万円強（基準額 160,434 千円 × 補助率 0.33） 地下水利用設備等の場合、2,500 万円弱（基準額 75,443 千円 × 補助率 0.33）	浸水想定区域（洪水・雨水出水・高潮）又は津波災害警戒区域に所在し、地域の医療提供体制の確保の観点から当該区域から移転することができない医療機関であること。等

※主に地方公共団体、地方独立行政法人等を除く医療機関が対象

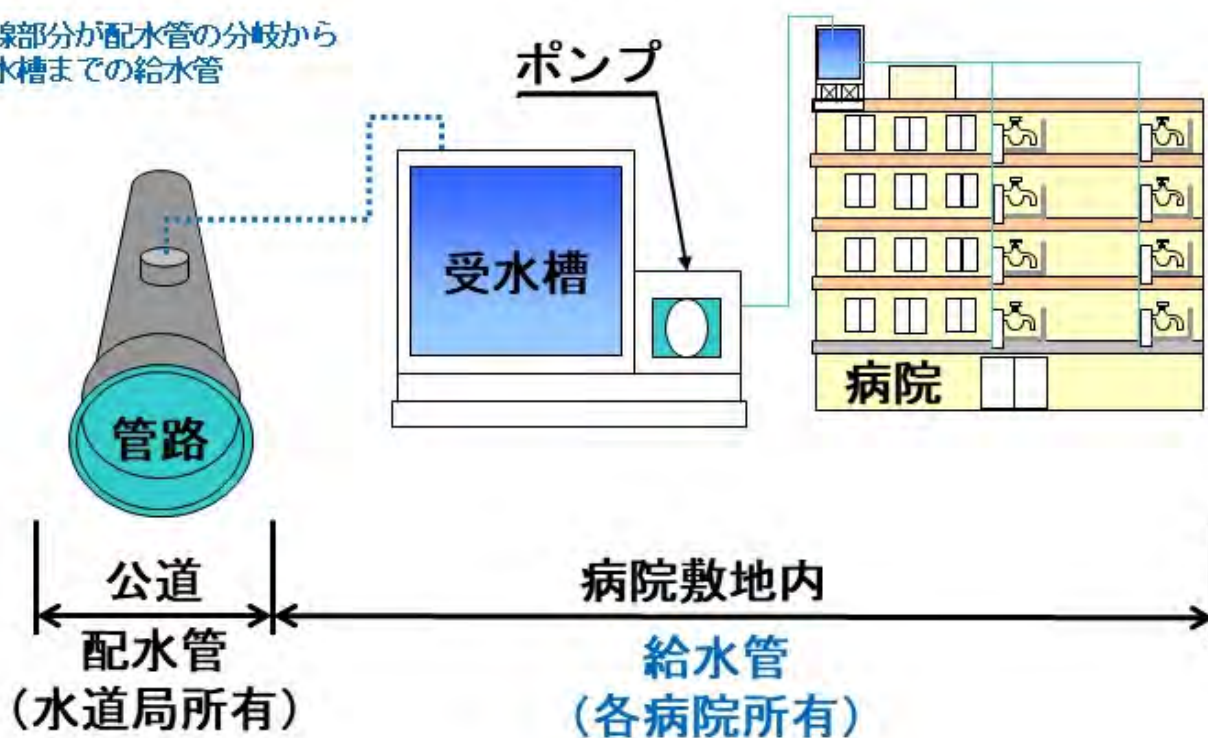
参考 2 補助制度の活用状況

分類	名称	開始時期	過去の申請状況
建物	医療施設耐震整備事業	平成 26 年度	平成 26 年・27 年：1 病院 令和元年・2 年：1 病院
給水設備	非常用自家発電設備及び給水設備整備事業	令和 3 年度	なし

次頁あり

参考3 配水管の分岐から受水槽までの給水管のイメージ図

※点線部分が配水管の分岐から
受水槽までの給水管



提案の担当

医療局地域医療部救急・災害医療課長

医療局地域医療部地域医療課長

水道局総務部担当課長（危機管理担当）

鈴木 健

田口 真希

野村 桃子

TEL 045-671-3740

TEL 045-671-4819

TEL 045-671-3104



横浜市

強靱で持続可能な河川事業への支援

要望先：国土交通省

提案・要望内容

1 河川事業の流域対策の推進に向けた必要な予算の確保

未改修区間の早期改修を含む更なる治水安全度の向上を図るための支援の強化

2 良好な河川水辺環境の創出・保全・利用の推進に対する支援の強化

河川環境施設の新たな役割・ニーズに対応した Well-Being な川づくりへの支援の強化

1 国の現状

- (1) 頻発・激甚化する水害に対してあらゆる関係者が協働する「流域治水」へ転換し、全ての一級水系で流域治水プロジェクトの策定を行い、ハード・ソフト一体となった事前防災対策を加速。
- (2) 河川環境の整備と保全の取組や流域の多様な主体との協働をより一層推進するよう、河川環境の整備と保全の着実な推進や流域連携について通知（令和6年6月28日国土交通省水管理・国土保全局長通知）。
- (3) 国土強靱化のための5か年加速化対策後の「国土強靱化実施中期計画」について令和7年6月に決定予定。

2 横浜市の現状

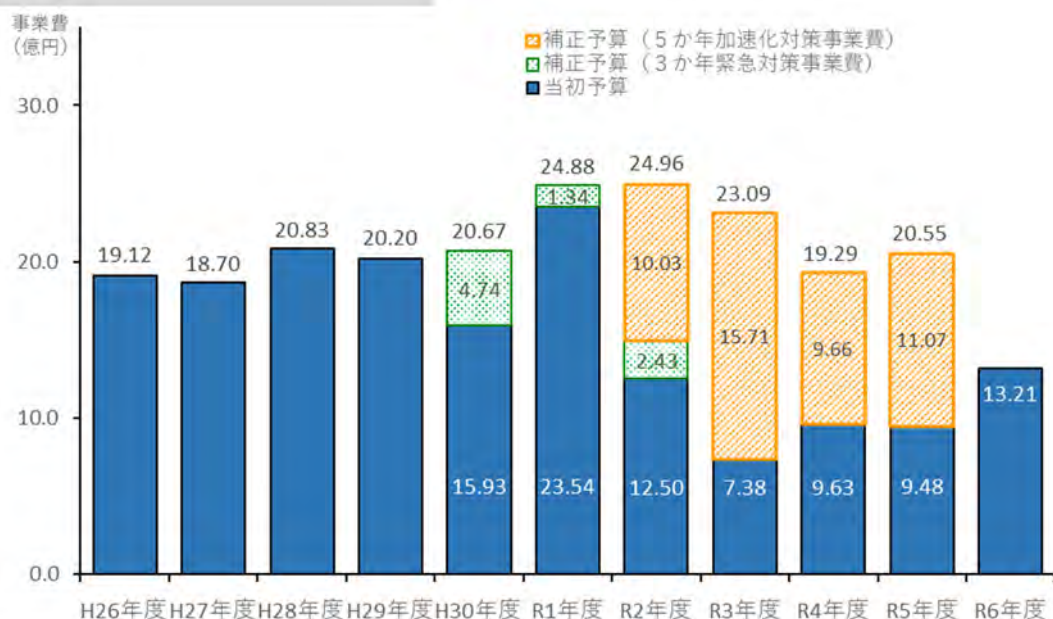
- (1) 令和元年9月の大雨では、住宅等が近接する未改修河川で浸水被害が発生。
- (2) 令和3年9月に神奈川県と共同し、境川水系・帷子川水系・大岡川水系の流域治水プロジェクトを公表、同年3月に公表済である鶴見川水系と合わせて流域治水を推進。
- (3) 激甚化する自然災害に対応するため、令和6年4月に流域治水の基盤となる下水道事業と河川事業を推進する「下水道河川局」を新設。
- (4) 全国に先駆け「河川環境整備」に着手し、良好な河川環境の再生・保全・利用に取り組んできた。近年、ネイチャーポジティブやこどもまんなか社会の実現、気候変動への対応など、河川や水辺環境に対する新たな役割が求められているが、施設の老朽化が顕在化している。

3 問題点・必要性

- (1) 護岸整備率が低い河川の未改修区間で、現在でも浸水被害が発生しており、早急な改修が必要。また、近年、地球温暖化に伴う浸水リスクが急激に高まっており、河川の整備水準をこれまでの時間降雨量約50mmから約60mmへ引き上げ、更なる治水安全度の向上を推進する必要がある。
- (2) 環境と共生し市民と共につくる「環共」をテーマとする日本で初めての国際博覧会「GREEN×EXPO 2027」を契機に、河川に求められる新たな役割やニーズに応える「Well-Being な川づくり」の推進が求められており、河川環境整備に対する制度拡充及び財源の確保が必要。

※「Well-Being な川づくり」とは、河川を通じて「人」「生物」「川」「街」のすべてが良好な状態になること。

参考 1 河川補助事業の予算推移



参考 2 未改修区間における被害発生状況

河川名	護岸整備率	気象原因	被害状況
帷子川	73.4%	H25年4月大雨	床上・床下31戸
		H26年台風18号	床上・床下18戸
今井川	73.6%	H16年台風22号	床上・床下114戸
日野川	46.6%	R元年9月大雨	床上・床下45戸



参考 3 河川環境施設の状況



提案の担当

下水道河川局河川部河川流域調整課長

吉野 文雄

TEL 045-671-2818

妊婦健康診査等に係る公費負担の充実

要望先：こども家庭庁

提案・要望内容

1 妊婦健康診査費用の実態に即した全額国庫負担による実施

妊婦健康診査の公費助成は、妊婦の適切な健康管理のために全国一律の基準による実施が望ましく、昨今の物価高騰や地域の実勢も踏まえ、全額国庫負担への転換を図ること。また、望ましい基準の14回を超えた妊婦健康診査費用についても全額国庫負担において実施すること

2 妊娠届出前の産科に要する費用（妊娠判定料）の全額国庫負担による実施

妊婦の自己負担とされている妊娠届提出前の初回の産科受診に要する費用（妊娠判定料）について、低所得の妊婦に対する受診料支援に留まらず、全ての妊婦に対し、妊婦健康診査費用とは別に全額国庫負担において実施すること

1 国の現状

- (1) 妊婦健康診査に係る公費負担については、厚生労働省「妊婦に対する健康診査についての望ましい基準」（以下、「望ましい基準」）により検査の項目・回数を目安が示されており、その財源として地方財政措置が講じられている。
- (2) 厚生労働省の事務連絡（令和5年3月27日付）では、「妊娠が予定日（40週）を超過したため14回以上の妊婦健診が必要な方への公費負担についても特段のご配慮をお願いする」とされている。
- (3) 低所得の妊婦に関する初回産科受診料支援は、令和5年度予算から補助を開始。
- (4) 令和5年3月に閣議決定した「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」では、「妊産婦健康診査の未受診者への受診の勧奨等を推進」「市町村単位で、妊娠期や産後期の母子の健康管理の観点から実施している妊婦健康診査や伴走型相談支援を推進することにより、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援体制を整備」とある。

2 横浜市の現状

- (1) 横浜市の妊婦健康診査事業では、14回分の健診費用補助券（計82,700円分）の交付に加え、令和6年10月からは市独自に現金50,000円を追加支給し、公費負担を拡充（計132,700円分）。
- (2) 低所得妊婦に対する初回産科受診料支援（妊婦健診外）は、令和6年2月から事業開始しているが、それ以外の妊婦の初回産科受診料は全額自己負担となっている。

3 問題点・必要性

- (1) 国を挙げて少子化対策に取り組む中で、全国どこに住んでいても安心・安全な出産ができるように、妊婦健康診査は全国統一の基準で行うことが望ましい。また、出産年齢の上昇等により、健康管理がより重要となる妊婦が増加傾向にあること、及び40週を超え自己負担により15回目以上の受診をする妊婦が横浜市においては全妊婦の約3割を占めていることから、安全・安心な出産のためには、妊産婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減がより重要であり、国庫補助事業としての公費負担の拡充が求められる。

- (2) 令和 6 年に神奈川県が産婦人科医療機関を対象に実施した妊婦健康診査の費用負担に関する調査報告では、望ましい基準にかかる平均合計額は県内でもエリアにより 2 万円近くの差が生じており、首都圏等の地域の実情に即した国庫負担額が求められる。
- (3) 妊娠判定時の受診費用は妊婦が自己負担しており、妊産婦健康診査の未受診者への受診の勧奨等の推進のため、費用助成が必要。

参考 1 妊婦に対する健康診査についての望ましい基準（一部抜粋）

妊婦に対する健康診査についての望ましい基準 (平成 27 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 226 号)

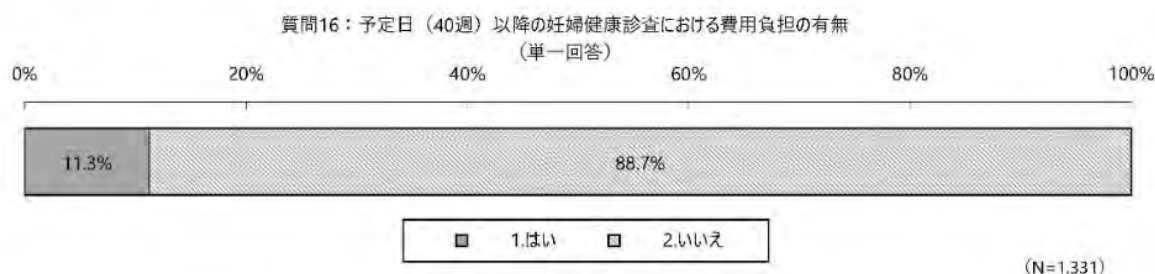
第 1 妊婦健康診査の実施時期及び回数等

- 1 市町村は、次のイからハまでに掲げる妊娠週数の区分に応じ、それぞれイからハまでに掲げる頻度で妊婦に対する健康診査（以下「妊婦健康診査」という。）を行い、妊婦一人につき、出産までに14回程度行うものとする。
 - イ 妊娠初期から妊娠23週まで おおむね 4 週間に 1 回
 - ロ 妊娠24週から妊娠35週まで おおむね 2 週間に 1 回
 - ハ 妊娠36週から出産まで おおむね 1 週間に 1 回
- 2 市町村は、妊婦一人につき14回程度の妊婦健康診査の実施に要する費用を負担するものとする。

参考 2 令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「妊婦健康診査に係る費用負担等の実態に関する調査研究」（野村総研）より抜粋

市区町村アンケート | 単純集計 | 予定日（40週）以降の妊婦健康診査 14回を超えた分の妊婦健康診査費用負担

予定日（40週）以降の14回を超えた分の妊婦健康診査について、9 割近い市区町村が公費負担していない。



Copyright (C) Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved.

NRI

7

提案の担当

こども青少年局こども福祉保健部地域子育て支援課親子保健担当課長 奥津 秀子 TEL 045-671-4286

出産費用の実質無償化に向けた丁寧な制度設計

要望先：厚生労働省、こども家庭庁

提案・要望内容

1 出産費用の保険適用に係る丁寧な制度設計

「こども未来戦略」で示された、出産費用における保険適用の検討にあたり、全額国費負担を前提に、自己負担額は全額公費で賄うように制度設計すること。また、地域間の費用格差を踏まえた大都市圏の医療機関等の経営に配慮した制度設計とするとともに、各施設が工夫を凝らして実施している独自サービスに対する妊婦の選択の幅が狭まることのないよう、保険適用の範囲の整理にあたっては、様々な課題を踏まえ、丁寧に検討すること

2 出産費用の保険適用導入の早期実現

都市部において、出産育児一時金だけでは賄えず、自己負担が生じている状況を一日でも早く解消するため、保険適用の導入について、令和8年度のできるだけ早い時期に実現すること

1 国の現状

- (1) 令和5年4月から、出産育児一時金が42万円から50万円に増額。
- (2) 厚生労働省による出産費用の実態把握に関する調査研究によると、出産費用は年間平均1%程度で上昇し、都道府県によって20万円以上の差が見られた。(参考1：出産費用の推移)
- (3) 政府が令和5年12月に閣議決定した「こども未来戦略」において、令和8年度を目途とした出産費用（正常分娩）の保険適用の導入について検討を進めるとした。これを受け、厚生労働省は令和6年5月に全国の分娩取扱施設の出産費用等の情報提供を行うウェブサイト「出産なび」を開設、同年6月から開始した「妊娠・出産・産後における妊産婦等の支援策等に関する検討会」において議論が進められ、令和7年5月に「議論の整理」が取りまとめられた。

2 横浜市の現状

- (1) 令和6年度上半期の室料差額等を除いた神奈川県における出産費用の平均値は585,275円であり、全国で2番目に高い。(参考2：都道府県別出産費用（令和6年度上半期）)
- (2) 令和5年度に、横浜市の出産費用の実態を把握するため、調査を実施。市内分娩取扱施設の基礎的費用の平均値は548,224円、中央値は555,000円であり、増額された出産育児一時金を上回っていた。
- (3) 調査結果を受け、令和6年度から横浜市独自に出産育児一時金の上乗せとして最大9万円を助成し、市内公的病院の基礎的費用を100%カバーしている。

3 問題点・必要性

- (1) 出産費用を理由に出産を躊躇うことのないよう、保険診療の対象とした費用の自己負担額は全額公費で負担する仕組みが必要。

- (2) 保険適用により全国一律に診療報酬が定められた場合、現在医療機関で確保している人員体制等の維持が困難になることや、医療機関等の経営が成り立たなくなるなどの懸念がある。診療報酬の検討にあたっては、地域間の出産費用の格差が大きいことを踏まえ、人件費や物価が高額な大都市圏においても出産環境や医療提供体制の質が落ちることのないよう、地域の実情を十分に踏まえた検討が必要。
- (3) 分娩は病気ではないとして保険適用外とされてきた背景から、制度上の位置づけの見直しや保険適用の範囲の整理など様々な課題がある。
- (4) 首都圏などの都市部の自治体では、増額された出産育児一時金だけでは出産費用を全て賄うことができず、自己負担が発生している。さらに、出産費用は年々上昇しており、今後も増加が予想されるため、保険適用の導入を早急に実現する必要がある。

参考 1 出産費用の推移

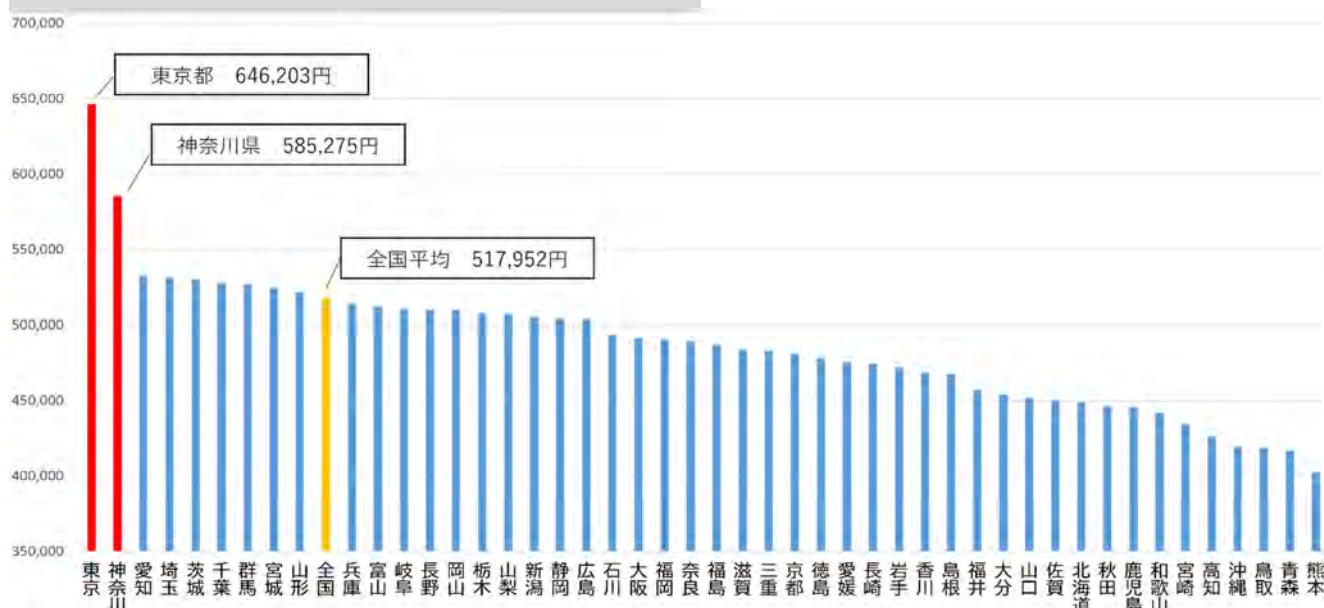
(出典元：厚生労働省集計資料)



(データ) 厚生労働省。室料差額、産科医療補償制度掛金、その他の費目を除く出産費用の合計額

参考 2 都道府県別出産費用 (令和6年度上半期)

(出典元：厚生労働省集計資料)



提案の担当

こども青少年局こども福祉保健部地域子育て支援課長

五十川 聡

TEL 045-671-4776

産後ケアの安全性とケアの質の確保に向けた取組の推進

要望先：こども家庭庁

提案・要望内容

安全性とケアの質の確保に向けた取組

支援を必要とする全ての方が利用できるよう、安全性とケアの質の確保のため、支援内容に応じて必要な人員配置基準を示すとともに、産後ケアとしての保育の扱いを明確に示すこと。また、必要な財政措置を講じること

1 国の現状

- (1) 令和6年10月に、国の産後ケア事業ガイドラインが改定され、ケア内容や安全に関する留意点が追加された。一方で、昨年度、横浜市が要望した人員配置基準や保育の扱いは、明記されなかった。
- (2) 令和6年の子ども・子育て支援法改正により、令和7年度から産後ケアが「地域子ども・子育て支援事業」に位置付けられ、第三期市町村支援事業計画において、「量の見込み」や「確保方策」等の策定が義務付けられた。
- (3) 令和7年度のこども家庭庁の予算編成において、産後ケア事業の補助単価の増額や新たな補助メニュー（兄弟や生後4か月以降の児を受け入れる施設への加算や、宿泊型について、夜間に職員配置を2名以上にしている施設への加算等）が追加された。

2 横浜市の現状

- (1) 母子保健医療対策総合支援事業実施要綱において、安全に関するマニュアルの作成が求められ、令和6年12月に「横浜市産後母子ケア事業（ショートステイ・デイケア）安全に関するマニュアル」を策定した。
- (2) 令和7年度から産後ケアが「地域子ども・子育て支援事業」に位置付けられることに伴い、「こども、みんなが主役！よこはまわくわくプラン」（第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画／横浜市こども計画）において、産後母子ケア事業の「量の見込み」及び「確保方策」を策定した。
- (3) 令和7年度の国の補助メニューの追加を受け、ショートステイにおける夜間の職員配置加算を7年度から開始した。

3 問題点・必要性

- (1) 令和6年10月に国のガイドラインが改定されたものの、「助産師、保健師又は看護師のいずれかを常に1名以上配置すること」とする一方で、「利用人数はおおむね20名を上限」としている記述に変更はない。1対20名の受入は現実的に困難であり、安全管理を含めた運営方法は各自治体に委ねられ、具体的な基準等が示されていない。
- (2) 母子保健法施行規則において、「乳児の保育を扱う部屋」を設置することとされている。また、国のガイドラインにおいて、必要に応じて保育士を置くことができるとされているが、「保育」の定義はなく、産後ケアにおける「保育」の扱いが不明確。

参考 1 横浜市委託事業者における人員配置の状況

令和4年度ショートステイ型及びデイサービス型を実施している8事業者（助産所）を対象にアンケートを実施

（単位：か所）

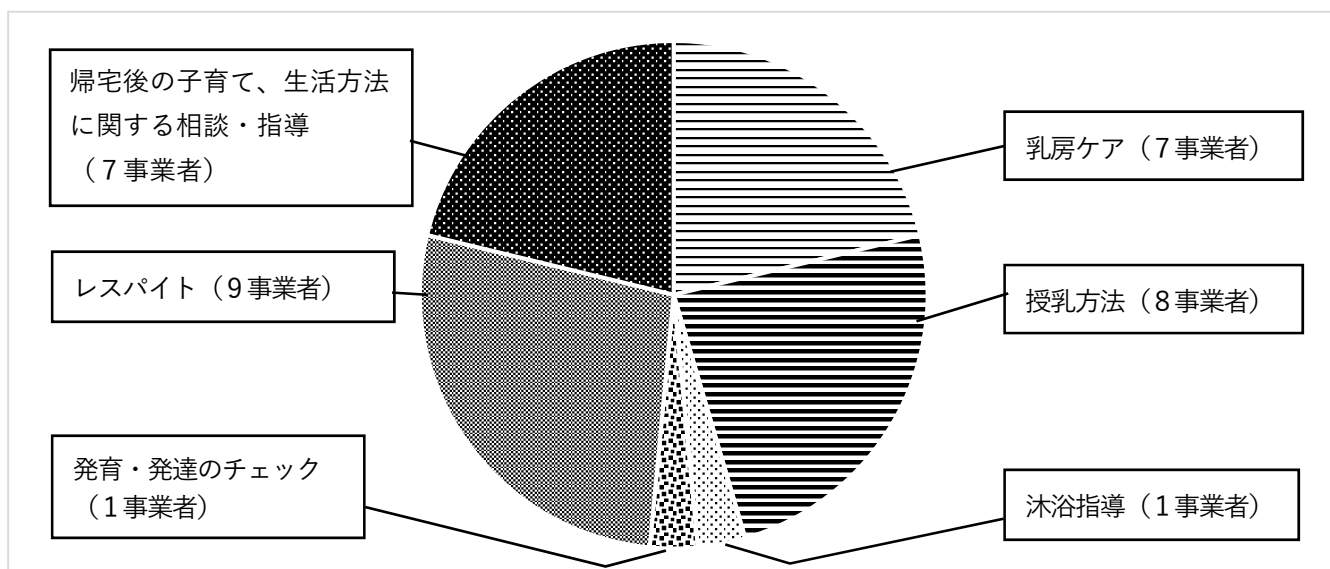
	0人	1人	2人	3人～	合計
看護師	7	0	1	0	8
助産師	0	0	5	3	8
その他	4	1	2	1	8

- ・看護師の配置は1事業者のみ。助産師は、平均2～3名の体制で実施。
- ・半数にあたる4事業者は、その他として事務や調理員を雇用。

参考 2 多様化する利用者のニーズ

令和4年度ショートステイ型またはデイサービス型を実施している11事業者（助産所）を対象にアンケートを実施

利用者から求められるケア上位3つを回答



提案の担当

こども青少年局こども福祉保健部地域子育て支援課親子保健担当課長 奥津 秀子 TEL 045-671-4286

家事・育児援助を必要とする妊産婦への支援

要望先：こども家庭庁

提案・要望内容

妊産婦を対象とした家事・育児支援ヘルパーの利用手続きの簡素化

子育て世帯訪問支援事業について、市町村が認める対象者のうち、要保護児童や要支援児童の保護者、特定妊婦に当てはまらない場合、対象者が利用しやすいよう簡易的な利用計画・利用確認での運用を認めること

1 国の現状

- (1) 令和5年度まで、妊娠や子育てに不安を持ち、支援を希望する家庭や妊娠期から継続的な支援が必要な家庭に訪問し、「家事・育児援助」を含めた相談・支援を行う「養育支援訪問事業」を実施。
- (2) 令和6年4月の改正児童福祉法の施行に伴い、従来の「養育支援訪問事業」は保健師等による専門的支援に特化し、「家事・育児援助」は、新設の「子育て世帯訪問支援事業」で対応することとなった。
- (3) 「子育て世帯訪問支援事業」は虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とし、事業の対象者は、不適切な養育状態にある家庭、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦等とされ、従来の「養育支援訪問事業」で対象とされていた「妊娠や子育てに不安を持ち、支援を希望する家庭」に比べて対象者が限定されている。
- (4) 子育て世帯訪問支援事業ガイドライン（令和6年3月）では、サポートプランの策定やこども家庭センターにおける合同ケース会議等の支援方針により、支援を検討・決定することが望ましいとされている。

2 横浜市の現状

- (1) 日中家事・育児の支援を受けられない妊婦又は出産後5か月未満の褥婦を対象に、心身の不調や育児不安による家事育児負担軽減のため、家事・育児を援助するヘルパーを派遣する「産前産後ヘルパー派遣事業」（以下、「本事業」。）を平成22年度から実施。
- (2) 令和6年4月の改正児童福祉法の施行により、「家事・育児援助」を行う「子育て世帯訪問支援事業」の対象者から「妊娠や子育てに不安を持ち、支援を希望する家庭」がなくなり、支援計画やサポートプランを作成することが必要になったが、本事業においては、簡易的な利用計画・利用確認を行い、心身の不調等を抱え、日中ほかに家事・育児を行う者がいない妊産婦を市単独事業として、引き続き支援。

3 問題点・必要性

- (1) 実態として、要支援家庭等に限らず、育児不安や心身の不調による家事・育児支援の市民ニーズは高く、事業継続の必要がある。

- (2) 虐待を未然に防止するためには、要保護児童や要支援児童となる前の援助が重要であるが、横浜市のような大都市においては、予防的援助が必要な対象者に短期間で支援計画を作成することは難しい。
- (3) 安定した事業継続のため、要保護児童や要支援児童の保護者、特定妊婦に当てはまらないが、市町村が支援が必要と認める対象者については、簡易的な利用計画・利用確認の運用を認めるなど、自治体の規模に応じた柔軟な運用を認めていただきたい。

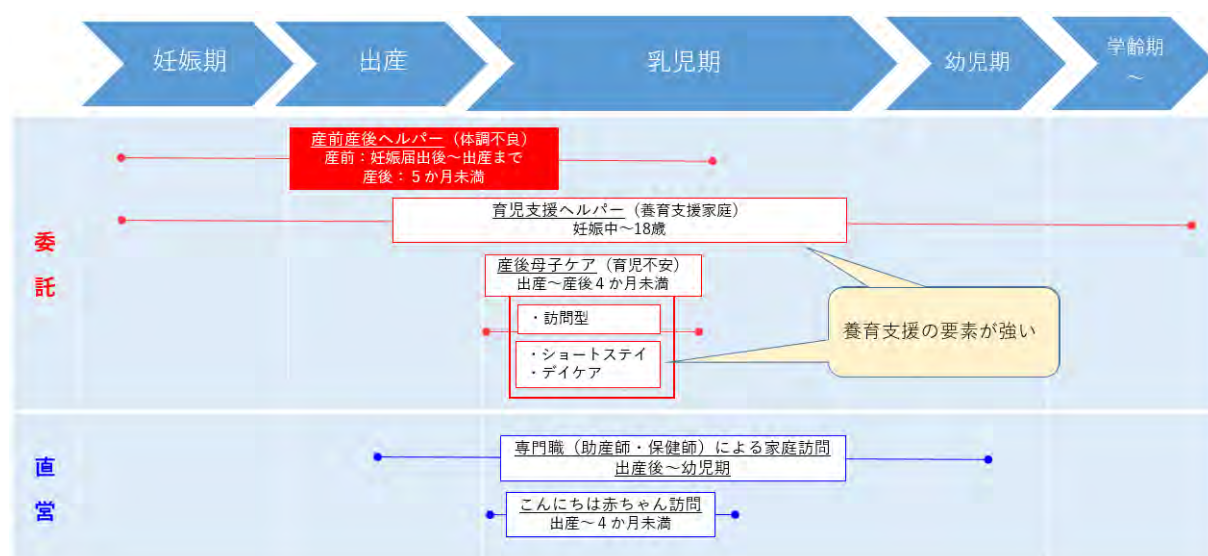
参考 1 令和5年度・6年度利用実績（横浜市産前産後ヘルパー派遣事業）

	令和5年度	令和6年度
利用人数（人）	1,383	1,583
派遣延べ回数（回）	13,828	15,844

参考 2 児童福祉法改正に伴う国事業の変更

R5年度		R6年度	
国の事業名	市の事業名	国の事業名	市の事業名
養育支援訪問事業	育児支援家庭訪問	養育支援訪問事業	育児支援家庭訪問
	育児支援ヘルパー	子育て世帯訪問支援事業（新）	育児支援ヘルパー
	産前産後ヘルパー	<u>該当事業無し（市費で実施）</u>	産前産後ヘルパー

参考 3 横浜市母子保健支援事業における産前産後ヘルパーの位置づけ



提案の担当

こども青少年局こども福祉保健部地域子育て支援課長

五十川 聡

TEL 045-671-4776

子どもの医療費助成の充実

要望先：こども家庭庁

提案・要望内容

1 子どもの医療費に関する全国一律の医療費助成制度の構築

全ての子どもが、18歳の年度末まで、全国どこに住んでも安心して必要な医療を受けられるよう、子どもの医療費に関する全国一律の医療費助成制度を構築すること

2 国と地方自治体が共同で制度検討を行う体制の構築

長期的に安定した全国一律の医療費助成制度設計となるよう、国と地方自治体が共同で検討を行う体制を構築すること

1 国の現状

- (1) 子どもの医療費については、医療保険制度の下で、義務教育就学前は2割、就学後は3割が自己負担。
- (2) 自己負担分に対しては、全ての市区町村が独自の助成を実施。一方で、対象年齢・所得制限・一部自己負担等の助成内容は、各市区町村によって異なる。なお、8割以上が高校卒業までを助成の対象としている。
- (3) 子どもの医療費助成を行う市区町村に対して、国民健康保険への国庫負担金を減額する措置が行われてきたが、令和6年度からは18歳未満までを対象に廃止。

2 横浜市の現状

- (1) 子どもの医療費助成を段階的に拡充しており、通院助成の対象を平成29年4月に小学6年生まで、平成31年4月から中学3年生まで拡大。令和3年4月から1、2歳児の所得制限を撤廃し、令和5年8月から中学3年生までの所得制限及び一部負担金を撤廃。
- (2) 令和5年4月・7月・11月、令和6年4月・7月・11月に、指定都市市長会として、統一的な子ども医療費助成制度の創設を要請。

3 問題点・必要性

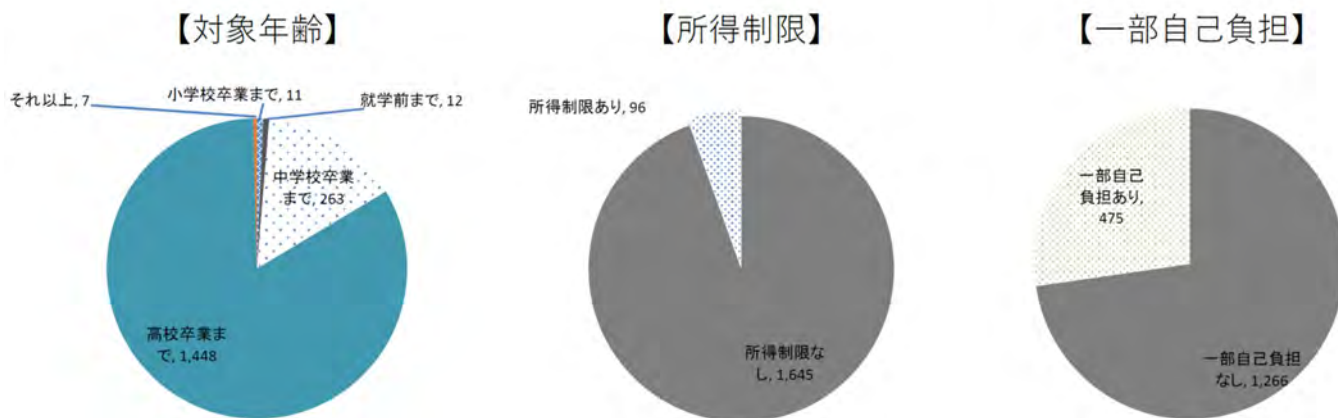
- (1) 令和5年4月1日にこども家庭庁が発足し、国を挙げて子どもを産み育てやすい社会の実現に向けて取り組む中、子どもの医療費助成は、子育て世代の家庭の経済的負担を軽減することによって、子どもたちが医療機関に受診しやすい環境を築くための重要な施策である。本来は、地方自治体間の差異をなくしナショナル・スタンダードの保障として、国の主導による全国的な実施が必要。
- (2) 同じ医療を受けても、居住地によって自己負担に差があり、不公平が生じているため全国一律の医療費助成制度が必要。また、市民や市民団体からも自治体によって助成内容に差があることは不公平であるとの意見・要望が寄せられている。
- (3) 全国の市区町村間で所得制限等の制度詳細に相違があるため、全国一律の制度設計を行うにあたっては、国及び複数の自治体が共同で制度検討を進めていく必要がある。

参考 1 子どもの医療費の自己負担分への助成の実施状況

全ての市区町村（1,741）が独自の助成を実施。一方で、助成内容は異なっている。

<通院に対する助成の実施状況>

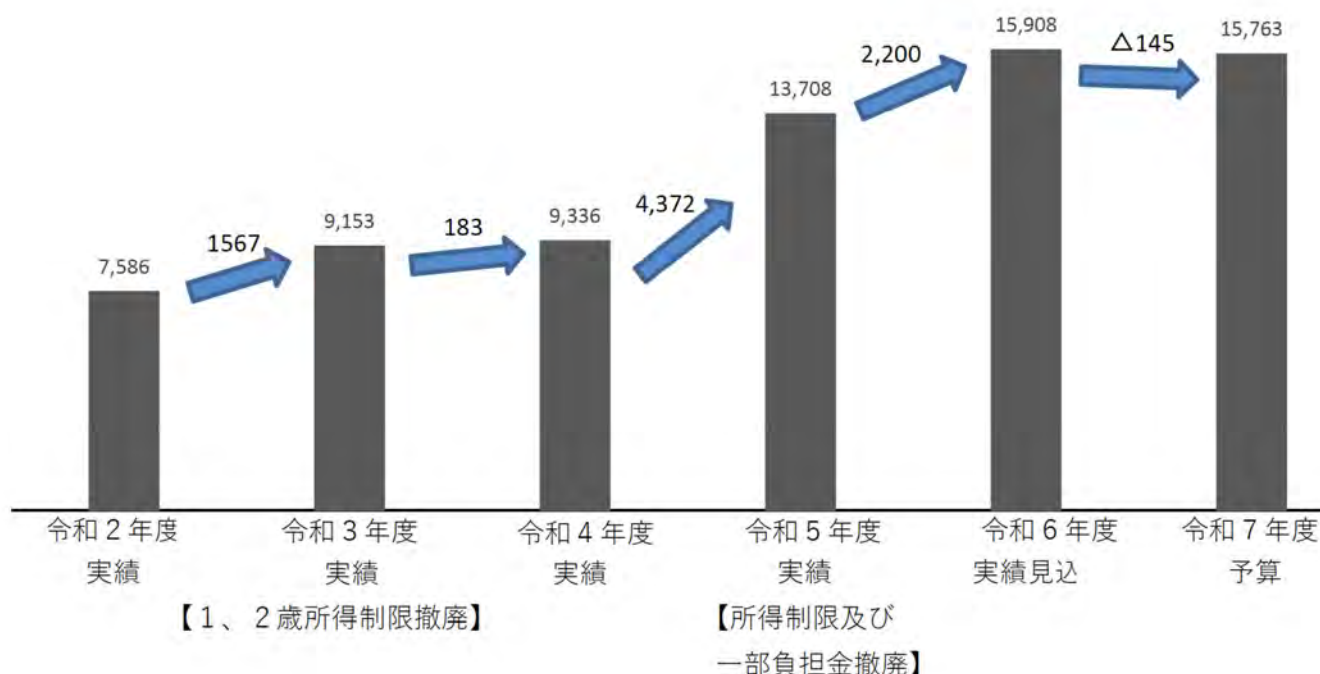
（単位：市区町村）



出典 こども家庭庁 令和6年度「こどもに係る医療費の助成についての調査」

参考 2 横浜市における事業費の推移

（単位：百万円）



提案の担当

健康福祉局生活福祉部医療援助課長

菊池 潤

TEL 045-671-3694

幼児教育・保育に係る経済的支援の拡充

要望先：こども家庭庁

提案・要望内容

多子世帯に対する保育料軽減制度の拡充等

保育所や幼稚園等を利用する多子世帯への保育料等の負担軽減に係る年齢条件及び施設利用条件の撤廃及び保育所等を利用する多子世帯に対する第2子保育料の無償化（0～2歳児クラス）
さらに、幼児教育・保育の無償化の2歳児以下への適用など、経済的負担の軽減策の検討

1 国の現状

- (1) 平成27年度から始まった子ども・子育て支援新制度では、多子世帯の経済的負担の軽減として、0～2歳児クラスの保育料について、認可保育所等を利用しているきょうだいがいる場合に第2子を半額、第3子を実費に軽減しているが、年齢条件（きょうだいが未就学児であること）と施設利用条件（未就園や認可外保育施設利用のきょうだいは数えない）がある。平成28年度からは、年収360万円未満相当の世帯の条件が撤廃された。
- (2) 3～5歳児クラスにおいて、第3子の副食費を免除しているが、年齢条件（認可保育所等は保育料軽減と同じ条件。幼稚園等はきょうだいが3歳から小学3年生）と施設利用条件がある。

2 横浜市の現状

- (1) 保育料は、国基準額から市独自に軽減し、低所得者層では概ね国基準の5割程度、中間層から高所得者層では7～8割程度を保護者負担としている。
- (2) 多子軽減は、横浜市が認定を与える認可外保育施設（横浜保育室）や保留児を対象とした一時預かり事業（年度限定保育事業）の利用者がいる世帯等についても、市独自に実施。

3 問題点・必要性

- (1) きょうだいの年齢が離れている場合や、認可保育所に空きがなくやむを得ず認可外保育施設等を利用する場合などは軽減の対象外となっている。実際の子どもの人数に応じた負担軽減となっていないため、制度が分かりづらい。（参考1）
- (2) 必ずしも望んだタイミングで子どもを授かるとは限らないにもかかわらず、きょうだいの年齢差によって軽減の対象外になることは不公平感が強く、制度の見直しを望む切実な声も多いため、少子化対策として早期の拡充が必要。
- (3) 多子軽減に関しては、指定都市の9割近くが様々な拡充し、さらに東京都や大阪市などでは、第1子も含めた保育料の無償化を検討する等、地域間格差の拡大が懸念される。少子化対策を目的とした子育て世帯への経済的支援は、自治体の財政力による地域間格差が生じないよう、国が主導することが必要。（参考2）
- (4) 国の調査に基づく横浜市推計では2人以上の子どもを望む世帯は22.2万世帯いるが、実際に子どもが2人以上いる世帯は11.6万世帯であり、10.6万世帯に理想と現実のギャップがある。

- (5) 理想の子ども数を持たない理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎるから（妻 35 歳未満 77.8%）」を挙げる世帯が最も多く、経済的負担の重さから出産をあきらめる世帯の支援が必要（参考 3）。
- (6) 実際に、子どもがいる世帯で「子どもが 2 人」の世帯数が「子どもが 1 人」の世帯数を上回るのは年収 900 万円以上から。中間から低所得者層では「子どもが 1 人」の世帯が多いことから、少子化対策の観点からも子育て・教育全般の経済的負担を軽減する政策が必要である。（令和 4 年就業構造基本調査から推計）
- (7) 併せて幼児・教育保育の無償化の 2 歳児以下への適用など、子育て・教育全般の経済的負担を軽減する政策が必要。

参考 1 年齢条件及び施設利用条件による世帯への影響（子ども 3 人の世帯の例）

収入が同じ世帯でもきょうだいの年齢により、平均保育料で年間約 55 万円の差がある。

また、上のきょうだい卒園した場合も軽減がなくなる。

※横浜市平均保育料（月額）：約 46,000 円（第 1 子標準時間）第 2 子を半額として試算

	第 1 子	第 2 子	第 3 子	保育料計/年	備考
世帯 A	5 歳児 (無償化)	1 歳児 (23,000 円)	0 歳児 (0 円)	276,000 円	
世帯 B	小学生 ※年齢条件により 数えない	1 歳児 (46,000 円) ※第 1 子扱い	0 歳児 (23,000 円) ※第 2 子扱い	828,000 円 (差額 552,000 円)	第 1 子の年齢により世帯 A より負担が大きく、不公平感に

参考 2 指定都市及び東京都の保育料無償化・多子軽減拡充状況（横浜市調べ：今後拡充予定含む）

指定都市・東京都	軽減策
東京都・大阪市	第 1 子を含む無償化（準備・検討中）
7 市・東京都 東京都、大阪市、静岡市、京都市（令和 7 年 4 月～）、 堺市、福岡市、北九州市、札幌市	年齢条件・施設条件の撤廃 第 2 子保育料の無償化
4 市 神戸市、川崎市、浜松市、広島市	年齢条件・施設条件の撤廃
6 市 さいたま市、新潟市、名古屋市、岡山市、熊本市、仙台市	その他拡充 第 3 子のみ年齢条件撤廃など様々
3 市 横浜市、相模原市、千葉市	国基準どおり

参考 3 理想の子ども数を持たない主な理由 第 16 回出生動向基本調査（結果概要/妻の年齢 35 歳未満）

理由	割合（選択率）
子育てや教育にお金がかかりすぎるから	77.8%
これ以上、育児の心理的、肉体的負担に耐えられないから	23.1%
自分の仕事（勤めや家業）に差し支えるから	21.4%

提案の担当

こども青少年局保育・教育部保育・教育認定課長

長田 和彦

TEL 045-671-0251

多様な働き方を選択できる社会の実現及び多様な保育ニーズへの対応やこどもの育ちを支える取組の充実

要望先：こども家庭庁、厚生労働省

提案・要望内容

1 多様な働き方を選択できる社会に向けた育児・介護休業法等の改正

多様な働き方を選択できる社会に向けて、子どもが2歳になるまでは自由に育児休業を取得し、育児休業給付金を受けられるよう、育児・介護休業法等を改正すること

2 「こども誰でも通園制度」の実施における地方の負担軽減及び十分な給付制度の検討等

「こども誰でも通園制度」の給付制度化に際して、単価のさらなる増額や人件費に相当する定額給付などの仕組みを取り入れ、実施事業者が保育士を確保し、計画的・持続的に安定して運営することができるとすること

また、自治体における予算編成や条例改正などの手続きに支障が生じていることを踏まえ、自治体の事務を考慮し早期の情報提供を行うこと

加えて、利用児童の給付認定事務や総合支援システムの導入に伴い生じるシステム改修費等について財政支援を行うとともに、自治体の既存システムと連携できるよう、総合支援システムを改修すること

3 一時預かり事業、病児保育事業及び延長保育事業の補助制度の拡充

一時預かり事業及び病児保育事業における人件費や賃料等の地域格差是正のための地域区分の設定や、人材確保のための土曜保育加算の創設、ひいては公定価格と同等の賃金水準の実現

加えて、一時預かり事業においては、乳児加算の創設

延長保育事業においては、早朝又は夕方から夜にかけて安定的に保育士が確保できるよう、正規職員等の常勤職員を想定した補助単価への引上げ、さらには、利用実績に関わらず、安定した体制が整備できるよう基本分に相当する補助制度の創設

1 国の現状

- (1) 現行の育児・介護休業法では、育児休業及び育児休業給付金は1歳に達するまでの取得・受給を原則としており、例外的措置として保育所等に入れない場合に限り、最長2歳に達するまで延長可能としている。
- (2) 「こども誰でも通園制度」において、国は、事業者への補助は利用に応じた補助を基本としており、保育士を雇用し安定的な保育体制の維持を行うには十分な補助制度とはなっていない。令和7年度の事業実施にあたっては、国の情報提供が遅延し、自治体の条例改正や実施事業者の認可手続きが遅れ、事業実施に影響が生じた。また、総合支援システムの導入に際し、機能改修等にかかる自治体への補助は示されておらず、財政的な負担が懸念されるほか、自治体が運用する既存システムとの連携等についても示されていない。

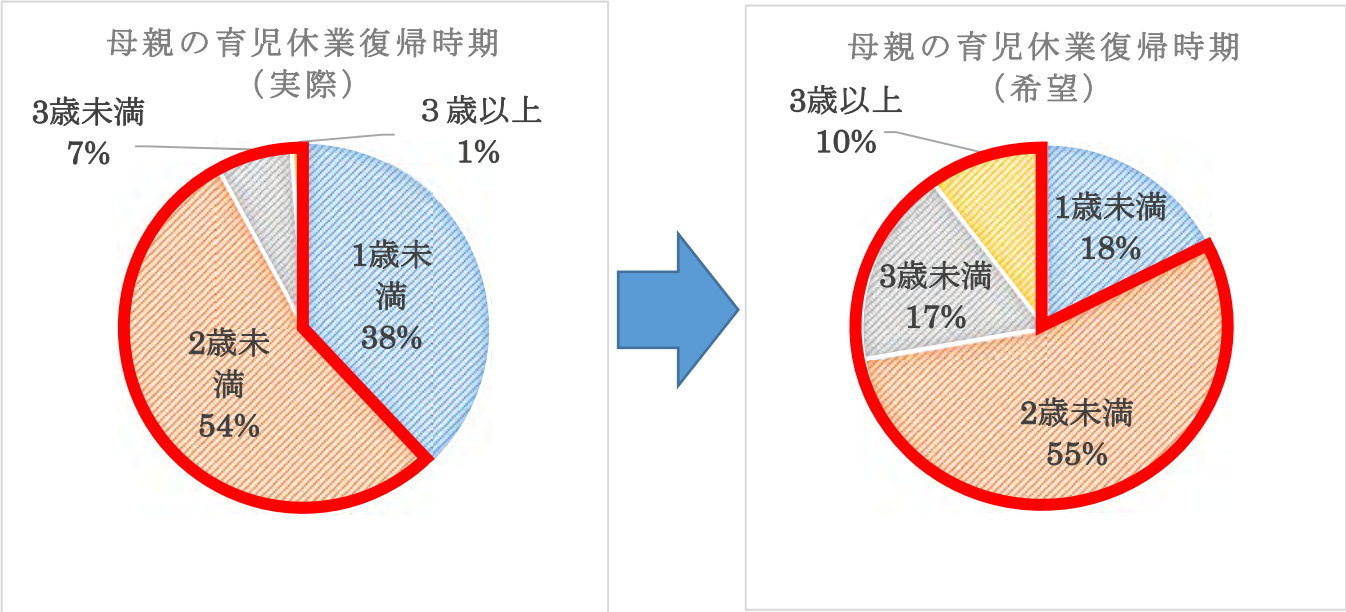
2 横浜市の現状

- (1) 令和5年度に子育て中の家庭の現状とニーズを把握するためのアンケート調査を実施、約8割の方（母親）がこどもが1歳以降も育児休業を取得したいと回答。
- (2) 令和7年度は、こども誰でも通園制度を市内30施設に拡充し、実施予定。実施にあたっては新たな保育士確保が必要となるが、利用に応じた補助制度のため、安定的な保育体制を維持するためには十分な補助制度となっていない。
- (3) 一時預かり事業について、育児休業取得者の増加を背景に低年齢児の利用も増加しているため、令和5年度には市独自で0歳児の補助単価を増額し、対象を認可保育施設だけでなく、一時預かり専門の認可外保育施設にも拡大。また、認可保育施設での一時預かり実施のための改修費補助の新設や、育児負担の軽減を目的とした、多胎児を受け入れた施設への市独自加算、病児保育事業の安定運営に向けた委託費の拡充など、市独自で補助を充実。延長保育事業は、子ども・子育て支援交付金を活用した補助だけでなく、ローテーションのための保育士雇用経費や調理員雇用経費などを市独自に補助。

3 問題点・必要性

- (1) アンケート調査結果から、働き方が多様化する中で、1歳以降も育児休業の取得を希望する方が多く、在宅での育児のニーズが高まっている。また、令和7年4月からの育児休業延長手続きの厳格化により、保護者としては育児休業給付金の延長手続きにおいて追加での資料提出が求められ、自治体としては制度変更に伴う問い合わせの増加など、双方にとってこれまで以上に労力を要するとともに、育児休業の延長を希望する保護者が、保育所等の利用申請書上でその意思表示をためらうことで、保留児童の実態の把握がより難しくなっている。
- (2) こども誰でも通園制度について、現行の補助制度では保育体制の維持が困難であり、事業者が安定的に事業を実施できるよう、補助単価の増額や定額での給付の仕組みが必要。また、自治体が利用者や事業者十分に周知し、計画的に事業を推進するためには、国からの早期の情報提供が不可欠。総合支援システムの導入により、実施事業者や利用者が円滑に利用できる環境を整備するとともに、自治体事務の負担軽減を図るためにも、自治体システムとの連携や改修等に要する費用の財政措置が必要。
- (3) 一時預かり事業及び病児保育事業は、特に大都市圏では事業の採算性が低いため、保育士の確保も困難な状況では、実施園の拡大が難航。また、延長保育事業は、事業の実施に必要な早朝又は夕方から夜にかけての保育士確保が困難。当該時間帯は、多くの保育所において正規職員等の常勤職員で対応せざるを得ないため、国の補助額では不十分。

参考 1 ニーズ調査における母親の実際と希望の育児休業復帰時期



年齢区分	実際		希望	
1歳未満	4,922人	38.1%	2,239人	17.7%
2歳未満	6,962人	53.9%	6,909人	54.6%
3歳未満	872人	6.8%	2,179人	17.2%
3歳以上	151人	1.2%	1,328人	10.5%
	12,907人	100.0%	12,655人	100.0%

実際に子どもが1歳以降も育児休業を取得した方の割合が 61.9% に対し、1歳以降も育児休業の取得を希望する方の割合は 82.3% であり、20%以上の差が生じている。

参考 2 一時預かり専門の認可外施設「乳幼児一時預かり事業」に係る補助の状況

(単位：千円)

年間延べ 利用児童数	国の補助額 (R6)			横浜市補助額 (運営上 必要な金額)	国の補助額 との差額
	基準額	事務経費 加算	補助合計		
3,300人以上 3,900人未満	8,888	2,670	11,558	14,987	▲ 3,429
3,900人以上 4,500人未満	10,310	2,670	12,980	17,066	▲ 4,086
4,500人以上 5,100人未満	11,732	2,670	14,402	19,145	▲ 4,743
5,100人以上 5,700人未満	13,154	2,670	15,824	21,224	▲ 5,400
5,700人以上 6,300人未満	14,576	2,670	17,246	23,303	▲ 6,057

年間延べ利用児童数 3,300 人未満の施設も含め、全 39 施設に補助を実施予定。
国の補助額との差額は 計 145,907 千円

参考3 こども誰でも通園制度の国庫補助

◇ こども誰でも通園制度【子ども・子育て支援交付金】

預かりに必要な経費 1自治体当たり年額 人口100万人以上の自治体 185,682千円

※ 委託料はこどもの利用に応じた支払いを基本とする。

- ・ 0歳児 こども一人あたり1時間あたり 1,300円
- ・ 1歳児 こども一人あたり1時間あたり 1,100円
- ・ 2歳児 こども一人あたり1時間あたり 900円

提案の担当

こども青少年局保育・教育部保育対策課長	高林 悠紀	TEL 045-671-3955
こども青少年局保育・教育部保育・教育運営課長	岡本 今日子	TEL 045-671-2365
こども青少年局保育・教育部保育・教育運営課担当課長	齋藤 淳一	TEL 045-671-2386

全ての幼児教育・保育の質の確保・向上

要望先：こども家庭庁、文部科学省

提案・要望内容

1 質の確保・向上のための適切な職員配置

より安全・安心な保育を提供するため、保育士配置基準を1歳児は4対1、2歳児は5対1へ見直し、1歳児配置改善加算における人員配置以外の加算要件撤廃。また、自園調理による食育の促進及び確実なアレルギー児対応のための調理員配置費用の拡充による、質の確保・向上のための適切な職員配置や、地域型保育事業との連携の取組に係る経費を連携先である保育所等の公定価格の基本分単価へ反映。さらに、「巡回支援指導員」の配置に要する費用について、国家公務員の給与改定に準じ、補助基準額へ反映

2 保育者の研修受講に係る体系づくり

研修で園を不在とする際に代替職員を雇用するなど、安定したローテーションを組むための補助の充実、キャリアアップ研修修了後の質の向上に向けた研修体系や、保育士が自身の専門性向上に向けて研修受講履歴を管理できる仕組みの構築

3 時代に即した公定価格及び施設等利用費の見直し

これまで地方創生臨時交付金により対応を行ってきた物価高騰の影響や、賃料・人件費の上昇、通園バスの運転士不足、使用済みおむつ処分費用等、施設がその影響を受けず安定的なサービスを行うための公定価格や施設等利用費の改定

4 認可外保育施設の質の確保・向上

子どもの健康診断等の衛生・安全対策事業の創設・拡充や、ベビーシッターへの集団指導に関する具体的な方策の提示と対応に必要な経費の助成による、認可外保育施設の質の確保・向上

5 適正な給付のための法整備

他の施設種別との公平性の確保のため、子ども・子育て支援法に基づく不正利得の徴収に関する罰則規定について、認可保育所であっても加算金を徴収できるよう同法に明記

1 国の現状

- (1) 「こども未来戦略」に基づき、4・5歳児の職員配置基準について、30対1から25対1へ最低基準を改正。1歳児の職員配置基準は改正されず、公定価格で新たに「1歳児配置改善加算」を創設。また、令和4年度から6年度において、物価高騰対策として物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を計上し、各自治体で保育所等への支援を実施することを推奨。

2 横浜市の現状

- (1) 安全・安心な保育を提供するための職員配置基準の上乗せや、自園調理・アレルギー対応のための栄養士・調理員雇用費等の助成を実施。また、地域型保育事業との連携の取組に係る経費を連携先である保育所等へ助成を実施。また、質の確保・向上のための「よこはま☆保育・教育宣言」を基にした研修・実践、研修代替等のためのローテーション保育士の雇用費の助成等に加え、認可外保育施設の児童の健康診断受診費用などへの独自助成を実施。

- (2) 令和4年度から6年度において、物価高騰対策として、地方創生臨時交付金を活用して、市内施設・事業者に対し助成を実施。
- (3) 給付費を不正請求した場合、認可保育所に対しては、他の施設種別とは異なり、子ども・子育て支援法の罰則規定が適用できないため、民法に基づく利息を請求。

3 問題点・必要性

- (1) 新設された「1歳児配置改善加算」は保育士配置を5：1にするための加算であるにもかかわらず、要件が複数あり、実際に加算相当分の保育士が配置されていても加算が取得できない場合がある。また、食育やアレルギー児対応を促進するためには、公定価格の基本分単価に含まれている調理員雇用費では不十分。さらに、地域型保育事業との連携の取組に係る経費は、連携先である保育所等の公定価格に含まれていないため、連携促進のために公定価格への反映が必要。近年の給与改定により、「巡回支援指導員」の配置に要する費用が増加しており、現在の国補助基準額では不十分。
- (2) 研修受講時の代替保育士の費用は公定価格での職員一人あたり年3日分だけの算定だけでは不十分。また、キャリアアップ研修から先の研修体系は国から示されていない。保育士等の継続した専門性向上による保育者の研修受講に係る体系づくりが必要。
- (3) 国から物価高騰対策が示される都度、行政・事業者ともに支給及び請求手続きの負担が生じている。また、新たな保育ニーズに対応するための時代に即した公定価格になっていないことや、運転士不足により通園バスの維持が困難になっているなどの課題がある。施設が安定的なサービスを行うためには、交付金等の臨時的措置だけでなく、通園送迎加算の単価引き上げ、公定価格の改定など、制度的な対応が必要。併せて、令和元年度から見直されていない施設等利用費について、実態に合わせた改定が必要。
- (4) 認可外保育施設を対象とした衛生・安全対策に係る補助は対象が限定的。さらに、ベビーシッターに対する集団指導の具体的な方策の提示と必要経費の助成など、質の確保・向上が必要。
- (5) 施設種別により罰則の軽重が異なることのないよう、認可保育所にも同等に子ども・子育て支援法の罰則規定が適用できる制度の整備が必要。

参考 横浜市の保育士配置の状況

■保育士・保育教諭の職員配置基準（2・3号認定） 【単位…人（児童数：保育士数）】

年 齢		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳以上
民間保育所 ・認定こども園	横浜市基準	3：1	4：1	5：1	15：1	24：1
	国基準	3：1	6：1※	6：1	15：1	25：1

※公定価格において、一定の要件を満たす場合に5：1相当の加算措置あり（1歳児配置改善加算）。

参考 公定価格の1歳児配置改善加算の取得要件

以下の全てを満たすこと

- ・処遇改善等加算の区分1、区分2及び区分3のいずれも取得している。
- ・業務においてICTの活用を進めていること。
- ・施設・事業所の職員の平均経験年数が10年以上

提案の担当

こども青少年局保育・教育部保育・教育運営課長	岡本 今日子	TEL 045-671-2365
こども青少年局保育・教育部保育・教育運営課担当課長	齋藤 淳一	TEL 045-671-2386
こども青少年局保育・教育部保育・教育支援課人材育成・向上支援担当課長	八木 慶子	TEL 045-671-2706
こども青少年局保育・教育部こども施設整備課長	野澤 裕美	TEL 045-671-2376
こども青少年局保育・教育部保育・教育給付課長	楨村 瑞光	TEL 045-671-0201

保育者確保に向けた更なる取組の推進

要望先：こども家庭庁

提案・要望内容

1 賃上げ等による一層の保育士の処遇改善の実施

全国一律での人材紹介会社の紹介料の上限設定、及び保育所等の委託費や給付費を確実に保育士の人件費に充てるよう用途を制限するとともに、処遇改善等加算区分3の算定割合の見直し、公定価格の更なる引上げ等による、より一層の給与のベースアップや処遇改善の実施

2 保育者の定着のための宿舍借上げ支援事業の充実

宿舍借り上げ支援事業について、制度終了後の転職を防止するため、同一法人内で継続して勤務する場合に限り、補助対象期間の延長、また、地域による基準額の撤廃及び今後の見通しの提示。さらには、幼稚園教諭に対する宿舍借り上げ支援事業の創設

3 保育者の定着・確保のための取組の更なる実施

保育体制強化事業における保育支援者及びスポット支援員の配置に係る補助について定員規模に応じた制度への変更、事務職員の配置や家庭的保育補助者に係る各種加算の充実、外国人児童支援やICTシステムの更新にかかる補助の要件緩和、ICTを活用した子どもの見守りに必要な機器の購入補助の施設規模に応じた基準額への拡充、保育・教育施設と地方自治体の効率的な情報伝達システムの運営費への補助新設、さらには「こども誰でも通園制度」の本格実施に向けて新たな人材確保策を示すなど、保育者の定着・確保のための取組の更なる実施

4 効果的な保育士採用に向けた取組の推進

保育士採用に向けた取組を効果的に実施できるよう、保育士資格保有者の現況等に関する情報管理を国レベルで推進

1 国の現状

- (1) 保育提供体制の確保のための「実施計画」に基づき教育・保育等の量的拡充及び質の向上を図っている。「こども未来戦略」において、全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充を掲げており、保育士等の更なる処遇改善を進めるとされている。また、令和4年2月からの収入を3%程度引き上げるための措置を公定価格の加算として恒常化。
- (2) 一方で、宿舍借り上げ支援事業については、対象期間を段階的に短縮（10年→5年）。

2 横浜市の現状

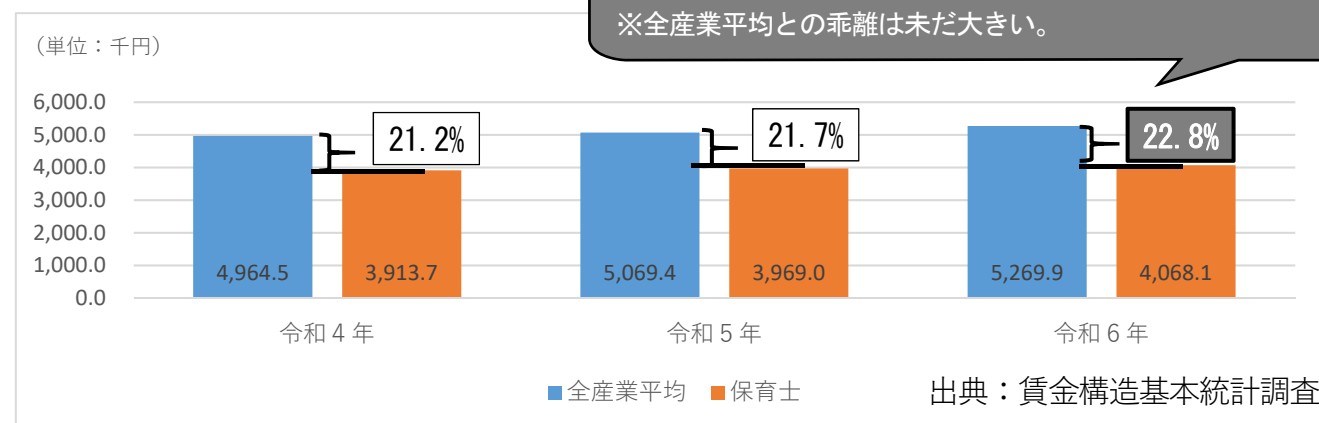
- (1) 保育者が働きやすい環境づくりに向け、休憩室の設置・充実など職場環境の改善への補助や、横浜市独自の処遇改善及び職員配置基準の上乗せ、保育体制強化事業における保育支援者及びスポット支援員の配置について施設の定員規模に応じた独自助成、家庭的保育補助者加算の上乗せ、外国人児童保育のための独自助成、長時間預かりを実施している幼稚園を対象とした住居手当補助等を実施。このほか、保育者が労働環境等で悩んだ際に、不安を解消し、離職防止を図るための相談窓口を令和4年度から設置するなど、保育者の定着支援を推進。

- (2) 横浜市で実施したこども誰でも通園制度に係る事業者向けの意向調査では、実施に向けた課題として、全体の約 75%の施設が「保育人材の確保」を挙げている。
- (3) 宿舍借り上げ支援事業について、国の補助対象外となった 6～10 年目の保育士に対しては、横浜市独自で継続して補助を実施。
- (4) 民間団体と連携した就職相談会や、潜在保育士等への就労奨励金の交付等を実施。併せて、令和 6 年度からは、保育士養成施設の在学生への修学資金貸付について、貸付期間を従来の 1 年間から 2 年間に拡充し、入学準備金及び就職準備金の貸付を新設するなど、保育者の採用支援を実施している。さらに、令和 7 年度からは、将来の保育・教育人材の確保を目的として、中学・高校生に保育の魅力を発信するため「中学・高校生園見学促進事業」を実施。

3 問題点・必要性

- (1) 人材紹介料の高騰により保育士等の人件費が圧迫されている。また、保育所等の委託費や給付費には人件費に充てる用途制限がなく、保育士等の人件費を国の想定より低くすることも可能な状況になっている。その他、処遇改善等加算区分 3 の算定割合が低く、7 年目以上の保育士に十分な額が行き渡らない。さらに、近年の公定価格の引き上げも踏まえても、令和 6 年度は全産業平均に比べ保育士の年収は低い。
- (2) こども誰でも通園制度の本格実施により、保育人材が今まで以上に必要になることから、人材確保策を講じる必要がある。
- (3) 国は、宿舍借り上げ支援事業について、令和 7 年度に補助対象期間を「採用された日から起算して 5 年以内」とするとともに補助基準額の上限額の引下げを行ったが、事業の中長期的な方向性については示されていない。当事業は保育者の生活に直結するため、施設や保育士からは制度の先の見通しが立たないことへの不安の声が寄せられている。一方で、当事業は保育士の採用に大きく寄与しており、同一法人内で継続して勤務する場合に限り補助対象期間を撤廃することで、補助対象期間終了後の転職を防止し、より一層保育士の定着を図ることができる。
- (4) 保育士資格取得後の就業状況などの現況が把握できないため、潜在保育士への継続的な働きかけが困難。国が検討する資格管理システムとの連動等による効果的な保育士採用に向けた取組の推進が必要。

参考 保育士の年収の全産業比較



（調査年 6 月分の賃金等（賞与、期末手当等特別給与額については調査前年 1 年間）について同年 7 月に調査）

提案の担当

こども青少年局保育・教育部保育対策課担当課長
こども青少年局保育・教育部保育・教育運営課長

須山 次郎
岡本 今日子

TEL 045-671-4468
TEL 045-671-2365

待機児童対策の着実な推進

要望先：こども家庭庁

提案・要望内容

1 保育提供体制の確保等に向けた確実な予算確保と支援の充実

保育提供体制の確保のための「実施計画」による財政支援の採択にあたり、待機児童数をもとにした要件を撤廃すること。そのうえで、補助率及び補助単価の嵩上げの考え方を令和6年度と同水準にすること。加えて、空き枠活用のための施策の充実や保育ニーズに見合う定員を維持するため、定員を増加しない改築等についても、国の補助率を嵩上げするとともに、教育部分に係る施設整備事業の補助率についての更なる嵩上げを行うこと

また、就学前教育・保育施設整備交付金及び保育対策総合支援事業費補助金の予算を確実に確保すること

2 よりニーズの高い1・2歳児枠確保の促進

定員に余裕のある園を利用した場合の送迎支援補助の創設や0歳児から1・2歳児への定員の変更をした場合に一定期間0歳児と同額までの運営費加算、0歳児利用を要件とした加算要件の緩和、定員を恒常的に超過する場合の減算の時限的な緩和、小規模保育事業の利用定員の弾力化による受入上限の見直し、新設の小規模保育事業が安定運営できるような運営費加算の創設など、よりニーズの高い1・2歳児枠確保の促進

3 将来を見据えた持続可能な受入れ枠確保の促進

突然の閉園を防ぎ、安全で質の高い保育所等の運営を継続するため、小規模保育事業や定員61名以上の幼稚園・保育所・認定こども園に係る公定価格の細分化の対象拡大による安定的な施設運営の支援、保育所等整備に係る令和6年度と同等の補助の嵩上げ、利用定員総数が増加しない老朽民間児童福祉施設整備などでも、保育対策総合支援事業費補助金等における「定員拡大」の補助率と同等にする引上げの実施や予算の確保、施設が運営を継続できるよう支援体制を充実するなど、持続可能な受入れ枠確保の促進

また、認可を目指す認可外保育施設のうち、移転先が見つからないなどにより、認可移行できていない施設に対して、令和10年度までの支援の実施

1 国の現状

- (1) 令和6年度までを計画期間とした「新子育て安心プラン」に基づき、地域の特性に応じた取組や保育士確保の支援など、市区町村の待機児童の解消に向けた取組への支援を行っている。令和7年度以降については、保育提供体制の確保のための「実施計画」による財政支援が示された。
- (2) こどもを安心して育てることができる体制の整備を促進することを目的とし、「就学前教育・保育施設整備交付金」を交付している。令和6年度も、令和6年1月に第5回までの協議予定が通知されたが、令和6年3月26日に突然こども家庭庁より、予算上限に達したため第2回協議を中止にする旨の連絡があった。令和6年5月20日に追加協議の連絡があったが、対象事業が限定され、協議額どおりの内示が出来ない旨が明言された。

- (3) 就学前教育・保育施設整備交付金及び保育所等改修費等支援事業では定員の増加等、一定の要件を満たすことで、国の補助率が2分の1相当から3分の2相当に嵩上げされる。これまで一定の要件を満たしたうえで一人でも定員を増加すれば補助率の嵩上げが受けられたが、令和7年度からは経過措置付ではあるが、定員を20人以上増加させないと嵩上げを受けられなくなった。
- (4) 保育所等改修費等支援事業について、待機児童対策協議会に参加し、一定の要件を満たすことで補助単価が嵩上げされる。令和7年度からは経過措置もなく補助単価の嵩上げが廃止される。

2 横浜市の現状

- (1) 横浜市では、令和7年4月1日時点の待機児童は0人となったものの、育児休業延長希望の方を除いた保留児童は1,500人以上おり、1・2歳児が7割以上を占めている。利用児童数は年々増加しているが、増加幅は縮小傾向にある。一方で、年齢間や地域間でニーズの差が大きく、かつ保留児童が市内に点在している。
- (2) このため、既存の保育所等の定員構成の見直しや幼稚園での長時間預かりなど、既存の保育・教育資源を最大限活用したうえで、それでも受入枠が不足する場合には、新規整備により令和8年4月に向け404人分の受入枠の拡大を進めていく。
- (3) 就学前教育・保育施設整備交付金の第2回協議が中止されたことで、老朽改築事業や認定こども園への移行を計画していた保育・教育事業者は、近隣・保護者への説明に苦慮したほか、既に着手していた人材確保や借入金審査、次年度の入園（利用調整）等にも影響が生じた。また、追加協議が行われたが、対象事業が限定され、一部事業の募集停止や事業者・関係団体との調整が生じた。令和7年度のスケジュールの提示が遅かったため、申請を見送る保育・教育事業者もあった。

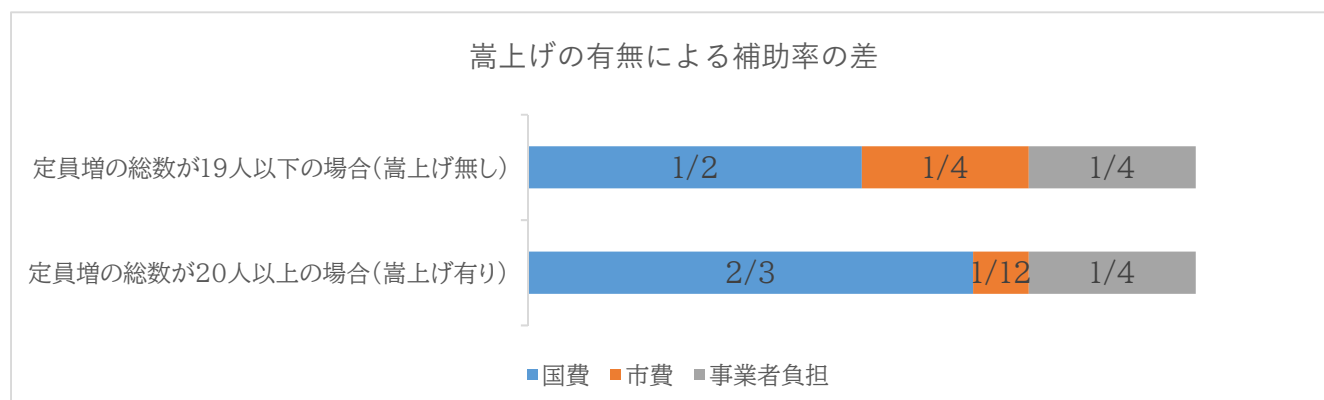
3 問題点・必要性

- (1) 令和7年度以降の保育提供体制の確保のための「実施計画」による財政支援では、待機児童対策における採択要件が「4月1日時点の待機児童が10人以上見込まれる市区町村」となっており、新子育て安心プランにおける要件である「待機児童が1人以上見込まれる市区町村」から大幅に厳格化されている。待機児童ゼロを継続するため、引き続き保育所の整備等が必要な自治体であっても、財政支援を受けられなくなる可能性がある。
- (2) 公定価格の、0歳児と1歳児の単価の差や0歳児の利用が要件の加算、定員を恒常的に超過する場合の減算のほか、小規模保育事業では、同一又は隣接する敷地の幼稚園の設備を活用した場合25人までの受入れが認められているが、それ以外は22人が上限であり、保育ニーズに合わせた受入枠の調整が困難。さらに、小規模保育事業は1歳児の受入枠拡大に効果的だが、初年度は2歳児入所が少なく、運営が不安定。
- (3) 保育ニーズは増加傾向にある一方で、地域の保育ニーズと定員の格差も生じてきており、既存施設を活用して受入枠を増やすことや、定員に余裕のある園への送迎支援等の取組が不可欠。
- (4) 保育所等の突然の閉園等、老朽化による廃園を防ぎ、安全で質の高い保育所等の運営を継続するため、将来を見据えた持続可能な受入れ枠確保の促進が必要。
- (5) 令和7年度から、就学前教育・保育施設整備交付金の事前協議の仕組みが変更となったが、仮決定が3月、内示が各着工時期に応じる形になっており、依然として内示が不透明な中で事業を進める必要がある。そのため、令和6年度と同様の事態が発生しないよう確実に予算を確保するとともに、早期に内示が確約される仕組みづくりが必要。

次頁あり

- (6) 保育ニーズが落ち着いている地域において、既存施設の老朽化による廃園のリスクは避けることができないことから、現行の定員を維持するためにも、定員を増加しない改築等について引き続き保育所部分の補助率の嵩上げが必要。そうした中で、令和7年度からは補助率の嵩上げのために20人以上の定員増が求められており、実態と合っていない。また、既存の幼稚園が幼保連携型認定こども園へ移行する際等、教育部分に係る施設整備事業については嵩上げ措置が設けられていないため、地方自治体の財政負担が大きい。
- (7) 保育所等改修費等支援事業の補助単価の嵩上げが経過措置もなく令和7年度から突然廃止されることとなったが、横浜市においては、待機児童ゼロの継続に向けて引き続き保育所整備が必要な状況であり、補助単価の嵩上げが無くなることで、整備が滞ることが想定されるため、令和6年度までと同等の補助単価の嵩上げが必要。

参考1 就学前教育・保育施設整備交付金の補助率嵩上げ要件強化による令和8年度予算への影響額 (民間保育所等老朽改築事業のみ)



参考2 保育所等改修費等支援事業の補助単価嵩上げ廃止による横浜市予算への影響額

<国費単価の推移>

(単位：千円)

	令和6年度国基準額		令和7年度 国基準額
	嵩上げ後	嵩上げ前	
保育所等改修費等支援事業（60人定員の場合） （内装整備、内装整備（移転費））	74,374	64,929	64,929
小規模保育改修費等支援事業（19人定員の場合） （小規模保育、小規模保育（Y移行））	41,319	25,972	25,972

参考3 待機児童及び保留児童の年齢別人数（令和7年4月1日時点）

	待機児童数			保留児童数		
	R7.4	R6.4	増減	R7.4	R6.4	増減
0歳児	0人	0人	0人	119人	168人	▲49人
1歳児	0人	4人	▲4人	807人	879人	▲72人
2歳児	0人	1人	▲1人	333人	417人	▲84人
3歳児	0人	0人	0人	182人	137人	45人
4歳児	0人	0人	0人	45人	61人	▲16人
5歳児	0人	0人	0人	25人	29人	▲4人
計	0人	5人	▲5人	1,511人	1,691人	▲180人

※ 保留児童の人数は、育児休業延長希望の方を除いた人数

提案の担当

こども青少年局保育・教育部保育対策課長	高林 悠紀	TEL 045-671-3955
こども青少年局保育・教育部保育対策課担当課長	須山 次郎	TEL 045-671-4468
こども青少年局保育・教育部こども施設整備課長	野澤 裕美	TEL 045-671-2376
こども青少年局保育・教育部保育・教育運営課長	岡本 今日子	TEL 045-671-2365

「こども家庭センター」の児童福祉機能の体制確保に係る 財政措置

要望先：こども家庭庁

提案・要望内容

児童福祉機能（旧子ども家庭総合支援拠点）に係る財政措置

要保護児童等への包括的・継続的な支援を安定的に行うための配置基準の見直し及びそれに伴う財政措置の拡充を行うこと

1 国の現状

- (1) 平成 28 年改正児童福祉法において、市町村が児童等に対する必要な支援を行うための拠点の整備に努めることが規定された。
- (2) 平成 30 年 12 月策定の「児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）」では、令和 4 年度までに全市町村に子ども家庭総合支援拠点を設置する目標が掲げられた。
- (3) 令和 4 年改正児童福祉法において、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関として「こども家庭センター」の設置に努めることが規定された。また、これに係る経費として、母子保健機能（旧子育て世代包括支援センター）・児童福祉機能（旧子ども家庭総合支援拠点）の運営費等の財政支援を措置することとされた（負担割合は国 2/3、都道府県 1/6、市町村 1/6）。

2 横浜市の現状

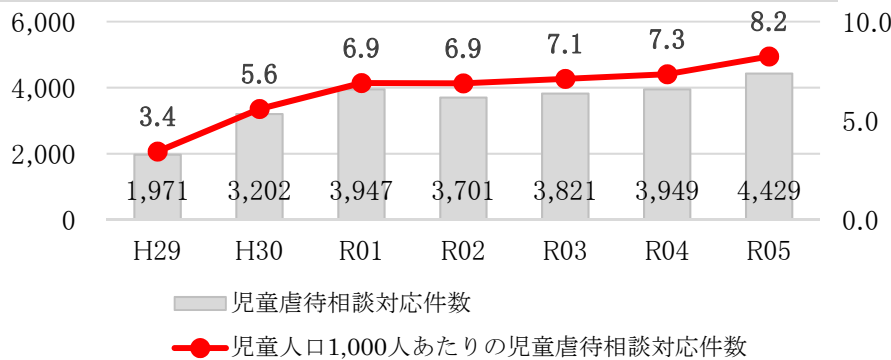
- (1) 従来から母子保健機能と児童福祉機能を 18 区のこども家庭支援課に設置。令和 6 年度からは段階的に「こども家庭センター」機能を 18 区のこども家庭支援課に設置し、母子保健と児童福祉が一体となった、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへの包括的な相談支援を強化している。
- (2) そのうち児童福祉機能は、令和 4 年度に全区設置（18 拠点）を完了し、相談対応や他機関との連携等を行う子ども家庭支援員、心理アセスメントのほかこどもや保護者等の心理的側面からのケアを行う心理担当支援員、虐待通告への対応や虐待が認められる家庭等への支援等を行う虐待対応専門員を中心に、妊娠期からこどもの社会的自立に至るまでの包括的・継続的な支援、要支援・要保護児童及び特定妊婦等への支援の強化にあたっている。

3 問題点・必要性

- (1) 児童福祉機能における最低配置人数は、虐待相談対応件数による上乗せ配置があるものの、前々年度の実績をもとに計算されることから現状を反映できず、また、相談対応件数は毎年度変わる可能性があることから、雇用や育成が不安定となり、安定的な運用に繋がらない。
- (2) この場合の虐待相談対応件数は、いわゆる初期対応の件数であり、継続ケースの業務量が見込まれていない。虐待相談として受け付けた後、継続ケースとして電話相談、訪問、関係機関との調整等を行いながら定期的なアセスメントを行い、継続的な関わり・支援を行っている。横浜市では毎年度 6,000 件程度が継続ケースとなり、年度をまたいで対応しているが、虐待対応専門員の配置には考慮されておらず、現場の業務負担が適切に反映されていない。

- (3) いじめや不登校などの児童・生徒を取り巻く課題は、学校や教育委員会だけでなく、様々な部署や関係機関が連携して支援を行うことが重要である。今後、学齢期のこどもへの相談支援を強化していくという点から、子ども家庭支援員についても増員が必要である。
- (4) 児童相談所の児童福祉司が、管轄人口 6 万人に 1 人（平成 28 年度・経過措置適用による）から 3 万人に 1 人（現在）の配置へと大幅な増員が進められたのに対し、児童福祉機能の最低配置人員は平成 29 年度の事業開始以来、国による体制強化が図られていない。児童相談所との緊密な連携に基づく支援を充実するためには、地域における相談対応体制を一層強化していく必要があり、児童相談所の児童福祉司と同様に配置基準の見直しが不可欠。

参考 1 横浜市の区役所における児童虐待相談対応件数の推移



旧子ども家庭総合支援拠点事業が開始された平成 29 年度と令和 5 年度を比較すると、児童人口あたりの児童虐待相談対応件数は、2 倍強に増加している。

※児童人口について：平成 27 年国勢調査 571,993 人（平成 29 年度～令和元年度に適用）
令和 2 年国勢調査 537,296 人（令和 2 年度～令和 5 年度に適用）

参考 2 国要綱における最低配置人員と横浜市配置人数の比較

○国要綱における最低配置人員

○横浜市の配置人員

	子ども家庭支援員	心理担当支援員	虐待対応専門員	合計	調整担当者 (子ども家庭支援員及び虐待対応専門員)	こども支援員 (支援・虐待)	こども支援員 (教育)	こども支援員 (心理)	合計
小規模型									
小規模 A 型	常時 2 名	—	—	常時 2 名					
小規模 B 型	常時 2 名	—	常時 1 名	常時 3 名	3 名	0 名	1 名	1 名	5 名
小規模 C 型	常時 2 名	—	常時 2 名	常時 4 名	3 名	1 名	1 名	1 名	6 名
中規模型	常時 3 名	常時 1 名	常時 2 名	常時 6 名	3 名	3 名	1 名	1 名	8 名
大規模型	常時 5 名	常時 2 名	常時 4 名	常時 11 名					

※太枠で囲った部分が本市独自配置。

※児童虐待相談対応件数による上乗せ配置が発生する場合、上記人数に加えて、必要人員を配置。

調整担当者：係長、専任保健師、専任社会福祉職 各 1 名

こども支援員（支援・虐待担当、教育担当、心理担当）：会計年度任用職員

提案の担当

こども青少年局こども福祉保健部こどもの権利擁護課長

足立 篤彦

TEL 045-671-4208

児童家庭支援センター運営事業の事業費見直し

要望先：こども家庭庁

提案・要望内容

1 児童家庭支援センター運営事業の事業費対応件数区分の見直し

児童家庭支援センター運営事業において、事業費対応件数区分の上限を超えて対応する児童家庭支援センターが多く存在する実態を踏まえ、対応件数に見合った補助となるように件数区分を見直すこと

2 児童家庭支援センターの安定した運営のための補助の拡充

児童家庭支援センターの安定した運営のため、横浜市で独自に実施している職員雇用費や独立型児童家庭支援センターへの施設運営費等補助についても国庫補助の対象とすること

1 国の現状

- (1) 地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、保護を要する児童又はその保護者に対する指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整等を総合的に行い、地域の児童、家庭の福祉の向上を図ることを目的に、平成 10 年に児童家庭支援センター設置運営要綱を制定。
- (2) 児童家庭支援センターにおける相談対応等に対し、件数区分を定めて補助を行っている。

2 横浜市の現状

- (1) 児童福祉法に基づく身近な地域で在宅児童の養育等を支援する専門機関として 18 区に設置。平成 13 年から事業を開始し、令和 4 年に全 18 区への設置が完了。(18 区のうち児童養護施設等の併設型が 6 区、市街地の住宅・店舗物件等で実施の独立型が 12 区)
- (2) 前年度の地域・家庭からの電話、来所、訪問、心理療法などの相談件数、関係機関との連絡調整回数など、国の件数区分に応じて児童家庭支援センターへの補助を行っている。
- (3) 令和 5 年度実績で、児童家庭支援センター 18 か所中 7 か所が最も高い件数区分 (4,400 件以上) に該当している。(7 か所の平均は 5,521 件)
- (4) 児童家庭支援センターの安定した運営のため、職員雇用費や独立型施設運営費、独立型施設運営管理者常勤化経費等について独自に補助を実施している。

3 問題点・必要性

- (1) 対応件数に見合った補助がないため、対応に要する人件費等が不足して児童家庭支援センターの運営を圧迫している。
- (2) 特に、年度途中で対応件数の上限を大きく超えてしまい、施設からは対応する職員の疲弊や対応件数に見合った補助となるよう制度改善の訴えがある。
- (3) 職員雇用費をはじめ、独立型施設に対して横浜市が独自に補助を実施しているが、児童家庭支援センターの安定した運営及び人材確保のためには、国庫補助の対象とすることが必要である。

- (4) 件数区分の上限を見直した場合、地方自治体の負担額も増加するため、現行50%の国の法定補助率を引き上げるなど、地方自治体の財政負担の軽減も併せて図る必要がある。

参考1 国の件数区分（児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱、児童家庭支援センター運営等事業）

件数区分	基準額
50件～599件	352,800円
600件～899件	937,550円
900件～1,399件	1,851,300円
1,400件～1,899件	2,792,000円
1,900件～2,399件	3,527,000円
2,400件～2,899件	4,262,000円
2,900件～3,399件	4,997,000円
3,400件～3,899件	5,732,000円
3,900件～4,399件	6,467,000円
4,400件以上	6,615,000円

参考2 横浜市の状況詳細

令和5年度実績で、児童家庭支援センター18か所中7か所において最も高い件数区分（4,400件以上）に該当し、7か所の平均は5,521件と最も高い件数区分を大きく超えている（最も多い施設で6,577件）。

児童家庭支援センターの対応件数は毎年増加している。

年度	施設数	対応件数	対応件数4,400件以上の施設数
R2	17か所	49,941件	3か所
R3	17か所	53,655件	3か所
R4	18か所	62,270件	6か所
R5	18か所	73,566件	7か所

参考3 児童家庭支援センター運営費補助の概要（抜粋）

令和7年度児童家庭支援センター予算額（運営費のみ）：539,323千円

○国庫補助（補助割合：国1/2）【R7予算額：192,802千円】

- 1 事務費：相談支援担当職員2人、心理療法担当職員1人相当分
- 2 事業費：前年度相談件数から算定

○市単独補助【R7予算額：346,521千円】

- 1 職員雇用費：その他職員雇用費相当分
- 2 独立型施設運営費：家賃実費、光熱費相当分
- 3 独立型施設センター長常勤化雇用費：常勤の施設管理者を配置した場合の職員雇用費相当分

※ 併設型：児童養護施設や母子生活支援施設等と併設（6施設）

独立型：利便性の高い市街地の住宅や店舗物件等に、児童養護施設等と独立して設置（12施設）

提案の担当

こども青少年局こども福祉保健部こどもの権利擁護課児童施設担当課長 真舘 裕子 TEL 045-671-2359

児童養護施設・乳児院等における専門的支援の充実に向けた人材確保及び職員配置

要望先：こども家庭庁

提案・要望内容

1 社会的養護処遇改善加算の増額及び宿舎借上制度の創設等

人材確保・育成等に対する支援の一層の充実を図るとともに、多様な専門職や専門性の高い職員を継続的に配置できるよう、児童養護施設や乳児院等の職員の待遇について、認可保育所と同等になるように、社会的養護処遇改善加算の増額や宿舎借上制度の創設等を行うこと

2 職員の労働環境を改善するため、児童養護施設ほか各施設種別における現行の職員配置基準の見直しを行うなど、体制強化への支援

施設の高機能化を目指すにあたり、増加する深刻な心身の課題を抱える児童に対し、質の高いケアを提供するための環境を整備するとともに、職員の労働環境を少しでも改善するため、児童養護施設ほか各施設種別における現行の職員配置基準を見直し、児童福祉施設保護措置費における事務費一般分保護単価の底上げや、職員配置改善加算の見直しを行うなど、体制強化への支援を行うこと

1 国の現状

- (1) 平成 29 年 8 月に公表された「新しい社会的養育ビジョン」などにおいて、社会的養育のあり方として、施設においても「できる限り良好な家庭的環境」での養育を実現するとともに、高度なケアニーズに対応するなど施設の専門性の向上を求めている。
- (2) 各自治体はそれぞれが策定した都道府県等社会的養育推進計画に基づき、施設における体制整備の強化や専門的支援の充実等に取り組んでいる。

2 横浜市の現状

- (1) 令和 7 年 3 月に策定した「横浜市社会的養育推進計画」において、増加する虐待や逆境体験による深刻な心身の課題を抱える児童に対し、質の高いケアを提供するため、児童養護施設や乳児院等の高機能化・多機能化の推進を行う。
- (2) 児童養護施設 11 施設、乳児院 3 施設その他、児童自立支援施設や児童心理治療施設等もあり約 800 人の児童が生活している。
- (3) 市内の児童養護施設等における職員の過半数が 5 年以内に離職し、離職率は約 16%と高水準。
- (4) 国は小規模化・地域分散化を進めるため児童 6 人に対して職員を最大 6 人配置できる制度としているが、保護単価・加算が不十分で、国が定める措置費の他、市独自に職員雇用費や職員処遇改善費の補助制度を実施。人材確保が進んでいないため、3～4 人で 24 時間のローテーションを回しており、過重労働を強いられている。

3 問題点・必要性

- (1) 保育士資格保有者が、待遇の格差により就職先を認可保育所とするケースが多いため、児童養護施設等についても認可保育所と同等の待遇で採用活動できる環境が必要。
- (2) ケアニーズの高い児童に対する集中的なケアが必要な仕事である一方で、夜勤などの不規則勤務や人手不足による長時間労働が発生するなど、現在の配置基準では職員の負担が大きく、労働環境の改善が必要。
- (3) 母子生活支援施設においても多様な支援・養育機能の展開のため、職員配置基準を抜本的に見直すなど、体制の充実強化が必要。
- (4) 児童養護施設等の職員が、高度なケアニーズに対応するための専門性を一層発揮できるよう、人材の育成・定着につながる支援が必要。

参考 1 入所している児童のうち虐待経験、障害等がある児童の割合

	虐待経験がある児童			障害等がある児童		
	平成 30 年	令和 5 年	増減	平成 30 年	令和 5 年	増減
児童養護施設	65.6%	71.7%	6.1 ポイント増↑	36.7%	42.8%	6.1 ポイント増↑
児童心理治療施設	78.1%	85.3%	7.2 ポイント増↑	85.7%	87.6%	1.9 ポイント増↑
児童自立支援施設	64.5%	73.0%	8.5 ポイント増↑	61.8%	72.7%	10.9 ポイント増↑
母子生活支援施設	57.7%	65.2%	7.5 ポイント増↑	24.4%	31.0%	6.6 ポイント増↑

※児童養護施設入所児童等調査の概要 こども家庭庁 令和 6 年 2 月発出

参考 2 国制度における認可保育所の保育士との給与（月額）の差

○ モデルケース 保育士人件費の比較

例：勤続 8 年副主任クラスの保育士の場合（同一基本給料）



宿舎借上負担軽減分
 保育所等を運営する事業者が保育士の確保や離職防止のために保育士用の宿舎を借り上げるための経費を国が助成（国制度における横浜市の補助基準額：7.9 万円）

処遇改善
 保育所 区分 3：副主任保育士等への加算（4 万円）
 児童養護施設等 処遇改善加算Ⅱ：リーダー的業務を担っている保育士等への加算（5 千円）

参考 3 市内児童養護施設等における離職率

施設種別	職種	離職率
児童養護施設等（私立 市内平均）	保育士等※	16.1%
保育所（私立 全国平均）	保育士	10.7%

※保育士等：児童養護施設等において直接処遇を行っている職員（保育士、児童指導員、母子支援員等）

（市調査、厚生労働省 平成 29 年社会福祉施設等調査）

提案の担当

こども青少年局こども福祉保健部こどもの権利擁護課児童施設担当課長 真舘 裕子 Tel 045-671-2359

「小1の壁」打破に向けた取組の推進

要望先：こども家庭庁

提案・要望内容

1 「小1の壁」打破に向けて横浜市が独自に実施する取組への財政措置

「小1の壁」に直面する保護者のニーズへの対応のために横浜市が独自に実施する取組において活用できる補助メニューを創設する等の財政措置

2 人材確保に向けた放課後児童支援員等の抜本的な処遇改善

小学校入学後の放課後の居場所である放課後児童クラブの安定的な運営のための人材確保に向けて、保育士同様、放課後児童支援員等の抜本的な処遇改善の実施

3 低所得世帯、ひとり親家庭、多子世帯等への利用料減免制度の創設

小学校入学を機に増加する経済的負担の軽減に向け、低所得世帯、ひとり親家庭、多子世帯等への放課後児童クラブの利用料減免制度の創設

4 こども・保護者が安全・安心に放課後児童クラブを利用し続けられるための財政措置

こども・保護者が安心して放課後児童クラブを利用し続けられるよう、地域区分の新設や職員配置基準に合わせた補助基準額の引上げ等の放課後児童クラブの安定した運営に資する財政措置

1 国の現状

- (1) 放課後児童対策を一層強化し、こどものウェルビーイングの向上と共働き・共育での推進のため、こども家庭庁と文部科学省の連名により「放課後児童対策パッケージ 2025」（令和6年12月）を策定。「小1の壁」の打破に向けて、従来から推し進めている待機児童対策に加え、放課後児童クラブの安定的な運営のための人材確保や、朝のこどもの居場所づくりなどの多様な居場所づくりにも取り組むこととしている。
- (2) 「放課後児童対策パッケージ 2025」に挙げられたものの以外でも、長期休業期間中の昼食提供の事例集を国がとりまとめる等により、国が補助対象としていない内容も、地域の実情に応じた対応を市町村に求めている。
- (3) 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準や放課後児童クラブ運営指針を策定するとともに、市町村に対する補助事業として財政措置を実施。
- (4) 令和6年度補正予算にて、保育士の処遇を10.7%増額したが、令和7年度の国補助における放課後児童支援員等の人件費は6.2%の上昇に留まっている。
- (5) 利用料が無償化されている保育所と異なり、国の補助制度において放課後児童クラブの運営費の2分の1を保護者が負担することが想定されているだけでなく、世帯の経済状況等に応じた利用料の減免制度が設けられていない。
- (6) 保育所等は市町村ごとに定められた地域区分により財政措置されているが、放課後児童健全育成事業の補助単価は全国一律。

2 横浜市の現状

- (1) 市内全ての放課後児童クラブにおいて夏期休業期間中の昼食提供を令和6年度にモデル実施し、実施後のアンケートで98.2%が「時間的負担が軽減した」と回答するなど、「小1の壁」の打破に向けた昼食提供の重要性や効果が示され、また、利用ニーズも高いため、令和7年度は冬期・春期休業日にも実施期間を拡大。
- (2) 昼食提供以外にも、学校施設を活用した朝の時間の居場所づくりの実施か所数の拡大や、保護者と放課後児童クラブとの日々のやり取り等の負担軽減のためのシステムの導入を進めている。また、GIGAスクール構想への対応に向け、放課後児童クラブにアクセスポイントを設置するなどにより放課後児童クラブにいる時間にタブレットでの学習に取り組むための環境整備を実施。
- (3) 学校施設を活用した公設民営の放課後キッズクラブと民間施設を活用した民設民営の放課後児童クラブにより受け皿を確保することで、**待機児童ゼロを達成**。
- (4) 放課後児童クラブの運営主体への補助に当たっては、放課後児童クラブの規模に応じた利用料減免補助や、人件費等の加算、既存の民間施設の家賃補助等、**国補助制度にない独自の補助**を実施。
- (5) 一方、**都市部は賃借料の負担が重く、最低賃金も全国平均より高い**ため、運営に苦慮する放課後児童クラブが多数存在。

3 問題点・必要性

- (1) 小学校の開門時間が保育所の利用開始時間に比べ遅いことにより、こどもの小学校入学に伴い、働き方の見直しやキャリアの中断を迫られる場合がある。また、長期休業期間中のお弁当づくり、帰宅後に子どもと一緒に宿題に取り組む必要があるなど、**子育てに関する新たな時間的・精神的な負担が生じている**。
- (2) これらの**保護者の負担感**に対応したよりきめ細かな支援が必要となるが、市が昼食を提供するに当たっての配送料や、保護者との連携のためのシステムの開発・運用経費が全額市費負担となるなど、**地方自治体の財政負担が過大**となっている。
- (3) 「小1の壁」の打破に向けては、地方自治体が地域の実情に応じた対応を進める必要があるが、地方自治体単独で十分な財源を確保することは困難であり、**国が地方自治体の取組に対する支援をより一層進めることが必要**。
- (4) 放課後児童クラブの安定的な人材確保体制を整えるためには、保育士等と同様に放課後児童支援員等の抜本的な処遇改善が必要だが、保育士と比較して放課後児童支援員等の人件費に対する国の補助が十分でない。
- (5) 保育所等の保育料は、0～2歳児は所得やきょうだいの人数等によって決まり、3～5歳児は無償のため、小学校入学を機に放課後児童クラブを利用することで経済的負担が増加する。また、利用料を徴収している全国の放課後児童クラブのうち、**88.3%が利用料減免を実施**し、その割合は増加傾向にあり、保護者の高いニーズに対する財政措置が必要。
- (6) 放課後児童健全育成事業について、人件費や賃借料等の運営経費は市町村により大きく異なるため、**地域の実情に合わせた補助金額の設定が必要**。
- (7) 国の基準では、児童概ね40人ごとに放課後児童支援員等を2名配置することとなっているが、児童数が減るごとに補助金が減額される。特に児童数が20人未満となった際に補助額が大幅に減額され、**継続的・安定的な運営が困難**となる。児童数によらず、基準に沿った職員配置を行うための財政措置が必要。

参考 1 令和 6 年度の昼食提供モデル実施後のアンケート結果

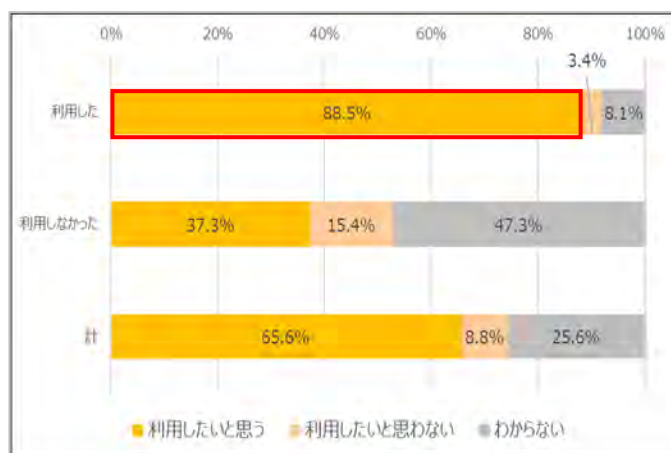
(時間的負担が軽減されたか)

「軽減された、多少軽減された」 98.2%



(冬・春休みにも利用したいか (利用状況別))

「利用したいと思う」 88.5%※



※令和 6 年度の夏休みの昼食提供を利用した方の回答結果

参考 2 横浜市が令和 6 年度の夏休みに実施した昼食提供事業モデル実施の実績

対象クラブ数 (登録児童数)	昼食提供利用登録者数	延べ提供食数	平均提供食数
565 クラブ (47,631 人)	21,624 人	123,973 食	6,084 食/日

※令和 6 年 4 月時点

参考 3 放課後児童対策に対する他都市の状況 (令和 7 年 5 月時点)

	指定都市 (※)
長期休業期間中の昼食提供	15/20 自治体 (75.0%)
朝のこどもの居場所づくり	2/20 自治体 (10.0%)

※実施件数は「一部での実施」も含む

参考 4 放課後児童対策のために横浜市単独で行う取組 (令和 7 年度予算)

取組	予算額
長期休業期間中の昼食提供	150,701 千円
放課後児童クラブの D X	229,538 千円
GIGA スクール構想への対応に向けた学習環境整備	184,916 千円
小学生の朝の居場所づくりモデル事業	45,054 千円

参考 5 保育士と放課後児童支援員等の人件費推移の比較 (前年度からの伸び率)

	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
放課後児童支援員	2.1%	2.4%	0.1%	1.3%	3.3%	6.2%
保育士	0.3%	8.4%	1.2%	5.3%	10.7%	

参考6 最低賃金をもとにした地域別勤務時間数等の比較（令和6年10月）

■障害児受入推進事業（基準額：2,059千円）

・基準額に対して、最低賃金によって勤務できる時間数

	最低賃金	時間数
全国平均	1,055 円	約 1,952 時間
神奈川県	1,162 円	約 1,772 時間

約 1,952 時間

約 1,772 時間

勤務可能時間に
約 180 時間の
格差が発生

・基準額と最低賃金で想定される、勤務時間数に対する人件費

（基準額／最低賃金（全国平均：1,055 円）＝約 1,952 時間）

	最低賃金	勤務時間	人件費
全国平均	1,055 円	約 1,952 時間	2,059 千円
神奈川県	1,162 円	約 1,772 時間	約 2,268 千円

約 209 千円の
市費負担の
追加が必要

参考7 民設民営クラブ1か所あたりの平均賃借料 各都市の状況（令和6年4月）

横浜市	さいたま市	名古屋市
240,128 円（207 か所）	194,787 円（202 か所）	219,360 円（79 か所）

横浜市は指定都市の中でも賃借料負担が重い

参考8 放課後児童健全育成事業の児童数に応じた基本額（令和7年度子ども・子育て支援交付金）

	児童数 19 人	児童数 20 人	児童数 40 人
国庫補助額	3,491,000 円	4,685,000 円	5,117,000 円
職員配置基準	2 名		

参考9 公設民営クラブ利用料減免額 各都市の状況（令和6年4月）※19時までの月額利用料

	利用料	減免額	対象
横浜市	5,000 円 (7・8月は+500円)	2,500 円	生活保護世帯、市民税所得割非課税世帯、就学援助世帯
さいたま市	8,000 円	8,000 円または 6,000 円	対象世帯の区分により異なる。
名古屋市	6,500 円	3,250 円	生活保護世帯、ひとり親家庭（所得制限あり）

参考10 横浜市における子育て就労世帯の利用料等の負担状況（月額） R6 時点

	0～2歳児※1 (保育所等)	3～5歳児 (保育所等)	小学生※2 (民設民営)
利用料 (全体平均)	46,000 円	0 円	18,400 円
利用料 (非課税世帯)	0 円	0 円	15,900 円

※1 国基準は所得やきょうだい人数（年齢・施設利用条件有）等に応じた金額。一部市独自に負担軽減。

※2 国による軽減制度なし

提案の担当

こども青少年局青少年部放課後児童育成課長

河原 大

TEL 045-671-4151

国と地方自治体が一丸となった子どもの貧困対策の推進

要望先：厚生労働省、こども家庭庁

提案・要望内容

1 子どもの学習・生活支援事業に対する補助制度の拡充

「子どもの学習・生活支援事業」における、人口規模や実施か所数等に応じた、大都市の状況やきめ細かな取組内容に見合った補助金額の設定

2 病児保育事業における利用料負担軽減制度の拡充

「病児保育事業」における、「年収 360 万円未満相当世帯」及び「要支援・要保護児童等のある世帯」への利用料減免制度の拡充

1 国の現状

- (1) 平成 31 年 4 月施行の改正生活困窮者自立支援法より、子どもの学習支援事業は、学習支援に加え、生活習慣・育成環境の改善等を行う「子どもの学習・生活支援事業」として強化。
- (2) 一時預かり事業では、令和 4 年度に「年収 360 万円未満相当世帯」及び「要支援・要保護児童等のある世帯」に対する減免制度が創設されたが、病児保育事業には負担軽減制度がない。

2 横浜市の現状

- (1) 学習支援事業は、学力の向上に加え、自立の土台となるコミュニケーション能力の向上、自己肯定感の向上、ロールモデルの獲得等の効果が出ており、将来の社会保障費の縮減にもつながると考えられる。
また、学習支援事業は、子どもが通いやすいよう実施個所数及び受入人数の拡充を進め、市内 18 区で計 40 か所で実施している（1 か所あたり定員 20～50 名）。
- (2) 病児保育事業では、経済的な理由で利用できないことを防ぐ目的で、児童扶養手当受給者等のひとり親世帯等を含め幅広く利用料を市独自で減免している。

3 問題点・必要性

- (1) 地方自治体の規模によって補助の上限額が定められているため、積極的に取り組む地方自治体ほど、上限額を超えた費用負担が生じ、財政負担が重くなっている。
- (2) 仕事を休むことで収入への影響が大きい低所得世帯、心身の不調により就労困難なひとり親世帯、死別・離別等によりひとり親となった直後の世帯の子どもの養育環境整備や親の就労に向けた支援として、病児保育事業を経済的負担なく利用できる環境整備が必要。
- (3) 「子どもを一時的に預かる」ことは一時預かり事業も病児保育事業も同じにもかかわらず、病児保育事業では「年収 360 万円未満相当世帯」及び「要支援・要保護児童等のある世帯」に対する減免がなく、不公平が生じている。

参考 1 横浜市の子どもの学習・生活支援事業実施状況

	学習支援に関する事業
目的 役割	生活保護受給世帯を中心とした生活困窮世帯の子どもの高校進学に向けた学習意欲や学力の向上
対象者	生活保護受給世帯、生活困窮世帯や養育環境に課題があり支援を要する世帯の中学生、事業を利用して高校等に進学した生徒及び高校生世代（高校に行っていない子を含む）等
実施 内容	・個々の中学生の到達度に応じた学習支援 ・大学生ボランティア等による精神的な成長の促進 ・高校生世代に対し、将来の自立に向けた講座の開催や、相談先・居場所の提供等による精神的なサポート ・1回あたり2時間程度
実施 方法	概ね1対2による個別支援（多動や不適応など、特に配慮を要する参加者に対しては、1対1での対応を行う場合あり）
実施 場所	地域の実情に応じ公共施設等（区社協・福祉保健活動拠点、地域ケアプラザ等）

参考 2 令和8年度の国庫補助協議状況（予定）

国の子どもの学習・生活支援事業の補助率：1/2（基準額の上限設定あり）

国の補助率との乖離



横浜市の総事業費に対する、国の子どもの学習・生活支援事業の補助率：1/2 以下（約 23%）

参考 3 病児保育事業と一時預かり事業の国と横浜市の利用料減免制度の比較

		国の減免制度	横浜市の減免制度
病児・病後 児保育事業	生活保護世帯 市民税非課税世帯	あり ※低所得者減免分加算 生活保護法被保護者世帯 5,000円 市区町村民税非課税世帯 2,500円	あり ※国の制度に準じて減免
	年収360万円未満相当世帯 要支援・要保護児童等のある世帯	なし	一部あり ※ひとり親家庭等福祉医療証保持世帯等について、独自に全額減免
一時預かり 事業	生活保護世帯 市民税非課税世帯	あり ※一時預かり利用者負担軽減 生活保護法被保護者世帯 3,000円 市区町村民税非課税世帯 2,400円	あり ※国の制度に準じて減免
	年収360万円未満相当世帯 要支援・要保護児童等のある世帯	あり 年収360万円未満相当世帯 2,100円 要支援・要保護児童等のある世帯 1,500円	あり ※国の制度に準じて減免

提案の担当

健康福祉局生活福祉部生活支援課長

こども青少年局保育・教育部保育・教育運営課長

伊藤 泰毅

岡本 今日子

TEL 045-671-2367

TEL 045-671-2365

ひきこもり地域支援センターに関する財政支援の拡充

要望先：厚生労働省

提案・要望内容

より身近な地域における支援機能強化のための補助制度の拡充

人口規模が大きい指定都市において、より身近な地域の支援機能強化のため、専門職員による支援者へのサポートを目的とした補助の拡充

1 国の現状

- (1) 平成 21 年度から、ひきこもり支援推進事業を開始し、現在は、全ての都道府県及び指定都市にひきこもりに特化した専門的な窓口である、ひきこもり地域支援センターの設置が完了。
- (2) 令和 4 年度から、ひきこもり支援に関して住民に身近なところで相談ができ、支援が受けられる環境づくりを目指して、ひきこもり地域支援センターの設置主体を市町村に拡充するとともに、新たなメニューとして、ひきこもり支援の核となる相談支援・居場所づくり・ネットワークづくりを一体的に実施するひきこもり支援ステーション事業を開始。
- (3) 令和 7 年度、都道府県ひきこもり地域支援センターにおいて、ひきこもり支援推進事業以外で「ひきこもり相談窓口を明確化」している管内市区町村に対して支援者へのサポートを目的とした、専門職員による伴走支援、アウトリーチ機能の強化を図るための「市区町村訪問支援加算」が新設され、都道府県への財政的な補助が拡充（指定都市は対象外）。

2 横浜市の現状

- (1) 令和 4 年度横浜市子ども・若者実態調査において、横浜市のひきこもりの若者は 13,000 人と推計される。
- (2) 横浜市では、青少年相談センターと健康福祉局ひきこもり支援課がひきこもり地域支援センターとして認証を受け必須事業を中心に事業を展開している。加えて、市内 4 か所に「地域ユースプラザ」を設置し、相談支援、常設の居場所運営、ネットワークづくりなど、より身近な地域のきめ細かいひきこもり支援を実施するとともに、地域連携相談員を配置し、区役所での定期的な相談や家族を対象としたセミナーや講演会を実施している。
- (3) 相談件数は年々増加している（令和 6 年度新規電話相談実績：2,841 件）。

3 問題点・必要性

- (1) 横浜市では、地域ユースプラザにおける支援のフォローアップのため、青少年相談センターの専門職員を週 1 日派遣しているが、令和 7 年度創設の「市区町村訪問支援加算」は、指定都市は対象外のため、国庫補助を受けられず市独自で実施している。
- (2) 支援年数は年々長期化、複雑化の傾向にあり、より身近な地域で十分な支援体制を維持するため、現在行っている出張支援を拡大・強化し、相談の状況把握や支援のフォローアップ、職員との同行訪問やケース対応、事例検討会の開催等が必須である。市の財政負担は大きく（令和 6 年度：全事業費に占める国庫補助額は 1/10 以下）、補助制度の拡充が必要である。

参考 1 地域ユースプラザ設置状況と管轄エリア及びエリア別若者人口・ひきこもり推計人数

名 称	よこはま東部 ユースプラザ	よこはま西部 ユースプラザ	よこはま南部 ユースプラザ	よこはま北部 ユースプラザ
開所年月	平成 25 年 3 月 27 日	平成 19 年 10 月 1 日	平成 20 年 11 月 1 日	平成 22 年 3 月 1 日

エリア	人口(人)	若者人口(人)	ひきこもり推計人数 ※
東部	1,009,425	290,473	3,950
西部	717,403	175,419	2,386
南部	971,880	229,323	3,119
北部	1,070,876	292,715	3,981
計	3,769,220	987,930	13,436

※令和 4 年度横浜市子ども・若者実態調査におけるひきこもり出現率 1.36%を若者人口に乗じて算出



参考 2 新規電話相談受付件数

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
新規電話相談件数	2,145 件	2,486 件	2,851 件

※青少年相談センターと健康福祉局ひきこもり支援課での受付件数合計

参考 3 青少年相談センター職員による地域ユースプラザ支援状況

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
心理職による業務支援 (出張対応)	158 日 (年間 1,185 時間)	164 日 (年間 1,230 時間)	175 日 (年間 1,313 時間)

※その他、支援担当職員からの電話相談や支援担当者間の連絡会開催等随時対応

参考 4 支援年数の推移

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
平均支援年月数	4 年 1 か月	4 年 8 か月	4 年 9 か月

半年以上
長期化

参考 5 横浜市令和 7 年度予算額

	金額	内容
事業費	198,136 千円	青少年相談センター及び地域ユースプラザ事業の予算額計
うち国庫補助額	19,500 千円	(1 自治体あたり補助基準額 20,000 千円 + 加算額 19,000 千円) × 補助率 1/2

提案の担当

こども青少年局青少年相談センター所長

山崎

三七子

TEL 045-752-8317

デジタル・AI 時代を見据えた教育 DX の推進

要望先：文部科学省

提案・要望内容

- 1 働き方改革の実現・教育活動高度化に向けた校務 DX 推進のための財政支援
校務 DX 推進のため、大規模自治体として次世代校務システムを構築・運用するための確実な財政支援
- 2 教材も含めたデジタル教科書への財政支援
デジタル教科書に付随する教材及び指導者用デジタル教科書購入費への財政支援
- 3 GIGA スクール構想の安定的な運用に向けた財政支援
学校の通信ネットワーク速度改善のための確実な支援、端末活用推進のためのヘルプデスク運営費や ICT 支援員人件費、フィルタリング等の費用、教員端末更新費用への直接的な財政支援
- 4 児童生徒の読書環境の充実に向けた学校図書館への電子書籍導入支援
児童生徒の読書環境の充実に向けて、学校図書館図書標準に電子書籍の冊数を含めるとともに、学校図書館における電子書籍も含めた図書購入を推進するための財政支援

1 国の現状

- (1) 「GIGA スクール構想の下での校務の情報化の在り方に関する専門家会議」にて、教職員の働きやすさと教育活動の一層の高度化を目指し GIGA スクール構想の下での校務 DX について検討。令和 6 年度補正予算で「GIGA スクール構想支援体制整備事業（次世代校務 DX 環境の全国的な整備）」を議決。
- (2) 学習者用デジタル教科書(教材含む)は、令和 3 年度から実証事業を実施。令和 6 年度は、小中学校全校で英語、5 割の学校で算数、数学を実施。
- (3) 新しい時代の質の高い教育やデジタル化加速のため、「1 人 1 台端末の更新」、「GIGA スクール運営支援センター整備事業」を令和 5 年度補正予算で議決。端末更新は、児童生徒数及び予備端末（児童生徒の 15%の台数）の補助基準額を 1 台 5.5 万円として 3 分の 2 を補助。残り 3 分の 1 及び教員分は地方財政措置。「運営支援センター整備事業」は令和 6 年度で廃止。令和 6 年度補正予算で「GIGA スクール構想支援体制整備事業（学校の通信ネットワーク速度の改善）」を議決。
- (4) 学校図書館に整備すべき蔵書数は、学校図書館図書標準により学級数に応じて定めている。

2 横浜市の現状

- (1) 次世代の校務システム導入に向けて、現状システムの課題調査を実施。
- (2) 令和 2 年 9 月「横浜市における GIGA スクール構想」を策定し、端末、高速大容量通信等を各校に整備し運用。令和 6 年度から端末ごとにフィルタリング実装、全校で端末持ち帰りを実施。
- (3) 学校サポートデスクや運用保守等を GIGA スクール運営支援センター事業として実施。ICT 支援員を 4 校に 1 人の配置基準に基づき全校に派遣。

- (4) 1人1台端末の次期更新に向けた各種計画を公表。令和7年度以降の更新に向けた検討開始。
- (5) 毎年度、図書購入費を確保して学校図書館の蔵書充実に努めているが、児童生徒数約26万人、学級数約1万学級という、大規模な整備水準が求められ、学校図書館図書標準を達成している学校は一部にとどまる。(100%達成している割合：小学校11.9%、中学校35.7%)

3 問題点

(1) 校務DX推進のための財政支援

- ア 次世代校務支援システムの導入については、500以上の公立学校を抱える本市は、都道府県域での共同調達と同規模若しくはそれ以上の財政負担を伴うため、確実な財政支援が必要。
- イ 特に、令和6年度補正予算「GIGAスクール構想支援体制整備事業（次世代校務DX環境の全国的な整備）」では、指定都市は共同調達であることが要件として課されていなかった。この点、有用で効果的な直接的財政支援措置であったことから、同旨条件での支援の継続かつ拡充が必要。

(2) 教材も含めたデジタル教科書への財政支援

- ア 学習者用デジタル教科書の中には、音声や動画等を含むデジタル教材が一体となっておらず、別途購入が必要なケースがあり、「教材部分」を含めて「デジタル教科書」と定義を統一する必要がある。一方、指導者用デジタル教科書は、学習者用デジタル教科書の活用に不可欠であるが、購入費が高額なため、ICTの活用に向け、自治体負担とせず、**無償提供や財政支援が必要**。
- イ 学校・家庭の双方で学習に使用できるAIドリルや教育用アプリ・クラウドサービス利用のための財政支援が必要。

(3) 日常的なICT活用推進のための直接的な財政支援

- ア 学校の通信ネットワーク速度の改善は、ネットワークアセスメントの実施とその結果を踏まえたネットワーク環境改善に係る初期費用への支援が示されたが、大規模自治体に対し、対応が必要な学校数に応じた確実な支援が必要。また、必要となる帯域を確保するため、継続的な支援が必要。
- イ 令和6年度に廃止した「GIGAスクール運営支援センター整備事業」の補助対象だったヘルプデスクやネットワーク保守、モバイルルータ通信費は約14億円に上り負担が大きい。
- ウ 教員の負担軽減や授業支援等を行うICT支援員の4校に1人の配置体制を維持するため、**学校現場のICT支援員人件費も補助対象とするなど、財政支援の拡大が必要**。
- エ 端末整備の補助要件である**児童生徒の安全な端末利活用のためのフィルタリング**や「教育DXに係るKPIの方向性」においても100%と示されている**指導者用端末の直接的な補助制度による支援が必要**。なお、小中学校合わせて1万8千人の正規教員の端末更新費用は5年間で10億円を要するため、児童生徒と同様に、指導者用の**予備機端末も含めた財政支援**とすること。

(4) 学校図書館図書標準に電子書籍の冊数を含めること

- ア 学校図書館への電子書籍の導入により、読書バリアフリーの推進や、デジタル社会に対応した読書環境の整備につなげることが必要。
- イ 小中学校の特別支援学級の児童生徒の増加や学級編成の標準の引下げ(35人学級)に伴う学級数の増加を受け、整備すべき図書の冊数が増加しているが、ハード面から学校図書館に配架できる冊数に限りがあり、学校図書館図書標準に電子書籍の冊数を含めるべき。

提案の担当

教育委員会事務局教育DX推進部教育DX推進課長
教育委員会事務局学校教育部学校経営支援課長

中川 譲
熊切 隆

TEL 045-671-4498
TEL 045-671-3233

学校教育の質の向上及び教員確保のための環境整備

要望先：文部科学省

提案・要望内容

1 教師の処遇改善に伴う財政措置

教師の処遇改善に係る取組を各地方自治体が確実に進められるよう、地方に負担を転嫁することなく、国の責任において必要な財政措置を確実に行うこと

2 中学校における学級編制の標準の引下げ

小学校の学級編制の標準が、学年進行により段階的に 35 人に引き下げられたことに続き、中学校においてもきめ細かな指導の実施が可能となるよう、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（以下、標準法）を改正し、学級編制の標準を段階的に 35 人に引き下げること

3 教員業務支援員及び副校長・教頭マネジメント支援員への継続的な財政支援

教育現場における働き方改革の推進のために、教員業務支援員の複数配置及び副校長・教頭マネジメント支援員が継続配置できるよう「教員支援体制整備事業費補助金（補習等のための指導員等派遣事業）」を維持・拡充し、活用事例等を周知すること

4 部活動改革による教育環境充実のための支援

部活動指導員を希望する全部活動に配置できるよう「地方スポーツ振興費補助金・文化芸術振興費補助金（中学校における部活動指導員の配置支援事業）」の拡充、都市部の実態を踏まえた補助基準額の引上げ及び補助率の嵩上げ、同一校同一部活動への配置上限 5 年の撤廃

地域クラブ活動への移行に係る地域の団体や人材による指導に伴う人件費及び事務費等について、自治体に新たな財政負担を強いることがないよう、十分かつ恒久的な財政措置を講じること

1 国の現状

- (1) 令和 6 年 5 月 13 日に中央教育審議会初等中等教育分科会「審議のまとめ」が示され、教師を取り巻く環境整備の基本的な考え方として、「学校における働き方改革の更なる加速化」「学校の指導・運営体制の充実」「教師の処遇改善」を一体的・総合的に推進することが必要とされた。
- (2) 教師の処遇改善としては、「教職調整額の 10%以上への引上げ」や、「新たな級の創設」等が必要であるとされた。また、学校の指導・運営体制の充実としては、「支援スタッフの更なる配置充実」や「部活動指導員の配置充実」が必要であるとされた。
- (3) 標準法が改正され、学級編制の標準については、小学校では令和 3 年度から令和 7 年度まで学年進行により、段階的に 35 人に引き下げられた。令和 6 年 12 月 24 日に文部科学大臣と財務大臣の間で「教師を取り巻く環境整備に関する合意」がなされ、中学校においても令和 8 年度から 35 人の学級編制となるよう、定数改善を行う方針が示された。

- (4) 骨太方針 2024 においても、働き方改革の見える化等による時間外在校等時間の徹底した削減、「審議のまとめ」を踏まえた教師の処遇の抜本的改善、小学校教科担任制等の教職員定数や教員業務支援員等の充実、部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行に向けた取組の加速など、改革の方向性が示された。
- (5) 令和 6 年 8 月に「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」を設置。12 月には中間とりまとめが示され、次期改革実行期間として、令和 8～10 年度を前期、令和 11～13 年度を後期とすること。改革の進め方として「休日については、次期改革期間内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す」としている。
- (6) 令和 7 年度予算案において、教師の処遇改善に係る経費を義務教育費国庫負担金に計上。また、令和 7 年 2 月には、教職調整額の水準を令和 12 年度までに 10%まで引き上げる法改正案等を通常国会に提出。

2 横浜市の現状

- (1) 全小・中・義務教育・高・特別支援学校における時間外在校等時間月 80 時間超の教職員の割合は、平成 30 年度と令和 6 年度を比較すると 15.2%から 4.4%と着実に減少しており、小学校で 8.1%から 1.4%、中学校で 32.8%から 10.9%となっているが、更なる働き方改革の取組が必要。
- (2) 教職員の資質・能力の向上と働き方改革を一体的に推進する必要性等に鑑みて、平成 30 年 3 月に策定した「横浜市立学校 教職員の働き方改革プラン」を教育基本法に基づく「第 4 期横浜市教育振興基本計画」に位置づけ、教職員の採用・育成・働き方を一体的に推進。
- (3) 横浜市人事委員会勧告を踏まえ、特に初任給及び若年層の給料月額を大幅に増額。諸手当を含めた初任給については県内で最も高い水準。
- (4) 標準法の改正に合わせ、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間で、小学校の学級編制基準を 40 人から 35 人に引き下げたが、中学校の学級編制基準は標準法どおり 40 人である。
- (5) 平成 29 年度から教員業務支援員を配置し、令和元年度には全小・中・義務教育学校に配置。令和 6 年度から特別支援学校に配置。
- (6) 令和 6 年度から副校長マネジメント支援員（副校長サポート）を小・中学校 15 校に配置。
- (7) 平成 30 年度から部活動指導員を配置し、令和 6 年度は延べ 1,000 人超を希望する全中・義務教育学校後期課程に配置。
- (8) 令和 3 年度から部活動の地域クラブ活動への移行に関する国の実証事業を活用。令和 6 年度は、市立中学校 11 校 15 部活動で、民間事業者や総合型 SC への委託を行い、課題や効果を検証。

3 問題点・必要性

- (1) 教職調整額を 10%に引き上げた際の増額分について、現行の義務教育費国庫負担制度のとおり国と地方が 1：2 の割合で負担する場合、横浜市の追加負担額は約 57 億円と試算され、財政負担が非常に大きい。処遇改善をはじめとした教師を取り巻く環境整備を各地方自治体が確実に推進するためには国による更なる財政措置が必要不可欠。
- (2) 中学校の学級編制基準を 40 人から 35 人へ引き下げた場合、1 学年あたり 100 人以上の教員が必要となり、国の財政支援が必須。また、段階的な引下げでなければ、教科のバランスを考慮した採用は困難。

- (3) 学校の役割の多様化により、必ずしも教師が担う必要のない業務を教師が担っている。教職員の時間外在校等時間を着実に削減するため、教師が教師でなければできない業務に集中できる環境構築が不可欠であり、教員業務支援員の配置に係る財政支援の継続・拡充が必要。
- (4) 令和4年度教員勤務実態調査では、副校長の在校等時間が最も長くなっている。学校の運営改善には、副校長の学校マネジメントに係る業務を専門的に支援する人材の配置が不可欠。
- (5) 我が国最大の指定都市として、147の中学校、運動部・文化部含めて男女で約3,000の部活動を有し、市内でも様々な地域特性がある横浜市では、学校ごとに多様な実情があり、全市統一の手法による部活動改革は困難。各校が自らの学校・地域特性に合った部活動改革を実現するため、部活動指導員の活用等による地域連携も含めた複数の手法の確立が不可欠。
- (6) 部活動の地域クラブ活動への移行後においても、経済的に困窮する家庭の生徒も含めた全ての生徒とその保護者が、従来どおり低廉な負担で活動を継続するための国の財政支援が必要。

参考1 時間外在校等時間月80時間超の教職員の割合

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
副校長	22.2%	18.4%	12.7%	13.7%	11.3%	6.8%	3.9%
全 体	15.2%	11.6%	7.6%	8.9%	8.6%	6.1%	4.3%

参考2 横浜市の学級編制基準の改定状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
小学校（40人⇒35人）	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生

参考3 令和7年度教員業務支援員配置予定人数

小・中・義務教育学校・特別支援学校 493人

※ 教育支援体制整備事業費補助金（補習等のための指導員等派遣事業） 補助率 1/3

参考4 令和7年度副校長マネジメント支援員配置予定人数

小・中学校 15人（大規模校を対象）

※ 教育支援体制整備事業費補助金（補習等のための指導員等派遣事業） 補助率 1/3

参考5 部活動指導員に係る費用（金額はすべて決算額で記載）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
合計	196,613千円	272,154千円	324,753千円
うち、国費額	54,962千円	73,742千円	73,623千円

提案の担当

教育委員会事務局教育政策統括部教育政策推進課担当課長
 教育委員会事務局教職員企画部教職員労務課長
 教育委員会事務局教職員企画部教職員人事課長
 教育委員会事務局学校教育部学校経営支援課長

林 正隆 TEL 045-671-3771
 林 尚子 TEL 045-671-3227
 片山 哲夫 TEL 045-671-3226
 熊切 隆 TEL 045-671-3233



栄養教諭等の定数改善及び給食無償化の実現

要望先：文部科学省

提案・要望内容

1 栄養の指導及び管理並びに衛生管理等を担う栄養教諭等の定数改善

児童生徒への安心・安全な給食の提供や、アレルギー対応など、児童生徒の成長や生命に関わる極めて重要な対応、個別最適な対応や、国が推進する小中一貫教育を踏まえた9年間の切れ目ない食育・栄養指導を給食管理と一体的に行うなど、栄養教諭等の担う役割が重要なため、標準法上の配置基準にある給食単独実施校の全校に栄養教諭等の配置ができるよう、定数改善を実施すること

2 給食無償化の実現

自治体の規模や財政力による格差を生じさせないため、給食無償化を早期に実現すること。無償化する際は、地方自治体の準備期間を踏まえ早期に制度設計を行い、所要額は全額国費による財政措置を行うとともに、地方自治体に過度な事務負担が生じないようにすること

1 国の現状

- (1) 「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和33年制定)」(以下、「標準法」という。)において、栄養教諭及び学校栄養職員(以下、「栄養教諭等」という。)の定数は、児童生徒数が550人以上の給食単独実施校で1人となっているが、549人以下の給食単独実施校の定数は、4校に1人のみとなっている。
- (2) 平成17年度に食に関する指導(学校における食育)の推進の中核的な役割を担う栄養教諭制度を創設。食に関する指導と給食管理を一体的に行う栄養教諭の配置が進むことにより、地場産物を活用して給食と食に関する指導を実施するなど、教育上高い相乗効果があり、栄養教諭を中心に食に関する指導に係る全体計画が作成されることや、体系的・継続的な学校全体の取組となることが期待されている。
- (3) 学校給食費の無償化については、まずは小学校を念頭に、地方の実情等を踏まえ、令和8年度に実現することとし、中学校への拡大についても、出来る限り速やかに実現するという3党による合意文書が交わされた。国は、合意内容の実現に向けて取り組んでいくとしている。

2 横浜市の現状

- (1) 現行の標準法に基づいて栄養教諭等の配置を行うため、小学校では、児童生徒数が549人以下の給食単独実施校202校は、栄養教諭等が4校に一人の配置となっている。
- (2) 標準法の範囲内で栄養教諭等の配置ができていない小学校は、会計年度任用職員の配置や、近隣校の栄養職員の兼務により、給食管理や衛生管理などを行っている。
- (3) 中学校では、令和3年4月から給食(デリバリー型)を提供し、令和8年度から、全員給食を開始するが、民設民営の学校給食調理施設から給食を提供しており、標準法上の配置基準に該当しないため、栄養教諭等が配置されていない。
- (4) 標準法の範囲内で栄養教諭等が配置されていない小・中学校では、給食と一体的に行うべき食育・栄養指導等は、近隣校の栄養教諭等が中心となり、ネットワークを組織して対応している。

- (5) 生活保護世帯、要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者（準要保護者）には、給食を無償提供しているが、経済的困窮者以外の給食費は保護者負担で徴収している。物価高騰により食材費が上昇しているが、現在は国の臨時交付金等の活用により、保護者負担を増額することなく、給食費を維持している。

3 問題点・必要性

- (1) 児童生徒への安心・安全な給食の提供やアレルギー対応等は、児童生徒の生命に関わる極めて重要な対応であり、専門的な知識を持つ栄養教諭等の全校配置が必要不可欠。
- (2) 標準法の範囲内で栄養教諭等が配置されていない小学校や中学校では、当該校の養護教諭や管理職等が、近隣校を兼務する栄養教諭等と連携しながら、アレルギー対応や栄養管理、食材の発注、衛生管理等の業務を担っているため、専門性を発揮した対応に限界がある。
- (3) 小中一貫教育を踏まえた 9 年間の切れ目ない食育・栄養指導は、給食管理と一体的に行う必要があるが、給食管理に関する業務への比重が大きくなっており、食育・栄養指導に必要な時間を圧迫している。
- (4) 標準法の範囲内で栄養教諭等が配置されていない小学校や中学校では、学校における食育を推進する体制の構築が難しく、学校全体の取組としての体系化が難しい。また、栄養教諭等が複数校の食育・栄養指導を兼務で担うことになり、負担が大きい。
- (5) 給食費無償化の実現に向けて、自治体がスムーズに対応できるよう、法の関係整理、支援対象者の範囲の考え方や財源確保の見通しなど、国が早期に具体的な制度を示す必要がある。
- (6) 給食を喫食しない児童生徒への負担軽減策について、国が主導して検討する必要がある。
- (7) 給食費の算定基準について、全国一律ではなく地域の物価に応じた基準額の設定が必要である。

参考 1 小学校における栄養教諭等の配置の推移

	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
給食単独実施学校数（※1）	340 校	341 校	341 校	341 校	340 校	339 校	339 校	338 校
栄養教諭等配置学校数	198 校	204 校	207 校	207 校	203 校	199 校	196 校	196 校
栄養教諭等未配置学校数（※2）	142 校	137 校	134 校	134 校	137 校	140 校	143 校	142 校

※1 小学校のみ（特別支援学校は含まない）

※2 給食管理等のみを行う非常勤栄養職員配置校を含む

参考 2 令和 6 年度の物資購入事業費における臨時交付金等活用予定（補正予算ベース）（千円）

	計	保護者負担額	臨時交付金	基金取崩
小学校等給食物資購入事業	10,687,586	9,620,115	892,627	174,844
中学校給食物資購入事業	2,510,000	2,210,151	246,209	53,640

参考 3 消費者物価地域差指数（食料・令和 5 年調査）（全国平均 = 100）

横浜市	東京都区部	那覇市	札幌市	長野市	奈良市
102.3	103.0	107.1	103.6	96.3	96.9

提案の担当

教育委員会事務局学校給食・食育推進部学校給食・食育推進課長
教育委員会事務局教職員企画部教職員人事課長

檜崎 佳代子 TEL 045-671-3687
片山 哲夫 TEL 045-671-3226

いじめや不登校等に対応するスクールカウンセラーや児童支援専任教諭等の定数化、補助事業の見直し

要望先：文部科学省

提案・要望内容

- 1 スクールカウンセラー(SC)やスクールソーシャルワーカー(SSW)の教職員定数への算定、義務教育費国庫負担金の対象としての位置付け
SCやSSWについて、学校において必要な職として教職員定数に算定し、義務教育費国庫負担金の対象として位置付けること。また、教職員定数への算定までの間、国の補助事業で国費を満額支給すること
- 2 小学校の生徒指導を専任する「児童支援専任教諭」の教職員定数への算定
子ども一人ひとりの成長段階に対応し、関係機関や地域との連携を進めるよう配置する小学校の生徒指導を専任する「児童支援専任教諭」を教職員定数へ算定し、全国的な制度とすること
- 3 教育支援体制整備事業費補助金（いじめ対策・不登校支援等総合推進事業）における補助期間の撤廃、補助対象の拡大
不登校の児童生徒やその兆候がある児童生徒が、学校内で安心して学習や相談支援が受けられるよう、校内教育支援センター支援員配置事業について「3年以内」の補助期間を設けないこと。また、教育支援センターの民間への業務委託を補助対象とし、事業を安定して継続できる制度とすること

1 国の現状

- (1) 平成 27 年に、中央教育審議会答申「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」が出され、SC、SSW について、「将来的には学校教育法等において正規の職員として規定するとともに、教職員定数として算定し、国庫負担の対象とすることを検討する」とされている。
- (2) 令和 7 年度予算では、中学校生徒指導体制の強化（いじめ・不登校等への対応強化）として、全国で加配定数千人増の拡充措置があったが、小学校にはない。
- (3) 令和 5 年度の全国の小中学校における不登校児童・生徒数は約 35 万人と年々増加傾向。「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLO プラン）」を策定するとともに、不登校により学びの機会を得られない子どもをゼロにすることを目指し、取組を推進している。

2 横浜市の現状

- (1) SC は、心理の専門職として、児童生徒が安心して相談できるよう、中学校と同一学区の小学校を同じカウンセラーが対応する小中一貫型で配置。令和 6 年度に補正予算で増員。SSW は、福祉の専門職として、各校の巡回だけでなく各校からの要請派遣にも応えて支援する体制を構築するとともに、区役所や児童相談所等との連携を図っている。
- (2) いじめや不登校等に対応するため、組織的な生徒指導（児童支援）へ向け、「児童支援専任教諭」を小学校に平成 22 年度から段階的に配置し、平成 26 年度全校配置。活動を保障するため担任を持たず授業時数を軽減し、専任教諭を中心とした校内体制を確立。

- (3) 横浜市では、令和2年度から全国に先駆けて、学校内の別室に支援員を配置する校内ハートフル事業（校内教育支援センター事業）を開始。令和6年度は市内全 146 校の中学校で実施し、約 2,300 人の生徒が利用。また、教育支援センター 2 か所を民間に委託して運営している。

3 問題点・必要性

- (1) いじめや不登校など、多様化・複雑化する学校現場の課題を解決するためには、専門職である SC、SSW の充実が必要。国の補助事業では、近年、国費が満額確保されておらず、令和6年度実績では市の超過負担が1億 3,700 万円発生している（高校・特別支援学校への配置に係る補助事業費等も含む）。市の負担が大きく、計画的な配置の拡充が困難。
- (2) 各地方自治体が独自に児童生徒指導教諭を導入しようとする、財政面の負担が非常に大きい。外部有識者によるいじめ重大事態調査等で、再発防止向け、組織的な対応の重要性が繰り返し提言されており、教科担任制や 35 人学級が導入されても、学級担任が 1 人で抱え込まない「チーム学校」としての校内体制の確立へ向けて、専任教諭配置の必要性、重要性は変わらない。
- (3) 国は令和7年度から、いじめ対策・不登校支援等総合推進事業を改正したが、「校内教育支援センター支援員配置事業」の補助年数が3年以内と限られ、COCOLO プランで推進している教育支援センターの民間への業務委託が補助対象外となっており、事業を安定的・継続的に実施するには、財政支援が不可欠。

参考1 小中学校におけるSC及びSSWへの相談件数の推移

	R1	R2	R3	R4	R5	R6
SC (件)	78,699	79,332	78,054	89,482	88,736	99,324
SSW (件)	6,202	8,744	12,319	14,755	15,850	17,709

参考2 児童支援専任教諭の配置効果

- (1) 小学校の児童 1,000 人あたりのいじめの認知件数
配置前と比べ **29.4 倍増加**（平成 21 年度 2.6 件 → 令和 5 年度 76.5 件）
- (2) 小学校のいじめの解消率
配置前と比べ **16.6 ポイント増加**（平成 21 年度 66.1% → 令和 4 年度 82.7%）

参考3 校内ハートフル事業（校内教育支援センター事業）

- (1) 過去5年間の実績 ※令和2年4月事業開始、令和6年9月から全中学校（146 校）で実施

	R2	R3	R4	R5	R6
実施校数（校）	8	20	35	55	146
利用人数（人）	116	356	624	942	2,361

- (2) 当該事業にかかる横浜市予算（令和7年度）
約 728,090 千円（左記のうち人件費 **717,700 千円**の「1/3」にあたる**約 239,230 千円**を上限に国が補助）
※国からの補助が行われない場合、これらの事業にかかる全額を横浜市予算で賄う必要があり、継続的な事業実施に懸念がある。

提案の担当

教育委員会事務局不登校支援・いじめ対策部不登校支援・いじめ対策課担当課長	麻野 仁	TEL 045-671-3773
教育委員会事務局不登校支援・いじめ対策部不登校支援・いじめ対策課担当課長	末吉 和弘	TEL 045-671-3706
教育委員会事務局教職員企画部教職員人事課長	片山 哲夫	TEL 045-671-3226

児童生徒が安心して学び続けるための特別支援教育に係る学校の体制強化

要望先：文部科学省

提案・要望内容

臨床発達心理士等専門家の常勤配置による学校における支援体制の強化

特別な支援や配慮が必要な児童生徒は年々増加しており、児童生徒の障害等の状況も多岐に渡っている。障害に応じた支援を行うため、学校現場において、様々な障害に特化した専門家と常時連携した教育活動が求められている。また、発達障害や ADHD のある児童生徒が学ぶ「自閉症・情緒個別支援学級」の人数が増加している。

特別な支援や配慮が必要な児童生徒への支援体制の強化のため、「臨床発達心理士」（ADHD、ひきこもり、不登校、自閉症、発達障害等に関する専門職）等を常勤職員として配置できるよう、体制構築のための予算措置をすること

1 国の現状

- (1) 特別支援学級で学ぶ児童生徒の人数は、全国的に増加傾向にある。
- (2) 学校における教育活動は、原則教員のみで対応している。
- (3) 自治体が外部の専門家へ依頼し学校へ派遣した場合の謝金や、非常勤を雇用した際の賃金等に対する補助金として「教育支援体制整備事業費補助金（切れ目ない支援体制整備充実事業）」を整備している。

2 横浜市の現状

- (1) 横浜市における特別支援学級（横浜市では「個別支援学級」と呼ぶ）で学ぶ児童生徒は、全国的な傾向と同様に増加している。
- (2) 横浜市は、個別支援学級で学ぶ児童生徒数が全国の自治体の中でも多い。
- (3) 個別支援学級の担任となる教員の数が増加する中、「新採用で個別支援学級の担任となる教員」や「初めて個別支援学級の担任となる教員」も増加している。

3 問題点・必要性

- (1) 「自閉・情緒障害個別支援学級」の増加が顕著な中、特に発達障害や ADHD のある児童生徒への支援体制の確保が急務となっている。（参考1）
- (2) 横浜市では、個別支援学級を初めて担当する教員向けの研修の充実やセンター的機能の活用により学校支援を行っているが、特別な支援や配慮が必要な児童生徒の支援方法や特性理解等について悩んでいる教員が多い。（参考2）
- (3) 教員歴の浅い教員や特別支援学級を担当した経験のない教員に対しては、一定期間継続した支援が必要のため、臨床発達心理士等の専門家を常勤で配置することが必要。

参考 1 全国及び横浜市の特別支援学級で学ぶ児童の推移

全国の特別支援学級（横浜では「個別支援学級」）の児童生徒は、平成25年度から令和5年度で、およそ2.13倍に増加している。（H25:174,811→R5:372,795）
→特別な配慮や配慮が必要な児童生徒は全国的に増えている。

特別支援学級の児童生徒数・学級数



横浜市の小・中学校の個別支援学級の児童生徒も年々増加しており、平成25年度から令和5年度で、およそ2.14倍に増加している（H25:5,343人→R5:11,457人）
→横浜も、全国と同様の傾向となっている。

横浜市の個別支援学級に在籍する児童生徒の推移



参考 2 教員が指導の中で抱える困り事

令和6年度に実施した「特別な配慮や支援が必要な児童生徒の対応に関する調査」では、質問項目「先生方が困っていることは何か」という問いにおいて「②支援の方法」「④実態把握と特性理解」との回答が合計442件あった。
→特別な配慮や支援が必要な児童生徒への支援方法に教員が悩む現状がある。

教員が現場で困っていること



n=508

※市立小・中・高・特別支援学校全校へ調査
※複数回答可

提案の担当

教育委員会事務局学校教育部特別支援教育課長

金井 国明

TEL 045-671-3956

横浜が目指すグローバル人材の育成に向けた取組への支援

要望先：文部科学省

提案・要望内容

1 ALT 配置への補助制度の拡充

ALT 配置のための教員支援体制整備費事業費補助金（補習等のための指導員等派遣事業）における補助率の引上げ（現行1/3）

2 小学校英語専科指導加配における要件の緩和

現在の加配要件である週 24 時間の持ち時間時数を各自治体が定める時数への緩和

3 自治体の高校生長期留学支援制度のための補助制度の創設

各学校の特色を活かした自治体ならではの留学支援制度を創設・運用するため、自治体が実施する高校生の留学支援への補助制度を創設

1 国の現状

- (1) 令和 5 年 6 月 16 日に閣議決定した教育振興基本計画では、今後の教育政策に関する基本的な方針の一つとして、グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成が掲げられている。
- (2) 小学校 3 年生からの外国語活動や小学校における ALT（Assistant Language Teacher 外国語指導助手）配置に対する補助など、外国語教育の充実に向けた取組が実施されている。
- (3) 高校生等対象の「トビタテ！留学 JAPAN 新・日本代表プログラム」では、700 人※を対象に、4 つのコースの中から生徒等の興味・関心のある 1 つを選び、そのコースに沿った探究活動を含む留学の支援が実施されている。

※2025 年度（第 10 期）派遣留学生募集要項による

2 横浜市の現状

横浜市では国際都市の特色を生かし、世界の多様な文化や価値観、考え方に触れ、多様性を尊重して協働・共生しながら、世界の人々とともに議論し、新たな価値を創造していく力を持つ人材の育成に取り組んできた。また、「令和 5 年度英語教育実施状況調査」では、指定都市で第 2 位となっており、基礎的な外国語の力がついてきていると言える。

【主な取組】

- (1) 小学校 1 年生からの外国語教育・ALT の全校配置

基礎的な外国語の力をつけるための取組として、横浜市では、小学校 1 年生からの外国語教育の実施や ALT の小学校・中学校・高等学校への全校配置、国の制度を活用した小学校英語専科指導の加配（32 校）を行っている。令和 7 年度から、小学校の ALT を大幅に増員し、オンラインも活用することで、全ての小・中・高等学校で、毎日「生きた英語」を学べる環境づくりを目指している。

(2) グローバルモデル校による先端技術等を活用したグローバル教育の実施

令和6年度から、新たな取組として「グローバルモデル校（英語イマージョン教育、メタバーススクール）」を設置し、先端技術も活用したモデル事業を試行している。令和7年度からメタバースの取組をモデル校以外にも展開していく等、多くの児童生徒がグローバル社会に必要な資質能力を身につけられるよう環境整備の拡充に取り組む予定である。

- ・「グローバルモデル校（英語イマージョン教育）」では、英語科以外の複数の教科を英語で行い、日常的に英語を活用する場面を増やすことで、ネイティブスピーカーと同じように「英語で考え、英語で語る」子どもの育成を目指す。
- ・「グローバルモデル校（メタバーススクール）」では、メタバース空間を活用した仮想空間で、アジア・オセアニア・姉妹都市など、世界の児童生徒と時間や場所に限定されない学びやコミュニケーションを体験し、「グローバルな課題解決」に向けた交流・共同学習に取り組む。

(3) 「Yokohama English Quest」・「はまっこ留学体験」による実践的な英語活用機会の創出

- ・「Yokohama English Quest」では、市立小学校・中学校の児童生徒を対象に、多国籍のイングリッシュスピーカーとチームを組み、英語でコミュニケーションを図りながらミッションに挑戦する体験型の国際交流プログラム実施している。令和6年度は計3回実施（定員各回200名）し、約9割の参加者が「英語の学びに役に立った」と回答する等、日頃の英語学習の実践的な活用機会となっている。
- ・「はまっこ留学体験」では、市立中学校の生徒を対象に、横浜にしながら留学体験（ホームステイプログラム）ができるプログラムを実施している。令和6年度は40名が参加し、9割以上の参加者が「今後、海外の人と積極的に交流したい」と回答し、7割の生徒が実際に海外留学に挑戦したくなったと回答するなど、グローバルへの興味・関心を高めるうえで効果的なプログラムとなっている。

(4) 横浜市立高校生を対象とした長期留学プログラムの創設

令和7年度に、横浜市立高校の生徒を対象とした長期留学プログラムを実施するための制度設計を行い、令和8年度から生徒の派遣を目指している。本プログラムでは、すべての横浜市立高校の生徒を対象に、1年程度の長期留学の支援を予定している。令和8年度から最大20人に対して、渡航費や現地での授業料等の支援を行うことを目指している。

3 問題点・必要性

グローバル人材の育成には、その基礎となる土台を築く外国語教育の指導体制の充実が不可欠であり、労働者派遣契約によるALT配置に対する補助制度の拡充（又は、補助制度の新設）と小学校英語専科指導加配の要件緩和が必要である。また、グローバルな視点や考え方を身に付け、実社会へつなげるためのステップとして、海外留学、特に長期留学（実際に海外を経験すること）が効果的である。この促進には各自治体の特色を生かした支援制度が必要であり、さらに国は自治体への支援策として補助制度の創設が必要である。

- (1) 教育支援体制整備事業費補助金（補習等のための指導員等派遣事業）は、要綱上、補助率1/3で、小学校のALT配置も補助対象だが、横浜市対象事業全体への交付率は、6割程度にとどまって、ALT配置について横浜市の超過負担が生じており、予算額の拡充が必要。

- (2) 令和7年度に向けた調査では、小学校外国語専科教員の資格を満たす教員は210校に在籍しているが、令和6年度の国の制度を活用した定数は32校（15%）にとどまっている。学校事情や本人の希望に加え、希望をしても学級数から週24時間の時数を満たせない学校も多い。
- (3) 学校との密な連携、姉妹都市・姉妹校提携などの資源を活用し、各学校の特色を活かした自治体ならではの留学支援制度を創設することで、留学啓発や異文化体験の促進が可能となる。国としても高校段階での留学を促進しており、一層加速するため、自治体が実施する高校生の留学支援への補助制度の創設が必要である。

（現状の課題認識）

- ・ 渡航費、滞在費、現地での授業料等費用面の負担が大きい。
- ・ 国で実施している高校生等対象の「トビタテ！留学 JAPAN 新・日本代表プログラム」では支援人数が限られており、また、各学校の特色を活かした留学支援は難しい。

参考1 横浜市における ALT の配置状況（令和7年度見込み）

- ・ 全市立学校（小・中・高・特）に ALT を配置
- ・ 小学校は、大規模校等には常駐配置（136校）、その他の小・中規模校には複数校に1名配置
※複数校に1名配置の学校には対面に加え、オンラインによる AET 派遣を実施予定
- ・ 中学校、高等学校は全校常駐配置

	小学校	中学校	特別支援学校	高等学校
学校数	339	146	13	9
ALT 人数	245	146	4	18

（義務教育学校前期課程は小学校、後期課程は中学校に含む）

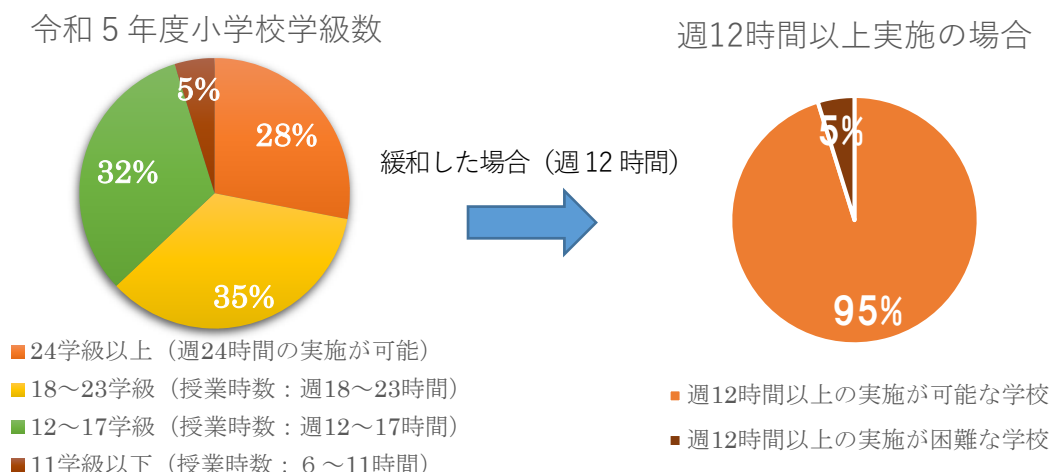


参考2 小学校英語専科指導加配の国による要件

次の要件のいずれかを満たした指導者、かつ、原則週 24 時間の専科指導を実施できることが条件

- ・ 中学校又は高等学校英語の免許状を有する
- ・ 2 年以上の外国語指導助手（ALT）の経験がある
- ・ CEFR B2 相当以上の英語力を有する
- ・ 海外大学、又は青年海外協力隊もしくは在学教育施設等で 2 年以上の英語を使用した海外留学・勤務経験を有する

○ 横浜市の小学校、義務教育学校前期課程における学級数は次のとおり



- ・ 小学校外国語活動、外国語科の授業を週 24 時間実施できる学校の割合は **28%**
- ・ 週時数が 18 時間まで緩和されれば、約 63%の学校が申請対象となり得る。
- ・ 週時数が 12 時間まで緩和されれば、約 95%の学校が申請対象となり得る。

参考3 海外留学に関する意識調査

- 日本人学生は身近な国際交流経験や過去の海外経験に触発されて海外留学に関心をもつ傾向がある。
- 海外留学に行かない理由は、経済的理由や治安への心配、語学力不足などが多く挙げられる。（文部科学省「学生の海外留学に関する調査 2022」）

提案の担当

教育委員会事務局学校教育部学校経営支援課グローバルデザイン担当課長
教育委員会事務局学校教育部高校教育課長

多賀谷 亜希 TEL 045-671-3255
宮村 浩文 TEL 045-671-3289

障害児の療育環境整備に係る支援の充実

要望先：こども家庭庁

提案・要望内容

1 児童発達支援センターの機能や役割等に見合う財政措置

「児童発達支援センター」の補助は、常勤職員の人件費も補助対象とし、現行の補助額を引き上げること。また、「巡回支援専門員整備費」は1センター当たりの補助額とするなど自治体の規模に応じた補助体制とするなど、児童発達支援センターが障害児の支援に関する地域の中核機関として高度な専門的機能を発揮できるよう、必要な財政措置を講じること

2 障害児施設（通所・入所）に従事する職員のさらなる処遇改善、及び障害児相談支援における基本相談支援に係る報酬の新設

障害児施設（通所・入所）に従事する職員のさらなる処遇改善を行うとともに、障害児相談支援の充実に向け、「基本相談支援」に関する報酬を新設すること

3 障害児通所支援の利用者負担の軽減（区分及び利用者負担上限額の細分化）

障害児通所支援における、利用者負担上限額の大幅な増額による利用者の負担について、区分及び利用者負担上限額の細分化により軽減を図ること

1 国の現状

- (1) 「児童発達支援センター」（以下、「センター」という。）は、令和6年4月児童福祉法改正により、障害児支援に係る地域の中核機関と位置づけ、専門人材を配置した高度な専門的機能が求められた。国補助制度は、令和5年度にこども家庭庁が「地域障害児支援体制強化事業」を創設した。
- (2) 令和6年度報酬改定で、「中核機能強化加算」がセンターの加算として新設された。
- (3) 増加する発達障害児及びその保護者への支援に係る事業費は、地域生活支援事業の対象。
- (4) 福祉・介護職員等の処遇改善が見直され、事業所内で柔軟な配分が認められるようになるほか、福祉・介護職員以外の職員も対象となるなど、人材確保に向けた見直しが行われた。
- (5) 障害のある児童及びその保護者への相談支援は、センターが提供する支援のほか、障害児相談支援事業所が障害児通所支援の利用に係る障害児支援利用計画を策定している。
- (6) 令和6年度報酬改定で、地域での連携強化に係る報酬の充実が図られた。（障害児相談支援）
- (7) 障害児通所支援の利用者負担は、所得に応じて3階層の負担上限月額が設定されている。

2 横浜市の現状

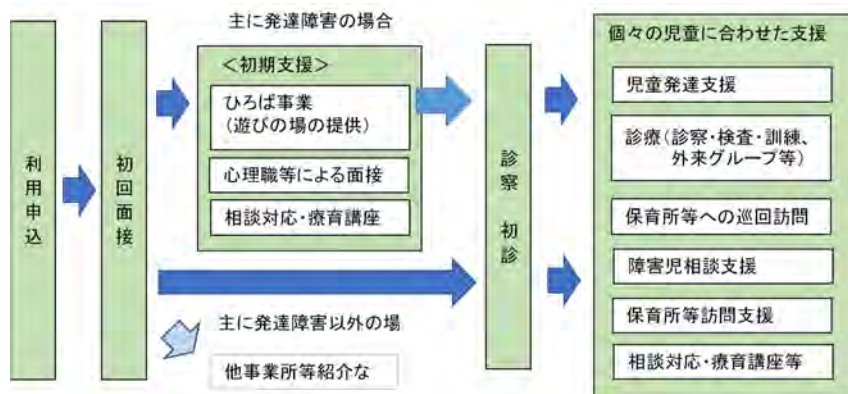
- (1) 0歳から小学校期までの障害のある児童及びその保護者への支援を目的として、昭和60年度から「横浜市地域療育センター（センター機能を有する）」を整備。9センターが市内18区を分担し、相談、診療、集団療育、地域の幼稚園・保育所・小学校等への支援、障害の早期発見・早期対応のための取組等を実施。年間利用児童数は約16,000人。横浜市予算として運営費40.4億円を計上し、そのうち市費負担は39.8億円となっている。
- (2) 発達障害児増加に伴い、地域療育センター利用希望者は10年前の約1.2倍。障害児が在籍する保育所も増加し、保育所等からの訪問支援ニーズも増加。令和5年度支援回数のはのべ2,496回。

- (3) 増加する発達障害児及び保護者への支援の充実を図るため、地域療育センターの利用に当たり、「医師の診断を経て利用開始する」従来の仕組みから、心理職等の専門職による相談対応の充実等、より早期に支援を開始する仕組みに転換。診療や法定サービスに至る以前の支援を充実。
- (4) 地域療育センター運営費として、センターの機能や役割を果たすための人材育成・確保に必要な人件費を計上。また、障害児入所施設へ市独自の人件費補助を実施。
- (5) 障害児通所支援を利用する際、障害児相談支援を利用することとなっているが、障害児通所支援利用児童のうち、令和5年度末時点で障害児相談支援の利用率は約22%、事業所数は119か所。
- (6) 障害児通所支援の負担上限額について、利用者負担区分が少なく負担上限額が急激に上がってしまう。令和5年度に実施した利用者向けアンケートでは、所得変動に伴う負担増が大きすぎるとの意見が多数寄せられた。

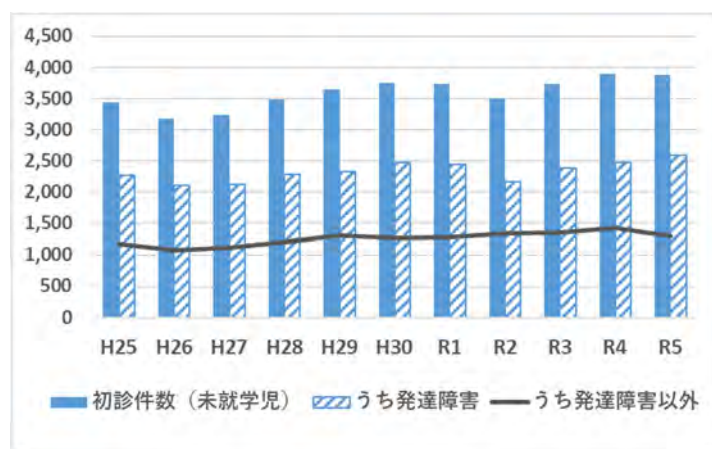
3 問題点・必要性

- (1) センターに障害児支援の中核的役割を担うことを位置付け、地域全体の障害児支援の質の向上を目指している。そのため、経験を有する専門人材の育成は欠かせないが、「地域障害児支援体制強化事業」の補助対象は臨時職員人件費のみであり、これまで育成してきた人材の活用、求められる機能や役割を果たすため必要な人材の確保及び育成が可能な補助制度になっていない。
- (2) 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定により、児童発達支援センターを対象とした「中核機能強化加算」が児童発達支援事業の報酬に上乘せする加算として新設されたが、国が示す中核機能を果たす報酬体系となっていない。また、中核機能強化加算の要件として、障害児通所支援等業務に5年以上従事した経験のある常勤専任の加配等が設定されており、臨時の職員に関する報酬等が対象となっている「地域障害児支援体制強化事業」の要件と矛盾している。
- (3) 同事業「巡回支援専門員整備費」は、1市町村当たりの補助で、自治体の規模に見合っていない。
- (4) 地域全体で障害児支援の質を高めるため、障害児施設（通所・入所）で求められる役割を果たすために必要な人材を着実に確保できるよう、さらなる処遇改善が必要。
- (5) 児童の成長に応じたきめ細かな相談支援が必要だが、障害児利用支援計画案策定時及びサービス利用のモニタリング時のみ算定可能な報酬体系となっており、日常生活における相談支援（基本相談支援）実施時の報酬はないため、基本相談支援に係る報酬の新設が必要。
- (6) 利用者負担区分が少ないことにより、わずかな所得増であっても自己負担額が年間で39万円以上増加する場合があります。保護者負担が大きい。同様に所得に応じて利用者負担が決定する保育料については、負担上限月額が8階層に細分化されており、所得変動に伴う負担増が緩やかになっている。

参考 1 横浜市地域療育センターの利用の流れ



参考 2 横浜市地域療育センターの初診件数



参考 3 障害児相談支援の利用状況

	R3	R4	R5
障害児相談支援事業所数	108	115	119
障害児相談支援利用児童数 (A)	3, 526	3, 579	3, 612
障害児通所支援利用児童数 (B)	13, 271	14, 845	16, 281
割合 (A/B)	26. 6%	24. 1%	22. 2%

参考 4 障害児通所支援の利用者負担状況 (児童発達支援事業)

	H30	R5
負担なし	194 人(6%)	309 人(6%)
負担上限：4, 600 円	2, 429 人(78%)	3, 752 人(69%)
負担上限：37, 200 円	514 人(16%)	1, 350 人(25%)
利用者数 計	3, 137 人	5, 411 人



医療的ケア児・者等への切れ目ない支援の充実

要望先：厚生労働省、文部科学省、こども家庭庁

提案・要望内容

- 1 医療的ケア児・者等のライフステージに応じた切れ目のない支援のため、児童と成人を包括した制度創設と支援内容にふさわしい人材の配置への支援**
居宅訪問型児童発達支援の高校卒業までの利用や小児科から成人の診療科へのスムーズな移行など児童から成人への移行期等における切れ目のない支援や児童と成人を包括した制度創設、コーディネーター養成や活動促進への補助金額拡充、「医療的ケア児支援センター」に関し、「横浜型医療的ケア児・者等コーディネーター拠点」のような市町村の類似施設への補助適用
- 2 医療的ケア児・者等の実態を継続的に把握するための仕組みの構築**
医ケア児支援法の附則に則り、医療的ケア児・者等の継続的な実態把握を可能とする制度の創設
- 3 保育所・学校等における医療的ケア児の受入れ環境整備促進**
医療的ケア児保育支援事業で示している基幹施設に、医療的ケア児の在籍の有無にかかわらず、複数の看護職員を配置する雇用費補助の拡充。保育所等における看護職員雇用費の拡充、放課後児童健全育成事業等における各種ガイドラインの策定等、受入環境整備促進のための支援の充実。
併せて、放課後児童健全育成事業・学校に対する看護師確保支援策の強化及び職員の看護師配置推進策の実施
- 4 医療的ケア児・者等の訪問看護利用について、保育所や学校、障害福祉サービス事業所など、居宅以外においても利用できる仕組みの構築**
医療的ケア児・者等の社会生活支援のため居宅外においても訪問看護を利用できる仕組みの構築
- 5 18歳の壁の解消に向けた障害福祉サービスの報酬の見直し**
いわゆる18歳の壁（特別支援学校の卒業や障害児通所支援の終了などにより支援が途切れること）の解消に向けて、生活介護等の事業所において医療的ケアを行う人材を十分に配置できるよう、障害福祉サービスの報酬のあり方を見直すこと
- 6 障害福祉サービスにおける送迎に関する報酬の見直し**
生活介護等の事業所が医療的ケア者の送迎を行えるよう、障害福祉サービスにおける送迎に関する報酬を見直すこと

1 国の現状

- (1) 平成28年度の児童福祉法改正により、在宅での人工呼吸器使用や、喀痰吸引等の医療的ケアが日常的に必要な児童（以下、「医療的ケア児」という。）への支援が地方自治体の努力義務化。
- (2) 令和3年度「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」（以下、「医ケア児支援法」という。）が施行、保育所・学校等での受入への補助や医療的ケア児支援センターの設置を推進。

2 横浜市の現状

- (1) 平成 30 年度から 18 歳以上の者及び重症心身障害児・者（以下、「医療的ケア児・者等」という。）も支援の対象とした横浜型医療的ケア児・者等コーディネーターを養成し、「横浜型医療的ケア児・者等コーディネーター拠点」（機能は医療的ケア児支援センターに類似）に配置。
- (2) 著しく外出が困難な医療的ケア児等の障害児が利用する居宅訪問型児童発達支援（国は 18 歳の満年齢まで）を 18 歳以上の者が高校卒業までの間、利用継続するため市独自に費用を給付。
- (3) 地方自治体は、医療的ケア児・者等の正確な人数と実態の把握ができていない。
- (4) 医療的ケア児の受入れにあたり、保育所・放課後児童健全育成事業・学校等における看護師の配置等に係る予算の拡充及び学校における看護師の増員等による体制の強化。
- (5) 令和 5 年度から、看護職員を複数配置し、常時、医療的ケア児の受入れが可能な園を「医療的ケア児サポート保育園」として認定する事業を開始。令和 6 年度末時点で 20 園を認定。
- (6) 保育所・学校・障害福祉サービス事業所の看護師に対し、訪問看護師が在宅でのケアの状況の共有や技術指導等を実施
- (7) 生活介護事業所における常勤看護職員等配置加算取得事業所は 62 事業所（22.9%）に留まっている。
- (8) 医療的ケア者を受け入れた生活介護事業所に対し、利用日数及び送迎の実績に応じて人件費及び送迎に係る費用を市独自で助成（医療的ケア者 1 名に対して、4,000 円/日、送迎を実施した場合 500 円/回）

3 問題点・必要性

- (1) 児童と成人を包括した制度体系や障害福祉と医療の総合調整機能等、国による制度構築が必要。
- (2) 医療・福祉・教育等の制度全般や地域特性を理解した上でライフステージに応じた切れ目ない支援を行うため、支援内容にふさわしい人材の確保育成・配置のための補助金の増額が必要。
- (3) 定量的・定性的に課題と対応を検討するため、医ケア児支援法の附則に則り、政府が実態を継続的に把握するための具体的な措置を講ずることが必要。
- (4) 施設や事業に応じた看護師の安定的な確保のための助成・給付の拡充、相談・支援体制の構築への支援の拡充のほか、国による医療的ケア児受入や研修に関するガイドラインの策定が必要。
- (5) 医療的ケア児・者等の日常的利用が想定される訪問看護について、保育所や学校など、居宅外で利用できる仕組みの構築が必要。
- (6) 生活介護等の事業所において、看護師配置に必要な人件費に対して現行の常勤職員等配置加算では不足額が生じるため、医療的ケアを担う看護師が十分に配置できておらず、医療的ケア者の受入が進んでいない
- (7) 医療的ケア者の外出には医療的ケアを行える者の同行を必要とするが、送迎に必要な人件費に対して、現行の送迎加算では送迎に必要な人件費分をカバーできない

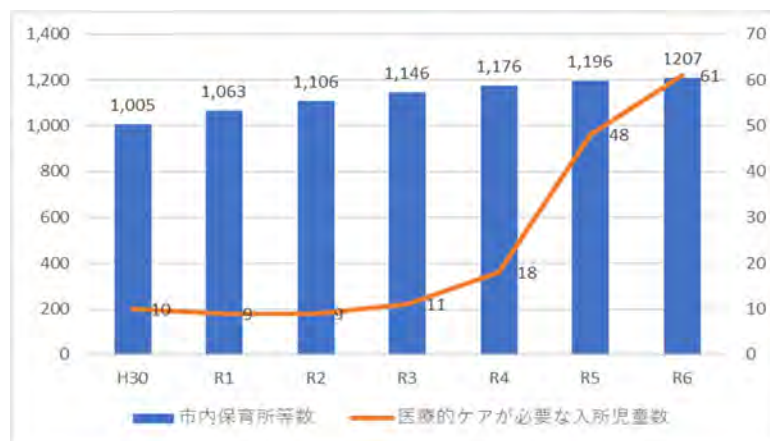
参考 1 首都圏の医療的ケア児(推計値)

	医療的ケア児数
東京都	2,140 人
神奈川県	1,094 人
横浜市	※515 人
埼玉県	664 人
千葉県	758 人
合計	4,656 人

出典：令和元年度医療的ケア児等の地域支援体制構築に係る担当者合同会議資料「医療的ケアが必要な子どもへの支援の充実に向けて」（令和元年10月11日）（平成28年10月1日現在）

※神奈川県立子ども医療センター「小児在宅医療患者実数調査」（平成27年度）における推計

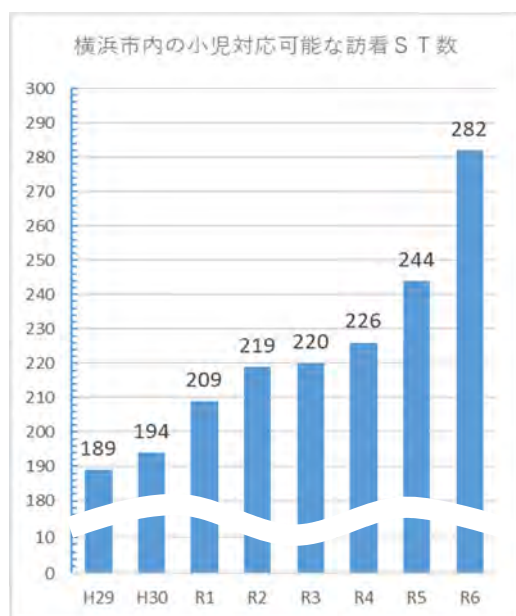
参考 2 市内保育所等における医療的ケア児の受入児童数



医療的ケアが必要な児童の入所が増えている

参考 3 訪問看護ステーションにおける医療的ケア児の受入実績

小児受入可能な訪問看護ステーションは増加傾向



参考 4 横浜型医療的ケア児・者等支援にかかる国補助金受入状況

年度	市事業費（千円）			
	(実支出額)	国補助	県補助	差額(市費)
H30	12,876	1,017	508	11,351
R1	24,725	2,570	1,285	20,870
R2	24,992	2,570	1,285	21,137
R3	28,507	2,570	1,285	24,652
R4	41,005	2,570	1,285	37,150
R5	33,631	2,570	1,285	29,776

※R4 年度までは地域生活支援事業費等補助金

R5 年度からは児童虐待防止対策等総合支援事業費等補助金に申請（「医療的ケア児等総合支援事業」に補助申請）

※市事業費は横浜型医療的ケア児・者等コーディネーターの養成及び拠点運営費用、協議の場や研修費用です。

提案の担当

子ども青少年局子ども福祉保健部障害児福祉保健課長
 子ども青少年局保育・教育部保育・教育支援課人材育成・向上支援担当課長
 子ども青少年局保育・教育部保育・教育運営課長
 子ども青少年局青少年部放課後児童育成課長
 健康福祉局障害福祉保健部障害施策推進課長
 健康福祉局障害福祉保健部障害施設サービス課長
 医療局地域医療部地域医療課在宅医療連携担当課長
 教育委員会事務局学校教育部特別支援教育課担当課長

高島 友子 TEL 045-671-4277
 八木 慶子 TEL 045-671-2706
 岡本 今日子 TEL 045-671-2365
 河原 大 TEL 045-671-4151
 中村 剛志 TEL 045-671-3569
 大津 豪 TEL 045-671-2377
 石川 裕 TEL 045-671-3609
 平 佳子 TEL 045-671-3187



介護職員等の確保に向けた施策の推進

要望先：厚生労働省

提案・要望内容

1 介護職員等の賃金格差を是正する賃上げ実現に向けた取組の推進

ケアマネジャーを介護職員等処遇改善加算の対象とし、業務に見合った賃金に改善すること
また、介護職員・ケアマネジャー等の賃金が全産業平均の賃金水準になるよう、更なる賃上げ実現に向け「介護職員等処遇改善支援補助金」を創設すること。財源は利用者負担につながらないよう全額国庫負担とすること

2 介護職員・ケアマネジャーの住居費の負担軽減に向けた支援策の創設

地域医療介護総合確保基金に介護職員等の住居費補助事業を創設するなど、介護職員等の住居費の負担軽減に向けた支援策を講じること

1 国の現状

- (1) 介護職員等の処遇改善加算は、令和6年度介護報酬改定において加算率が引き上げられ、既存の旧3加算が「介護職員等処遇改善加算」に一本化されたが、居宅介護支援事業所の介護支援専門員（ケアマネジャー）は対象外。また、令和6年の介護職員と全産業平均の賃金水準は月8.3万円の格差がある。
- (2) 令和6年度補正予算で、介護職員等の処遇改善加算を取得し、生産性向上に向けた取組を行っている事業所に対し、職場環境等の改善又は人件費の改善に必要な費用を補助する「介護人材確保・職場環境改善等事業」を実施。
- (3) 地域における医療と介護を総合的に確保するため、平成26年度に地域医療介護総合確保基金（以下、「基金」という。）を創設し、各都道府県が事業計画を策定して市町村に補助金を交付しているが、介護職員等の住居費補助事業は実施されていない。一方で、保育士不足の解消策として、平成27年度から、保育士を対象とした宿舍借り上げ支援事業を実施している（上限額：月82,000円）。

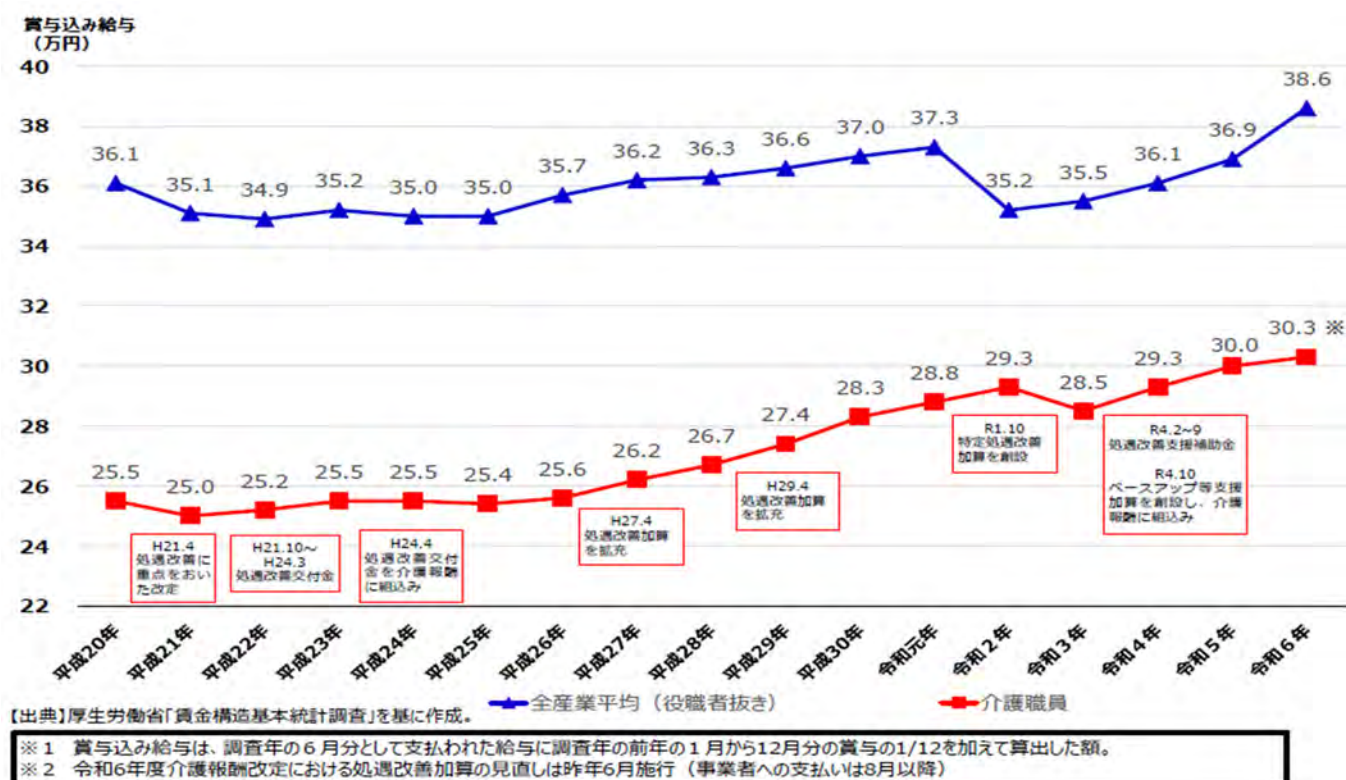
2 横浜市の現状

- (1) 居宅介護支援事業所のケアマネジャーは令和元年度の3,283人がピークで令和7年度は3,142人に減少。労働条件や労働環境の悩みは「仕事内容のわりに賃金が低い」が65.5%で最多（令和4年度横浜市高齢者実態調査）。
- (2) 介護職員等の処遇改善加算の取得支援のため、講習会や個別相談を継続的に行っている。令和7年1月の取得率は95.1%。
- (3) 介護人材確保策として、介護の資格取得と就労の一体的支援や、海外からの介護人材の受入れ促進等の取組を基金を活用して実施しているほか、介護職員を対象とした住居費補助事業を全額市費負担で実施している（上限額：月20,000円）。

3 問題点・必要性

- (1) 他産業の賃上げの状況を踏まえると、賃金格差がさらに広がる懸念がある。また、ケアマネジャーは処遇改善加算の対象外のため、業務に見合った賃金となっていない。
- (2) 横浜市の介護事業所等の処遇改善加算取得率は 95.1%と高い状況にもかかわらず、未だに介護職員等の処遇改善に関する要望が多い。介護職員等の賃金水準の全産業平均までの引上げは、介護報酬の制度の枠組みの中だけでは困難な状況。
- (3) 今後も長期的に介護職員の必要数の増加が見込まれる中で、介護職員の住居借上支援事業を市費単独で継続することは困難であり、安定した財源確保が必要。

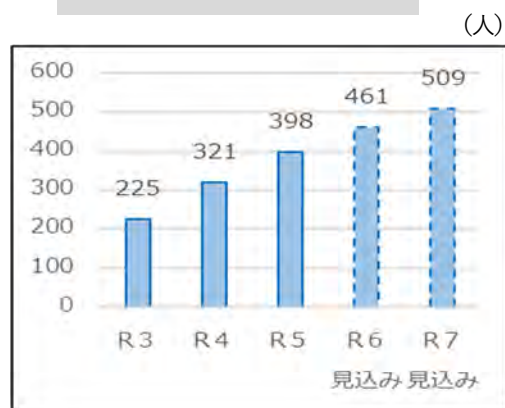
参考 1 賃金構造基本統計調査による介護職員の賃金の推移【全国】



参考 2 横浜市内の施設（事業所） 職員の不足状況（令和4年度）



参考 3 横浜市が実施する住居借上支援事業 補助金の実績（補助人数）



提案の担当

健康福祉局高齢健康福祉部高齢健康福祉課長
健康福祉局高齢健康福祉部介護事業指導課長

鴨野 寿美夫
平尾 光伸

TEL 045-671-2355
TEL 045-671-4251

介護支援専門員に対する処遇改善と業務負担軽減等の支援

要望先：厚生労働省

提案・要望内容

1 介護支援専門員（ケアマネジャー）の業務範囲の整理

ケアマネジャーの業務範囲を明確に定めた指針等を作成すること及びシャドーワークの担い手の整理あるいはケアマネジャーが担う場合の報酬上の評価をする仕組みを作ること

2 ケアマネジメントのプロセスを適正に評価する仕組みの構築

サービス利用の有無に関わらず一連のケアマネジメントプロセスを評価する仕組みを作ること

3 ケアプランデータ連携システムの更なる導入促進策の実施

令和7年度に実施される期間限定のフリーパス（無料利用期間）について、普及促進策の効果を検証し、ライセンス料の無料化を実施すること

4 ケアマネジャーの処遇改善

居宅介護支援事業所のケアマネジャーを介護職員等処遇改善加算の対象とし、業務に見合った賃金に改善すること

1 国の現状

- (1) 令和6年12月「ケアマネジメントに係る諸課題に関する検討会」の中間整理において、ケアマネジャーが専門性を生かし、個々の利用者に対するケアマネジメント業務に注力するための負担軽減等の環境整備を図る一環として、ケアマネジャーの業務の類型と主な事例が示された。
- (2) 一連のケアマネジメントプロセスを行っても、利用者の入院や死亡等によりサービス利用に至らない場合は介護報酬に結びつかず、ケアマネジャーの業務を評価する仕組みがない。
- (3) 令和5年4月よりケアプランデータ連携システムの本格運用を開始。介護現場における負担を軽減し、生産性向上を実現するための強力なツールとして利用を促進している。令和7年度は、同システムのフリーパスを1年間とする期間限定の普及促進策が実施されている。
- (4) 令和6年度介護報酬改定において、介護職員等の処遇改善加算が一本化され、加算率が引き上げられたが、居宅介護支援事業所のケアマネジャーは対象外。

2 横浜市の現状

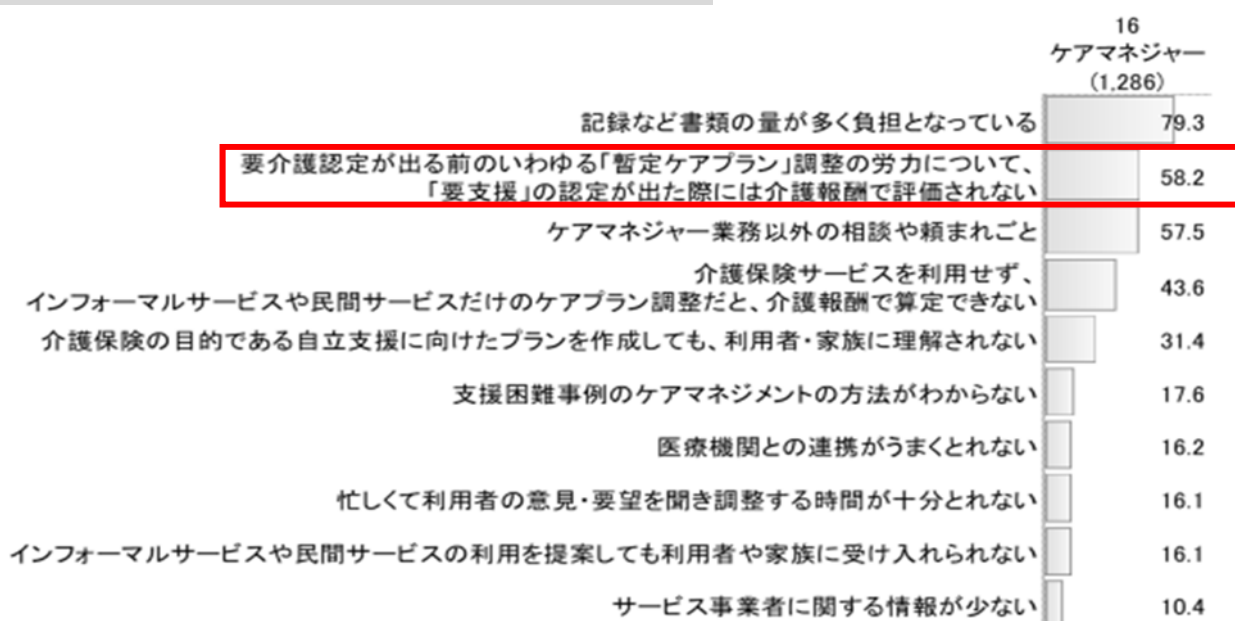
- (1) 救急車の同乗や行政の書類作成等、本来業務以外の業務である、いわゆるシャドーワークの改善に向け、ケアマネジャーの業務と役割を正確に理解するための市民向けリーフレットを発行し、介護保険サービスの利用開始時や契約時等に活用を開始している。
- (2) 横浜市における令和7年4月時点のケアプランデータ連携システムの導入率は、居宅介護支援事業所で約10.5%、居宅・地域密着型サービス事業所で約2.8%となり、導入が進んでいない。令和7年度は、国の「ケアプランデータ連携システムの活用促進モデル地域づくり事業」を活用し、同システムの導入促進に取り組んでいく。

- (3) 居宅介護支援事業所のケアマネジャーは令和元年度の 3,283人がピークで令和 7 年度は 3,142人に減少。労働条件や労働環境で抱えている悩みは「仕事内容のわりに賃金が低い」が 65.5%で最多である（令和 4 年度横浜市高齢者実態調査）。

3 問題点・必要性

- (1) シェadowワークがケアマネジャーの大きな負担になっており、本来業務に注力できていないことが明らかになっている一方で、緊急でやむを得ない事情により、ケアマネジャーが担わざるを得ない状況もある。中間整理において、一定の業務整理は行われたものの、現場のケアマネジャーからは、担い手が明確に示されない中で整理されたとしても、結果的にケアマネジャーが担わざるを得ない状況になるのではないかと懸念が聞かれている。そこで、
 - ①ケアマネジャーが本来業務に注力できるよう、業務範囲を明確に定めた指針等が必要。
 - ②shadowワークについて、ケアマネジャーが実施せざるを得ない場合には何らかの報酬上の評価が必要。
 - ③中間整理における業務の類型「②保険外サービスとして対応しうる業務」「③他機関につなぐべき業務」について、「市町村が主体となり関係者を含めて地域課題として協議する」とあるが、生産年齢人口の減少により、企業や地域活動団体等も人材確保が困難になっている状況であり、市町村が主体となるだけでは、課題解決は困難である。このため、shadowワーク解決に資するサービスを提供する多様な企業や団体等の参入による事業化の促進及びルール作り、財政上の支援などが必要。
- (2) サービス利用に至らない場合でも一連のケアマネジメントプロセスを評価する仕組みが必要。
- (3) フリーパスは 1 年間の期間限定であり、期間終了とともに、システムの導入率が再び低下してしまうと、ケアマネジャーの負担軽減につながらないため、ライセンス料を永続的に無料にする等、更なる導入促進策の実施が必要。
- (4) 居宅介護支援事業所のケアマネジャーは業務に見合った賃金となっていないため、処遇改善加算の対象とし賃金水準を引き上げることが必要。

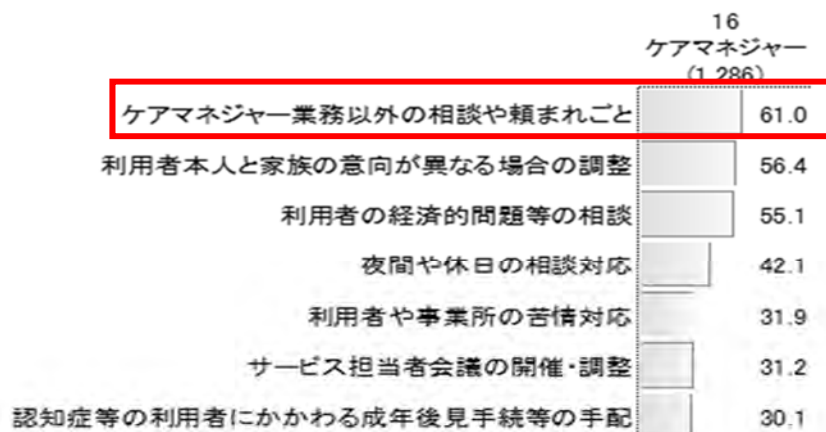
参考 1 ケアマネジャー自身が業務を行う上での課題



【出所】「令和 4 年度横浜市高齢者実態調査」抜粋

次頁あり

参考2 ケアマネジャー業務の中で負担になっていること

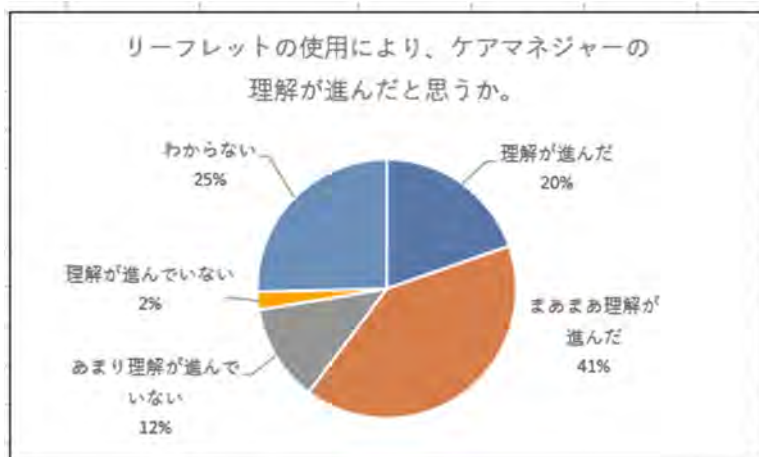


【出所】「令和4年度横浜市高齢者実態調査」抜粋

参考3 ケアマネジャーリーフレットアンケート

「2 横浜市の現状」記載、ケアマネジャーの業務と役割を正確に理解するための市民向けリーフレットに関するケアマネジャー向けアンケート (n=529)

リーフレットの使用により、ケアマネジャーの業務の理解が進んだと思うか



【出所】横浜市独自調査

リーフレットを使用した際の、利用者・家族の反応



【出所】横浜市独自調査

参考4 横浜市内のケアプランデータ連携システムの導入状況（令和7年4月時点）

		全事業所数	システム導入 事業所数
居宅介護支援		855	90 (10.53%)
居宅・地域密着型サービス		4,661	130 (2.79%)
居宅・地域密着型 サービスの内訳	居宅 サービス	3,379	115 (3.40%)
	地域密着型 サービス	1,282	15 (1.17%)
合 計		5,516	220 (3.99%)

※居宅療養管理指導、介護予防支援は事業所数から除外

提案の担当

健康福祉局高齢健康福祉部高齢在宅支援課長
健康福祉局高齢健康福祉部介護事業指導課長

吉原 祥子
平尾 光伸

TEL 045-671-2368
TEL 045-671-4251

介護予防支援・介護予防ケアマネジメントに係る報酬の 引上げ及び質の向上等

要望先：厚生労働省

提案・要望内容

1 介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの報酬の引上げ

介護予防支援の介護報酬及び介護予防ケアマネジメントの国が定める基準額を要介護1程度の報酬に引き上げること

2 介護支援専門員の法定研修における介護予防に関する研修の充実

居宅介護支援事業所が介護予防支援の指定を受けることが可能になったことを受け、介護予防支援の質の向上のため、法定研修の介護予防に関する研修の充実を図ること

3 居宅介護支援事業所における介護予防ケアマネジメントの指定

介護予防支援同様、介護予防ケアマネジメントについても、指定を受けた居宅介護支援事業所の業務とすること

1 国の現状

- (1) 令和4年度老人保健健康増進等事業「居宅介護支援及び介護予防支援における令和3年度介護報酬改定の影響に関する業務実態の調査研究事業」の報告において、利用者1人あたり1か月の労働投入時間が「要支援1（89.2分）」「要支援2（89.6分）」と「要介護1（112.3分）」「要介護2（107.0分）」で1.2倍程度に対し、介護報酬は「要支援1・2（438単位/月）」と「要介護1・2（1076単位/月）」で2.5倍となっている。
- (2) 介護支援専門員が受講する法定研修は、要介護認定を受けた利用者を念頭においたカリキュラムで、介護予防支援・介護予防ケアマネジメントに特化した研修内容ではない。従前のケアマネジャーの実務研修には、介護予防に特化した研修が存在していたが、現行では、居宅介護支援が中心の研修に包含され、実務を担えるための十分な内容となっていない。
- (3) 令和6年4月の介護保険法改正により居宅介護支援事業所が介護予防支援の指定対象となったことに伴い、介護予防支援サービスを利用する利用者と直接契約が可能となった。

2 横浜市の現状

- (1) 横浜市の介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの報酬は、国の基準額に沿って設定している。令和6年8月の地域支援事業要綱改正を受け、横浜市では目標指向型のケアマネジメントに係る加算の創設を検討しているが、ケアマネジメントCを対象とする加算であり、ケアマネジメントAに関しては介護報酬や基準額が上がらない限り業務量に見合った安定的な報酬には至らない。
- (2) 介護予防支援の質の向上のため、従来、地域包括支援センター向けに実施していた介護予防関連研修を、令和6年度から居宅介護支援事業所を対象を拡充し実施。

- (3) 令和6年4月の法改正を踏まえ、介護予防支援の指定を受ける居宅介護支援事業所を指定。令和7年3月1日現在49事業所が指定を受けている。横浜市は、居宅介護支援事業所に対し、利用者との契約が円滑に進むよう、契約書の雛形を作成しホームページへの掲載等を実施。

3 問題点・必要性

- (1) 居宅介護支援事業所が地域包括支援センターからの「介護予防支援の受託」を避ける最大の理由は、要支援者に対する介護報酬が実際の労力に見合っていないことである。併せて、報酬が低く経営的な判断から、居宅介護支援事業者が「介護予防支援事業所の指定」を避ける状況が生じ続けている。その結果、地域包括支援センターの大きな負担となっているだけでなく、高齢者の自立支援に向けた介護予防施策推進の阻害要因となっている。
- (2) 現行の法定研修は介護予防支援・介護予防ケアマネジメントに触れられているが、特化したカリキュラムは組み込まれておらず、介護予防の視点を踏まえたケアプランの具体的な作成方法等、居宅介護支援事業者が介護予防支援事業者として実務を担うための研修が不十分。
- (3) 令和6年4月から居宅介護支援事業所が介護予防支援の指定を受けられるようになったことを踏まえ、ケアマネジャーの介護予防支援に関するケアマネジメント力の向上が必要である。加えて、事業所指定を躊躇する理由の1つに、「介護予防に関する研修が少ない」があり、指定促進のためにも法定研修における自立支援に資する介護予防に関する研修の充実が必要。
- (4) 心身状態の変化に伴う利用サービスの変更等により、介護予防支援と介護予防ケアマネジメントを繰り返し変更することもある。この場合、その都度担当する事業所の変更、契約締結を繰り返すことになり、利用者、事業所双方の負担が大きい。このため、介護予防ケアマネジメントについても、居宅介護支援事業所が直接指定を受け、業務を担えるようにすることが必要。

参考 介護予防支援の指定の意向に関するアンケート

介護予防支援の指定を受けないことを決定・検討・未定としていると回答した理由（n=422）



【出所】横浜市独自調査

提案の担当

健康福祉局高齢健康福祉部高齢在宅支援課長

吉原 祥子

TEL 045-671-2368

介護保険制度の安定的な運営に向けた財政基盤の強化

要望先：厚生労働省

提案・要望内容

介護保険制度の安定的な運営に向けた財政基盤の強化

介護保険制度の持続的・安定的な運営を図るため、介護給付費の財源に占める国の負担割合を引き上げ、被保険者の保険料の上昇を抑制する財政措置を講じること。また、国の負担割合のうち、調整交付金の割合にあたる5%は定率分として交付し、調整交付金は別枠化すること

1 国の現状

- (1) 令和3年11月に公表された令和2年「国勢調査」の結果では、我が国の高齢者人口は3,602万7千人、高齢化率は28.6%といずれも過去最高となった。今後も増加・上昇が見込まれる中、65歳以上高齢者が負担する保険料基準額の全国平均は、すでに制度創設時の2倍を超えており、高齢者の保険料に対する負担感は増大している。
- (2) 国が負担する介護給付費負担金の内の5%に当たる調整交付金は、都市部において構造的に交付割合が低くなる傾向にあり、調整交付金の減額による不足額は、第1号被保険者の保険料に上乗せされている。

2 横浜市の現状

- (1) 横浜市においては、これまで増加傾向にあった総人口の減少が始まる中、65歳以上の高齢者人口は引き続き増加傾向であり、2040年には人口の3人に1人が高齢者になると推計され、介護が必要になる市民の増大が予想される。
- (2) 65歳以上の高齢者が負担する第1号保険料の月額基準額は、横浜市でも制度発足時と比較すると2倍を超えているが、2040年にはさらに上昇し、約2.6倍の8,100円程度となることが見込まれている。
- (3) 横浜市における第9期の調整交付金の割合は3.5%で計画しており、この減額による不足額は約150億円で、第1号被保険者の保険料基準月額に1人当たり430円上乗せされている。

3 問題点・必要性

- (1) 高齢者人口の増大が見込まれる中で介護保険財政の持続的・安定的な運営を図るために、将来にわたって被保険者の保険料負担が過重とならないよう、国の責任において財政措置を講じる必要がある。

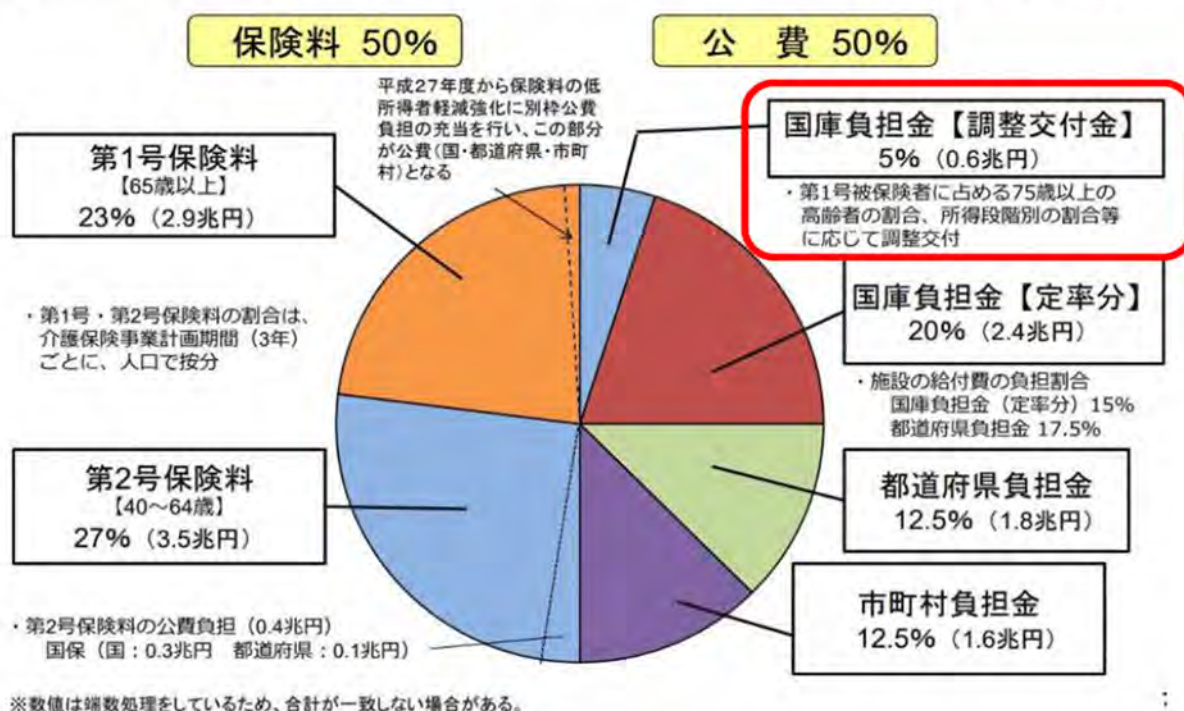
参考 1 第1号保険料の月額基準額の推移

	平成 12～14 年度	15～17 年度	18～20 年度	21～23 年度	24～26 年度	27～29 年度	30～令和 2 年度	3～5 年度	6～8 年度
保険料 (円)	3,165	3,265	4,150	4,500	5,000	5,990	6,200	6,500	6,620

参考 2 介護保険の財源構成と規模

介護保険の財源構成と規模

(令和5年度予算 介護給付費：12.8兆円)
総費用ベース：13.8兆円



出典：厚生労働省 第217回 (R5.5.24) 社会保障審議会 (介護給付費分科会) 資料

提案の担当

健康福祉局高齢健康福祉部介護保険課長

廣原 英樹

TEL 045-671-4250

障害福祉職員等の確保に向けた施策の推進

要望先：厚生労働省

提案・要望内容

1 障害福祉職員等の賃金格差を是正する賃上げ実現に向けた取組の推進

障害福祉職員等に対する更なる賃上げ実現に向けた取組として補助金制度を創設し、利用者負担につながらないよう全額国庫負担とすること

2 障害福祉職員等の住居費の負担軽減に向けた支援策の創設

障害福祉職員等の住居費補助事業を創設するなど、住居費の負担軽減に向けた支援策を講じること

1 国の現状

- (1) 障害福祉職員等の処遇改善加算は、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において加算率が引き上げられ、既存の加算が「福祉・介護職員等処遇改善加算」に一本化されたが、令和4年の障害福祉職員等と全産業平均の賃金水準は月6.8万円の格差がある。
- (2) 保育士不足の解消策として、平成27年度から保育士を対象とした宿舍借り上げ支援事業を実施している（上限額：月82,000円）が、障害福祉職員等には実施されていない。

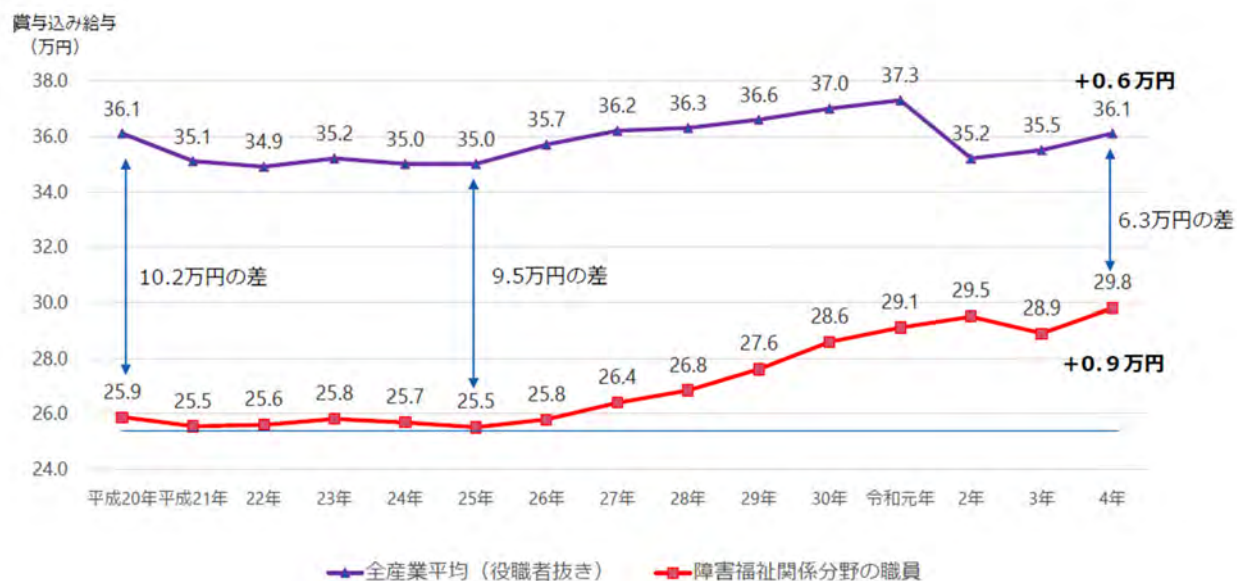
2 横浜市の現状

- (1) 障害福祉分野において、人材確保と安定的な施設等の運営を目的に、国による障害福祉サービス費等の報酬に加え、本市独自の補助金を上乗せしているが、なお、賃金が低いことを理由に雇用が定着せず、サービスの質の低下が懸念されている。
- (2) 高齢福祉分野において、介護職員の人材確保と高齢化が進む地域での地域活動の担い手不足の解消を目的に、令和元年度から全額市費負担で住居借上支援事業補助を行っている。その一方で、障害福祉分野においては類似する事業が実施できていない。

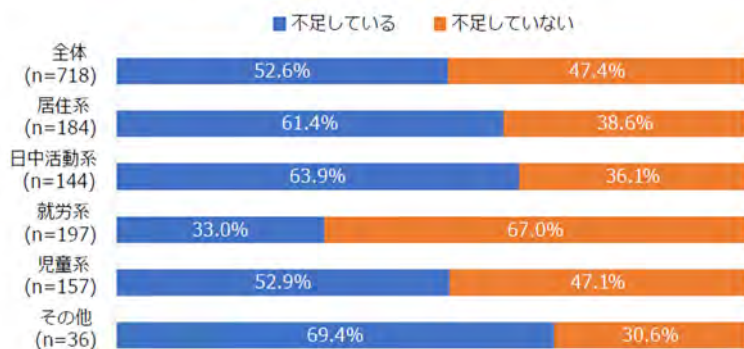
3 問題点・必要性

- (1) 他産業の賃上げの状況を踏まえると、賃金格差が更に広がる懸念があり、これまで以上に人材の確保、雇用の継続が困難になる恐れがある。
- (2) 今後も長期的に障害福祉職員等の必要数の増加が見込まれる中、障害福祉職員等の住居借上支援事業を市費単独で実施することは困難であり、安定した財源確保が必要。

参考 1 賃金構造基本統計調査による障害福祉関係分野の賃金の推移【全国】



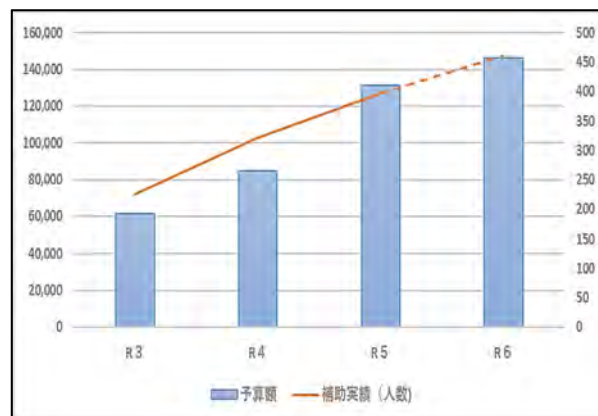
参考 2 障害福祉職員等の不足状況（全国）



参考 3 横浜市が実施する住居借上支援事業補助金の予算額と補助実績（高齢）

(千円)

(人)



提案の担当

健康福祉局障害福祉保健部障害施策推進課長
健康福祉局障害福祉保健部障害施設サービス課長

中村 剛志
大津 豪

TEL 045-671-3569
TEL 045-671-2377

訪問系障害福祉サービスに係る地方負担の早期是正

要望先：厚生労働省

提案・要望内容

1 訪問系サービスに係る国負担基準の廃止

訪問系サービスに係る「自立支援給付費負担金」について、障害者総合支援法では国の費用負担を「義務化」しているにも関わらず、法の趣旨を超え、政令により、国の負担範囲を狭く限定していることから、約 400 の自治体において地方負担の超過が生じている。国の負担基準は、給付実態と乖離していることがデータで明らかとなっていることを踏まえ、国の負担基準を廃止し、施設系サービスや他分野の負担金事業と同様、給付実額を算定基礎とすることで地方負担を是正すること

2 365 日 24 時間体制での重度訪問介護に係る国負担基準の廃止

上記の改正を前提として、特に給付実態との乖離が著しい、365 日 24 時間体制での支援が必要な利用者への重度訪問介護サービスは、速やかに国の負担基準を廃止すること

1 国の現状

- (1) 入所等から地域における生活への移行及び維持継続には、訪問系サービス等の確保が欠かせない。訪問系サービスについて、障害者総合支援法では国の費用負担を「義務化」しているが、政令により、市町村に対する国庫負担は上限額が定められている。また、市町村間のサービスのばらつきをなくすとの趣旨で配分がなされているが、配分の考え方が不明瞭である。

2 横浜市の現状

- (1) 障害者の地域移行等により、訪問系サービスの利用は年々増加している。一方で令和 5 年度における訪問系サービスでは、国庫負担率は 28.52% に留まり、市の超過負担額は約 57 億円となっている。また、超過負担額は、年々増加傾向にある。（令和 4 年度超過負担額は 46 億円）

3 問題点・必要性

- (1) 障害福祉サービスに係る対象経費のうち、訪問系サービス分に限り国費負担基準が設けられており、障害者の地域移行を進める市町村の障壁となっている。
- (2) 障害者総合支援法が施行された平成 24 年度に、全国の市町村の支給実績の 9 割程度を満たすとの水準で国庫負担基準が設定されたが、令和 3 年度には 77.4% しか満たせていない。
- (3) 国の負担基準は、本市の給付実態と大きく乖離しており、利用者一日あたり利用時間は、居宅介護で 2 倍、重度訪問介護では 3 倍の乖離となっている。
- (4) 365 日 24 時間体制での支援が必要な利用者※への重度訪問介護サービスについては、特に給付実態との乖離が著しい。利用者の生命にかかわる不可欠なサービスであるにも関わらず、国負担基準では考慮されておらず、国と地方の負担において、著しく公平性を欠いている。

※ALS（筋萎縮性側索硬化症）で人工呼吸器を利用している障害者等

参考1 障害者総合支援法関連負担金（訪問系サービス：ホームヘルプ（居宅介護事業））

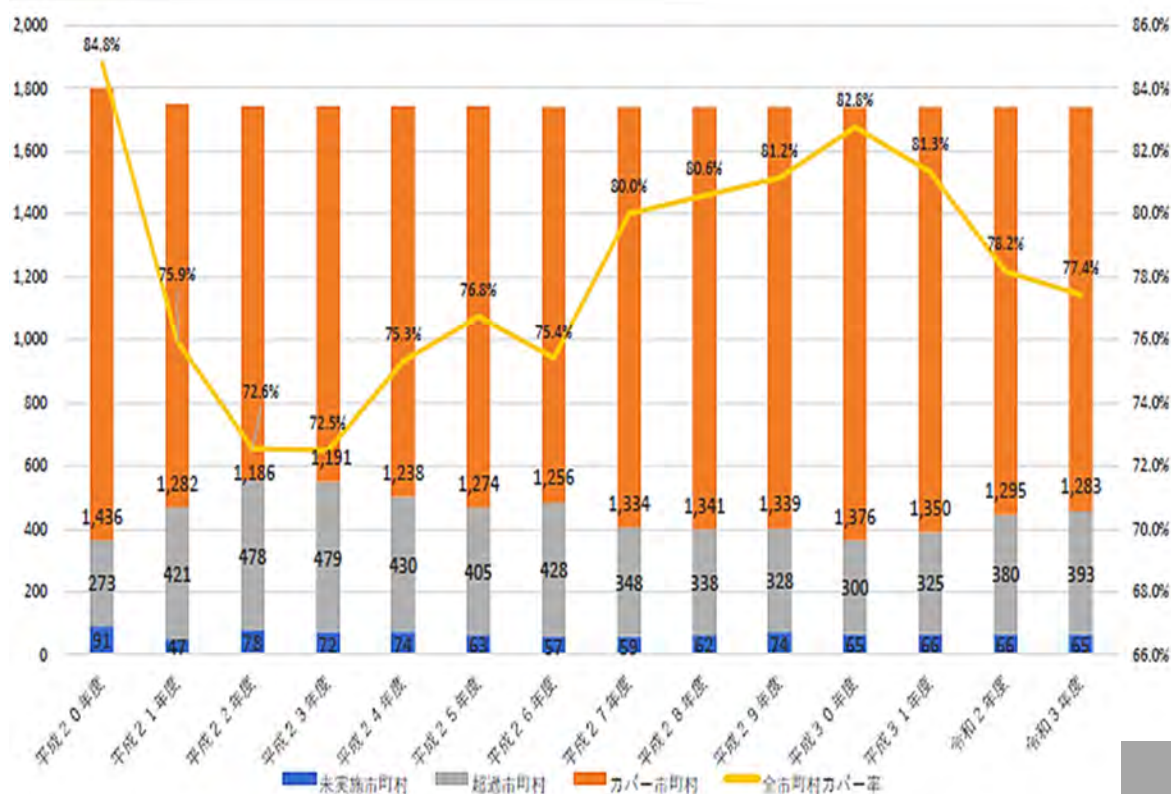


一般財源への影響（R5実績）**57億円** ※R4実績 46億円（54.2%）

参考2 障害福祉サービスの国負担の対象

分野	サービス区分等		国負担の対象
障害	障害福祉サービス費等	介護給付	訪問系サービス費 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護 大臣が定める基準に基づき算定した額 または支給に要した額のいずれか低い額
		日中活動系サービス費	
		施設系サービス費	
	訓練等給付	住居支援系サービス費	支給に要した額
		訓練系・就労系サービス費	
	相談支援給付費、高額障害福祉サービス等給付費等		

参考3 国庫負担基準の市町村カバー率の年度推移



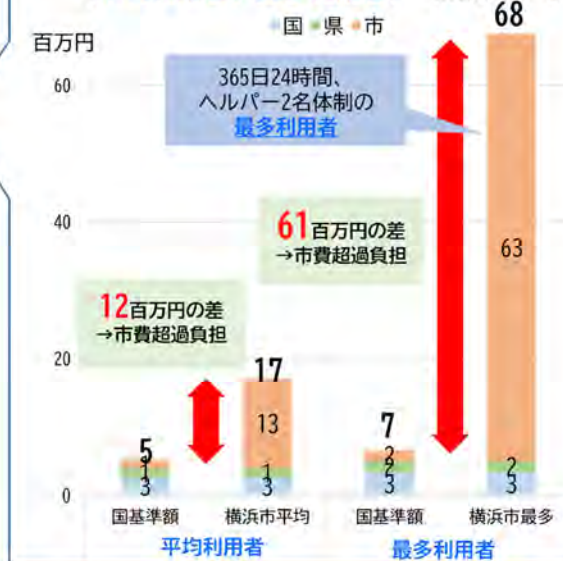
次頁あり

参考4 国基準と横浜市利用実態との比較

【利用者一日あたり利用時間】



【重度訪問介護における年間公費負担額 (平均利用者、最多利用者) (R5実績)】



- ※1 支援区分6のケースを分析。
- ※2 国基準は、単位数から一定の前提で利用者一日あたり時間数を試算
- ※3 横浜市平均は、本市支給データ(約91万件)から、支援区分6の、利用項目・時間帯ごとの利用時間数と、利用実績人数から利用者一日あたり利用時間を算出

提案の担当

健康福祉局障害福祉保健部障害自立支援課長

飯野 正夫

TEL 045-671-4130



OPEN
YOKOHAMA

横浜市

障害者が地域で自立した生活を送るための支援の充実

要望先：厚生労働省

提案・要望内容

1 地域生活支援事業に係る財源措置

地域生活支援事業は、移動支援、日常生活用具の給付、意思疎通支援及び相談支援などを通じて、障害者の地域生活を支えることを目的としているが、補助率が法律で定める上限となるように予算を確保すること

2 自立生活援助に係る基本報酬・利用期間の見直し

「自立生活援助」について、基本報酬の引上げ及び現行原則1年の利用期間を3年間へ見直すこと

3 計画相談の報酬算定構造の見直し

「計画相談支援」について、訪問等の一定の要件を整備のうえ、これまで無償の「基本相談」が適切に評価されるように報酬算定構造を見直すこと

1 国の現状

- (1) 地域特性等に応じ、地方自治体が自主的に行う「地域生活支援事業」は、予算の範囲内で国が50%以内、都道府県が25%以内の補助率となっているが、実際の補助率は上限に及ばない低水準にとどまっている。
- (2) 平成30年度に新設された「自立生活援助」については、利用条件が厳しいため全国的にも事業所・利用者が少ない。

2 横浜市の現状

- (1) 令和5年度における「地域生活支援事業」の国補助率は27.4%に過ぎず、市の超過負担額は約23億円となっている。
- (2) 平成13年度から独自で、支援員の配置が手厚い「障害者自立生活アシスタント事業」を実施している。自立に向けたきめ細かな支援を行うため、支援期間が数年以上の方も多い。
- (3) 障害福祉サービス利用者の5人に1人が、事業所不足のためやむを得ずセルフプランとなっている。報酬が低く、従事する相談員が他の業務と兼務になりがちという事業所の声に応え、令和5年度からは独自の加算を実施している。

3 問題点・必要性

- (1) 実際の補助率は上限に及ばない低水準にとどまり、地方自治体の財政を圧迫している。
- (2) 「自立生活援助」について、基本報酬が低く、審査会を経て延長は可能だが、利用期間が原則1年と短い。事業採算性の向上や利用期間の見直しを図り、利用しやすい環境の整備が必要。
- (3) 「計画相談支援」について、特に大都市では、基本報酬が低いことによる事業所の不足が著しいため、事業採算性の向上を図ることで新規事業所の開設を促進し、計画相談の利用を希望する方が困ることなく利用できるようにすることが必要である。

参考1 地域生活支援事業補助金



参考2 国の「自立生活援助」と横浜市独自の「障害者自立生活アシスタント事業」との比較

	【国】 自立生活援助	【横浜市】 障害者自立生活アシスタント
開始時期	平成 30 年 4 月	平成 13 年 10 月
対 象 者	地域で一人暮らしをしている方	地域で一人暮らしをしている方 一人暮らしを目指す方も含む
支援内容	月 2 回以上の居宅訪問を通じた相談等、常時の連絡体制・緊急対応	居宅や居宅外(職場・通所先、病院等)訪問を通じた相談等、常時の連絡体制・緊急対応
利用期間	原則 1 年（市町村審査会を経て更新可）	終了者の平均 3 年(期間の定めなし)
支 援 員	利用者 25 人に対して支援員 1 人が目安 (別にサービス管理責任者も配置)	利用者 25 人に対して支援員 2 人が目安 (1 人は障害者支援の経験が 5 年以上)
報 酬 額	25 人の場合年間 約 515 万円	利用者の人数によらず年間 約 1,000 万円

参考3 横浜市の計画相談の報酬単価（介護保険ケアマネジャーとの比較）

	介護保険	計画相談
標準のモニタリング頻度設定	毎月	3 か月
計画作成費・モニタリング費	15,690円(共通)	17,229円・14,335円
対応回数/年	作成 1 回 モニタリング11回	作成 1 回 モニタリング3回
1ケース当たりの収入/年	188,280円	60,234円
プラン策定率（R6.3時点）	約100%※数名のセルフ有	62.6%※介護保険利用者含む

参考4 セルフプラン率(=計画相談に繋がっていない人の割合)

県内指定都市 R6.3 時点

	横浜市	川崎市	相模原市	神奈川県(全体)
対象者数(障害福祉サービス支給決定者数)	27,305人	8,093人	6,681人	67,069人
セルフプラン率	37.4%※	64.1%	33.2%	38.6%

※このうち、「本来は計画相談の利用を希望する方」の割合は約 20%

提案の担当

健康福祉局障害福祉保健部障害施策推進課長

中村 剛志

TEL 045-671-3569

健康福祉局障害福祉保健部障害自立支援課長

飯野 正夫

TEL 045-671-4130

補装具費支給制度における所得制限の撤廃対象の拡大

要望先：厚生労働省

提案・要望内容

補装具費支給制度における障害者に対する所得制限の撤廃

補装具を必要とする全ての方が、経済的負担を気にすることなく身体に合った補装具を作製できるよう、18歳以上の障害者に対する補装具費支給制度における所得制限を撤廃すること

1 国の現状

- (1) 厚生労働省において、令和6年4月から補装具費支給制度における18歳未満の障害児に対する所得制限が撤廃されたが、令和7年度において18歳以上の障害者に対する所得制限の撤廃は示されていない。
- (2) 補装具費支給制度は、年齢に関わらず障害要件等を満たす方に対して行われる支援である。

2 横浜市の現状

- (1) 横浜市は、法に基づき補装具費支給制度の実施主体として給付事務を行っている。
- (2) 令和6年4月1日以降、国の制度改正に伴い、18歳未満の障害児に対しての所得制限を撤廃。
- (3) 令和6年12月から、国の所得制限撤廃の対象とならない18歳以上の障害者に対し、横浜市独自制度により補装具の購入等について公費負担7割の助成を実施。

3 問題点・必要性

- (1) 補装具を必要とする障害は永続的なため、その必要性は年齢による差がない。
- (2) 補装具は身体状態に合ったものが常に必要なため、障害状況等の変化等に伴い作製し直す必要がある。また、破損や経年劣化による再作製もあり、その度に大きな経済的負担が生じる。
- (3) 身体に合わない補装具の使用は、身体への影響や自立した日常生活に支障をきたす恐れがある。
- (4) (1)及び制度趣旨を踏まえると、当該制度の所得要件は年齢により規定されるものではなく、所得制限撤廃の対象とならない方への対応を各自治体に委ねることは公平性を欠く懸念がある。
- (5) 各自治体の財政力により公費負担額等の格差が生じることになる。

参考 1 横浜市の補装具費支給制度における支給金額（令和5年度）

種目名称	耐用年数	令和5年度支給決定額（特例補装具を除く）			
		児童（購入）		成人（購入）	
		最大値	平均	最大値	平均
義肢	1～5	1,560,038円	620,768円	1,765,854円	495,977円
装具	1～3	390,722円	121,112円	476,677円	97,091円
姿勢保持装置	3	968,930円	477,955円	937,922円	510,069円
視覚障害者安全つえ	2,4,5	6,635円	6,032円	7,710円	5,585円
義眼	2	157,410円	157,410円	174,900円	121,757円
眼鏡	4	34,320円	26,389円	37,620円	28,382円
補聴器	5	286,271円	113,630円	165,756円	63,750円
車椅子	6	640,140円	333,554円	823,050円	276,416円
電動車椅子	6	803,994円	676,070円	1,316,080円	627,432円
歩行器	5	106,636円	95,696円	106,636円	41,101円
歩行補助つえ	2,4	8,300円	8,065円	22,000円	6,518円
座位保持椅子	3	453,987円	79,535円	－	－
起立保持具	3	26,140円	26,140円	－	－
重度障害者用意思伝達装置	5	－	－	775,305円	647,457円

※ 頭部保持具及び排便補助具は実績なし、人工内耳は修理のみのため除外

参考 2 横浜市内における成人の補装具再購入の事由について

		R3	R4	R5
支給総件数（購入）・・・（A）		3,133	3,242	3,430
	上記のうち、再購入件数・・・（B）	1,700	1,790	1,774
	再購入件数（B）のうち障害状況の変化を理由とするもの・・・（C）	100	118	112
	再購入件数（B）のうち成長のためを理由とするもの・・・（D）	15	8	5
	再購入件数（B）のうち破損等を理由とするもの・・・（E）	48	36	34
	再購入件数（B）のうち耐用年数内の劣化を理由とするもの・・・（F）	6	4	5
やむを得ない再購入件数の割合・・・（C）～（F） / （B）		9.9%	9.3%	8.8%

提案の担当

健康福祉局障害福祉保健部障害自立支援課長

飯野 正夫

TEL 045-671-4130

難病対策における事務負担の緩和及び指定都市への財政支援の拡充

要望先：厚生労働省

提案・要望内容

1 難病対策における受給者証更新事務の簡素化に向けた見直し

年々増加する対象者に効率的に対応するため有効期間の複数年化を図るとともに、患者及び地方自治体の負担軽減のため、認定に係る事務の簡素化を図ること

2 難病対策における指定都市に対する事務費への財政支援の拡充

対象疾病の拡大や法改正に伴う事務負担増大に対する財政支援を創設すること

1 国の現状

- (1) 医療費助成について、難病法の施行に伴い指定難病の段階的な拡大が進められ、令和7年4月には348疾病に拡大。
- (2) 難病法では、より身近な行政機関において患者支援を行う観点から、同法において都道府県が処理することとされている全ての事務（特定医療費の支給や指定医療機関に関する事務等）について、指定都市が処理することとされた（平成30年4月1日施行）。
- (3) 令和5年10月1日施行の難病法改正により、特定医療費の支給開始日の遡及期間拡大や、登録者証制度の新設等の制度改正が行われた。また、税情報等の標準化に伴うシステム改修やPMHの導入等、国の方針への対応が必要となっている。

2 横浜市の現状

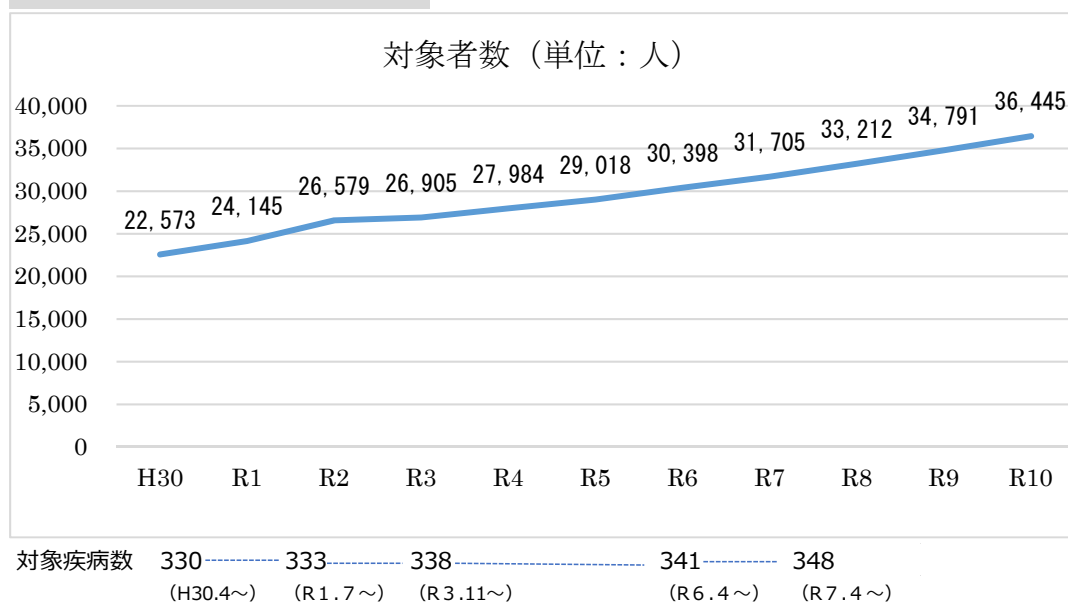
- (1) 対象疾病の拡大や高齢化に伴い対象者が毎年約1,000人ずつ増加している。
- (2) 特定医療費（指定難病）受給者証更新申請に関する業務を委託で行っている。
- (3) 認定及び自己負担上限月額決定等の仕組みが複雑で、申請に要する書類も多種にわたるため、不足書類の提出依頼や関係機関照会の事務負担が非常に大きい。
- (4) 受給者証交付管理のためシステムを導入しているが、度重なる制度改変を受けて改修費用が高んでいる。

3 問題点・必要性

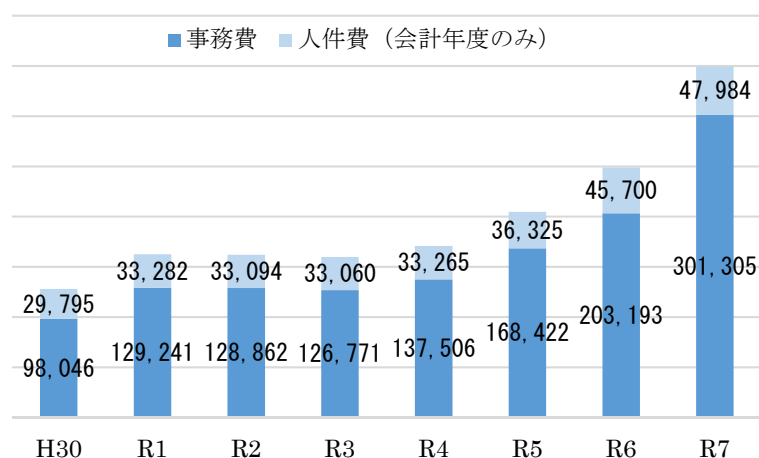
- (1) 対象疾病の拡大に伴い、処理件数が増加しているが、申請には、基準認定世帯員全員の所得情報や非課税証明書では捕捉できない所得情報、医療費の負担情報の提出等が求められ、電子申請導入の妨げとなっている。
- (2) 電子申請の普及促進のため、患者本人のマイナンバー情報との連携により負担上限月額を定められるよう、現行制度とのバランスを考慮し、申請に必要な情報を簡素化する必要がある。
- (3) 不可逆的に進行する疾病や変化の少ない疾病の一律一年更新を改め、有効期間の複数年化により効率化する必要がある。

- (4) 対象者急増により、受給者証更新に係る委託費や人件費も年々増加しており、財政を圧迫している。難病事務に関連のある税や住基システムの標準化対応を受け、標準化対象外である難病システムでも過渡期連携が必要となり、システム改修に係る事務費が大幅増となっている。

参考 1 対象者数と疾病の推移



参考 2 平成 30 年からの事業費推移（決算ベース・R 6、7は予算）



参考 3 申請に必要な書類一覧

書 類 名	用 途
臨床調査個人票（診断書）	認定審査（診断基準、重症度基準）
健康保険証〈写〉（基準認定世帯員全員分）	適用保険確認、負担上限月額算定
家族の難病受給者証・小児慢性受給者証〈写〉	負担上限月額算定（按分）
課税・非課税証明書（基準認定世帯員全員分）	健康保険区分変更、負担上限月額算定
非課税所得情報（障害年金、遺族年金）	負担上限月額算定
過去 1 年間の医療費情報	認定審査（軽症高額該当）
	負担上限月額算定（高額難病治療継続）

提案の担当

健康福祉局生活福祉部医療援助課担当課長

田中 康之

TEL 045-671-3422

地方単独医療費等助成事業の現物給付化の推進に係る支援の拡充

要望先：厚生労働省

提案・要望内容

1 医療機関等との制度開始に伴う調整の簡略化の実施

都道府県を跨いだ地単公費の現物給付にあたっては、該当地域の医療機関、医師会等との調整を自治体ごとに行うこととされているが、自治体ごとの調整は双方にとって非効率なため、国において取りまとめること

2 現物給付化に関する医療機関への助成制度の創設

現物給付化に対応するための医療機関でのシステム改修費用について、国による助成制度を創設すること

1 国の現状

- (1) 診療報酬改定DXの取組の一環として、地方単独の公費による医療費助成について、マイナンバーカードを利用したオンライン資格確認と、全国での現物給付化の実現により、患者の一時的な負担や、自治体の償還払いの事務、医療機関等の請求事務の負担軽減の取組を進めることが、厚生労働省保険局保険課診療報酬改定DX推進室により令和7年2月25日の全国説明会で示された。

2 横浜市の現状

- (1) 市民にとっては、県外の医療機関では医療証が使えないため、一旦自己負担を支払った後に自治体窓口等へ払い戻しの申請をする経済的・時間的負担が生じている。
自治体にとっては、申請に基づき一件ずつ審査のうえ、払い戻しをする事務負担が生じている。

3 問題点・必要性

- (1) 都道府県を跨いだ地単公費の現物給付を行うには、「自治体は、現物給付化の対象となる医療機関/医療機関団体等へ説明のうえ、相談・調整する」とされており、全国的な展開となると、医療機関等へ個別に説明することは非常に困難である。説明を受ける側の医療機関等も、全国の各自治体から連絡を受けることとなり、非効率である。
- (2) 医療機関ではシステム改修が必要になるが、FAQでは「地単公費の現物給付化が進めば、市町村の償還事務や医療機関での請求事務等の事務負担が軽減するメリットがあること等から、国から自治体及び医療機関への補助は今のところ予定していません」とされている。しかし、医療機関の事務負担軽減は限定的であり、システム改修費用をかけて対応することは期待しにくい。

参考 償還払い件数の推移

償還払い件数

(件)

	合計	重度障害者	ひとり親	子ども
R5	129,240	61,692	8,147	59,401
R4	118,332	61,018	7,715	49,599
R3	111,030	56,745	8,402	45,883

提案の担当

健康福祉局生活福祉部医療援助課長

菊池 潤

TEL 045-671-3694

国民健康保険の財政基盤の強化に向けた支援の拡充

要望先：厚生労働省

提案・要望内容

1 将来の医療費の増加や被用者保険の適用拡大を見据えた財政支援の拡充

国民健康保険の財政基盤をより一層強化するため、将来の医療費の増加や被用者保険の適用拡大などの制度改正を見据えた財政支援の拡充

2 被用者保険の適用拡大を進めた場合における影響の分析及び国民皆保険のあり方の議論

適用拡大の影響について、財政的な影響だけでなく、被保険者の年齢構成、所得状況等を精緻に分析し、その結果をふまえて、医療保険制度の一本化を含めた国民皆保険の議論を行うこと

1 国の現状

- (1) 持続可能な医療保険制度の構築に向けて、負担の公平化及び医療費適正化などを推進するとともに、財政基盤の安定化のため、国費による財政支援の拡充（平成 30 年度以降、毎年 3,400 億円）や、財政運営の都道府県単位化（平成 30 年度）を実施。
- (2) 被用者保険の適用拡大が、令和 4 年 10 月に施行され、いわゆる「パートタイム労働者」の被用者保険強制適用における企業規模要件の緩和（501→101 人）及び個人事業所における適用業種の追加を実施。令和 6 年 10 月からはさらに企業規模要件が緩和（101 人→51 人）。
- (3) 社会保険審議会（年金部会、医療保険部会）での審議を経て、令和 7 年通常国会にて、企業規模要件及び賃金要件の撤廃等を盛り込んだ関係法案を審議。

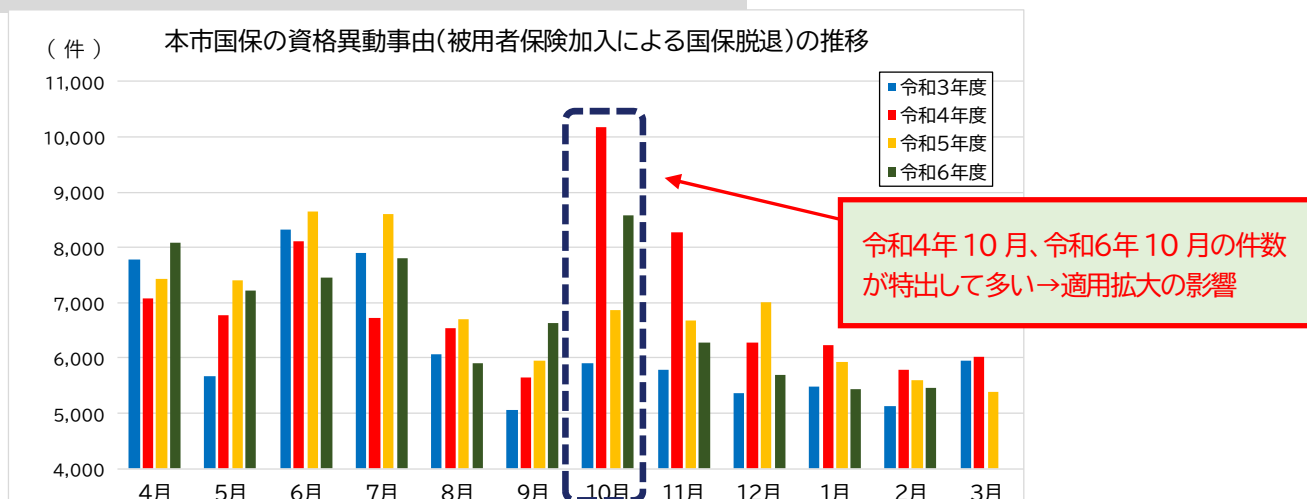
2 横浜市の現状

- (1) 国保財政の安定的な運営のために重要な取組の一つである医療費適正化に向けた取組として、「第 3 期 横浜市国民健康保険 保健事業実施計画」（令和 6 年度～令和 11 年度）に基づき、特定健診自己負担額の無料化による受診率の向上、糖尿病性腎症重症化予防の取組などを推進。
- (2) 令和 4 年 10 月の被用者保険の適用拡大では、同時期における「被用者保険加入による国民健康保険脱退」件数が、例年と比べて特出して多くなり（約 2 倍弱）、被保険者数の大幅減により保険料収入が減少。

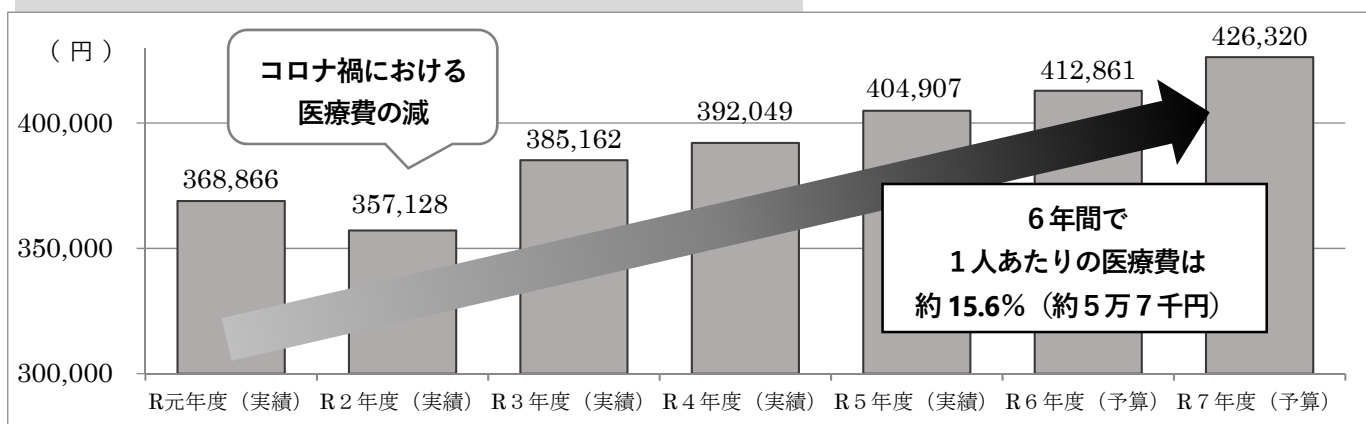
3 問題点・必要性

- (1) 国民健康保険は、被保険者の所得水準が低いことや高齢者が多く医療費の水準が高いことなどから、保険料負担率が他の医療保険と比べて高いという構造的課題があり、国等による財政支援があってもなお財政基盤は極めて脆弱。
- (2) その中で、被用者保険の適用拡大や後期高齢者医療制度への移行等に伴う被保険者数の減少により更なる保険料収入の減少が見込まれており、これまでの国費による財政支援や各市町村が進める医療費適正化の取組では、構造的な課題の解決には不十分。
- (3) 被用者保険の適用拡大を進めることで、国民健康保険の財政基盤がより脆弱になり、国民健康保険被保険者の保険料負担の増加が見込まれる。

参考 1 「被用者保険加入による国民健康保険脱退」 件数



参考 2 横浜市国民健康保険における 1 人あたりの医療費



参考 3 横浜市国民健康保険における医療費適正化の取組

データヘルス計画に基づき、健康寿命延伸・医療費適正化推進のため、主に次の取組を実施。

事業	内容	令和5年度実績
特定健診未受診者 勧奨事業	特定健診未受診者の過去健診データ、医科受診歴等を分析し、ナッジ理論を踏まえ、それぞれの特性に合わせた文書等による受診勧奨を実施。	勧奨者数：約 31 万人
特定保健指導 未利用者対策事業	住所や健診データ等から、対象者に合った文書等による利用勧奨を実施。	勧奨者数：10,156 人
糖尿病性腎症 重症化予防事業	特定健診の結果から糖尿病性腎症の重症化予防が必要と思われる対象者のうち、糖尿病治療中の方に対して、個別保健指導プログラムを実施。また、糖尿病未治療者には、保健師による電話での受診勧奨を実施。	(1) 個別保健指導 保健指導案内者数：251 人 (2) 未受診者勧奨 受診勧奨者数：13 人 (※いずれも令和4年度実績)
重症化リスク者 適正受診勧奨	健診・レセプトデータを活用し、血圧、血糖、脂質の生活習慣病による重症化リスクがある者や重複投薬等により健康リスクがある者に対し、適正受診を促す通知勧奨を実施。	<生活習慣病等リスク者> 送付者数：4,350 人 <重複頻回リスク者> 送付者数：1,778 人
重複頻回受診 対策事業	重複・頻回受診、多種・多量服薬を行う方に対して、電話・面談等による指導を実施。	通知・電話指導：57 件 面談・訪問指導：3 件

提案の担当

健康福祉局生活福祉部保険年金課長

長澤 勘平

TEL 045-671-2373

国民健康保険に係る国庫負担金減額措置の廃止

要望先：厚生労働省

提案・要望内容

医療費の自己負担助成を行っている地方自治体に対する、国民健康保険の国庫負担金を減額する措置の廃止

重度障害者・ひとり親家庭等の医療費の自己負担に独自の助成を行っている地方自治体に対して、国民健康保険の国庫負担金を減額する措置を廃止すること

1 国の現状

- (1) 重度障害者・子ども・ひとり親家庭等の医療費の自己負担に独自に現物給付で助成を実施する地方自治体に対して、負担軽減は医療費の増加に波及するため、その波及増は地方自治体が負担すべきとの考え方にに基づき、限られた国費の公平な配分の観点から国民健康保険の国庫負担金を減額する措置を実施。
- (2) 子どもの医療費助成に係る減額措置は、地方自治体の少子化対策の取組支援を理由に、平成 30 年度から未就学児についてのみ廃止。令和 6 年度に 18 歳未満（18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日以前）まで減額措置の廃止対象を拡充。
- (3) 診療報酬改定 D X の一環として地方単独医療費助成制度の現物給付化を推進。

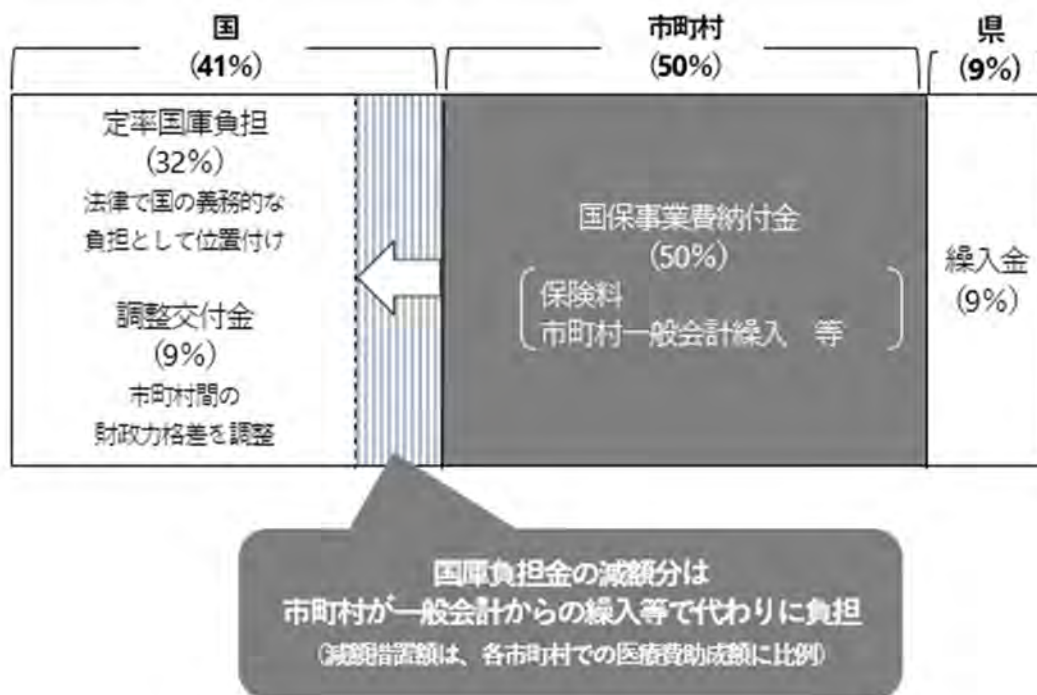
2 横浜市の現状

- (1) 重度障害者・子ども・ひとり親家庭等の医療費助成を実施。国庫負担金減額措置により、約 15 億円（令和 5 年度）の国費が減額され、その分の国民健康保険の財源を市費で補填。
- (2) 小児医療費助成は、令和 6 年度からの国費減額措置廃止（18 歳未満）により、一定の財政効果はあるが、横浜市における国費減額措置の約 9 割は「重度障害者医療費助成」によるものである。

3 問題点・必要性

- (1) 子どもに係る医療費のみならず、重度障害者・ひとり親家庭等の医療費も本来、国の責任で全国一律の負担軽減策が行われるべきもの。
- (2) 国は、障害者が自立し、積極的に社会に参加・貢献できる地域共生社会の実現や、子ども・ひとり親家庭等への支援を推進しているにもかかわらず、独自に医療費助成を実施する地方自治体に対して国庫負担金減額措置を行うことは、国の施策とも整合していない。
- (3) 全国のほとんどの地方自治体で独自の医療費助成が行われており、地方自治体間の医療保険制度の公平性を担保するものとしても不十分。
- (4) 本来は国が負担すべき国民健康保険の財源を地方自治体が代わりに負担することになり、子どもの医療費助成にかかる減額措置廃止の効果は限定的なため、地方自治体の財政負担は大きい。その一方で、国は、減額措置に繋がる医療費助成の現物給付化を推進している。

参考 1 国民健康保険の財源構成と減額措置の部分（％は減額前の構成割合）



参考 2 横浜市における国庫負担金（定率国庫負担）減額措置額

令和 5 年度 実績		神奈川県内の実施状況（全33市町村中）	
		実施市町村数	参考（助成内容は市町村によって異なる）
重度障害者	13.3 億円	33	全市町村で助成有
子ども	0.7 億円	33	全市町村で中学3年生まで助成有
ひとり親家庭等	0.9 億円	33	全市町村で助成有
合計	14.9 億円		

提案の担当

健康福祉局生活福祉部保険年金課長
 健康福祉局生活福祉部医療援助課長

長澤 勘平
 菊池 潤

TEL 045-671-2373
 TEL 045-671-3694

がん検診の推進

要望先：厚生労働省

提案・要望内容

1 がん検診の実施体制の強化

(1) 受診率目標達成に向けた職域でのがん検診実施の強化

より多くの方ががん検診を受診できるよう、市町村の取組だけでなく、職域でのがん検診の実施強化が重要であり、職域のがん検診を義務化する等の取組を国が主導すること

(2) がん検診受診率の定期的な把握

がん検診の受診率を把握する新たな統計方法を整備し、がん検診受診状況の把握は3年ごとから1年ごとに把握できるようにすること

2 自治体・医療機関をつなぐ情報連携システム（Public Medical Hub:PMH）によるがん検診のDX化

がん検診の受診環境を向上させるため、「自治体検診DX推進モデル事業」の枠組みに「がん検診」を追加し、問診・受診（その後の二次読影を含む）・結果まで、一連のデジタル化を図ること

3 子宮頸がん・乳がん検診のクーポン券配付対象の拡大

現在、国の補助対象とする子宮頸がん検診・乳がん検診のクーポン券の配付について、子宮頸がんは20歳から24歳、乳がんは40歳から49歳までに延長するなど、検診初年度以外も補助対象とするように補助要件の見直しを図ること

1 国の現状

- (1) 第4期がん対策推進基本計画において、令和5年から令和10年の6年間で、がん検診受診率の目標を60%とし、第3期がん対策推進基本計画の50%から10%引き上げ。
- (2) 国民生活基礎調査により3年に1度がん検診受診率の把握を行っている。（直近は令和4年調査）
- (3) 令和6年度補正予算にて「自治体検診DX推進モデル事業」を計画し、マイナポータルを通じた受診案内及び問診票の送付、マイナンバーカードの受診券としての利用、医療機関と自治体間における自治体検診情報の連携を実装するためのモデル事業を実施する見込み。
- (4) 市区町村が実施する子宮頸がん検診及び乳がん検診において、特定の年齢の方にクーポン券を送付して受診勧奨し、検診受診の動機付けを行い、がん検診の受診を促進するねらいで、実施に係る経費の2分の1を補助している。

2 横浜市の現状

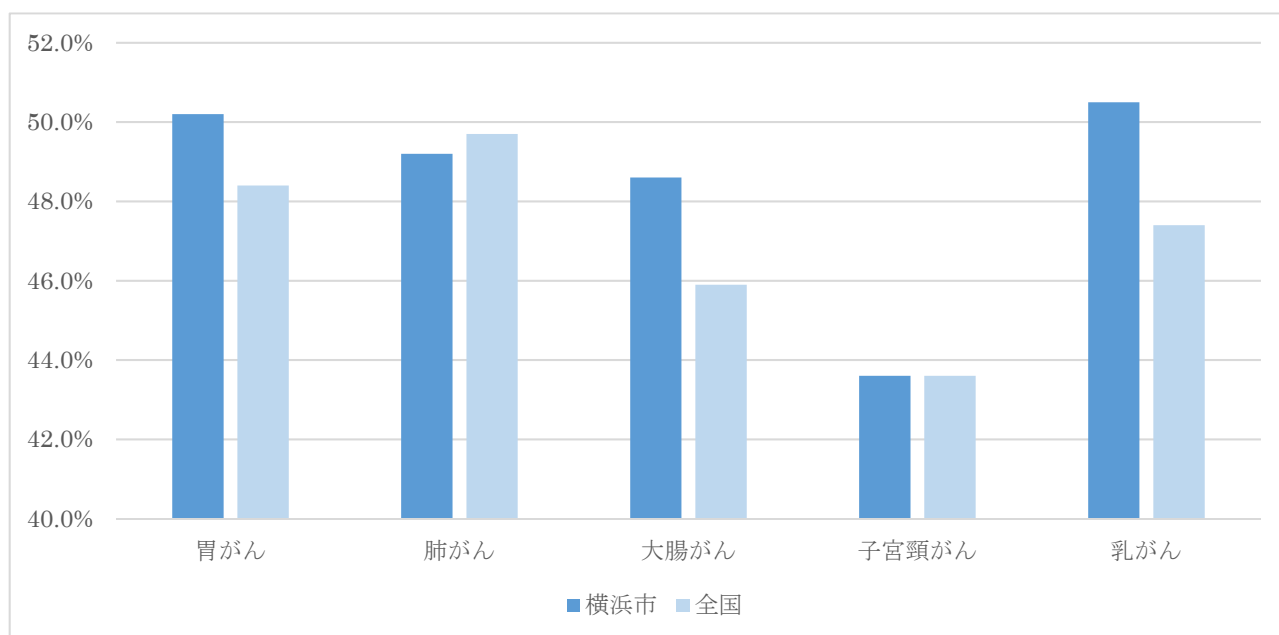
- (1) がん検診受診率の向上に向けて、65歳の方のがん検診無料化や、子宮頸がん検診にHPV検診導入などを進めてきたが、令和7年度、新たに「働く世代」に対する検診の受診勧奨（協会けんぽ被扶養者、健保組合等への働きかけ）を実施。
- (2) 横浜市がん検診受診者以外の職域のがん検診の実施状況が把握できず、正確ながん検診の受診率が把握できていない。

- (3) 各検診実施医療機関は、最大7枚複写の検診票（書面）を用いて問診や検診を実施し、関係者（医療機関、本人控え、二次読影医、受託先、横浜市）と検診結果の返却や、二次読影、検診費用の請求等について、主に郵送でやり取りしている。
- (4) 子宮頸がん検診・乳がん検診の検診初年度の受診対象者（子宮頸がん検診：20～24歳、乳がん検診：40歳）に対してクーポン券を配付し、早期からの啓発及び受診機会を確保。

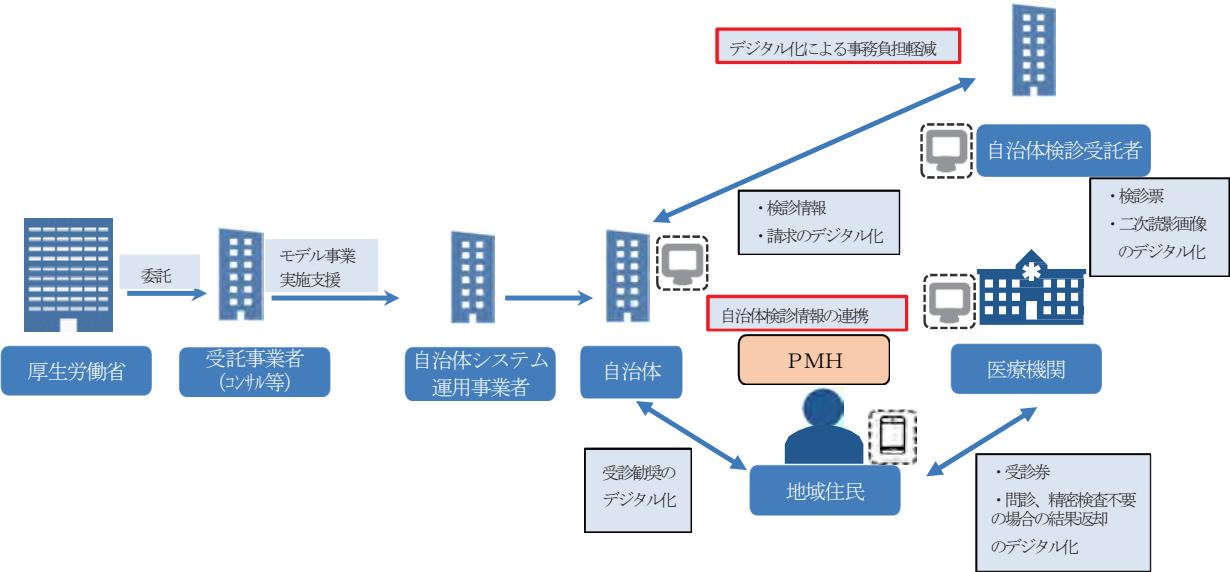
3 問題点・必要性

- (1) がん検診の受診を通じた早期発見・早期治療は、患者自身のQOL維持や、経済的損失を回避する点からも有効であり、受診率の向上が重要。中でも、検診受診者のボリュームゾーンは職域が中心であり、市町村の取組だけでなく企業等の取組も併せて推進していく必要がある。
- (2) 子宮頸がん・乳がん検診の無料クーポン券は、対象を検診初年度に限定しており、受診の契機とするねらいに対する効果は限定的である。
- (3) 国民生活基礎調査は一部の世帯から集計する方法のため、正確な受診率の測定方法とは言えない。EBPM実践のためには、がん検診の受診率は重要な基礎的指標の一つと位置付けられる。職域のがん検診も加味した正確な受診率を1年に一度捕捉する仕組みを構築する必要がある。
- (4) 現在の書面形式の検診票による運用では、受診者の増加に伴い、運営主体の運営費（印刷経費や移送費、保管廃棄費）が増加する。また、医師、事務職員らの労働コスト（問診や検診結果の転記、2次読影会場の設営、検診票の移送事務）が増加する結果、受診者への結果返却までに最大2か月程度を要するなど時間コストが生じており、さらなる受診環境の向上が課題。また、胃・肺・乳がん検診では二次読影を伴い、コストや時間の増加が著しく、書面形式による検診票の運用から、クラウドシステムの導入等、デジタル化による抜本的な改善が必要。

参考1 横浜市がん検診受診率（令和4年国民生活基礎調査）



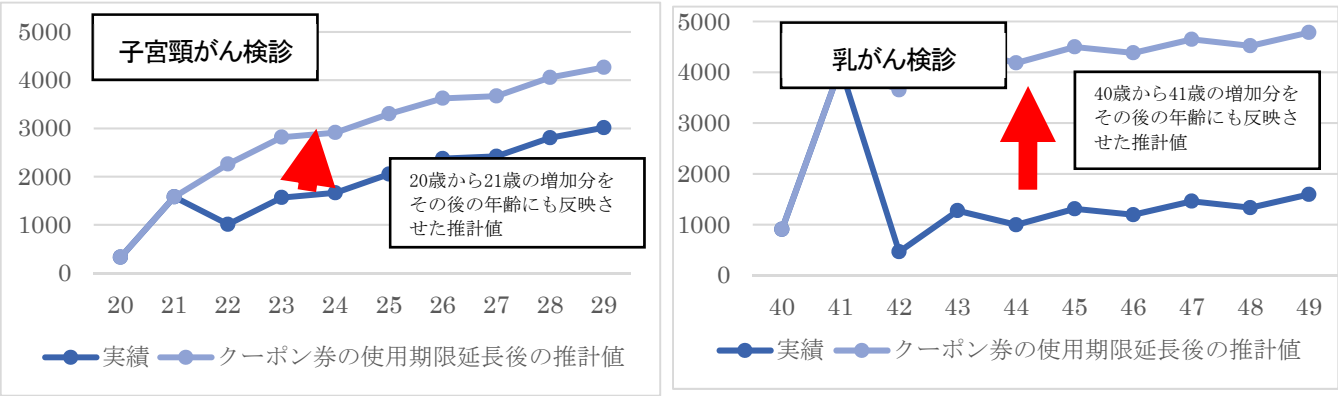
参考 2 自治体検診 DX 推進モデル事業におけるがん検診実施のイメージ



出典：厚生労働省「令和7年度 予算概算要求の主要事項」

「全世代型社会保障の実現に向けた保健・医療・介護の構築（自治体検診 DX 推進モデル事業）」一部改変

参考 3 子宮頸がん・乳がん年代別受診者数（横浜市）



提案の担当

医療局地域医療部がん・疾病対策課担当課長

長澤 昇平

TEL 045-671-4845



小児・AYA 世代のがん対策の推進

要望先：厚生労働省

提案・要望内容

1 小児・AYA 世代の患者の在宅療養に関する費用の支援の仕組みの整備

居住する地域にかかわらず、小児・AYA 世代の患者の在宅療養に関する費用の支援が受けられる仕組みの整備

2 妊よう性温存治療に関する検体の凍結保存の更新料などへの助成対象の拡大

1 国の現状

- (1) 小児や AYA 世代（思春期・若年成人）のがん患者は、介護保険対象外のため、在宅で療養する際に必要となる介護サービスを利用する費用は全額自己負担となっている。
- (2) 令和 3 年度からがん患者の妊よう性温存治療に係る費用の助成制度を開始したが、妊よう性温存治療から妊娠のための治療開始までの間の、受精卵（胚）等の凍結保存更新の費用が対象外。

2 横浜市の現状

- (1) 平成 28 年度に、介護保険の対象とならない、20 歳～40 歳未満のがん末期と診断された市民の在宅生活支援のため、訪問介護や福祉用具貸与等サービス利用料等について、1 か月あたり上限 6 万円の 9 割（月 54,000 円を上限）の助成を全国に先駆けて開始。令和 2 年度に、20 歳～40 歳未満の下限を撤廃し、40 歳未満を対象とした。
- (2) 令和 6 年度に、妊よう性温存治療に関する切れ目のない支援を目的に、妊よう性温存治療で凍結した検体の保存更新費用について、支払金額の 7 割（卵子・胚（受精卵）・卵巢組織の上限 3 万円、精子の上限 1 万 5 千円）の助成を開始。対象は、令和 5 年 4 月 1 日以降に妊よう性温存治療を実施し、都道府県の妊よう性温存治療の助成を受けていて、凍結保存更新料の支払日の年齢が 43 歳未満の市民。また、国の助成対象外である、妊よう性温存治療を受けないと決定した場合のカウンセリング費用について、カウンセリング日における年齢が 43 歳未満の市民を対象に支払金額の 7 割（上限 1 万円）の助成も開始。

3 問題点・必要性

- (1) 横浜市をはじめ、独自に小児・AYA 世代の患者に在宅療養に関する費用を支援している自治体もあるが、自治体により支援内容が異なり、また、支援を実施していない自治体もある。そのため、居住する地域にかかわらず、支援を必要とする小児・AYA 世代の患者すべてへ支援が実施される仕組みが必要。
- (2) 妊よう性温存治療を受けた後、温存後生殖補助医療を受けるまでの期間は患者により異なる。とりわけ小児がん患者はその期間が長くなる。そのため、患者にとって最適な時期に温存後生殖補助医療を受けられるよう、検体の保存更新の費用助成が必要。横浜市をはじめ、独自に小児・AYA 世代の患者に検体の保存更新の助成を実施している自治体もあるが、自治体により内容が異なり、また支援している自治体は極めて少ない。

参考 1 横浜市の40歳未満のがん患者への支援実績

年度	R3	R4	R5	R6
支払人数(人)	26	22	32	31
支出金額(円)	2,620,060	2,141,920	4,284,500	3,536,000

参考 2 県内他都市の40歳未満のがん患者への支援制度

自治体	対象	利用料に対する 月上限	補助	制度開始
鎌倉市	40歳未満	6万円	9割補助	H31.4月～
大和市	40歳未満	6万円	9割補助	R4.4月～
川崎市	20歳以上40歳未満	6万円	9割補助	R5.4月～
海老名市	40歳未満	6万円	9割補助	R5.4月～
相模原市	40歳未満	6万円	9割補助	R6.6月～
藤沢市	40歳未満	6万円	9割補助	R6.7月～
横須賀市	40歳未満	6万円	9割補助	R7.4月～
葉山町	40歳未満	6万円	9割補助	R7.4月～
大磯町	40歳未満	6万円	9割補助	R7.4月～
愛川町	40歳未満	6万円	9割補助	R7.4月～

参考 3 横浜市の妊よう性温存治療で凍結した検体の保存更新の費用の支援実績

年度	R6
支払人数(人)	8
支出金額(円)	206,990

参考 4 東京都のがん患者の妊よう性温存治療で凍結した検体の保存更新の助成制度

自治体	助成期間	対象となる費用	補助対象年齢
東京都	患者の年齢が満43歳に達するか、妊娠のための治療に対する助成上限回数※に達するまで	精子、卵子、卵巣組織、胚(受精卵)：3万円／年	凍結保存時・卵巣組織再移植時に満43歳未満

※妻の年齢が39歳までに通算1回目の助成を受けた方は通算6回まで

妻の年齢が40歳から42歳までに通算1回目の助成を受けた方は通算3回まで

带状疱疹ワクチン等の定期接種に係る財源措置

要望先：厚生労働省

提案・要望内容

1 带状疱疹ワクチン等の定期接種に係る国費による支援

新たに定期接種化された带状疱疹ワクチン及び新型コロナワクチンの定期接種の標準的な接種費用は、著しく高額な水準となっている。接種希望者や市町村に更なる負担が生じることをないよう、国費による支援を行うこと

2 ワクチン・ギャップの早急なる解消

現在、定期接種化の検討が行われているワクチンについては、接種の安全性・有効性等を十分に確認したうえで、早急に定期接種化し、「ワクチン・ギャップ」の解消を図ること

3 安定的な定期予防接種のための制度設計と財源措置

定期接種は、市町村の財政力や接種希望者の経済的状況により接種できない国民が生じない制度設計が不可欠であり、財源措置の拡充を行うこと

1 国の現状

- (1) 新たに定期接種化された带状疱疹ワクチン定期接種の標準的な接種費用は、組換えワクチンが2回接種で 44,120 円、新型コロナワクチンは1回接種で 15,600 円であり、インフルエンザワクチン接種等と比較して著しく高額な水準となっている。また、市町村間で接種希望者の自己負担額に大きな差異が生じている。
- (2) 先進諸国と比べて公的に接種するワクチンの数が少ない、いわゆる「ワクチン・ギャップ」を解消するため、平成 26 年に「予防接種に関する基本的な計画」を策定し、計画を推進。その結果、最近 10 年間で带状疱疹ワクチンを含め新たに 9 種のワクチンを定期接種化。
- (3) 一方で、おたふくかぜワクチンは、先進国の多く（G7 加盟国では日本を除くすべての国）が定期接種に位置付けているが、日本ではいまだ任意接種。
- (4) 定期接種の費用は、実費徴収分を除き、市町村が全額負担（地方交付税措置あり）。

2 横浜市の現状

- (1) 带状疱疹ワクチンの公費による接種が実現したが、組換えワクチンの接種費用が高額なことから、横浜市では自己負担額 2 回で 20,000 円を設定。
- (2) 定期接種のワクチンが増え、定期予防接種に係る事業費が年々増加する一方、費用は全額市費負担であり、全国最大の人口を抱える横浜市にとって、財政負担が極めて大きくなっている。
- (3) 定期接種の実施に係る費用は地方交付税措置されているが、具体的な金額は国から示されないため、今後新たなワクチンの定期接種化がされた際の財源の見通しが立てにくい。

3 問題点・必要性

- (1) 新たに定期接種化された带状疱疹ワクチン等の標準的な接種費用は著しく高額なため、接種希望者や市町村の負担が課題。
- (2) 任意接種のワクチンを公的接種とするには、薬剤の費用対効果の見極めや多額の予算を要するなど、地方自治体単独で行うには課題が大きい。(横浜市の令和7年度の带状疱疹ワクチン接種は、65歳以上5歳毎年齢の約21万人を対象、接種費用の半額程度を助成、接種率を10%と仮定し、5.8億円の予算を計上。)
- (3) 定期接種は、市町村の財政力や接種希望者の経済的状況により接種できない国民が生じない制度設計が不可欠であり、地方交付税措置の拡充や国庫補助制度へ見直した上で補助額を拡充するなど、更なる財源措置が必要。

参考1 予防接種に関する基本的な計画(抄) 平成26年3月28日厚生労働省告示

第3 予防接種に関する施策の総合的かつ計画的な推進に係る目標に関する事項

1 基本的考え方

国は、予防接種の効果的な推進のため、予防接種の現状及び課題について、予防接種に関わる多くの関係者と共通認識を持った上で、科学的根拠に基づいて目標を設定するとともに、国民及び関係者に対してその目標及び達成状況について周知する。これらの方針に基づき、いわゆる「ワクチン・ギャップ」の解消、定期的予防接種の接種率の向上、新たなワクチンの開発並びに普及啓発及び広報活動の充実を当面の目標とする。

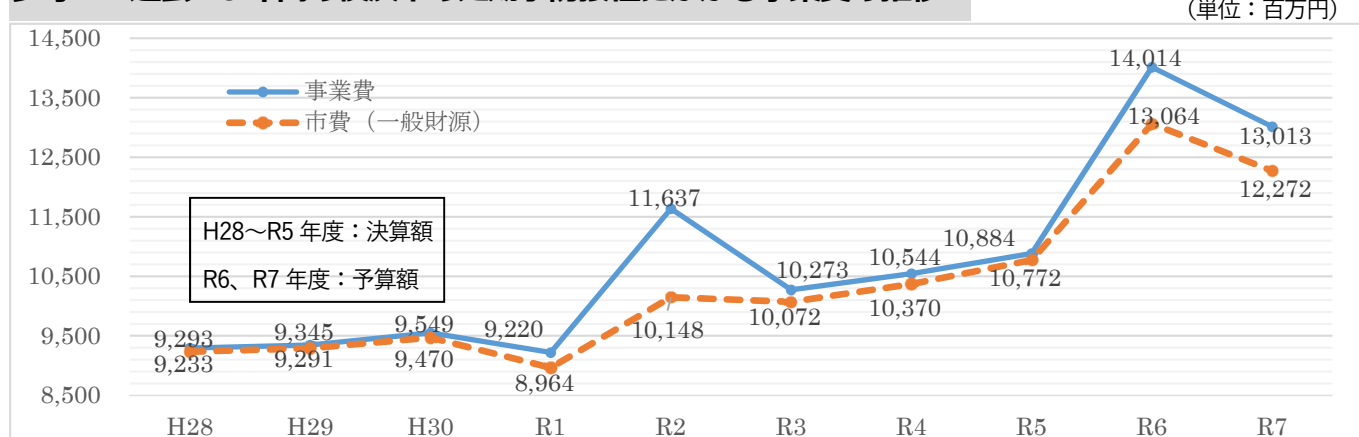
参考2 各都市の自己負担額(带状疱疹ワクチン)

	生	組換え/回
横浜市	¥4,000	¥10,000
札幌市	¥4,500	¥10,800
仙台市	¥5,000	¥11,000
新潟市	¥4,950	¥18,150
川崎市	¥4,000	¥10,000
浜松市	¥4,900	¥18,000
名古屋市	¥4,200	¥10,800
京都市	¥4,000	¥18,000
大阪市	¥4,500	¥11,000
神戸市	¥4,000	¥10,000
福岡市	¥4,900	¥12,000
熊本市	¥4,950	¥11,000

参考3 近年定期接種化されたワクチンと国で定期接種化が検討されているワクチン

近年定期接種化されたワクチン		定期接種化検討中のワクチン
平成28年	B型肝炎ワクチン	・おたふくかぜ ・RSウイルス ・高用量インフルエンザワクチン ・経鼻投与型インフルエンザ ・HPV(男性への接種) ・不活化ポリオ(5回目) ・ノロウイルス など
令和元年	風しん第5期定期接種(MRワクチン)	
令和2年	ロタウイルスワクチン	
令和5年	9価HPVワクチン	
令和6年	5種混合ワクチン	
	小児用肺炎球菌ワクチン(15価)	
	新型コロナワクチン	
令和7年	小児用肺炎球菌ワクチン(20価)	
	带状疱疹ワクチン	

参考4 過去10年間の横浜市の定期予防接種にかかる事業費の推移



提案の担当

医療局健康安全部健康安全課長

竹澤 智湖

TEL 045-671-2442

特定集中治療室遠隔支援加算の施設基準の要件緩和

要望先：厚生労働省

提案・要望内容

1 支援側医療機関における職員配置基準を緩和

支援側医療機関にてモニタリングを行う医師又は看護師と支援先医療機関の患者の比率 1：30 から基準緩和を行うこと

2 HCU（ハイケアユニット）においても特定集中治療室遠隔支援加算と同様の加算を設置

HCUにおいても「特定集中治療室遠隔支援加算」と同様の加算を設置すること

3 安定的な支援体制確保のための猶予期間を規定

支援先医療機関の診療状況の変更等に伴い、医師少数区域の要件を満たせなくなった場合の経過措置として、別の医療機関を支援先とするまでの一定期間の加算の算定を可能とすること

4 医師少数区域要件を緩和

医師少数区域等を一つ以上支援する要件を緩和し、医師偏在指数における中位に属する医療機関をもって要件を満たすこととすること

1 国の現状

- (1) 令和6年度診療報酬改定により、新たに治療室内に専任の常勤医師が配置されない区分である特定集中治療室管理料5・6が規定されたとともに、この区分において、特定集中治療室管理料1・2の届出を行う施設から遠隔ICUモニタリングによる支援を受けることを評価する特定集中治療室遠隔支援加算が新たに設けられた。
- (2) 特定集中治療室遠隔支援加算980点を取得するには、支援側医療機関が「モニタリングを行う医師又は看護師1人に対し支援先医療機関の患者30人」、「医師少数区域等に所在する医療機関を1つ以上支援する」といった施設基準を満たすことが必要。

2 横浜市の現状

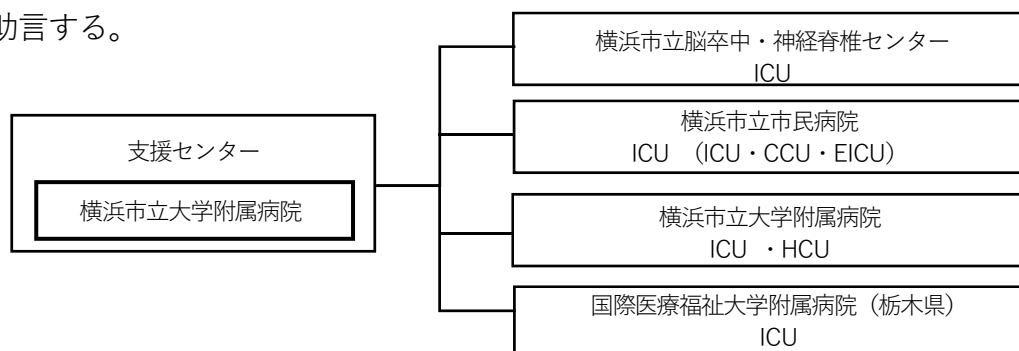
- (1) ICTを活用して地域の医療機関と連携し、医師の働き方改革や医療の質向上にも資する遠隔ICUの取組について、横浜市立大学がシステム構築を開始した令和元年度から、市独自の補助金を交付し、ともに取組を推進。
- (2) 診療報酬収載にあたっては、横浜市から国へ提案・要望を続けてきた中で、令和6年度診療報酬改定にて特定集中治療室管理料の見直し、特定集中治療室遠隔支援加算が新設。
- (3) 遠隔ICUの支援センターを置く横浜市立大学附属病院が、4病院（横浜市立脳卒中・神経脊椎センター、横浜市立市民病院、横浜市立大学附属病院、国際医療福祉大学病院）を支援。令和4年4月から24時間365日運用。

3 問題点・必要性

- (1) 特定集中治療室遠隔支援加算の要件として支援側医療機関にてモニタリングを行う医師又は看護師と支援先医療機関の患者の比率が1:30となっているが、診療報酬収載前はHCUを含む最大62床の集中治療室病床を24時間支援しており、50~60人程度の患者の診療を支援している中で有効性が示されていることから、基準緩和が医療人材の有効活用に繋がると考えられる。
- (2) 支援を必要とする医療機関の中には、必ずしもICUを設置しておらずHCUが集中治療の中核を担っている場合がある。HCUへの遠隔支援加算の適用拡大を進めることでより一層医療確保が困難な地域・医療機関へ支援が可能となる。
- (3) 被支援側の診療状況の変更等により、医師少数区域等の医療機関が支援先から外れた場合、新しい支援先を探す間、支援側医療機関は施設基準を満たせず、全ての支援先医療機関への支援について加算算定できない。また、新たな支援先が見つかったとしても設備整備に1年程度必要となる。このことから、新たな支援先医療機関が見つかるまでの一定期間について加算を算定可能とすることにより、遠隔支援体制の安定に繋がると考えられる。
- (4) 医師少数区域等に所在し、特定集中治療室管理料5・6を届け出ている医療機関は全国でごく少数である。遠隔集中治療への新規参入を促し、普及促進のため、医師少数区域等の医療機関の要件緩和が必要である。医師少数区域等に加えて、医師偏在指標における中位に属する医療機関を医師少数区域等と同様の取り扱いとすることも考えられる。

参考 遠隔集中治療実施体制について

中心となる横浜市立大学附属病院に「支援センター」を設置し、各病院の集中治療室の医療情報とネットワーク通信でつなぐ。支援センターの治療専門医師等が患者をモニタリングし、遠隔で現場の医師等に助言する。



医療機関の経営安定化に向けた対応

要望先：厚生労働省

提案・要望内容

1 経営危機にある病院への緊急的な支援の実施

地域医療を守るため、直近の病院の経営状況を考慮し、物価・賃金水準や医療資源等の地域の実情も考慮した緊急かつ継続的な支援を行うこと

2 物価・賃金の上昇に適切に対応できる診療報酬制度の構築

診療報酬について、物価・賃金の上昇に対し迅速かつ適切に対応できる仕組みを導入すること

3 医療にかかる控除対象外消費税制度の見直し

医療機関における控除対象外消費税に係る負担が発生しないよう対策を行うこと

1 国の現状

- (1) 経済財政運営と改革の基本方針において、「社会保障関係費の伸びを高齢化の伸びの範囲内に抑制する」との社会保障予算の財政フレームが構築され、その枠組みの中で診療報酬改定を実施。
- (2) 令和6年度診療報酬改定では、本体改定率は0.88%と設定されたが、その多くの部分が賃金上昇分に充てられており、薬価改定-1.00%と合わせると全体の改定率はマイナス改定の状況。入院時食事療養費は、令和6年6月に30円／1食、令和7年4月に20円／1食引き上げられた。
- (3) 物価高騰・賃金上昇を受けて、令和6年度補正予算により、医療・介護・障害福祉分野における食材料費・光熱水費等の支援を行うため、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した医療機関への支援や、生産性向上・職場環境改善等による更なる賃上げ等への支援を実施。
- (4) 令和7年4月、物価高騰で経営状況が悪化した医療や介護の事業者に対し、無利子・無担保で優遇融資を受けられる制度の運用を開始。

2 横浜市の現状

- (1) 市内医療提供体制の確保のため、救急・周産期・小児医療等の政策的医療を担う医療機関に対し継続的に支援。
- (2) 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、県が行う物価高騰支援に加えて、市内病院に対する緊急支援として、令和5年度5.7億円、令和6年度2.8億円の補正予算を計上。

3 問題点・必要性

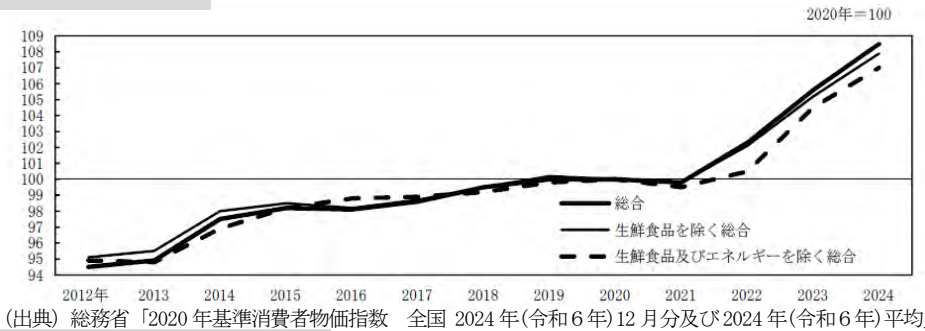
- (1) 医療機関は、公的価格である診療報酬を収入の基本としており、2年に1度の改定時以外では、基本的に収入構造が大きく変更されることはなく、任意の価格転嫁ができない中、令和6年度診療報酬本体改定率0.88%に対し、消費者物価は2024年平均で2.7%上昇しており、引き続き上昇が想定される中、社会保障予算の財政フレームの中では物価高騰に十分対応できない。
- (2) 全産業2024年平均の賃上げ率4.1%増に対し、医療・福祉分野は2.5%増に留まり、厳しい経営状況の中、全産業の引上げ状況に及んでいない。

- (3) 都市部では、地方と比較して物価や人件費、用地費等のコストが高い中、診療報酬制度は、入院基本料等における地域加算での評価が一部導入されているものの、基本的に同一の医療行為に対して、同額の診療報酬が支払われる全国一律の仕組みとなっている。
- (4) 社会保険診療が非課税であることから、仕入税額控除ができず消費税がコストとなる医療機関等に対しては、診療報酬や薬価等の設定時に控除対象外消費税を反映し、点数を上乗せすることで対応するとされているが、物価高騰が続く状況下において十分ではない。

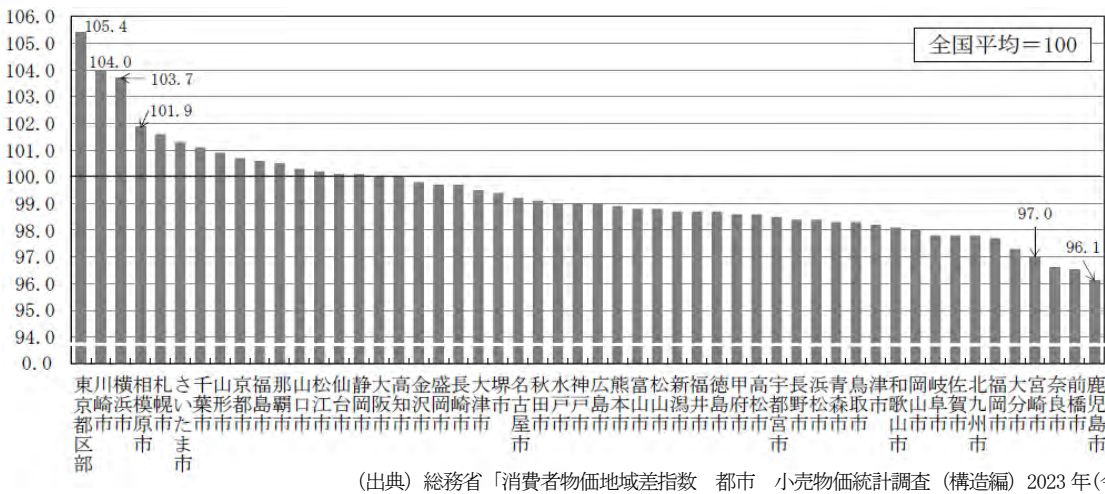
参考 1 消費者物価指数の推移（総合）（全国）

<総合指数>

2020 年を 100 として 108.5、
前年比は 2.7% の上昇



参考 2 消費者物価地域差指数（総合）（都市）2023 年



参考 3 令和 6 年度診療報酬改定前後の横浜市立病院経営状況

○ 市民病院経営状況

(単位:億円 税抜)				
	令和 6 年度 (※)	令和 5 年度	増△減	増減率
経常収益 (a)	317.3	315.0	2.4	0.8%
うち 入院収益	186.9	184.8	2.1	1.1%
うち 診療単価	88,902円	85,406円	3,496円	4.1%
うち 外来収益	95.1	94.7	0.4	0.5%
うち 診療単価	28,610円	27,688円	922円	3.3%
経常費用 (b)	332.3	321.3	11.0	3.4%
うち 給与費	149.6	141.3	8.2	5.8%
うち 材料費	96.4	96.3	0.1	0.1%
うち 薬品費	67.7	69.3	△ 1.6	-2.4%
うち 診療材料費	27.0	25.1	1.8	7.2%
うち 給食材料費	1.5	1.4	0.1	5.2%
委託料	24.6	24.0	0.6	2.4%
光熱水費	7.9	7.6	0.3	4.5%
経常収支 (a - b)	△ 15.0	△ 6.3	△ 8.7	

(※) 令和 6 年度は決算調製中

○ 脳卒中・神経脊髄センター経営状況

(単位:億円 税抜)				
	令和 6 年度 (※)	令和 5 年度	増△減	増減率
経常収益 (a)	88.9	88.2	0.8	0.9%
うち 入院収益	57.1	55.5	1.6	2.9%
うち 診療単価	62,063円	60,551円	1,512円	2.5%
うち 外来収益	5.8	5.4	0.3	5.9%
うち 診療単価	14,274円	13,404円	870円	6.5%
経常費用 (b)	92.2	87.7	4.6	5.2%
うち 給与費	48.7	46.6	2.0	4.4%
うち 材料費	14.2	12.9	1.3	10.1%
うち 薬品費	4.3	3.7	0.6	16.4%
うち 診療材料費	8.8	8.1	0.6	7.8%
うち 給食材料費	1.1	1.1	0.1	7.1%
委託料	10.9	10.5	0.5	4.4%
光熱水費	2.8	2.5	0.4	14.5%
経常収支 (a - b)	△ 3.3	0.5	△ 3.8	

(※) 令和 6 年度は決算調製中

提案の担当

医療局医療政策部医療政策課長
医療局地域医療部地域医療課担当課長
医療局病院経営本部病院経営部病院経営課長

新堀 大吾
岩崎 雄介
星野 公孝

TEL 045-671-2438
TEL 045-671-4813
TEL 045-671-4816

看護人材の確保に向けた取組の推進

要望先：厚生労働省、デジタル庁

提案・要望内容

看護職の資格管理体制の強化

マイナンバー制度を活用した資格管理制度及び看護職向けポータルサイトについて、早期に稼働させること。併せて、現在就業していない、いわゆる潜在看護師の把握が確実に行われるよう、マイナンバー活用の利点も生かし取組を一層推進すること。さらに、看護職キャリアデータベースについて、指定都市が潜在看護師の復職支援など効果的な施策を行うために必要な情報を提供すること

1 国の現状

- (1) デジタル改革関連法（令和3年5月19日公布）によるマイナンバー法、住民基本台帳法、看護人材確保法の改正に基づき、令和6年度以降看護職をはじめとした医療関係資格の資格情報について、国家資格等情報連携・活用システムへの格納を通じて、マイナンバー制度の活用を図ることとし、看護職に関しては令和7年秋以降に運用開始を予定している。
- (2) マイナンバー制度を活用した看護職の人材活用システムでは、籍簿情報・業務従事者届情報・経歴等情報を突合した看護職キャリアデータベースを整備。提供について本人同意を得た看護職キャリア情報はナースセンターに提供され、潜在看護師に対する復職支援の充実や、スキルアップに資する情報提供の充実による看護職の資質向上の支援を図ることとしている。また、看護職員本人がキャリア情報と研修受講履歴を一元的に閲覧・管理できるポータルサイトの運用も予定している。
- (3) 潜在看護師数は、過去の研究データから推計値は算出されているが、正確な数は把握されていない。

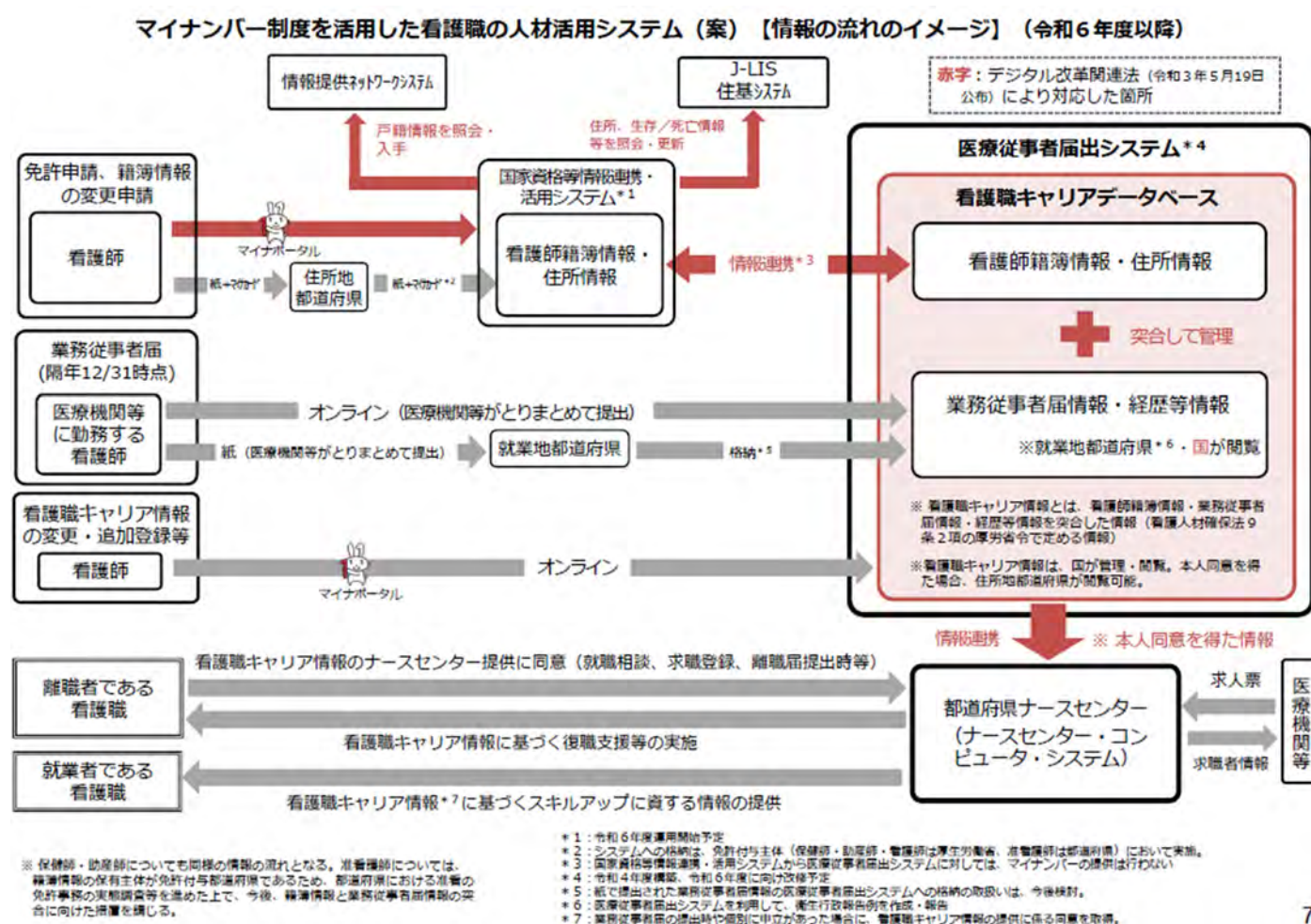
2 横浜市の現状

- (1) 令和6年度に実施した横浜市内病院へのアンケート調査（回答数 n=93、以下、「市アンケート調査」という。）では、半数を超える病院から令和5年度の看護職員採用実績が目標に届かなかったと回答があるなど、病院において採用に苦慮している状況が拡大傾向にある。
- (2) 令和6年度には、市内の看護師養成施設等と連携し、潜在看護師の復職支援研修などを実施。
- (3) 横浜市では、市アンケート調査や市内に所在する看護師養成施設卒業生の就業状況の調査などにより、現在の市内の確保状況の把握を進めている。

3 問題点・必要性

- (1) 今後 18 歳人口の減少が見込まれる中、潜在看護師の復職支援は横浜市としてもさらに力を入れる必要がある。今後、看護職については、キャリア情報と研修受講履歴が閲覧可能なポータルサイトの運用が開始されるが、その情報を把握できるのは居住地都道府県とされており市町村は対象外。横浜市が効果的な施策を行うためには、市内に在住する潜在看護師の全体数や復職に向けた意向のある者の人数、またその居住地データなどが必要。
- (2) 国家資格等情報連携・活用システムにおいて看護職の手続きが可能となることで、マイナンバー制度を活用した看護職の人材活用システム等も機能することとなるため、国家資格等情報連携・活用システムの早期稼働が必要。

参考 マイナンバー制度を活用した看護職の人材活用システム（情報の流れイメージ）



提案の担当

医療局地域医療部地域医療課課長

田口 真希

TEL 045-671-4819

防犯対策強化に係る取組への支援

要望先：国土交通省、総務省、内閣府

提案・要望内容

防犯対策強化に係る取組への支援

- (1) 防犯パトロールの実施等、地域における防犯対策強化の取組に対する財政支援の継続
- (2) 犯罪の未然防止のための環境整備に係る財政支援
防犯カメラ、防犯灯の整備及び維持管理、AI を活用した高規格設備の導入や、防犯情報の分析ツール構築等、デジタル技術やデータを活用した防犯環境の整備に係る財政支援
- (3) 昨今急増している闇バイトや特殊詐欺、SNS に起因した犯罪等から市民を守るための SNS 規制やサイバー犯罪対策の強化

1 国の現状

- (1) 令和 4 年 12 月、今後 5 年間を視野に国民の治安に対する更なる信頼感を醸成し、日本を世界一安全で安心な国とすべく、『世界一安全な日本』創造戦略 2022』を策定。
- (2) 防犯カメラや防犯灯を含む街灯の設置・運用を規定した法律がなく、管理方法は地方自治体で判断し、条例やガイドライン等を定めている。
- (3) 地域での防犯対策強化の取組への財政支援については、重点支援地方交付金の対象として令和 6 年度補正予算で計上。

2 横浜市の現状

- (1) 強盗事件や特殊詐欺などの凶悪事件等が広く発生し、刑法犯認知件数（令和 6 年：17,499 件）が増加傾向にある中、市民の不安も高まっており、令和 5 年度横浜市市民意識調査のうち市政への要望については、「地震や台風などの災害対策」に次ぎ、「防犯対策」を求める回答が多い。
- (2) 安全・安心なまちづくりに向け、自治会町内会等が実施する地域防犯対策や地域防犯カメラ設置費用等への補助、防犯灯の設置・維持管理、警察や地域、民間企業と連携した広報・啓発活動などを実施。また、令和 7 年度は重点支援地方交付金を活用し、自治会町内会による防犯パトロールや防犯用品購入、センサーライトの整備、防犯講座などを対象とした補助率 90%の緊急的な補助を実施。
- (3) GREEN×EXPO 2027（2027 年国際園芸博覧会）の開催等も見据え、地域、主要駅やその周辺の繁華街・歓楽街などにおいて市民と来街者が安心して過ごせるよう、より一層の防犯対策の強化を図る必要がある。平成 17 年度に策定された「よこはま安全・安心プラン」について、近年の犯罪情勢を踏まえた防犯対策の更新など、より実効性のある計画へと改定予定（令和 8 年度）。

3 問題点・必要性

- (1) 地域における防犯対策強化の取組に対する財政支援は、重点支援地方交付金の対象として令和6年度補正予算で計上されたが、防犯対策は継続的な実施が重要であり、地域での費用負担や担い手不足の補完のため、次年度以降も引き続き地域に対する支援が必要である。
- (2) 地域や主要駅、その周辺の繁華街・歓楽街において、多くの市民や来街者を安全・安心に迎え入れるため、犯罪の未然防止に向けた環境整備が必要である。防犯カメラ及び防犯灯は、まちの防犯性向上に欠かせない重要な都市インフラであるが、その整備や維持管理は基礎自治体の役割とされ、物価高騰の影響もあり、財政面の負担が大きな課題となっている。また、AIを活用した高規格設備（AI防犯カメラやスマート防犯灯など）の導入や、防犯情報をデータ化・可視化し分析するツールの構築など、デジタル技術やデータを活用した防犯環境の整備を進めるとともに、警察等との一層の連携を図ることで、より高い防犯効果の発揮が期待できる。
- (3) 闇バイトによる凶悪犯罪や特殊詐欺、SNSに起因した犯罪（SNS型投資詐欺、ロマンス詐欺など）が増加しているため、SNSの規制やサイバー犯罪対策について、全国的な課題として国が法整備等を行い、対策を強化する必要がある。

参考1 横浜市市民意識調査 市政への要望

横浜市市民意識調査「市政への要望」上位5位の経年変化（複数回答）					
	1位	2位	3位	4位	5位
令和元年	地震などの災害対策（31.0%）	病院や救急医療など地域医療（28.8%）	防犯対策／高齢者福祉（28.3%）		高齢者や障がい者が移動しやすい街づくり（27.1%）
2年	地震などの災害対策（35.8%）	病院や救急医療など地域医療（30.6%）	高齢者福祉（29.9%）	防犯対策（28.5%）	地球温暖化への対策（25.7%）
3年	地震などの災害対策（31.7%）	病院や救急医療など地域医療（30.4%）	高齢者福祉（28.8%）	防犯対策（27.4%）	地球温暖化への対策（23.9%）
4年	地震などの災害対策（31.1%）	高齢者福祉（28.9%）	病院や救急医療など地域医療（28.5%）	防犯対策（25.7%）	通勤・通学・買い物道路や歩道の整備（23.4%）
5年	地震や台風などの災害対策（30.2%）	防犯対策（29.8%）	病院や救急医療など医療提供体制の充実（29.0%）	高齢者福祉（28.8%）	通勤・通学・買い物道路や歩道の整備（27.5%）

※本調査は令和6年度・7年度の2か年で調査・分析を行っているため、最新結果は令和5年度のものになります。

参考2 横浜市の刑法犯認知件数の推移

刑法犯認知件数：警察が刑法犯について、被害の届出等によりその発生を確認した件数

令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
13,567	12,746	14,203	16,059	17,499

提案の担当

市民局地域支援部地域防犯支援課長

都市整備局都心活性化推進部都心再生課地域再生まちづくり担当課長

経済局市民経済労働部消費経済課長

丹羽 仁志 TEL 045-671-2601

遠藤 和宏 TEL 045-671-4246

畠山 重徳 TEL 045-671-2573

外国人材の受入れ・共生のための環境整備の強化

要望先：総務省、法務省、文部科学省、内閣官房

提案・要望内容

1 国と地方自治体の責務を位置づける外国人との共生に係る基本法の整備

外国人人口の流入とともに増加傾向にある外国人・日本人双方の住民が抱えるニーズや課題に対応するため、国と地方自治体の責務を法律に位置づけた外国人との共生に係る基本法を整備すること

2 「外国人受入環境整備交付金」の拡充

指定都市の実情に見合うよう、地域の実態に応じた交付率及び上限額の引上げ等を行うこと。また、外国人人口の多い地域は、サテライト整備・運営のための制度を設けるなど、補助対象事業を拡充すること

3 「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」の拡充と日本語教育の在り方の見直し

地域の日本語教室の抱える課題に対処するために「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」について、財政支援を拡充すること。また、外国につながる児童生徒や外国人労働者が増えている中で、日本語教育について、地方自治体と地域のボランティアに依存している現状を抜本的に見直し、国の責任において持続可能な制度設計を行うこと

4 「特定技能基準省令の一部を改正する省令」に伴う予算措置等

特定技能所属機関から提出される地方自治体の共生施策への「協力確認書」の受領等、特定技能基準省令の一部改正に伴う各市区町村の新たな事務について、予算措置を行うこと

1 国の現状

- (1) 令和6年7月の総務省が発表した人口動態調査では、外国人は全国で332万人（令和6年1月1日時点）。
- (2) 出入国管理法の改正（令和6年6月可決成立）による育成就労制度の新設、特定技能の受入れ見込み数の再設定及び対象分野等の追加（令和6年3月閣議決定）、特定技能の受入上限の拡大が行われ、国内における外国人労働者の増加、定住化、家族帯同の増加が見込まれている。また、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」の改定（令和6年6月）、「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」の一部変更（令和6年6月）が行われた。
- (3) 令和元年6月に日本語教育の推進に関する法律（文部科学省）が施行され、地方自治体は地域の状況に応じた日本語教育推進施策の策定・実施が責務とされ、関係省庁相互間その他関係機関、日本語教育を行う機関、外国人等を雇用する事業主、外国人等の生活支援を行う団体等の関係者相互間の連携の強化その他必要な体制の整備に努めることとされている。
- (4) 今後、特定技能外国人の増加が見込まれることを踏まえ、「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針（平成30年12月25日閣議決定。令和6年3月29日一部変更）」に特定技能所属機関が地域における外国人との共生社会の実現のため寄与する責務があること及び1号特定技能外国人への支援は地域の外国人との共生に係る取組を踏まえて行うことが明記された。

- (5) 特定技能基準省令の一部が改正され、特定技能所属機関は、特定技能外国人の受入れにあたり、市区町村に対し、共生施策に対する協力を求められた場合、当該要請に応じ、必要な協力をする旨の「協力確認書」を提出することが決定。

2 横浜市の現状

- (1) 外国人人口は、令和7年度4月末に13万人を超えた。(市区町村のうち全国第2位)
- (2) 横浜市における多文化共生の重要性を踏まえ、横浜市中期計画2022～2025に、多文化共生の推進を重要な政策の1つに掲げている。
- (3) 横浜市国際交流協会、多文化共生総合相談センター及び市内13か所の国際交流ラウンジ、約140の地域日本語教室、約500の地域団体、日本語学習や通訳等の市民ボランティアが外国人との共生社会の実現に向け活動を行っている。令和7年度からの5年間の本市の地域日本語教育の体制づくりのために「横浜市地域日本語教育推進アクションプラン」の策定を行った。

3 問題点・必要性

- (1) 国と地方が明確な役割分担のもと多文化共生に取り組むため、法的根拠と財源の裏付けが必要。地方自治体が国との明確な役割分担のもとで継続的に関連事業を実施するための法的根拠が必要であり、法的根拠が無い状況では、地方自治体での財源確保も困難である。
- (2) 「外国人受入環境整備交付金」は外国人人口5千人以上の地方自治体に対しての上限額が一律1千万円となっているが、横浜市では市内在住の13万人を超える外国人と多言語での多様な相談に対応するため、多大な経費が必要。急増する外国人人口に対し一元的相談窓口のみでの相談対応は困難であり、市内13か所にある国際交流ラウンジでも相談対応が必要となっている。
- (3) 外国人増加に伴い日本語学習希望者が年々増加しているなか、地域で開催されている日本語教室で多くの外国人が日本語を学んでいる。地域の日本語教室を支える支援者は大半がボランティアであり、高齢化による担い手不足、教室の場所の確保、安定的な運営に必要な資金確保など課題が山積している。外国人を雇用する企業の責務である従業員に対する日本語教育への支援や子どもに対する日本語教育の充実など、日本語教育のあり方を抜本的に見直し、持続可能な制度設計・人材と予算の確保等、国の責任による対策が必要である。
- (4) 令和7年2月28日に出入国管理庁から発出された通知に伴い、4月1日施行に向けた「協力確認書」を受領・確認するための人員体制、手続きに関するホームページでの広報、問合せ対応に備えた制度理解など、短期間で準備を求められる結果となった。新たな制度整備の際は、自治体との丁寧な調整、及び業務増に伴う人件費等の予算措置が必要である。

参考 多文化共生総合相談センター、及び国際交流ラウンジでの相談等受付件数

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
横浜市多文化共生総合相談センター	8,080件	8,624件	11,913件
国際交流ラウンジ	14,673件	15,349件	18,068件
合計	22,753件	23,973件	29,981件

提案の担当

国際局総務部政策総務課多文化共生担当課長

卯都木 優子

TEL 045-671-4718

物価高騰対策に関する財政支援

要望先：内閣府、総務省

提案・要望内容

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（重点支援地方交付金）の継続等

物価高騰の影響が続く中、市民や事業者への支援を幅広く機動的に講じるため、重点支援地方交付金の継続や繰越措置など、必要な財政支援を実施すること

1 国の現状

- (1) 令和5年11月に、エネルギー・食料品価格等の高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援を通じた地方創生を図るため、「デフレ完全脱却のための総合経済対策（令和5年11月2日閣議決定）」として重点支援地方交付金を創設。
- (2) 令和6年11月には、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策（令和6年11月22日閣議決定）」として、公共調達における労務費を含む価格転嫁の円滑化など、直近の社会・経済情勢を踏まえた対応や、防犯対策強化のための取組など、重点支援地方交付金における交付対象の拡充を図った上で追加交付を実施。
- (3) 令和7年5月には、「米国関税措置を受けた緊急対応パッケージ」等を踏まえ、令和7年度予算の予備費を活用し、重点支援地方交付金の追加交付を実施。

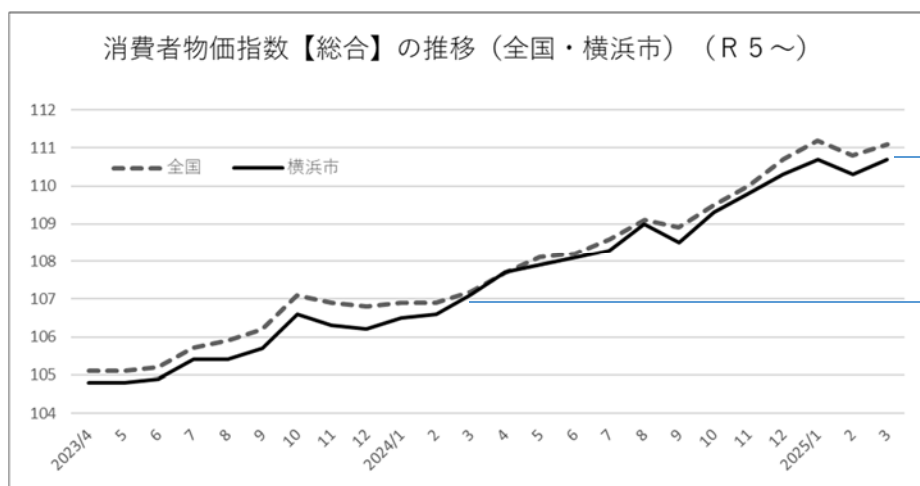
2 横浜市の現状

- (1) 物価高騰による市民・事業者への影響が続く中、国の経済対策を踏まえ、電力・ガス・食料品価格等の物価高騰対策の取組をきめ細かく推進。
- (2) 令和6年度2月補正予算や令和7年度当初予算においても、重点支援地方交付金を活用した物価高騰対策等を計上し、経済活性化や地域防犯など、現下の課題を踏まえた取組を実施。
- (3) 令和7年3月に、横浜市の会から国に対し、『生活者の家計負担軽減に必要な物価高騰対策に係る財源措置を求める意見書』を提出し、国におけるさらなる物価高騰対策の実施に加え、地方自治体が適時、効果的な対策を講じるための重点支援地方交付金の交付などの財源措置を要望。

3 問題点・必要性

- (1) 横浜市における令和7年3月の消費者物価指数は、前年同月比3.4%と上昇率が高止まりしており、特に光熱費・食料品費等の高騰が継続している。さらに、米国関税措置による影響なども含め、先行きは不透明な状況にあり、国の総合経済対策における柱の一つとして掲げられている『物価高の克服』に向け、市民・事業者に対し、地方自治体が機動的で幅広い支援を実施するための財源として、重点支援地方交付金の継続が必要。
- (2) 重点支援地方交付金を活用し、防犯対策強化なども含め、幅広く現下の社会・経済情勢を踏まえた課題への対応を講じているが、依然として物価高騰や労務単価上昇が継続していることから、引き続き、地方自治体が適時、効果的な対策を講じるためには、十分な財源措置が必要。
- (3) 柔軟な対策を実施できるよう、繰越措置の継続等、必要な対応を行うとともに、財政力の高い自治体が不利にならないよう、多くの市民・事業者を抱える大都市への十分な配分が必要。

参考1 全国・横浜市の物価高騰の状況



R6.3月→R7.3月
の横浜市域での
上昇率：3.4%

※出典：2020年基準消費者物価指数（総務省統計局）をもとに作成

参考2 横浜市の物価高騰対策

令和5年度	
12月補正 278億円	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金、省エネ家電の購入促進等
2月補正 308億円	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金、学校給食物資購入事業等
令和6年度	
9月補正 116億円	定額減税補足給付金等
12月補正 119億円	物価高支援給付金
2月補正 97億円	不足額給付、児童福祉施設等物価高騰対策支援事業（9事業）、学校給食物資購入事業等
令和7年度	
当初予算 30億円	学校給食物資購入事業、商店街プレミアム付き商品券事業、地域の防犯力向上緊急対策事業等

参考3 国の予算編成状況

	令和5年度		令和6年度	令和7年度
	補正予算（R5.11）	予備費活用（R5.12）	補正予算（R6.11）	予備費活用（R7.5）
重点支援地方交付金 （推奨事業メニュー分）	1.6兆円 （0.5兆円）	1.1兆円 （1.1兆円）	1.1兆円 （0.6兆円）	0.1兆円 （0.1兆円）

参考4 横浜市の重点支援地方交付金の活用状況

	令和5年度 （決算）	令和6年度 （見込み）	令和7年度 （当初）
活用額※	432億円	460億円	30億円

※物価高騰対策に係る事業のみ（令和5年度決算は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を含む）

参考5 重点支援地方交付金（推奨事業メニュー分）の住民1人当たり交付限度額

【令和5年度分】 横浜市：1,105円 全国政令指定都市平均：1,450円

【令和6年度分】 横浜市：1,359円 全国政令指定都市平均：1,627円

提案の担当

政策経営局経営戦略部経営戦略課長
財政局財政部財政課長

遠藤 春香
田島 徹哉

TEL 045-671-3912
TEL 045-671-2230

GREEN×EXPO 2027（2027年国際園芸博覧会）の成功に向けた協力・支援

要望先：国土交通省、農林水産省、外務省、環境省、経済産業省

提案・要望内容

1 GREEN×EXPO 2027（2027年国際園芸博覧会）の成功に向けた準備及び運営に関する取組の着実な実施

国家的プロジェクトである GREEN×EXPO 2027 の全国的な機運醸成、国内外の多様な主体からの参加を得るための幅広い参加招請活動の展開、政府出展の取組などの着実な準備の実施

2 GREEN×EXPO 2027 の会場基盤となる土地区画整理事業及び都市公園事業の財政支援

GREEN×EXPO 2027 の会場基盤となる土地区画整理事業及び都市公園事業について、確実に工事を完了させるために必要な財政支援

3 環境配慮型バスの導入、運転士の確保を含む安全・円滑な輸送アクセス体系の構築に向けた総合的な支援及び道路整備事業の推進への協力

環境配慮型バスの導入に係る車両及び充電設備等の購入や運転士の確保を含む安全で円滑な輸送アクセス体系の構築への制度面を含む総合的な支援

政府の基本方針において関連事業計画に位置付けられた会場周辺の活性化の基盤となる道路整備事業への財政支援や会場へのアクセスルートとなる保土ヶ谷バイパス等における交通対策の実施、瀬谷駅前空間及び環状4号線等の暑熱対策を含む公共空間整備への支援

1 国の現状

- (1) 令和4年3月、「令和9年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（園芸博法）」が施行され、同法に基づき、博覧会の開催者として「一般社団法人2027年国際園芸博覧会協会（現・公益社団法人）」を指定。
- (2) 令和5年8月31日の第2回2027年国際園芸博覧会関係閣僚会議にて、「2027年国際園芸博覧会（GREEN×EXPO 2027）の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針」及び「2027年国際園芸博覧会（GREEN×EXPO 2027）関連事業計画」が決定。
- (3) 令和5年8月、「2027年国際園芸博覧会政府出展基本計画」を策定。
- (4) 令和6年4月、越川和彦 2027年国際園芸博覧会政府委員が就任し、政府・博覧会協会が連携し、各国・国際機関への参加招請活動を加速。

2 横浜市・公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会の現状

- (1) GREEN×EXPO 2027 の会場も含む上瀬谷地区は、戦後まもなく米軍に接収され、約 70 年もの間、土地利用が制限されていたが、返還された基地跡地は、首都圏でも貴重な広大な土地であり、**基地跡地の平和的利用の象徴的先例**として、国際的な祭典である GREEN×EXPO 2027 を開催し、その後、横浜市西部地域の活性化拠点となるまちづくりを推進。
- (2) GREEN×EXPO 2027 の会場は、土地区画整理事業（1 層目）、公園内の基盤整備（2 層目）、博覧会協会による会場建設（3 層目）の 3 層構造で整備を進めており、令和 5 年 11 月から会場内のインフラ等の基盤整備に着手し、令和 6 年 5 月から雨水調整池などの整備を進めるとともに、10 月には協会による会場建設にも着手。
- (3) GREEN×EXPO 2027 を契機に **EV バス等の環境配慮型車両の導入促進を図り、脱炭素化を推進**。また、想定される交通需要に対応するため、会場周辺の道路整備を推進。
- (4) 令和 6 年 8 月に第 9 回アフリカ開発会議（TICAD9）閣僚会合の出展ブースにおいて PR 等を実施。また、10 月に **アジア・スマートシティ会議**にて「GREEN×EXPO 2027 セッション」を実施、12 月に国際熱帯木材（ITTO）理事会にてブースを出展するなど、海外に向けても積極的に情報発信を実施。
- (5) 開催 2 年前となる令和 7 年 3 月 19 日に、一次・二次公募合わせて「Village 出展」13 件、「花・緑出展」360 件、「テーマ営業出店」4 件、**合計 377 件の出展内定者を発表**。また、**ラッピングトレイン等により横浜の街を彩る**など機運醸成を推進。

3 問題点・必要性

- (1) 国家的プロジェクトである GREEN×EXPO 2027 では、関係者一丸となった機運醸成や国内外への参加招請を行い、多くの人々に開催の意義を伝えていくことが必要。開催まで残り 2 年を切り、**全国的な機運醸成、海外を含めた幅広い参加招請活動の展開、政府出展の取組などの更なる加速が必要**。
- (2) GREEN×EXPO 2027 の会場の基盤となるインフラ整備は、**土地区画整理事業、都市公園事業ともに工事が最盛期を迎えるため、両事業ともに財政支援が必要不可欠**。
- (3) **環境配慮型バス導入促進に向け、GREEN×EXPO 2027 の来場者輸送において EV バス等を導入していくことから、車両や充電設備等に対する財政支援が必要不可欠**。また、来場者の利便性と地域の生活環境に配慮したバランスのとれた**輸送アクセス体系の構築**、博覧会会場や会場周辺道路の整備が必要。特に、市道五貫目第 33 号線（上川井・上瀬谷地区）・瀬谷地内線（二ツ橋中部地区）・市道環状 4 号線（北町地区）等の道路整備事業及び、会場への主要なアクセスルートとなる保土ヶ谷バイパス等の交通円滑化及び事故対策が必要不可欠。併せて、瀬谷駅前空間及び環状 4 号線等の歩行者空間については、**暑熱対策を含む安全・快適な公共空間の整備が必要**。

参考1 GREEN×EXPO 2027 開催概要及び取組状況

●テーマ 幸せを創る明日の風景 ～Scenery of the Future for Happiness～

●開催場所 旧上瀬谷通信施設（横浜市） ●開催期間 令和9年3月19日～9月26日

●取組状況

開催2年前を契機に新たにデザインしたポスターやフラッグ等により、市内の乗降客数が多い駅や公共空間等における階段・壁面広告の実施、ラッピングトレインやアドトレイン（車内広告）の運行をはじめとした鉄道各社との連携による取組などを集中的に展開するとともに、地球規模の環境課題を自分事として考えてもらうため、横浜市民を対象としたシンポジウムを開催しました。また、開催2年前である令和7年3月19日には東京・横浜の2会場において、最新の会場計画や出展内定者の発表を行い、横浜会場では市内企業・団体等を対象としたセレモニーを実施しました。そのほか、アジア・スマートシティ会議などの国際会議における情報発信や大規模イベントへの出展、九都県市首脳会議などの首長会議における全国的な広報PRを、年間を通じて実施しています。

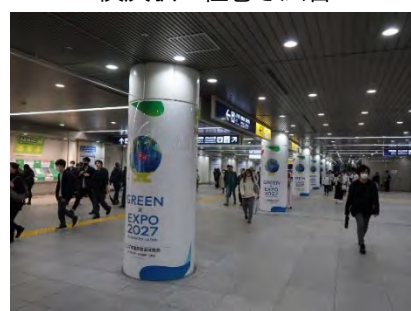
<馬車道駅での階段広告>



<新横浜駅を活用した広告>



<横浜駅の柱巻き広告>



<相模鉄道のラッピング電車>



<開催2年前セレモニー>



<アジア・スマートシティ会議>



参考2 開催場所（旧上瀬谷通信施設地区 約100ha）

GREEN×EXPO 2027 の会場となる旧上瀬谷通信施設地区は、横浜市の郊外部（旭区・瀬谷区）に位置し、戦後まもなく米軍に接収され、平成27年6月に返還されるまでの約70年もの間、地権者の土地利用などが制限されてきました。首都圏においても貴重で広大な土地において、基地跡地の平和利用の象徴として、国際的な祭典である GREEN×EXPO 2027 を開催し、その後の横浜市西部の活性化につながるまちづくりを進めます。

会場では、上瀬谷の広大な里山を舞台に、起伏のある地形や川の源流などの自然を生かし、市民や企業が出展する5つの「Village」を設けるなど、気候変動という地球規模の課題の解決に向け、「環境と共生する未来のグリーン社会」のあり方を市民と共に考え、世界に向けて発信します。



参考3 GREEN×EXPO 2027開催後のまちづくり

旧上瀬谷通信施設地区及び周辺図（図1）

旧上瀬谷通信施設地区内で開催される GREEN×EXPO 2027 の会場跡地は、「防災・公園地区」として、横浜市初の広域防災拠点を整備し、災害時の迅速な救助・支援活動を行える体制を整えるとともに、防災と環境をテーマとする公園を整備します。

地区内では他に3つの地区を配置し、「観光・賑わい地区」では次世代型テーマパークを核とした複合的な集客施設の立地を目指します。「農業振興地区」では新たな都市農業モデルとなる拠点を形成します。「物流地区」では災害時における救援物資の受け入れ等に寄与し、新たな技術を活用した基幹物流施設を整備します。

これら土地利用の異なる4つの地区が連携し、GREEN×EXPO 2027の理念と取組を継承した郊外部の新たな活性化拠点の形成を目指します。



【国土交通省国庫補助要望内容（要望箇所は図1参照）】

国土交通省都市局

- ・旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業 < 防災・安全交付金 >
- ・(仮称) 旧上瀬谷通信施設公園整備事業 < 社会資本整備総合交付金 > < 防災・安全交付金 >
- ・都市計画道路瀬谷地内線（二ツ橋中部地区） < 防災・安全交付金 >
- ・瀬谷駅前及び市道環状4号線の公共空間整備事業 < 社会資本整備総合交付金 >

国土交通省道路局

- ・市道五貫目第 33 号線（上川井・上瀬谷地区）＜個別補助：空港・港湾等アクセス道路＞
- ・市道環状 4 号線（北町地区）＜防災・安全交付金＞

提案の担当

脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 GREEN×EXPO 推進部 GREEN×EXPO 推進課長	長谷部 千晶	TEL 045-671-4627
脱炭素・GREEN×EXPO 推進局上瀬谷整備事務所上瀬谷整備推進課長	蒲田 仁	TEL 045-900-0594
脱炭素・GREEN×EXPO 推進局上瀬谷公園企画部上瀬谷公園企画課長	大窪 和人	TEL 045-671-4226
脱炭素・GREEN×EXPO 推進局上瀬谷整備事務所上瀬谷公園整備課長	岩間 貴之	TEL 045-900-0595
脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 GREEN×EXPO 推進部 GREEN×EXPO 推進課担当課長	山崎 祐輔	TEL 045-671-4627

カーボンニュートラルの取組の推進に係る支援の拡充

要望先：環境省、経済産業省、総務省

提案・要望内容

1 公共施設への太陽光発電設備の導入に係る支援の拡充

設置可能な市内公共施設への太陽光発電設備 100%導入の目標達成に向けて、公共施設へ導入する太陽光発電設備に係る補助金の拡充及び継続的な財政支援

2 電気自動車等用充電器等の整備への支援の拡充

充電器設置の需要増に継続して対応するために必要な予算の確保
急速充電器及び高圧受変電設備設置に対する補助上限額の引上げ

3 車両への軽油代替燃料の導入促進

軽油へのバイオディーゼルの混合率上限の引上げや JIS 規格の策定など、車両の脱炭素化に向けたバイオディーゼルの導入促進

4 事業者の脱炭素化の取組支援に向けた交付金の創設

事業者の脱炭素行動の加速化に向けて、地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細かに実施できる交付金の創設

5 脱炭素化推進事業債の事業期間延長等による財政支援の継続

地方自治体が公共施設の脱炭素化を確実に実施していくため、令和 7 年度に期限を迎える脱炭素化推進事業債について事業期間を延長するなど、必要な財政措置の継続

1 国の現状

- (1) 地域脱炭素ロードマップにおいて、政府及び自治体で設置可能な建築物等に 2030 年には 50% に太陽光発電設備が導入され、2040 年には 100% 導入されていることを目指すとし、令和 6 年 3 月、自治体が保有する施設種別ごとの設備容量ベースでの 2030 年度太陽光発電設備の導入目標として 4.82 ギガワットを公表。
- (2) 令和 5 年 10 月、電気自動車（EV）などの充電器の 2030 年までの設置目標を従来目標の 2 倍の 30 万口とする「充電インフラ整備促進に向けた指針」を公表しているが、現状は 5 万口程度にとどまっている。
- (3) エネルギー基本計画（令和 7 年 2 月 18 日閣議決定）において、「自動車・船舶・鉄道・建設機械等の分野で幅広く使用される軽油に対しては、原料供給制約があることも踏まえた上で、バイオディーゼルの導入を推進する。」としている。
- (4) 「カーボンニュートラル投資促進税制」などにより、中小企業の脱炭素化を促進。
- (5) 地球温暖化対策計画（令和 7 年 2 月 18 日閣議決定）において、「LED 等の高効率照明について、2030 年までにストックで 100% 普及することを目指す」としている。

2 横浜市の現状

- (1) 令和7年度の脱炭素関連予算を177.1億円に拡充し、取組を強化・加速。
- (2) PPAを活用した公共施設への太陽光発電設備の導入について、国が目指す2040年度100%設置の5年前倒しを目指し、残り約400施設への導入を進める。
(令和7年3月末時点で397施設に設置済み)
- (3) 市域内のEV急速充電器を2027年度までに400口設置することを目標に、市民や事業者にとって利用しやすい公道や公共施設、コンビニエンスストア等への設置を事業者と連携して推進。
- (4) 市内企業の99.6%を占める中小企業の脱炭素化に向けて、令和6年6月、脱炭素化に取り組むことを宣言する「脱炭素取組宣言制度」を創設。既に5,000を超える事業者が宣言。宣言事業者への補助金や伴走支援などにより、脱炭素化の取組実践を促進。
- (5) 全ての公共施設をLED化する計画を2030年度から3年前倒し、2027年度までのLED化率100%達成に向け取組を推進。

3 問題点・必要性

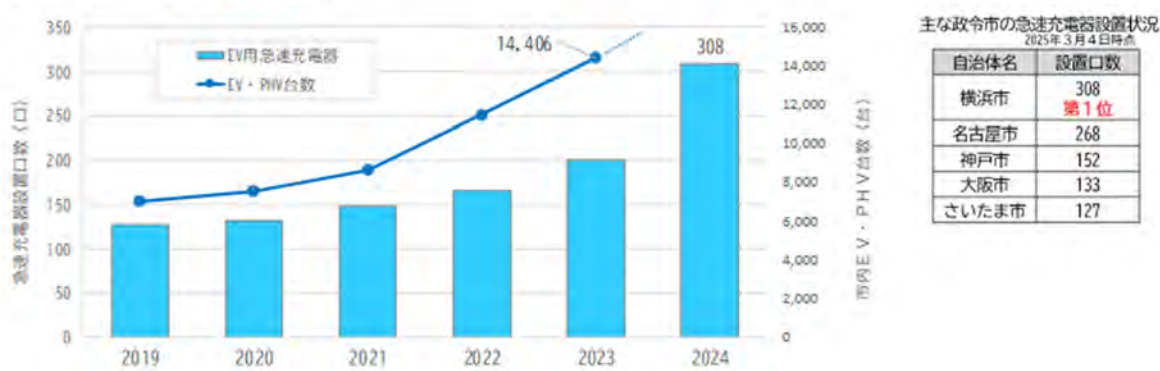
- (1) PPAを活用した公共施設の太陽光発電設備の補助金について、横浜市の導入目標の達成に向け、対象施設の拡充（避難所等地域防災拠点以外の公共施設）や補助率の嵩上げ及びPPA事業者に対する継続的な財政支援が不可欠。
- (2) 横浜市では、利便性の高い公道や商業施設等に充電器を設置する事業者に対して積極的な支援を進めているが、EV等用充電インフラ整備の補助金について、国の令和5年度補正・令和6年度当初予算第1期に対する事業者からの申請総額が予算額を大きく上回っている。そのため、十分な支援が行えていない状況にあり、事業者に対する切れ目のない財政的支援が必要。加えて、都市部で高圧受変電設備を設置する際の工事費が補助上限額を上回るケースについても支援強化が重要。
- (3) 軽油を燃料とする車両の脱炭素化を進めるためには、バイオ燃料（FAME）を軽油に混合する際の比率（5%）の上限の引上げが必要。また、新たなバイオディーゼル（HVO）については、JIS規格上の取扱いが定まっておらず、今後のバイオディーゼルのさらなる導入推進に向けて規格の策定が必要。
- (4) 自己資本に乏しい中小・小規模事業者は、脱炭素化に取り組む意欲を有していても設備資金を自己で賄うことは難しく価格転嫁もしづらいため、取組へのハードルとなっている。脱炭素化の取組の流れを止めないよう、国と協調した支援が必要。市内には脱炭素化に取り組む意欲のある事業者が多く存在し、財源の支援により脱炭素の加速化が期待できる。
- (5) 脱炭素化推進事業債は、地方自治体にとって重要な財源となっており、横浜市では公共施設のLED化を中心にこの事業債を活用している。しかし、地球温暖化対策計画ではLED等の高効率照明について、2030年（令和12年）までにストックで100%普及することを目標としているものの、脱炭素化推進事業債の事業期間は令和7年度までとなっており、計画目標達成に向けては現行制度の事業期間延長が不可欠。

参考 1 市内公共施設への太陽光発電設備の設置加速

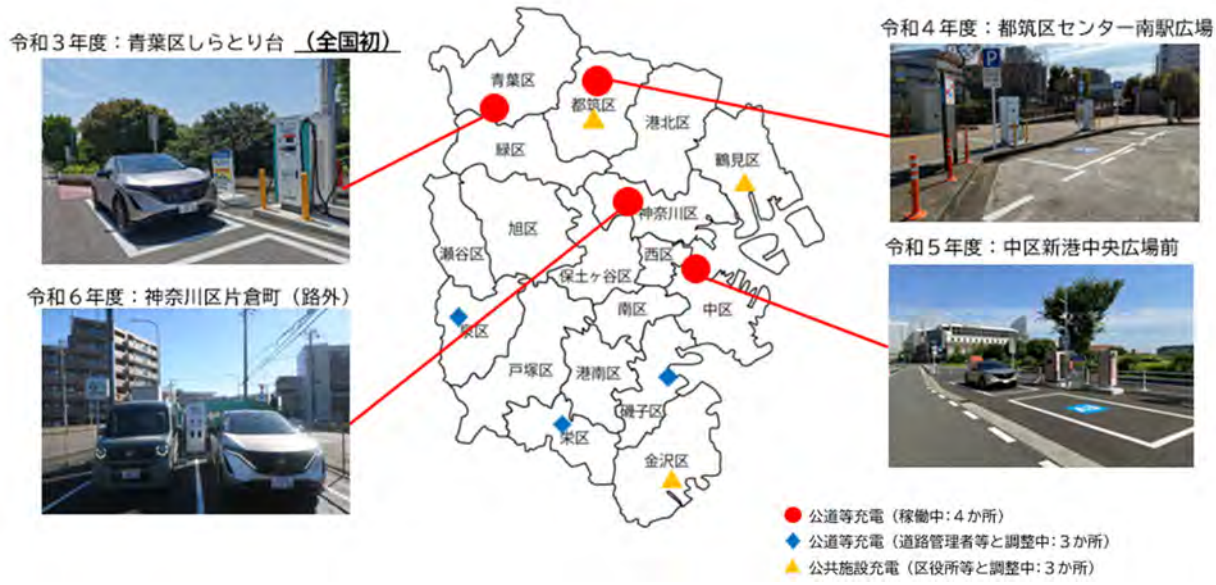


参考 2 横浜市における公民連携による急速充電器の設置拡大

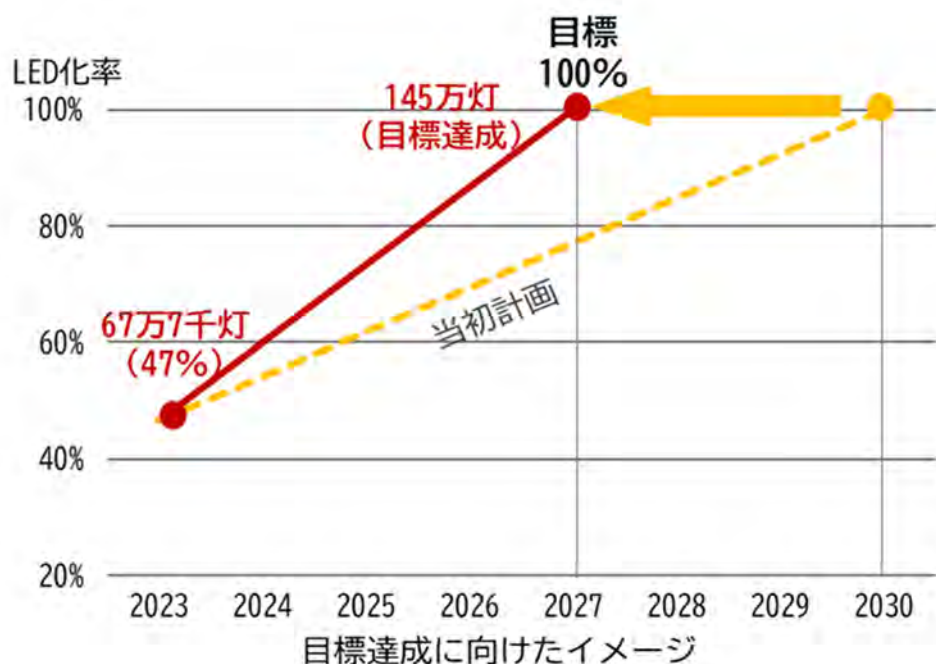
- 2021年度より全国初の公道充電器を設置
- コンビニ等への設置支援により商業施設にも拡大
- 2027年度までに400口設置



参考 3 横浜市内の公道等（道路用地などの市有地含む）を活用した主な充電器設置状況



参考4 市内公共施設におけるLED等高効率照明の導入目標



参考5 脱炭素化推進事業債の横浜市活用実績

(単位：百万円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (決算見込額)	令和7年度 (予算額)
脱炭素化推進事業債	101	683	4,163	771
太陽光発電の導入	0	0	0	0
建築物におけるZEBの実現	0	0	0	0
省エネルギー改修の実施	0	0	0	0
LED照明の導入	101	683	4,156	771
電動車の導入	0	0	7	0

※令和4年度は、公共施設等適正管理推進事業債のうちの一部。

※令和5年度から、新たに脱炭素化推進事業債が創設された。

提案の担当

脱炭素・GREEN×EXPO 推進局脱炭素社会移行推進部脱炭素マネジメント課長	大屋 正信	TEL 045-671-2683
脱炭素・GREEN×EXPO 推進局脱炭素社会移行推進部脱炭素マネジメント課担当課長	東田 建治	TEL 045-671-2336
脱炭素・GREEN×EXPO 推進局脱炭素社会移行推進部循環型社会推進課担当課長	飯塚 泰明	TEL 045-671-2666
経済局総務部企画調整課長	粕谷 美路	TEL 045-671-2565
財政局財政部資金課長	古川 聡	TEL 045-671-2185

グリーン社会実現に向けた国際連携推進への支援強化

要望先：外務省、経済産業省、国土交通省、環境省

提案・要望内容

1 グリーン社会の実現に向けた国際会議等の横浜開催を拡充

世界の都市や国際機関等が参加しサーキュラーエコノミーやカーボンニュートラル等に関する先進的な知見を共有することで世界のグリーンな成長への貢献等を目指して国等が主催する国際会議等について、海外都市や国際機関等とのネットワークを有する横浜市において開催を拡充すること

2 海外都市のグリーンな成長を後押しする取組への支援の拡充

JCM 設備補助事業や「脱炭素社会の実現のための都市間連携事業」など、海外都市のグリーンな成長を後押しする事業者や地方自治体の取組に対する支援制度について、補助採択件数の拡大や海外都市・企業の来日を一層促進する制度の拡充など財政支援の継続・拡充

1 国の現状

- (1) 1995 年から開催されている国連気候変動枠組条約締約国会議（COP）に毎年環境大臣が出席しているほか、エネルギー、気候変動、生物多様性等の多くのグリーン分野の国際会議への参加や自国開催の取組を推進。
- (2) 日本と地域間の関係を深め、持続可能な開発を促進する「アフリカ開発会議（TICAD）」や「太平洋・島サミット（PALM）」などの国際会議をホストシティの自治体と協力して開催。
- (3) 2021 年 6 月、「2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」を策定し、「日 EU グリーン・アライアンス」などを通じた欧米とのイノベーション政策における連携や、アジア新興国との脱炭素化に向けた二国間協力など様々な国際連携の取組を推進。

2 横浜市の現状

- (1) サーキュラーエコノミーやカーボンニュートラルなど、持続的な都市づくりに向けた知見や実践事例を世界と共有するアジア・スマートシティ会議を 2012 年から毎年開催するとともに、優れた環境技術を有する市内企業と連携して新興国都市の持続可能な成長を支援する取組を推進。
- (2) 2024 年度に「日本・EU 都市気候行動ワークショップ」や IPCC（気候変動に関する政府間パネル）気候変動と都市報告書に関する国際会議を開催するなど、国際機関や海外都市とのネットワークを一層拡大し、新たなグリーン社会の実現をけん引する取組を推進。
- (3) 2027 年には、気候変動などの地球規模課題に対してグリーンイノベーションによる解決策を日本・横浜から世界に示す「GREEN×EXPO 2027」や、国連アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）と共にアジア太平洋地域で最大級の国際会議「持続可能な開発に向けたアジア太平洋フォーラム（APUF）」を開催予定。

3 問題点・必要性

- (1) 世界の都市や国際機関をはじめとするマルチステークホルダー間での都市のグリーンな成長に向けた先進的な取組等に関する知見の共有によって、都市の取組を地球規模の課題解決につなげていくためには、国等が主催する国際会議等について、海外都市や国際機関等との幅広いネットワークを有する横浜市での開催を拡充していくことが必要。

- (2) 新興国都市のグリーンな成長に一層貢献していくためには、海外都市・企業を国際会議等の機会に招へいし、日本の都市の施策への理解促進を図る取組や日本企業の優れた環境技術の導入に向けた調査に対し、政府資金による一層の後押しが必要。

参考 世界のグリーンな成長への貢献に向けた横浜市のグローバルネットワークの推進

国際会議等を通じて新たなグリーン社会の実現に向けたマルチステークホルダーとの先進的な知見の共有を進めることで、循環型社会の実現に向けた本市施策の推進につなげるとともに、地球規模課題の解決への一層の貢献を目指しています。



《横浜で開催された国際会議等》



日本・EU 都市気候行動ワークショップ



オランダの産官学各界とのサーキュラーエコノミー交流



IPCC（気候変動に関する政府間パネル）
気候変動と都市報告書に関する国際会議



アジア・スマートシティ会議
(グリーンに向けたパートナーシップの強化)



OECD 環境保全成果レビュー報告書公表イベント



アジア・スマートシティ会議を契機に開催した
バンコクでの環境省脱炭素ワークショップ

提案の担当

国際局グローバルネットワーク推進部グローバルネットワーク推進課担当課長
脱炭素・GREEN×EXPO 推進局戦略企画部戦略企画課グローバル担当課長

横内 宣明 TEL 045-671-4712
安養寺 智 TEL 045-671-4933

サーキュラーエコノミーの推進に係る評価手法の確立

要望先：環境省

提案・要望内容

地区・自治体の循環性の定量的評価手法の確立

サーキュラーエコノミーへの移行状況を地区・自治体で定量的に把握するため、地区・自治体を対象とした資源循環分野の定量的評価に係る国内ルール及び国際ルールの形成

1 国の現状

- (1) 令和5年4月、G7気候・エネルギー・環境大臣会合において、循環経済移行及び資源効率性向上に向けた企業向けの行動指針「循環経済及び資源効率性原則(CEREP)」を日本主導で採択。
- (2) 令和6年8月、第5次循環型社会形成推進基本計画では、「国際機関や民間企業等と連携し、バリューチェーンや組織レベルでの循環性等の国際的なルール形成をリードする」、「CEREP等のイニシアティブの民間企業での活用を促進することで、バリューチェーン全体での循環性を高める」ことが政策の方向性として定められた。
- (3) 令和6年12月、循環経済への移行加速化パッケージにおいて、CEREPに基づき、民間企業の循環経済の取組を促進するためのグローバル循環プロトコル(GCP)の開発に貢献し、国際標準化を進めること、2026年度までにバリューチェーンの循環性指標を開発するなど、国際ルール形成をリードすることが定められた。GCPは、持続可能な開発のための経済人会議(WBCSD)が国連環境計画(UNEP)とともに2025年末に初版を作成することを目指して開発中。環境省は令和6年2月、GCP開発についてWBCSDと協力覚書を締結している。

2 横浜市の現状

- (1) 横浜市では、グリーン社会の実現に向け、カーボンニュートラルの推進に加え、循環型社会に向けた取組を強化している。
- (2) 令和7年2月、脱炭素先行地域に選定されているみなとみらい地区において、サーキュラーエコノミーへの移行状況を定量的に把握するために、地区の資源循環を可視化し、循環率の進捗を定量的に把握していく取組を開始。地区で実施する日本初の取組。
- (3) WBCSDが開発した循環性指標(Circular Transition Indicators)の方法論も参考にし、地区内に投入される資源や、排出される資源の量と、これらのうち循環される量について定量的に評価。本年中に最初の結果を公表する予定。

3 問題点・必要性

- (1) 地区・自治体の循環性の定量的評価は、企業の評価より取組が遅れているため、横浜市における地区の評価の取組の経験を活かして、地区や自治体を対象とした資源循環分野の定量的評価に係る国内ルール及び国際ルール形成を日本政府として主導することが重要。

参考 1 循環経済及び資源効率性原則（CEREP）の概要（環境省資料抜粋）

循環経済及び資源効率性原則（CEREP）の概要

循環経済及び資源効率性に関する民間企業の行動を促進するための行動指針

策定の経緯

- 2021年のG7気候・環境大臣会合において「循環経済及び資源効率性原則(Circular Economy and Resource Efficiency Principles, CEREP)」の作成を日本が提案し合意
- 2022年のG7気候・エネルギー・環境大臣会合において「ベルリン・ロードマップ」が採択され、CEREPの策定を再確認
- これらを踏まえ、議長国として日本がG7資源効率性アライアンスにおけるCEREPの策定・交渉をリードし、2023年4月のG7気候・エネルギー・環境大臣会合において採択

背景・目的

- 循環経済・資源効率性の重要性：循環経済・資源効率性の取組は、資源リスク、気候変動、生物多様性の損失、汚染といった世界的な問題とバリューチェーンの持続可能性に対処するために重要なソリューション
- 企業・民間セクターの役割：循環経済・資源効率性の取組により、企業が製品や資源を経済の活動の中に可能な限り維持する持続可能なビジネスの重要性が国際社会で認識されている。
- CEREPの目的：企業が循環経済に関するイニシアチブを立ち上げ、行動を強化することを奨励し、政府及び金融セクターとのエンゲージメントや循環経済及び資源効率に関する自主的な行動を促進すること

概要

- 循環経済移行及び資源効率性向上に向けた企業向けの行動指針。具体的には、企業の経営ビジョンや中長期戦略等に循環経済を統合し、気候変動・生物多様性・汚染対策等の戦略と統合した取組を促進し、循環経済への移行に関するリスクと機会を特定し、循環・資源効率ビジネスへの移行を促進し、情報開示等のガバナンスを強化し、官民を含めセクターを超えた連携・対話等を促進する。

参考 2 みなとみらい地区の資源循環の可視化

日本で初めてとなる地区内における資源の流れを可視化する取組として、脱炭素先行地域に選定されているみなとみらい地区にて実施。

【参画主体名】（令和7年5月時点）

神奈川大学 みなとみらいキャンパス	みなとみらい21熱供給センタープラント
クイーンズスクエア横浜 全体共用部分・専有クイーンモール等部分	みなとみらいグランドセントラルタワー
クイーンズスクエアB・C	横浜赤レンガ倉庫
京急グループ本社	ヨコハマ グランド インターコンチネンタル ホテル
パシフィコ横浜	横浜みなと博物館
MARK IS みなとみらい	横浜ランドマークタワー
MARINE & WALK YOKOHAMA	

【アウトプットイメージ】



提案の担当

脱炭素・GREEN×EXPO 推進局戦略企画部戦略企画課長

脱炭素・GREEN×EXPO 推進局脱炭素社会移行推進部脱炭素マネジメント課長

滝澤 良 TEL 045-671-4932

大屋 正信 TEL 045-671-2683

廃棄物分野における脱炭素化及び適正処理に向けた施策の推進

要望先：環境省、経済産業省

提案・要望内容

1 拡大生産者責任の考え方に基づいた費用負担の仕組みへの見直し

プラスチック製容器包装とプラスチック製品の分別・リサイクルについて、拡大生産者責任の考え方に基づき、分別収集・中間処理も含めたすべての費用を事業者が負担する制度に見直すこと
特に、プラスチック製品の再商品化費用分については優先的かつ早期に見直すこと
また、リチウムイオン電池及びリチウムイオン電池を使用している製品（以下、「リチウムイオン電池等」という。）の分別収集・リサイクルについても、すべての費用を事業者が負担する制度に見直すこと

2 特別交付税措置に代わる十分かつ確実な財政措置

特別交付税措置とされているプラスチック製品の分別・リサイクル費用について、事業者が負担する制度を構築するまでの間、市町村の費用負担が生じないように、新たな交付金制度を創設するなど、実施する市町村に対し十分かつ確実な財政措置を講じること。また、リチウムイオン電池等の分別収集・リサイクル費用についても市町村の費用負担が生じないようにすること

3 プラスチックごみの更なるリサイクル拡大を見据えた技術開発の加速化

脱炭素化を促進するため、現在の技術ではリサイクルが困難な、合成繊維や合成ゴム、複合品等の廃棄物のリサイクル技術の開発を加速化すること

4 再生材の利用義務を課す製品の広範囲の指定

動静脈連携による円滑なプラスチックの資源循環を実現するために、再生材の利用義務を課す製品の対象を広く指定すること

5 ごみ焼却工場から排出される CO₂ 削減に向けた財政措置及び技術開発促進

焼却工場から発生する CO₂ を分離回収する装置の導入に対し財政措置を講じること。また、分離・回収した CO₂ の有効利用先の確保に向けた技術開発をさらに促進すること

1 国の現状

- (1) リチウムイオン電池等について、「資源の有効な利用の促進に関する法律」では、製造事業者及びそれらの輸入販売事業者に自主回収と再資源化することが位置づけられている。令和7年4月に出された「市町村におけるリチウム蓄電池等の適正処理に関する方針と対策について（通知）」（以下、「国の通知」という。）により、市町村において家庭から排出されるすべてのリチウムイオン電池等の処理体制の構築が求められている。
- (2) プラスチック製品の再商品化費用はプラスチック製容器包装のリサイクル制度とは異なり、市町村の負担となるため、収集から再商品化までに要する費用の概ね2分の1について、特別交付税措置を講ずることとしている。

- (3) 石油由来の合成繊維や合成ゴムを含むプラスチックごみのリサイクルは、循環型社会の形成に加えて、脱炭素社会実現の観点からも重要である。また、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」では、製品の製造事業者等に再生プラスチックの使用の検討を求めており、令和 7 年 2 月には再資源化の取組の高度化を目指す「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律」（以下、「再資源化事業等高度化法」という。）が施行された。
- (4) 令和 7 年 2 月に閣議決定された「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案」（以下、「改正法律案」という。）では、脱炭素化の促進のため、再生材の利用義務を課す製品を特定し、当該製品の製造事業者等に対して、再生材の利用に関する計画の提出及び定期報告を義務付けている。
- (5) 令和 2 年 12 月に策定された「2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」において、カーボンニュートラル社会を実現するための取組の一つとして CO₂ 分離・回収設備の重要性を示している。

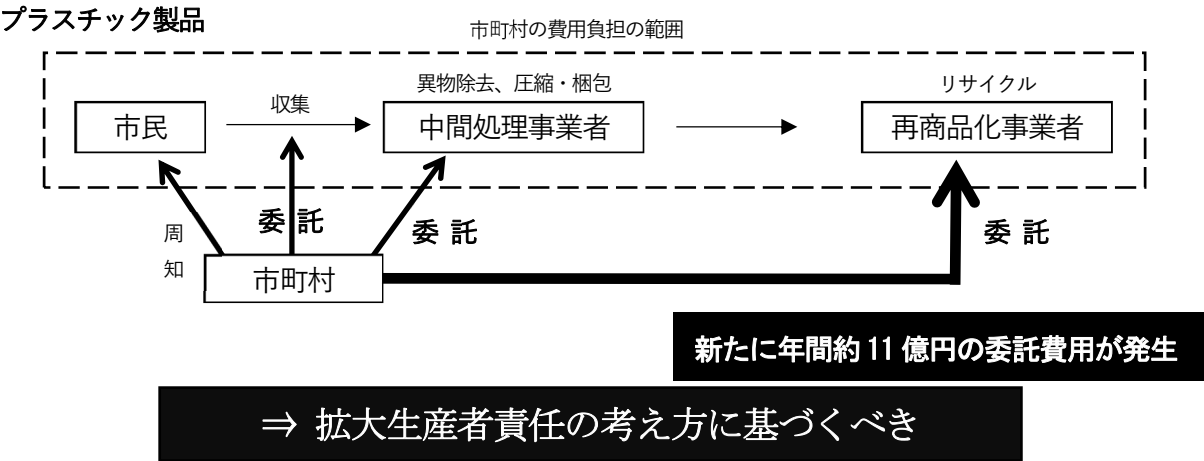
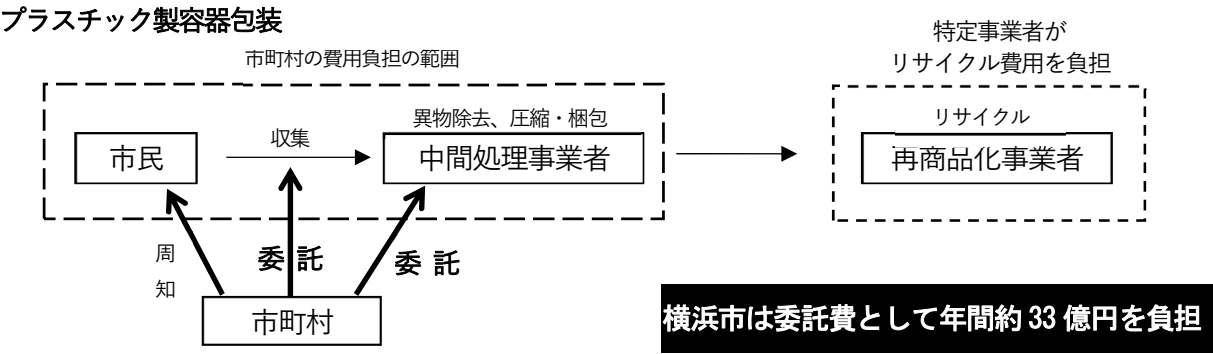
2 横浜市の現状

- (1) これまで分別収集していたプラスチック製容器包装に加え、プラスチック製品を令和 7 年 4 月から分別対象とし、一括回収している。収集運搬費用の負担増に加え、プラスチック製品については新たに再商品化費用も負担している。なお、一括回収に係る収集運搬・中間処理等に要する費用負担は年間 37 億円。
- (2) 横浜市関連施設及び民間施設のリサイクルボックスにおいてリチウムイオン電池等を回収している。しかしながら、収集運搬時及び廃棄物処理施設におけるリチウムイオン電池等を原因とした火災が発生している。
- (3) CO₂ の削減に向けた技術開発のため、民間事業者と連携した CCU の実証実験等を行っている。

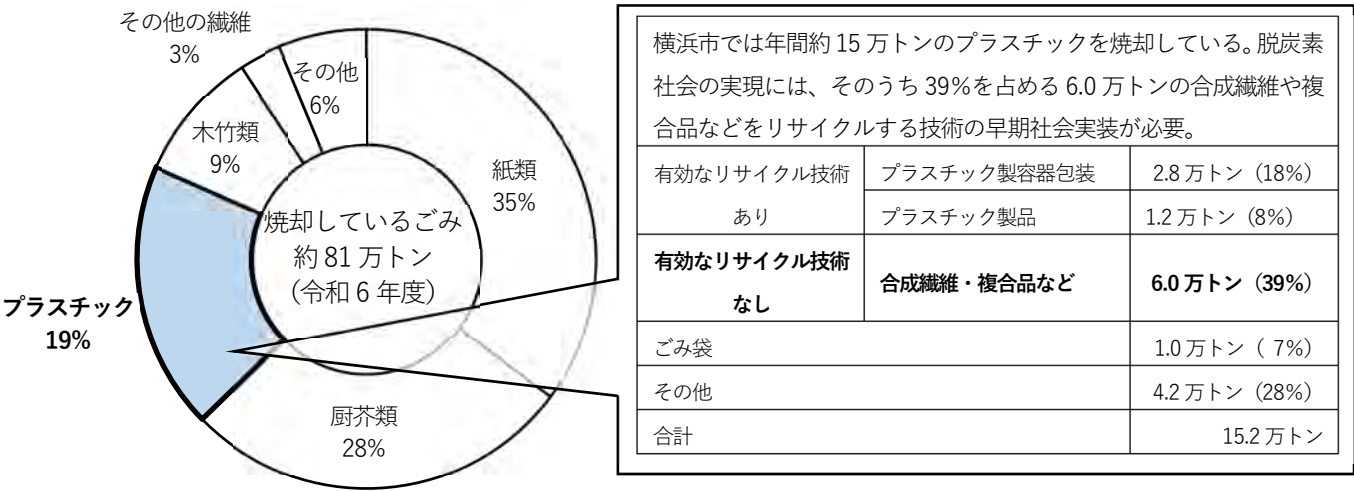
3 問題点・必要性

- (1) プラスチックの分別収集・中間処理も含めた全ての費用を事業者が負担すべきだが、プラスチック製容器包装の分別収集・中間処理費用とプラスチック製品の収集から再商品化までの費用を横浜市が負担している。その一部は特別交付税で措置することとされているが十分に措置されていない。
- (2) リチウムイオン電池等の分別収集・中間処理も含めた全ての費用を事業者が負担すべきだが、分別収集を開始した場合はその費用を横浜市が負担することになる。
- (3) 現在有効なリサイクル技術は主にプラスチック製品に適用されており、合成繊維や合成ゴム、複合品等の廃棄物については、商業ベースでの実用化には至っていない。
- (4) 再資源化事業等高度化法では、動脈側の製造事業者等による再生資源の利用が努力義務に留まっており、改正法律案では、再生材の利用義務が特定の製品に限られるため、対象を広く指定しなければ、プラスチック全体の資源循環が滞る懸念がある。
- (5) 脱炭素化に資する設備であるにもかかわらず、CO₂ の分離・回収設備の設置費用は、交付金の対象外となっている。また、分離・回収した CO₂ の利用先についても用途が限られている。

参考 1 プラスチック製容器包装とプラスチック製品の分別・リサイクルにおける費用負担の比較



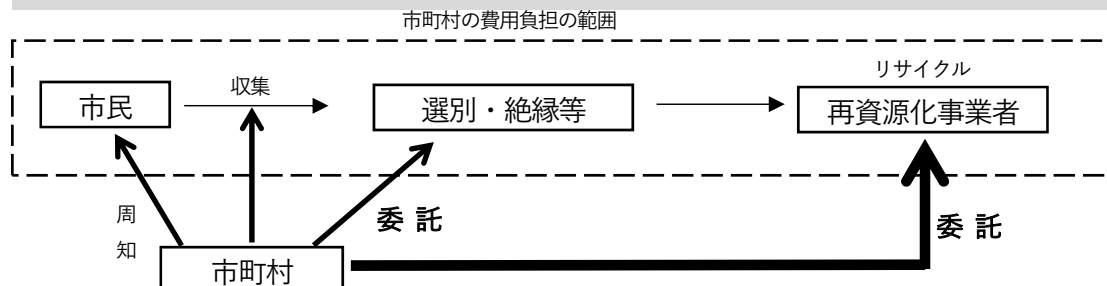
参考 2 横浜市で焼却されているごみの中のプラスチックの割合



参考3 横浜市におけるリチウムイオン電池等に係る回収実績及びごみ収集車両の火災件数

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
回収実績（トン）	5.4	9.6	13.7
火災件数（件）	13	11	4

参考4 国の通知に基づき、横浜市がリチウムイオン電池等を分別収集した場合の費用負担



新たに年間約4千万円の委託費用が発生

⇒ 拡大生産者責任の考え方に基づくべき

提案の担当

資源循環局政策調整部政策調整課長

澤田 亮仁

TEL 045-671-4567

経済の土台を支える中小企業・小規模企業における持続的な賃上げ実現のための支援

要望先：経済産業省、厚生労働省、内閣府

提案・要望内容

1 価格転嫁対策の更なる推進

中小企業・小規模企業の持続的な賃上げの実現のためには、コスト上昇分を適切に価格転嫁できる環境を早急に整える必要があることから、発注企業に対する働きかけの強化や取締体制の強化など、更なる価格転嫁対策を推進すること

2 持続的な賃金引上げが可能となる支援策の加速・拡充

コスト上昇分の価格転嫁が十分にできていない中での賃金の引上げは、中小企業・小規模企業の経営に大きな負担となることから、生産性向上や賃金引上げに対する支援等を加速・拡充すること

3 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金における事業者支援メニューの継続

エネルギー価格の高騰は、厳しい経営環境にある中小企業・小規模企業にとって深刻な問題であり、賃上げ実現の阻害要因のひとつであることから、重点支援地方交付金における「中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援」「地域公共交通・物流や地域観光事業者等に対する支援」を継続すること

1 国の現状

- (1) 「物価高を上回る所得増へ」として、持続的で構造的な賃上げの実現に向け9つの方策を提示。
- (2) 中小企業については「中小企業の稼ぐ力を高めるための投資を支援し賃上げを後押し」として、「賃上げ促進等のための中小企業省力化投資補助金」や、「地方における賃上げを可能とする中堅・中小企業の成長投資補助金」を創設（いずれも令和6年3月から公募開始）。
- (3) 中小企業・小規模企業の賃金引上げに関する支援として「業務改善助成金」「キャリアアップ助成金」「中小企業向け賃上げ促進税制」「企業活力強化貸付（働き方改革推進支援資金）」を実施（中小企業庁・厚生労働省）。
- (4) サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」の実現を図っていくための「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律」が成立。（施行期日：令和8年1月1日）

2 横浜市の現状

- (1) 中小企業・小規模事業者については、持続的な賃上げにつながるよう、公益財団法人横浜企業経営支援財団のワンストップ経営相談窓口において、資金繰りや価格転嫁等、経営改善・業績向上に対する支援を実施。併せて、国等が実施する、中小企業・小規模事業者の賃上げに向けた各種支援制度の紹介やセミナーを実施。

- (2) 「パートナーシップ構築宣言」に登録された事業者が有利に利用できる融資制度を創設し、適正な取引環境づくりを推進。
- (3) 国・県等との連携による神奈川県政労使会議を通じた賃金引上げの流れを中小企業に波及させる機運醸成の取組を実施。
- (4) 重点支援地方交付金を活用し、エネルギー価格高騰の影響を大きく受ける市内中小貨物運送事業者への支援を実施。

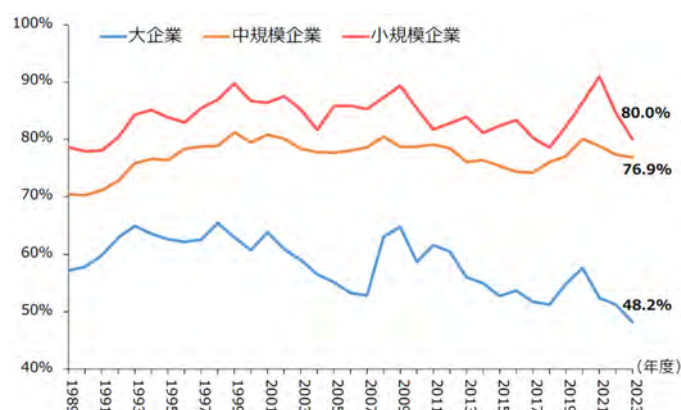
3 問題点・必要性

- (1) 物価高の継続や「金利のある世界」の到来などにより、中小企業の生産・投資コストが上昇する中、中小企業の労働分配率は既に8割近い水準になっており、更なる賃上げの余力は、大企業と比較して非常に厳しい状況。加えて、米国の関税措置など、世界情勢も不確実性を増しており、様々なかたちで影響を受ける中小企業の下支えが必要。
- (2) 大企業を中心に積極的な賃上げが実施されているが、中小企業においては、コスト上昇分の価格転嫁が十分にできておらず、業績が改善しない中で、人材確保や物価上昇への対応を理由とした賃上げ（「防衛的な賃上げ」）を実施する企業が増加しており、中小企業の利益を圧迫している。
- (3) コスト上昇分の価格転嫁が十分にできていない中での最低賃金の引上げは、中小企業・小規模企業の経営に大きな負担となっており、事業継続や雇用継続に影響を与えている。
- (4) 中小企業への様々な支援により、原資の裏付けのある持続的な賃上げを維持することが、「物価高を上回る所得増」の実現には必要。
- (5) 中小企業庁の「価格交渉促進月間（2024年9月）フォローアップ調査」における業種別の価格転嫁の実施状況では、市民生活や地域経済を支える物流を担う「トラック運送業」などが下位となっている。

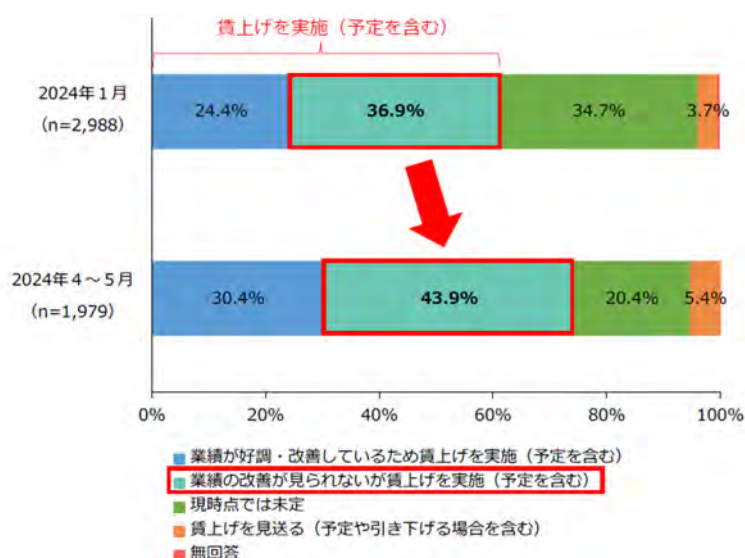
参考 1 中小企業における賃上げの実施状況と労働分配率の推移

（中小企業庁「2025年版中小企業白書・小規模企業白書概要」）

【労働分配率の推移（企業規模別）】

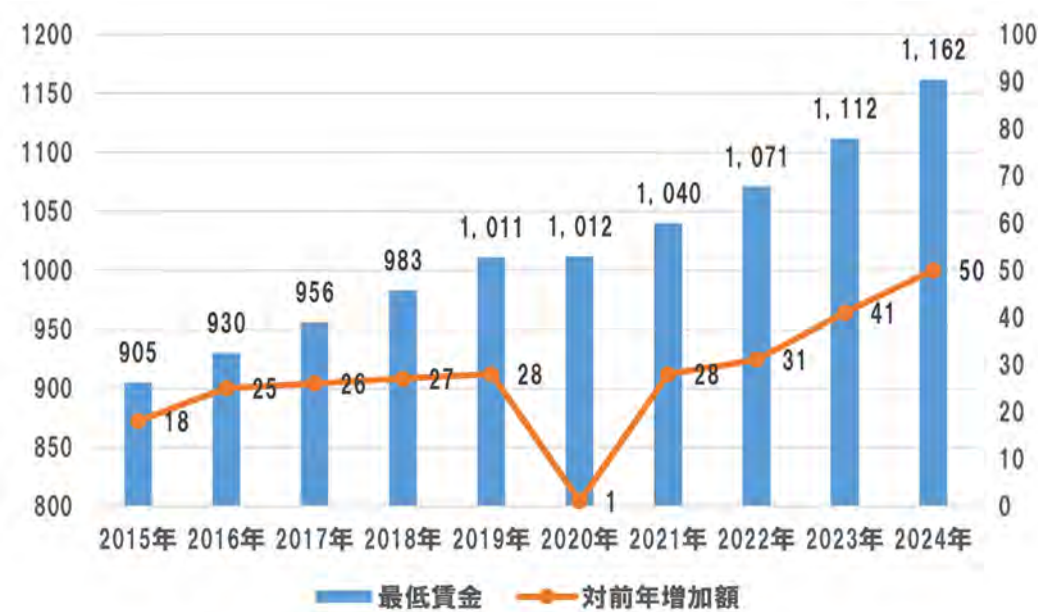


【中小企業の賃上げの実施状況】

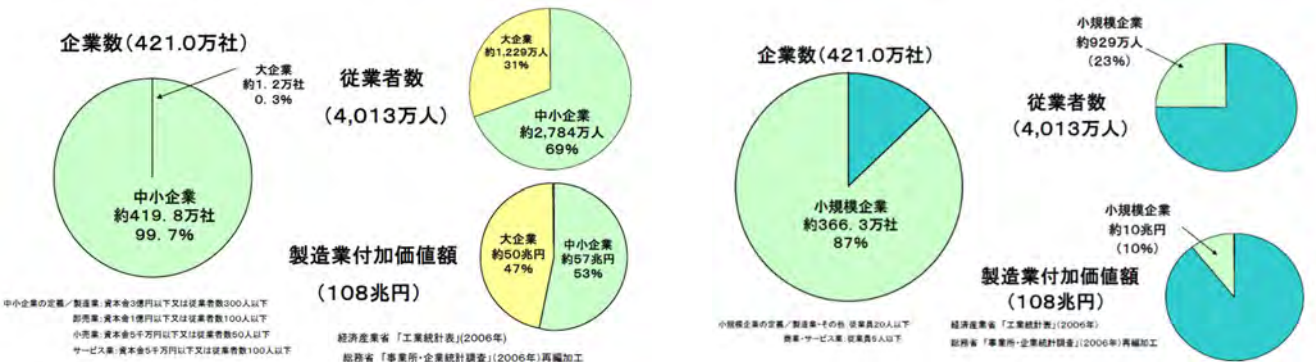


次頁あり

参考 2 神奈川県最低賃金の推移（過去 10 年）



参考 3 我が国における中小企業・小規模企業の占める割合（中小企業庁 HP）



提案の担当

経済局中小企業振興部中小企業振興課長
経済局市民経済労働部雇用労働課長

松本 圭市
新谷 雄一

TEL 045-671-2575
TEL 045-671-2303



「テック系スタートアップ」の創出・成長支援の推進

要望先：内閣府

提案・要望内容

「グローバル拠点都市」の推進に向けた更なる支援の拡充

スタートアップ・エコシステム拠点都市としてテック系スタートアップの支援や大企業を交えたオープンイノベーションの取組にあたり、地方自治体の実情に応じた柔軟かつ総合的な支援

特に、拠点都市において、スタートアップが新技術・サービスの事業化や社会実装を進める上で障壁となる法令等規制の緩和や、特例措置を迅速に実現する仕組みづくり

1 国の現状

- (1) 「スタートアップ・エコシステム拠点形成戦略（令和元年6月内閣府・文部科学省・経済産業省決定）」に基づき、エコシステムの中核となる拠点都市を8つ選定（令和2年7月）。選定された都市のスタートアップに対し、政府、政府関係機関、民間サポーターによる集中支援を実施。
- (2) 令和4年11月、日本にスタートアップを生み育てるエコシステムを創出し、第二の創業ブームを実現するため、「スタートアップ育成5か年計画」を決定。
- (3) 令和7年1月、「第2期スタートアップ・エコシステム拠点形成戦略に向けた基本的考え方」（以下、「基本的考え方」という。）を公表。基本的考え方に基づく新たな拠点形計画の公募を開始。
- (4) 新技術の社会実装を推進するための「規制のサンドボックス制度」等を実施。

2 横浜市の現状

- (1) 令和元年10月に開設した「YOXO BOX（よくぞボックス）」を拠点に、社会課題に挑むスタートアップの成長支援を開始。
- (2) 令和2年7月、「グローバル拠点都市」に選定。
- (3) 令和6年、グローバルな活躍が期待できる「テック系スタートアップ」を支援するための拠点「TECH HUB YOKOHAMA」を開設。
- (4) 令和7年度、（第2期拠点都市選定を見据え）「成長加速化に向けた伴走支援」「スタートアップとR&Dの協業促進（カーブアウト促進を含む）」など、横浜のポテンシャルを活かした「テック系スタートアップ」への更なる支援を強化予定。今後、グローバル水準のエコシステムを目指す。
- (5) 自動運転 L4 実証実験、自動運転バス等の実証実験支援や、スタートアップ向け伴走支援プログラムを実施中。

3 問題点・必要性

- (1) 横浜市は数あるグローバル拠点都市の中でも、スタートアップと大企業の R&D や中小企業との連携を支援するなど、他自治体に先駆けた新規性のある取組を進めている。このような自治体を実施する先駆的な取組については、将来、他自治体への横展開にもつながり、国の施策にも寄与する可能性も有していることから、柔軟かつ総合的な支援がなされることを期待する。
- (2) スタートアップが急成長するための実証実験や社会実装において、規制緩和等が重要だが、諸外国と比べて諸制度の手続きが煩雑で時間がかかっているため、拠点都市については内閣府などで一元的な取りまとめを期待する。

参考 1 横浜市におけるスタートアップ・エコシステムの形成及び支援方法について

スタートアップ・エコシステムの形成により、
ユニコーン・クラスのスタートアップ創出を目指します

7 年度は、TECH HUB YOKOHAMAを中心に支援を拡充することで、スタートアップの集積を図り、VC（ベンチャーキャピタル）や大企業 R&D との連携を促進する事業を新たに実施するなど、行政と各プレイヤーが連携してスタートアップ・エコシステムを形成します。



【スタートアップの成長過程に合わせた主な支援内容】



次頁あり

参考2 テック系スタートアップ成長拠点について

【TECH HUB YOKOHAMAについて】

テック系分野でのユニコーン・クラスのスタートアップ創出を目指す支援拠点として6年11月にオープンしました。

“TECH and GLOBAL”をコンセプトに、みなとみらい21地区などに集積する企業とスタートアップの協業促進を図ることなどにより、世界へ挑戦するスタートアップの集積を目指します。

住所：横浜市西区みなとみらい2丁目2番1号
(横浜ランドマークタワー TECH HUB YOKOHAMA)



提案の担当

経済局ビジネスイノベーション部イノベーション推進課担当課長	大橋 直之	TEL 045-671-3913
経済局ビジネスイノベーション部イノベーション推進課担当課長	高木 秀昭	TEL 045-671-4904



地方消費者行政の推進に向けた支援の拡充

要望先：内閣府（消費者庁）

提案・要望内容

1 地方消費者行政強化交付金の改善

横浜市の消費者行政が後退することのないよう、地方消費者行政強化交付金の推進事業の活用期間終了後もこれまでと同様の安定的な支援および強化事業の対象の拡充を行うこと

2 消費生活相談員の処遇改善と必要な人員を確保するための継続的な支援

消費生活相談の内容が複雑化・多様化し、相談件数も年々増加している状況を踏まえ、重要な役割を担う消費生活相談員の担い手不足や高齢化に対応するため、消費生活相談員の処遇改善と、必要な人員を確保するための継続的な支援を行うこと

1 国の現状

- (1) 平成 21 年度に創設された地方消費者行政活性化交付金は、平成 27 年度から地方消費者行政推進交付金に名称が変更され、地方消費者行政の充実・強化が図られてきた。
- (2) 同交付金は平成 29 年度に「地方消費者行政強化交付金」に刷新され、「推進事業」と「強化事業」の 2 種類に分類され、継続事業が対象で、補助率も定額（10/10）の「推進事業」は、原則として令和 7 年度に活用期間が終了となる。
- (3) 「強化事業」は、国が対応すべきと考える新たな消費者問題や重要課題等に限定したメニューを支援するもので、対象は新規性を含む単年度事業に限られ、補助率は原則 1/2 となっている。
- (4) 令和 7 年 3 月に閣議決定された「消費者基本計画」では「地方消費者行政強化交付金については、消費生活センターの立ち上げ等を支援してきた推進事業の活用期限が到来する中、身近な相談窓口の充実などこれまでの地方公共団体の努力によって築き上げられた行政サービスの水準が低下することのないよう適切な対策を講ずる」としている。

2 横浜市の現状

- (1) 横浜市消費生活総合センター（以下「センター」という。）において電話・面接で対応した消費生活相談は、令和 5 年度が約 15,000 件、令和 6 年度が約 16,600 件（速報値）と、年々増加傾向にある。相談内容の契約金額は、令和 5 年度が約 123 億円、令和 6 年度は約 125 億円（速報値）と 2 億円以上の増加が見込まれる。また高齢者に被害が多い点検商法や SNS 上での詐欺的な投資話が増加傾向にあるなど、横浜市の消費者問題は、複雑化・多様化・悪質化している。
- (2) 令和 7 年度の地方消費者行政強化交付金「推進事業」は、センターの人件費（概ね 3 名分）および被害未然防止のための啓発事業（事業費の約 5 割を占めている）に充てられている。
- (3) 横浜市では民間の通信事業者と協定を締結し、無償で出前講座講師を委託するなど、交付金に依存しない啓発事業の実施や、センターの指定管理者である横浜市消費者協会による人件費準備資金の積立てなどの経営改善を行ってきた。
- (4) センターは平成 22 年度から、全国でも稀な平日 18 時まで、さらに土曜・日曜の相談受付を実施しており、その相談体制を維持するため、相談員の処遇改善や、短時間雇用・定年退職者の再雇用などの様々な対策を講じてきたが、慢性的な人員不足および相談員の高齢化の課題がある。
- (5) 令和 7 年 6 月横浜市会が「地方消費者行政に対する恒久的な財源確保等を求める意見書」を可決。

3 問題点・必要性

- (1) 消費者トラブルの増加・多様化・悪質化に対応するため、被害の未然防止のための啓発がこれまでに重要になるなか、啓発事業の約5割を占める「推進事業」の交付金が終了することにより、令和8年度以降の啓発事業の縮小・廃止を検討せざるを得ず、サービス水準の低下を招く。
- (2) 令和8年度以降も活用可能な「強化事業」交付金は、新規性を含む単年度事業に限定されるため、継続性が求められる事業での活用が難しい。
- (3) センターの相談員2名分およびスーパーバイザー（統括相談員）の人件費として活用してきた交付金の終了により、平成29年度から継続してきた「高齢者見守り相談地域支援事業」や、センターの相談体制自体の見直しを迫られている。
- (4) センターに寄せられる相談は年々増加傾向にあり、かつ複雑化・多様化し、専門的な人材の確保が必要不可欠である。人材獲得競争が厳しい首都圏での人員確保のため、国による消費生活相談員の処遇改善と人員確保のための支援が必要である。

参考1 横浜市消費生活総合センターの消費生活相談件数および合計契約金額の推移

	3年度	4年度	5年度	6年度
相談件数 (電話+面接相談)	14,539件	14,732件	15,004件	約16,600件
合計契約金額 (相談内容の金額の合計)	97億3,292万円	99億8,570万円	122億7,277万円	約125億円

※令和6年度の相談件数および合計契約金額は速報値

参考2 令和7年度 地方消費者行政強化交付金対象事業 予算（横浜市）

	交付金対象事業費			
	総事業費	地方消費者行政強化交付金		一般財源・その他
		推進事業	強化事業	
消費生活総合センター運営事業	3 億 584 万円	1,552 万円	567 万円	2 億 8,465 万円
消費者行政推進事業 (啓発事業)	1,856 万円	963 万円	564 万円	329 万円
計	3 億 2,440 万円	2,515 万円	1,131 万円	2 億 8,794 万円

※太枠の部分が令和7年度で終了

参考3 横浜市消費生活総合センター 相談受付時間等

【相談受付時間】 月曜日～金曜日 9:00～18:00 土曜日・日曜日 9:00～16:45

※祝・休日、年末年始(12/29～1/3)を除く 電話相談・面接相談のほかに「メール相談」、「チャットボット」等も導入

【参考：他自治体のセンター相談受付時間】

川崎市消費者行政センター 月曜日～金曜日 9:00～16:00 (金曜19:00まで) 土曜日 10:00～16:00 日曜休

かながわ中央消費生活総合センター 月曜日～金曜日 9:30～17:00 土曜日 9:30～16:30 日曜休

提案の担当

経済局市民経済労働部消費経済課長

畠山 重徳

TEL 045-671-2573

アジアにおける MICE 分野の国際競争力強化

要望先：国土交通省（観光庁）

提案・要望内容

国際会議誘致助成金に対する国庫補助制度等の創設

MICE 誘致における国際競争力の強化を図るため、開催都市の助成金に加えて、国として同額程度を上乗せする国庫補助制度等の創設

1 国の現状

- (1) 「日本再興戦略アクションプラン」（平成 25 年 6 月閣議決定）で、2030 年にはアジア NO.1 の国際会議開催国として不動の地位を築くという目標を掲げ、MICE 誘致のために、**横浜市をはじめ国内 12 都市を「グローバル MICE 戦略都市」（現「グローバル MICE 都市」）に選定。**
- (2) 「観光立国推進基本計画」（令和 5 年 3 月閣議決定）では、令和 7 年までにアジア最大の国際会議開催国にするという目標が設定されたことに加え、「新時代のインバウンド拡大アクションプラン」（令和 5 年 5 月観光立国推進閣僚会議で策定）では、アジア NO.1 の国際会議開催国として不動の地位を築き、**令和 12 年度までに世界 5 位以内にするという目標が掲げられ、MICE 誘致における国際競争力の強化を国全体で取り組むべき課題として位置付け。**

2 横浜市の現状

- (1) MICE 誘致における海外との都市間競争が激化し、主催者に対する助成制度等の経済的支援が開催決定の大きな要素となっていることを踏まえ、**横浜市として「大型国際コンベンション誘致助成金制度」を拡充（令和 5 年度）。**
- (2) 横浜市の MICE 施策推進の中核を担う施設である「パシフィコ横浜」は、国際会議開催件数、外国人参加者数においても 20 年以上にわたり、国内トップクラスの実績を有し、政府目標のアジア最大の国際会議開催国を目指す上で大きく貢献している。そうした中、増大する開催需要に応えるため、新たに「パシフィコ横浜ノース」を開業（令和 2 年 4 月）。

3 問題点・必要性

- (1) アジアの競合都市においては、開催都市に加えて政府からも助成金が交付される事例が多い。開催地としての日本の競争力は低下しており、一都市の助成金だけでは太刀打ちできない。

参考 1 国・地域別 国際会議の開催件数（世界全体）（ICCA 統計）

国名	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
アメリカ	1,042件 (1位)	76件 (1位)	126件 (2位)	754件 (1位)	690件 (1位)
イタリア	621件 (5位)	39件 (4位)	103件 (6位)	577件 (3位)	553件 (2位)
スペイン	648件 (3位)	44件 (3位)	127件 (1位)	580件 (2位)	505件 (3位)
フランス	646件 (4位)	36件 (6位)	120件 (3位)	515件 (5位)	472件 (4位)
ドイツ	802件 (2位)	64件 (2位)	118件 (4位)	539件 (4位)	463件 (5位)
イギリス	615件 (6位)	23件 (11位)	69件 (12位)	482件 (6位)	425件 (6位)
日本	548件 (8位)	36件 (6位)	78件 (8位)	243件 (10位)	363件 (7位)
韓国	262件 (14位)	38件 (5位)	70件 (11位)	170件 (12位)	252件 (11位)
中国	572件 (7位)	28件 (8位)	115件 (5位)	124件 (16位)	170件 (18位)

→日本が世界 5 位以内になるためには、100 件程度件数を増加させる必要がある。

参考 2 施設別国際会議開催実績（JNTO 国際会議統計）

順位	2019年		2020年		2021年		2022年		2023年	
	施設名	件数	施設名	件数	施設名	件数	施設名	件数	施設名	件数
1位	パシフィコ横浜	180	パシフィコ横浜	6	パシフィコ横浜	11	パシフィコ横浜	30	パシフィコ横浜	69
2位	国立京都国際会館	68	国立京都国際会館	5	国立京都国際会館	2	国立京都国際会館	19	つくば国際会議場	34
3位	大阪府立国際会議場	58	笹川平和財団ビル	5	北九州国際会議場	2	福岡国際会議場	16	国立京都国際会館	31
4位	仙台国際センター	49			10施設	1	つくば国際会議場	10	神戸国際会議場	25
5位	つくば国際会議場	41					3施設	9	大阪府立国際会議場	23

→パシフィコ横浜は国内MICE施設で21年連続開催件数第1位であり、「観光立国推進基本計画」及び「新時代のインバウンド拡大アクションプラン」の目標達成に向けて重要な役割を担っている。

提案の担当

にぎわいスポーツ文化局観光MICE振興部観光MICE振興課担当課長 坂田和行Tel 045-671-4233

市内米軍施設の返還と跡地利用促進への支援

要望先：外務省、財務省、国土交通省、防衛省

提案・要望内容

1 市内米軍施設・区域の早期全面返還

- (1) 瑞穂ふ頭／横浜ノース・ドックをはじめとした、返還方針が未合意の施設・区域の返還促進
- (2) 返還方針が合意されている、根岸住宅地区、池子住宅地区及び海軍補助施設（横浜市域）の飛び地の早期返還

2 返還が迫る根岸住宅地区の跡地利用の早期実現に向けた課題解決

- (1) 跡地利用の円滑な実施に向け、国有地と民有地の境界問題の解決、土地利用開始までの維持管理と補償、土壌汚染対策（PFAS 含む）、存置物の撤去などの主体的な実施
- (2) 公園や教育施設等に対する国有地の処分条件の弾力的な運用と、大規模擁壁などの恒久的な維持管理
- (3) 跡地利用に必要な道路や公園等の都市基盤整備に対する国の財政支援
- (4) 地区に囲まれた土地に居住する日本人世帯及び周辺住民の生活環境維持・改善に向けた継続的な対応

3 米軍施設と周辺における市民生活の安全・安心の確保

- (1) 米軍の活動に関する適時適切な情報提供と適切な施設管理等の徹底
- (2) 特に、瑞穂ふ頭／横浜ノース・ドックでの第5輸送中隊の運用に対し、市民に不安を与えるような訓練・演習、物資の備蓄等の基地使用を行わないこと
- (3) 米軍の活動に起因する事件・事故等の防止と、発生時の迅速かつ適切な対応
- (4) 根岸住宅地区、池子住宅地区及び海軍補助施設（横浜市域）の飛び地における広域避難場所機能の確保

4 跡地利用（旧深谷通信所等）の具体化促進のための積極的な支援

- (1) 公園等整備のために本市が取得する国有地の処分条件の弾力的な運用
- (2) 土壌汚染の処理や存置物の撤去等の迅速かつ確実な実施
- (3) 道路や公園等の跡地利用に必要な都市基盤整備に対する国の費用負担

1 国の現状

- (1) 瑞穂ふ頭／横浜ノース・ドックをはじめとした、4施設・区域の返還方針が未合意。平成16年に6施設・区域の返還方針が合意されたが、根岸住宅地区と池子住宅地区及び海軍補助施設（横浜市域）の飛び地の2施設・区域は未返還。
- (2) 根岸住宅地区は令和元年11月の日米合意に基づき日米共同使用による原状回復作業が令和3年7月に着手され、実施中。
- (3) 令和6年2月、瑞穂ふ頭／横浜ノース・ドックへ新編された第5輸送中隊の運用が開始。
- (4) 平成16年の返還合意施設・区域のうち旧小柴貯油施設は平成17年、旧富岡倉庫地区は平成21年、旧深谷通信所は平成26年、旧上瀬谷通信施設は平成27年に返還が実現。

2 横浜市の現状

- (1) 返還方針が未合意の施設・区域については、市民・市会・行政が一体となり、国に対し早期全面返還を継続的に要請。
- (2) 根岸住宅地区では、返還を見据えた跡地の事業化を検討中。
- (3) 瑞穂ふ頭／横浜ノース・ドックでは、第5輸送中隊の新編など市民生活の安全・安心に影響。
- (4) 既に返還された旧小柴貯油施設では、「小柴自然公園」の第1期地区が開園し、第2期以降の整備を準備中。旧上瀬谷通信施設では、「GREEN×EXPO 2027」の開催に向けて基盤整備を進行中。旧深谷通信所では、跡地利用の具体化に向けて、公園・墓園・道路の都市計画手続を推進中。旧富岡倉庫地区では、地域の課題解決に資する跡地利用基本計画の改定を検討中。

3 問題点・必要性

- (1) 戦後約80年にわたる土地提供により、まちづくりや都市基盤整備が進まず、提供区域及びその周辺地域の発展に大きな影響。
- (2) 根岸住宅地区の返還・引渡しにあたり、土地利用が可能な状態になるまでの維持管理や補償等の様々な課題に対し、原因者である国が地権者と丁寧に協議し、理解を得ることが必要。あわせて、地区に囲まれた土地に居住する方々及び地区周辺住民の方々についても生活環境維持・改善に向けた国の継続的な対応が必要。
- (3) 環境問題、事件・事故発生への不安など、市民生活の安全・安心の確保にも影響が生じている。市民の不安を払拭するため、米軍及び米軍施設の運用については、国による適時適切な情報提供と万全な対策が必要。
- (4) 跡地利用にあたっては、長年にわたって土地利用が制限され、多大な負担を被ってきた地域や市全体の課題解決に対し、国有地処分条件の特段の配慮、国庫負担等による整備が必要。

参考 横浜市内の米軍施設・区域（◆提供中 ○返還済）

◆鶴見貯油施設 18ha 国有(0%)

◆瑞穂ふ頭／横浜ノース・ドック 52ha 国有 43ha(81%) 水域 11ha

○旧上瀬谷通信施設 242ha 国有 110ha(45.2%) (H27年6月返還)

◆根岸住宅地区 43ha 国有 27ha(64%) **全部返還方針を合意済**

○旧富岡倉庫地区 3ha 国有 3ha(100%) (H21年5月返還)

○旧深谷通信所 77ha 国有 77ha(100%) (H26年6月返還)

◆小柴水域 42ha

○旧小柴貯油施設 53ha 国有 51ha(97%) (H17年12月返還)

◆池子住宅地区及び海軍補助施設(横浜市域) 37ha 国有 36ha(99%) **飛び地(1ha)の返還方針を合意済**

■ H16に返還方針が合意された施設・区域

■ 返還方針が合意されていない施設・区域



提案の担当

都市整備局企画部基地対策課長

足立原 淳

TEL 045-671-2057

国際コンテナ戦略港湾の取組の推進

要望先：国土交通省

提案・要望内容

- 1 コンテナ取扱機能強化のため、本牧ふ頭 D5 コンテナターミナル再整備、新本牧ふ頭等の整備推進**
【本牧ふ頭】超大型コンテナ船への対応を図るための D5 コンテナターミナルの再整備
【新本牧ふ頭】我が国の将来を担う物流拠点として機能強化を図るため、本牧ふ頭と新本牧ふ頭を結ぶ臨港幹線道路及び新本牧ふ頭連絡道路、構内シャシ通行道路の整備
【南本牧ふ頭】国内唯一の水深 18m 岸壁の効率的な運用を図るため、更なる一体運用の推進に必要な荷さばき地の拡張・整備
- 2 国際コンテナ戦略港湾の国直轄事業に対する地方負担割合の低減**
我が国の経済を支える基幹インフラの整備を国の責任において推進していくため、国際コンテナ戦略港湾の国直轄事業における地方負担割合の低減。ターミナル用地の国有化の推進
- 3 物流機能を維持・向上させていくための DX の推進**
荷役機械の遠隔操作などの実証事業推進や CONPAS の運用拡大への支援
- 4 国際コンテナ戦略港湾における港湾運営会社への支援**
免振装置付き大型ガントリークレーンの増設をはじめとするコンテナターミナルの機能強化に対する支援など、港湾運営会社の経営基盤の強化の推進

1 世界の現状

- (1) 輸送効率向上のため船舶の大型化や寄港地の絞り込みが進展。

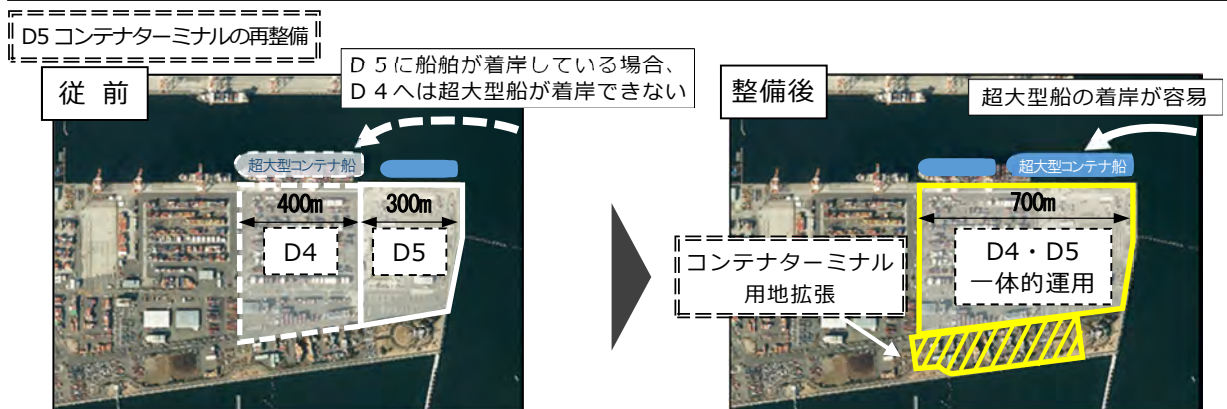
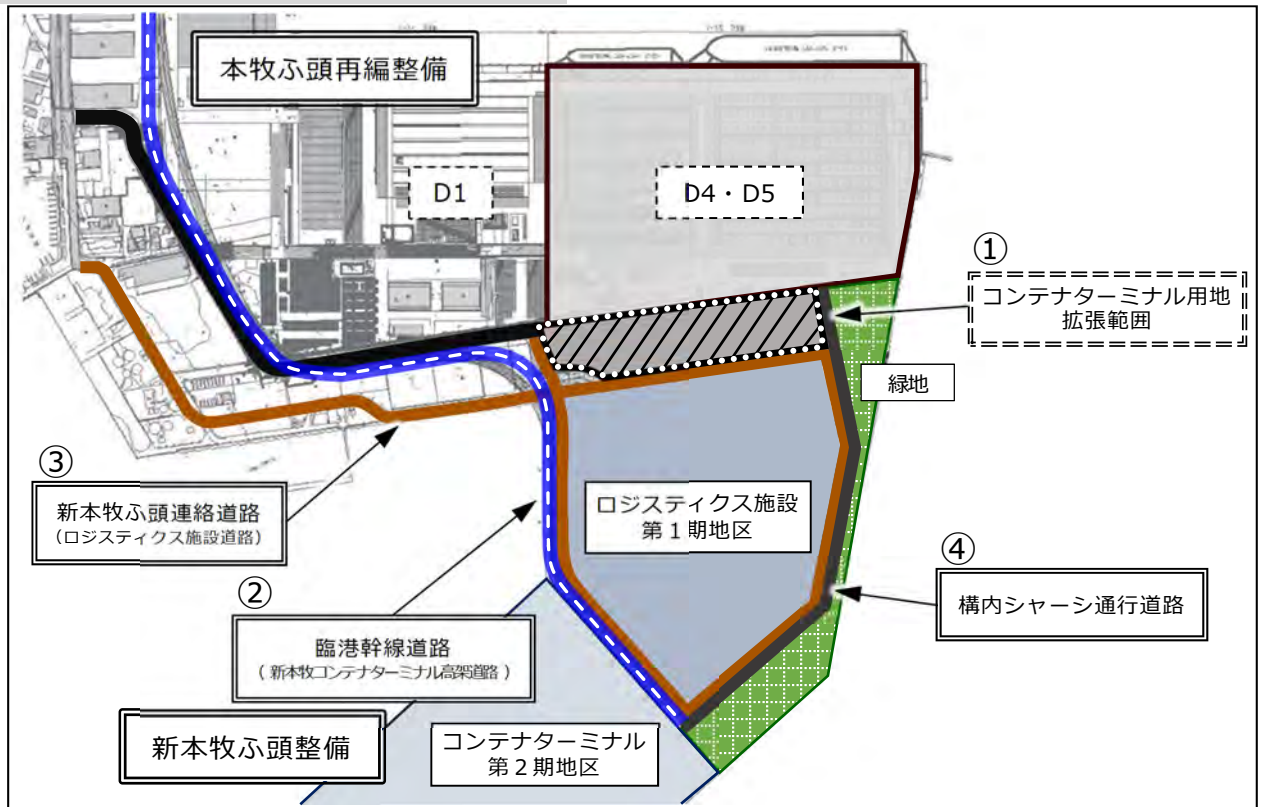
2 国・横浜市の現状

- (1) 国際コンテナ戦略港湾政策として「集貨」「創貨」「競争力強化」の 3 本柱の取組を推進。

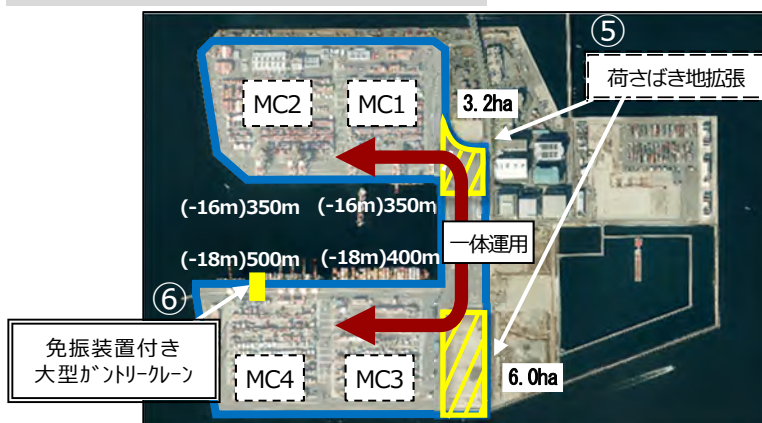
3 問題点・必要性

- (1) 急速に進展する船舶の大型化に対応し国際基幹航路の維持・拡大を目指すためには、本牧ふ頭 D5 コンテナターミナルの再整備（①ターミナル用地拡張）、新本牧ふ頭の整備（②臨港幹線道路、③連絡道路、④本牧ふ頭と新本牧ふ頭を連絡する構内シャシ通行道路）、南本牧ふ頭の機能強化（⑤荷さばき地拡張・整備）が必要。市有地の除却や既存上屋等の移転に対する補償は、港湾における国直轄事業の施行においても公共補償の対象とすることが必要。
- (2) 国際コンテナ戦略港湾の着実な整備推進には、国直轄事業における地方負担割合の低減が必要。
- (3) 今後も物流機能を維持・向上させていくためには、DX の推進が必要。
- (4) 港湾運営会社の経営基盤強化を図るため関連施設整備（⑥免振装置付き大型ガントリークレーン増設、DX・GX の推進など）に対する強力な支援が必要。

参考 1 本牧ふ頭・新本牧ふ頭における事業



参考 2 南本牧ふ頭における事業



参考 3 国直轄事業の地方負担割合

(新本牧ふ頭整備の例)

施設名称	負担割合	
	現在	要望
岸 壁	3/10	➡ 3/10 以下
荷さばき地	1/3	
防 波 堤	1/3	
防波堤機能を有する 護 岸	4.5/10	➡ 1/3 以下

提案の担当

港湾局港湾物流部物流企画課長
 港湾局政策調整部新本牧事業推進課長
 港湾局政策調整部政策調整課長
 港湾局港湾物流部物流運営課長

上田 新平
 浅野 善広
 荻原 浩二
 飯島 雄一郎

TEL 045-671-2714
 TEL 045-671-7373
 TEL 045-671-2877
 TEL 045-671-2873

臨海部の賑わい創出に向けた回遊性向上と陸電設備の整備

要望先：国土交通省、法務省、財務省、厚生労働省、経済産業省

提案・要望内容

1 世界に誇れる水際線の魅力向上に向けた取組への支援

都心臨海部や山下ふ頭再開発エリアを含めた水際線における緑地空間の創出や快適に回遊できる歩行者空間の整備に向けた支援

2 クルーズ船の受入れ機能強化のため、陸電設備の整備等への支援

クルーズ船の受入れに向けた、陸電（陸上から電力を供給）設備や旅客ターミナルの機能強化に対する支援。複数ターミナルへのクルーズ船同時着岸に向けた受入機能強化への支援

3 都心臨海部の一体化とアクセス強化のため、臨港幹線道路の整備推進

国直轄事業による山下ふ頭から本牧ふ頭及び新港ふ頭間を結ぶ臨港幹線道路の整備

1 世界・国の現状

- (1) クルーズライン国際協会（クルーズ船社により構成された国際団体）は令和 10 年までに就航船の約 7 割、令和 17 年までに全船を陸上から受電可能とし、着岸中はエンジンを停止する予定。
- (2) クルーズ船対応の陸電を北米ではほぼ導入済、欧州は令和 12 年までに完全導入を義務化、中国・韓国でも大規模に導入が進む。

2 横浜市の現状

- (1) 令和 6 年に国内初となる 2 回/月の 4 隻同時着岸をするなど、様々なクルーズ船が横浜港に寄港。
- (2) 令和 5 年 9 月、日本のクルーズ船として初めて LNG 燃料や陸上電力受電装置を採用する「飛鳥Ⅲ」の船籍港が横浜港に決定し、令和 7 年 7 月 20 日に就航。
- (3) 山下ふ頭周辺の一般道路は主要渋滞エリアに指定されているが、本牧ふ頭 A 突堤の物流施設の整備により港湾関連車両の交通量が増加し、今後更なる混雑が想定。

3 問題点・必要性

- (1) 都心臨海部や山下ふ頭再開発エリアを含めた水際線における賑わい創出には、港の景色を楽しみながら人々が集まり憩える場や歩行者が快適に回遊できる空間の整備、護岸の改修が必要。
- (2) クルーズ船の陸上電力受電装置は世界標準仕様となりつつあり、東アジアのクルーズ発着拠点として大さん橋国際客船ターミナルに陸電設備が必要。東日本では地上から船舶に送電する際の周波数変換装置や大規模なピーク電力需要に対応するなど多額の整備費が必要。大さん橋国際客船ターミナルは空調のエネルギー高効率化が求められており、CO₂削減も含めて、環境負荷の少ない空調設備等が必要。クルーズ船同時着岸に向けた CIQ（出入国管理、税関、検疫）のための機材や人員の確保が必要。
- (3) 新港地区～山下ふ頭～本牧ふ頭における臨港幹線道路は、再開発の検討が進む山下ふ頭へのアクセスが向上するとともに、超大型クルーズ船が着岸できる大黒ふ頭とも直接結ばれ、大勢の旅客を円滑に輸送することが可能となるため、国直轄事業による早期整備が必要。

参考1 「飛鳥Ⅲ」のイメージ



「飛鳥Ⅲ」イメージ：郵船クルーズ株式会社提供

- 船 名 : 飛鳥Ⅲ
- 船 籍 港 : 横浜
- 全長・全幅 : 230m×29.8m
- 総トン数 : 52,265GT
- 総客室数 : 381 室
- 乗客定員 : 740 名
- 乗組員数 : 約 470 名
- 就 航 : 令和7年7月20日

(令和7年3月時点)

参考2 陸電設備における世界の動向

世界における陸電使用に向けた規制等の動向
(1)IMO (国際海事機関) 国際海運の目標として「2050 年頃までに GHG 排出ゼロ」を掲げており、GHG の段階的な削減規制を課す技術的手法を条約に盛り込み、2025 年に条約改正案の採択、2027 年度中の条約改正の発効を目指す。
(2)EU 欧州委員会は、「Fit for 55」(温室効果ガス削減目標達成のための包括的な政策パッケージ)の中で、2030 年からの陸上電源の使用を義務付けた。
(3)米国カリフォルニア州 大気資源局 (CARB) は、「2022 Scoping Plan」の中で、2027 年までにほとんどの外航船舶の陸上電源の使用を義務付けた。

国名	クルーズ船用の陸電設備を導入している港 (予定含む)
米国	ロサンゼルス、ロングビーチ、マイアミ・シアトル、ニューヨーク・ニュージャージー
カナダ	バンクーバー
オーストラリア	シドニー
スペイン	バルセロナ
オランダ	ロッテルダム
フランス	ハロパ
ドイツ	ハンブルク
ノルウェー	オスロ
デンマーク	コペンハーゲン
中国	上海、深セン、青島
韓国	仁川

参考3 横浜ウォーターフロントライン



画像©2025 Google, Data SIO, NOAA, U.S. Navy, NGA, GEBCO, Landsat/Copernicus,
画像©2025 Airbus, CNES Airbus, Maxar Technologies 地図データ©2025

提案の担当

港湾局みなと賑わい振興部整備推進課長
 港湾局山下ふ頭再開発調整室山下ふ頭再開発調整課担当課長
 港湾局政策調整部政策調整課長
 港湾局みなと賑わい振興部客船事業推進課長
 港湾局港湾物流部物流企画課長

加藤 裕隆 TEL 045-671-2885
 桑山 孝仁 TEL 045-671-7325
 荻原 浩二 TEL 045-671-2877
 小野 史絵 TEL 045-671-7237
 上田 新平 TEL 045-671-2714

港湾の脱炭素化に向けた取組への支援

要望先：国土交通省、経済産業省

提案・要望内容

- 1 メタノールの船舶燃料利用の拡大に向けたメタノールバンカリング船の建造補助制度創設及びメタノール燃料船の配乗に必要な船員資格取得機会の拡大**
大型外航コンテナ船へメタノール供給を可能とするバンカリング船の建造に対する補助制度の創設
メタノールなど低炭素燃料船に必要な船員資格取得機会の拡大
- 2 浮体式洋上風力発電による電力を横浜市臨海部へ輸送するために電気運搬船を活用するにあたり必要となる包括的な支援制度の創設**
浮体式洋上風力発電施設、洋上風力発電に附帯する変電所や蓄電池、電力受入れ側の港湾設備、海底送電線の代替としての電気運搬船など事業全体に対する包括的な支援
- 3 ブルーカーボンをはじめとする豊かな海づくりに対する支援**
二酸化炭素を吸収し、隔離・貯留する「ブルーカーボン生態系」としての機能も担う藻場・浅場の整備等への支援

1 国の現状

- (1) 国土交通省は CNP（コンテナターミナル）認証の開始、水素を燃料とする荷役機械の導入に係るガイドライン（仮称）を作成中、脱炭素化における国際連携を推進。

2 横浜市の現状

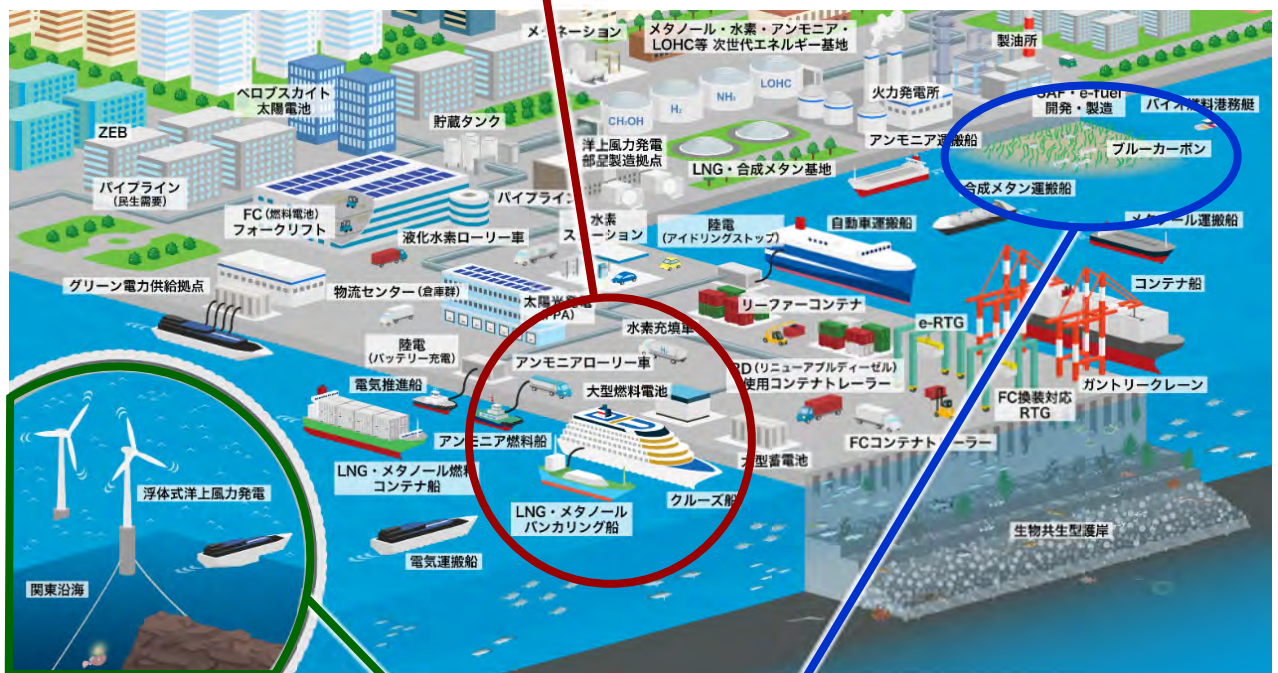
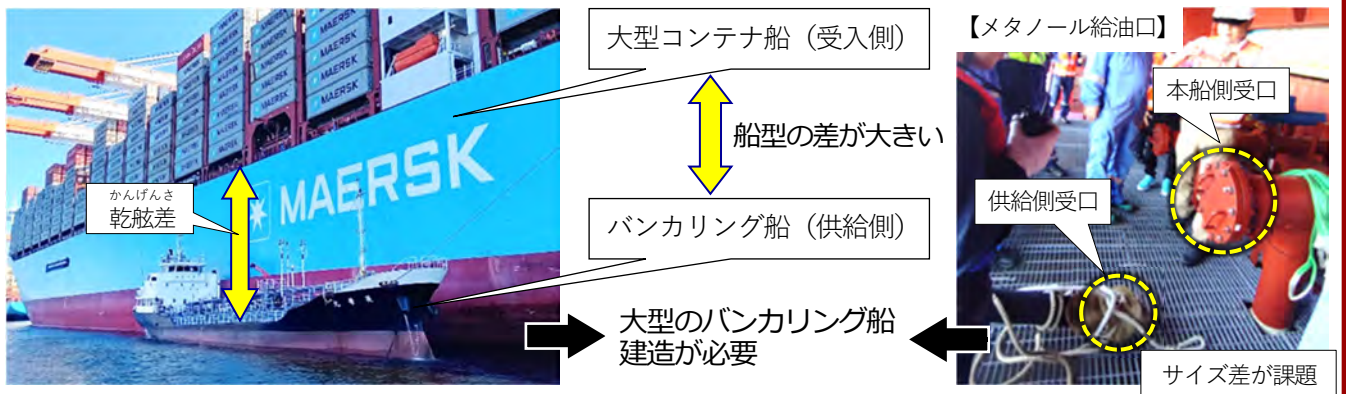
- (1) 令和7年3月に『横浜港港湾脱炭素化推進計画』を策定し、KPIとして「横浜市臨海部からの二酸化炭素排出量」と「ブルーインフラの保全・再生・創出（二酸化炭素吸収量）」を設定。
- (2) 脱炭素化に向けた取組（二酸化炭素排出量削減）として、臨海部と埠頭において照明、空調・熱源等の省エネ化や再生可能エネルギーの使用拡大。また、豊かな海づくりに向けた取組（二酸化炭素吸収量）として、新本牧ふ頭における生物共生型護岸の整備、藻場・浅場の形成等を推進。

3 問題点・必要性

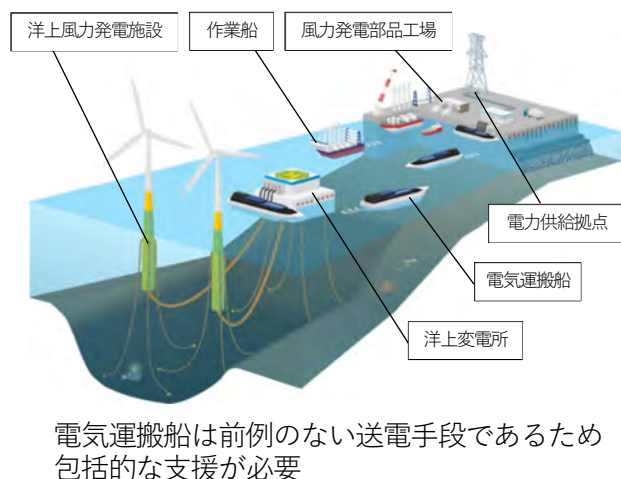
- (1) 既存ケミカルタンカーを活用したメタノールバンカリングは実施可能となったが、国際競争力強化の観点から外航船舶への実現には、①1回あたり補油量の少なさやデッキの高低差（乾舷差）、給油口サイズ差など安全面・効率面の改善のため、大型バンカリング船の建造が必要。
- (2) メタノール燃料船の普及のためには、メタノール燃料船を運航できる船員が不可欠。令和5年の法改正により低炭素燃料船の配乗に必要な船員資格がメタノール燃料船、エタノール燃料船、LPG燃料船に対象が拡大したが、資格の取得機会が限られている。
- (3) 洋上風力関連の開発、次世代燃料船の導入、蓄電池の導入等については個別の支援制度が整備されつつあるが、②複数の要素を持つ電気運搬船は事業全体を見据えた支援が必要。
- (4) 市街化が進んだ横浜市では、大規模な森林を新たに造成することは困難であるため、③海域を活用したブルーカーボン生態系の拡大に向けた取組が必要。

参考 1 横浜港が目指すカーボンニュートラルポート構想

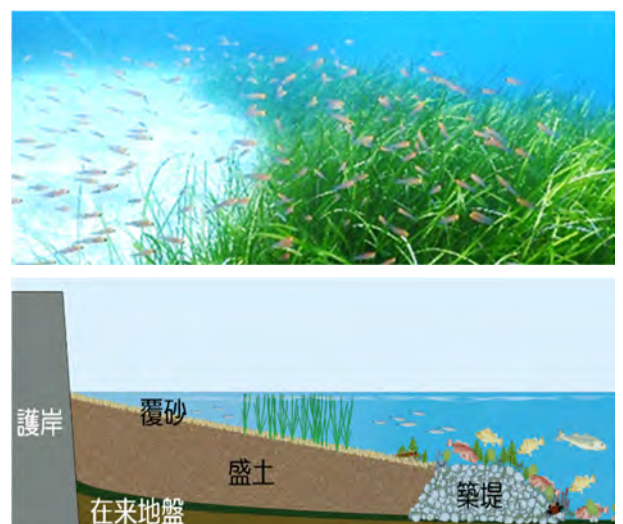
① メタノールバンカリングシミュレーションから得られた課題など



② 電気運搬船を活用した浮体式洋上風力発電のウィンドファーム（イメージ）



③ 藻場・浅場のイメージ



提案の担当

港湾局政策調整部政策調整課カーボンニュートラルポート担当課長
港湾局政策調整部新本牧事業推進課長

中村 仁 TEL 045-671-7279
浅野 善広 TEL 045-671-7373

安全で安心な港づくり

要望先：国土交通省

提案・要望内容

1 津波・高潮・高波対策として整備する海岸保全施設等への支援

防護レベルの津波・高潮・高波による浸水から人命や財産を守るため、国庫補助率の引上げ等による海岸保全施設等の早期整備への支援

2 震災に備えた耐震強化岸壁の国直轄事業による整備

震災時における緊急物資や幹線貨物の輸送を担う耐震強化岸壁の国直轄事業による整備

3 福利厚生施設等の充実による働きやすい労働環境への支援

港湾労働者のための港湾厚生施設の機能拡充・整備や通勤環境改善等による働きやすく生産性の高い港づくりへの支援

4 SOLAS 制限区域における確実な警備体制の確保に向けた支援

SOLAS 制限区域の保安対策徹底のため、警備員の増員や労働環境改善に対する支援

1 国の現状

- (1) 大規模災害に対する港湾の防災・減災、国土強靱化、地震・津波・高潮・侵食災害に備えた港湾海岸の整備、将来を見据えた港湾施設・海岸保全施設の老朽化対策など、防災・減災、国土強靱化施策を推進する。

2 横浜市の現状

- (1) 令和元年台風 15 号では金沢区福浦・幸浦地区で 10m を超える高波が発生し、背後の工業団地が甚大な被害を受け、護岸も約 800m が倒壊した。
- (2) 今後 30 年以内に南関東地域で M7 クラスの地震が発生する確率は約 70% と推定される。
- (3) 港湾施設等の長寿命化を着実に図るとともに、安全・安心に港湾を利用できるように充実した港湾サービスの提供や水際の保安体制を着実に取り組む。
- (4) 人材確保や女性活躍の促進に向けて、港湾関係者にとって安全・安心で働きやすい環境を確保するため、通勤支援や港湾厚生施設の充実等の取組を進める。

3 問題点・必要性

- (1) 防護レベルの津波や高潮等から人命や財産を守るには、海岸保全施設の早期整備が必要。
- (2) 震災時における緊急物資の海上輸送拠点や経済活動を支える耐震強化岸壁の早期整備が必要。
- (3) 少子高齢化社会の到来を受け、港湾業界では人材確保や女性活躍の一層の促進が課題となっており、バス等の公共交通機関を運行する環境整備・運行経費・新規設備に対する支援や、コンビニ・休憩所・トイレ・駐車場等の福利厚生施設の整備充実が必要。
- (4) 保安対策を高い水準で適切に実施するには、十分な警備要員の確保や、警備員詰所等の警備に必要な設備の整備、人的警備を補完する保安設備の維持・強化等、警備環境の充実が必要。

参考 1 横浜港における海岸保全施設



大黒ふ頭に整備した胸壁

参考 2 港湾就労者の通勤状況



早朝から混雑する 100m超のバス待ちの列

参考 3 横浜港における福利厚生施設

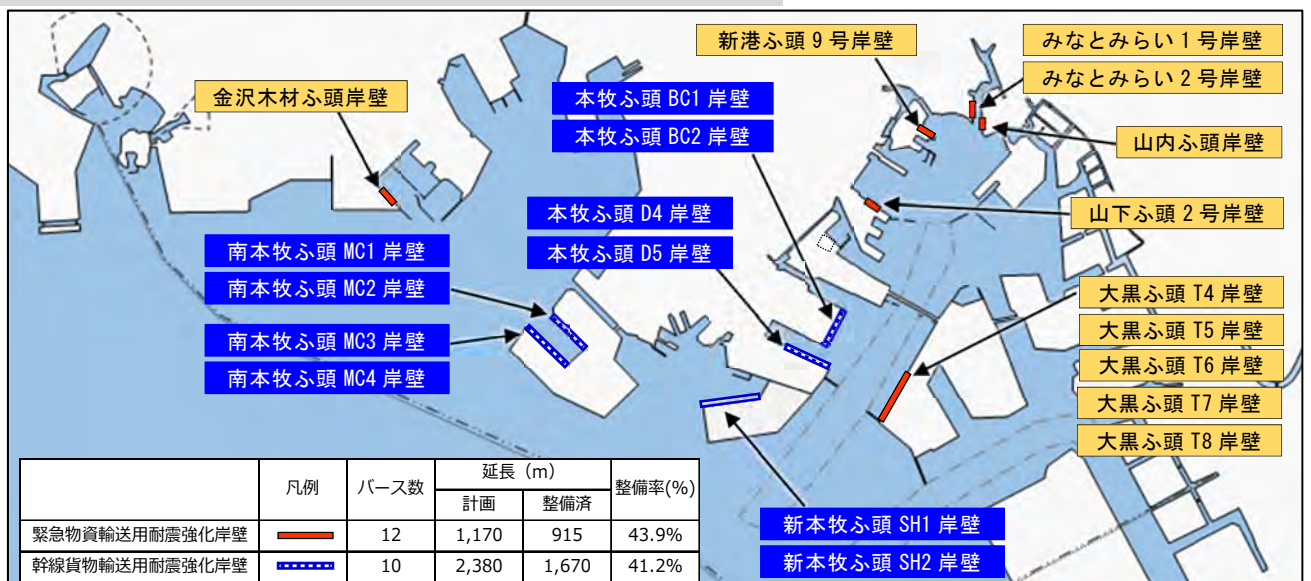


道路上まで続く駐車場待ちのトラック車列



女性用の化粧室（パウダールーム）の設置例

参考 4 横浜港における耐震強化岸壁の整備状況 (R7.3.31)



※新港ふ頭 9 号岸壁は 1 岸壁 2 バース換算

提案の担当

港湾局政策調整部政策調整課長
港湾局港湾物流部物流運営課長
港湾局港湾管理部施設管理課長

荻原 浩二
飯島 雄一郎
箕輪 竜一

TEL 045-671-2877
TEL 045-671-2873
TEL 045-671-7221

緑を生かした都市の魅力づくりの推進

要望先：国土交通省、財務省

提案・要望内容

1 緑を生かした都市の魅力や賑わいを高める取組への支援の拡充

GREEN×EXPO 2027 の機運醸成に向けて、ガーデンツーリズムによる地域の活性化、花と緑による都市の魅力創出や魅力発信、多言語対応等の受入環境の整備等への支援の拡充、ガーデンツーリズムに登録された協議会間の広域的な連携への支援、国による国内外への情報発信の強化

2 都市公園事業等や都市部のまとまった緑地等の確実な保全への支援の拡充

都市の緑がまちづくりの中で更にポテンシャルを発揮するため都市公園事業等への財政支援
特別緑地保全地区や近郊緑地特別保全地区に指定された緑地について、相続税の納税猶予制度の創設、公有地化に伴う譲渡所得に対する所得税の特別控除額の引上げ
借地公園について、相続税の評価の控除割合の引上げ、相続税の納税猶予制度の創設
緑地等の保全・創出のため、自然環境が有する多様な機能の定量的な評価手法の構築

1 国の現状

- (1) 地域の活性化等を図るため、ガーデンツーリズム登録制度を創設（令和元年度）。
- (2) GREEN×EXPO 2027（2027年国際園芸博覧会）の開催に向けた準備を着実に推進。
- (3) 地方自治体等による緑地の保全・整備の推進等のまちづくりGXを推進。

2 横浜市の現状

- (1) 「ガーデンネックレス横浜」（ガーデンツーリズム第1回登録）により、都市の魅力や賑わいの創出、多様な世代の市民や企業等の関心を高めるなどGREEN×EXPO 2027の機運醸成を推進。
- (2) 公園施設の計画的な保全更新、民間企業等と連携した新しい取組や財源確保の取組等を実施。
- (3) 市民税の超過課税である「横浜みどり税」を財源とする「横浜みどりアップ計画」により、緑地保全制度による固定資産税等の軽減、買入れ申し出への着実な対応など民有緑地の保全を推進。

3 問題点・必要性

- (1) GREEN×EXPO 2027の成功に向け、ホストシティとしての更なる機運醸成につながるガーデンツーリズムの構成庭園の特色や魅力を高める環境整備やコンテンツ開発、全国のガーデンツーリズムに登録された協議会間の連携による情報発信の更なる強化等が必要。
- (2) 都市の緑への多様なニーズに対応し、地域の価値を高める安全・安心で魅力的な公園づくりや米軍施設の跡地利用等の計画的な推進のためには、国の更なる財政支援が必要。
- (3) 貴重な都市緑地の保全には、相続を契機とした民有緑地の転用・売却が課題となることから、緑地保全制度に基づく相続時の負担軽減等の拡充が必要。
- (4) 財政的な制約がある中、地方自治体が緑地等の保全・創出や機能の維持増進等を推進するうえでは民間との連携が重要。民間の参画を促すためにも、緑地等有する多様な機能や効果に関する定量的な評価が必要。

参考 1 横浜市のガーデンツーリズムの推進

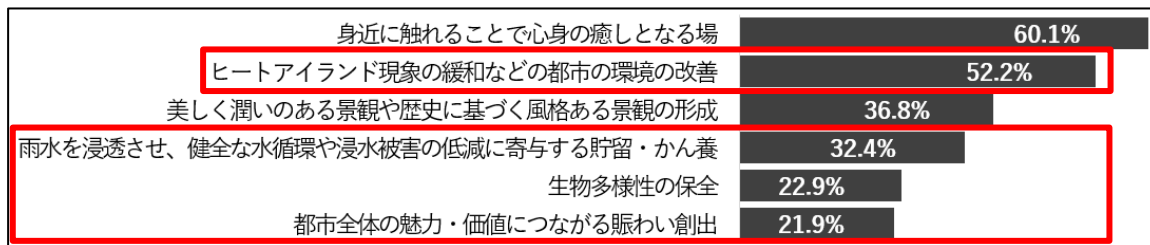
・ガーデンネックレス横浜 2025 の開催状況



- [メイン会場] みなとエリア・里山ガーデン [全市展開] 18 区で区独自の花と緑の取組を実施
- ・里山ガーデンフェスタ、横浜ローズウィーク、横浜フラワー＆ガーデンフェスティバル等の民間事業者や日本家庭園芸普及協会等と連携した行催事等を開催。
 - ・GREEN×EXPO 2027 の開幕 2 年前に合わせて、3 月 19 日から開催。
 - ・GREEN×EXPO 2027 の PR、ブースの設置、多言語対応等による機運醸成を実施。
- [2024 実績] メディア露出件数：2,125 件（前年比約 1.2 倍）、広告換算額 13.2 億円（前年比同等）

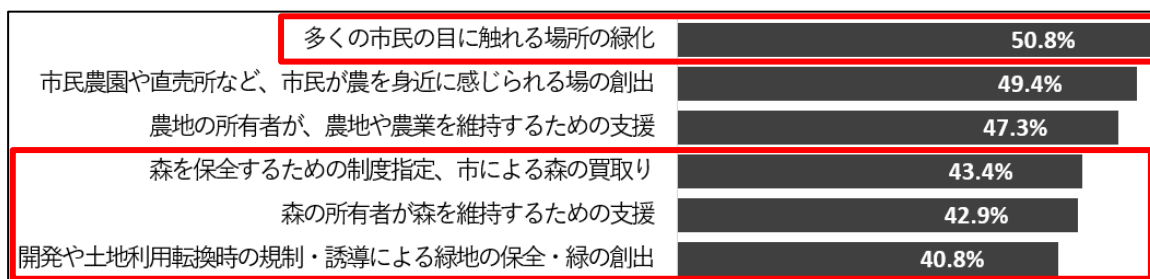
参考 2 都市部の緑や花が持つ多面的な機能に対する市民からの要請

「暮らしの中で、緑や花にどのような役割・効果を期待するか」



横浜の緑に関する市民意識調査（令和 4 年度）（上位 6 回答抜粋、n=1,785、3 つまで回答）

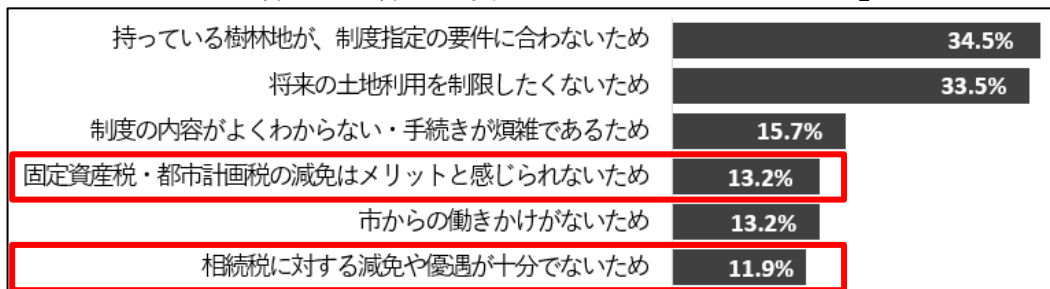
「横浜市は緑や花に関わる取組として、何をすべきか」



横浜の緑に関する市民意識調査（令和 4 年度）（上位 6 回答抜粋、n=1,785、複数回答）

参考 3 都市部のまとまった緑地等の確実な保全の課題

「民有緑地の土地所有者が緑地保全制度の指定を受けていない理由」



横浜の緑に関する土地所有者意識調査（令和 4 年度）（10%以上の回答抜粋、n=629、3 つまで回答）

提案の担当

みどり環境局戦略企画部戦略企画課担当課長

松本 昭弘

TEL 045-671-2811

高速道路の整備推進

要望先：国土交通省

提案・要望内容

横浜環状南線・横浜湘南道路及び IC アクセス道路の整備推進

- (1) 地域の安全安心と施工の安全を最優先とした早期開通への整備推進
- (2) トンネルの掘進状況を踏まえつつ早期の開通時期明示
- (3) 本線の事業費増加分に対するコスト縮減や有料道路事業制度の更なる活用による地方負担の軽減
- (4) 横浜環状南線の脱硝装置の設置等、環境に配慮した取組の推進
- (5) IC アクセス道路の事業費確保

環状 3 号線、市道下倉田第 406 号線（田谷線）、横浜藤沢線及び主要地方道原宿六ツ浦（上郷公田線）の整備に係る事業費の着実な確保

1 国の現状

- (1) 横浜環状南線及び横浜湘南道路は、圏央道で唯一開通時期が示されていない区間。
- (2) 令和 4 年 8 月 4 日、圏央道連絡調整会議で、横浜環状南線及び横浜湘南道路の開通時期の見直しを公表。
- (3) 令和 5 年 1 月 18 日、事業評価監視委員会で、横浜環状南線及び横浜湘南道路の事業費の大幅増額を公表。
- (4) 令和 5 年 9 月 6 日、道路整備特別措置法の改正施行により、有料道路の料金徴収期間が 2065 年から最長 2115 年まで 50 年間延長。

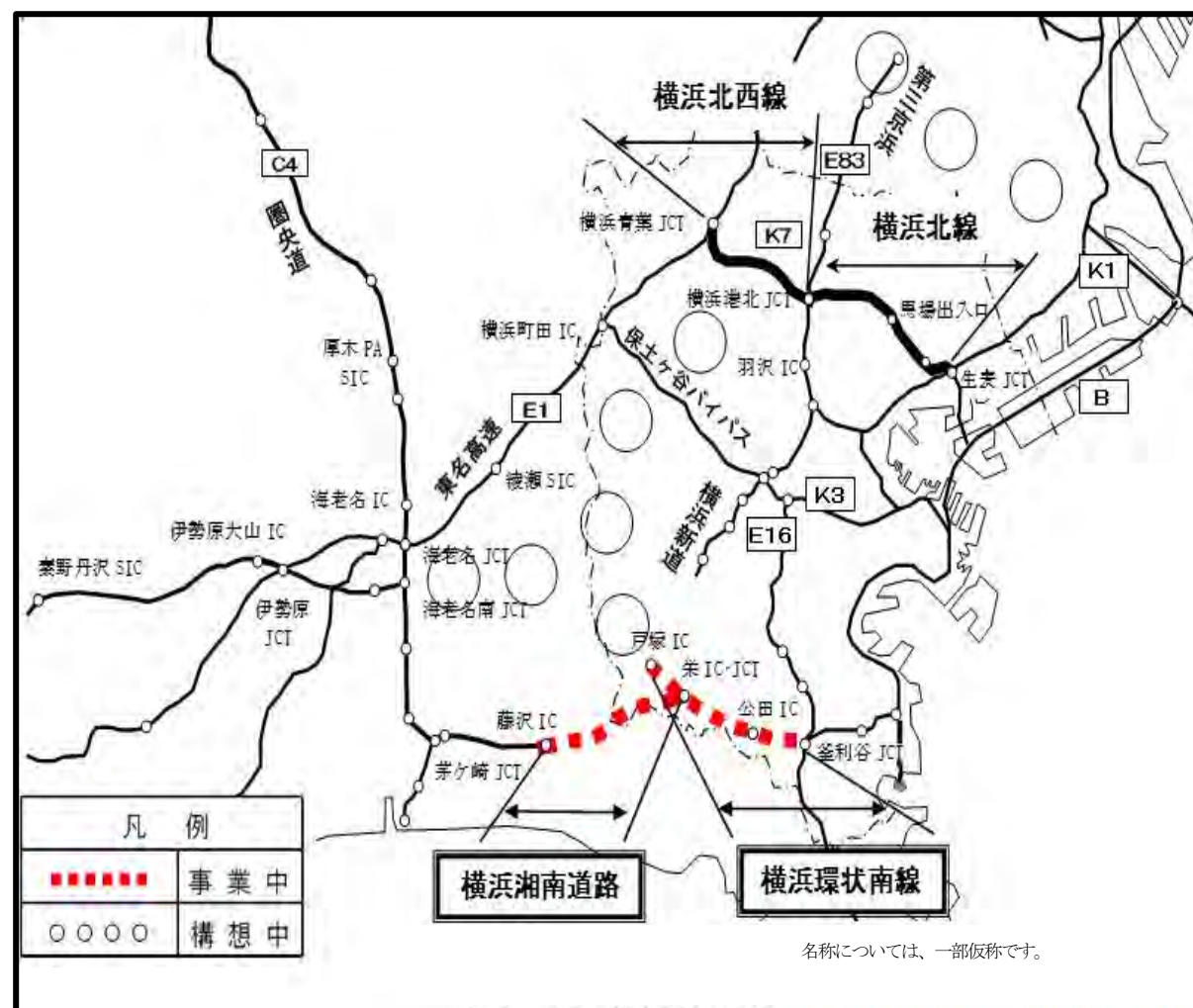
2 横浜市の現状

- (1) 横浜環状南線及び横浜湘南道路の完成により、国際コンテナ戦略港湾である横浜港の国際競争力が強化され、保土ヶ谷バイパス等市内幹線道路の混雑緩和が見込まれる。
- (2) 横浜環状南線及び横浜湘南道路は、有料道路事業と直轄国道事業の合併施行であり、事業費の増額は横浜市の財政に大きな影響を及ぼす。
- (3) 本線の整備効果を最大限に発揮させるために、IC アクセス道路について、個別補助制度を活用し計画的かつ集中的に整備中。
- (4) 横浜環状南線の環境影響評価の手続きにおいて、脱硝装置の導入を市長意見として出したほか、地元からの請願が横浜市の会において全会一致で採択。

3 問題点・必要性

- (1) 横浜環状南線及び横浜湘南道路の早期開通が期待されているが、開通時期が公表されていない。
- (2) 国の責任で行うべき高規格道路の整備費の増額分について、地方自治体はその1/3を負担しなければならない状況。
- (3) 本線整備に遅れることなくICアクセス道路の着実な整備推進を図るべきである。

参考 横浜環状南線・横浜湘南道路 位置図



提案の担当	
-------	--

道路局計画調整部事業推進課長 古性 敏幸 TEL 045-671-2937

道路局横浜環状道路調整課横浜環状道路調整担当課長 小田 英隆 TEL 045-671-2889

道路局計画調整部事業推進課長 古性 敏幸 TEL 045-671-2937

道路局横浜環状道路調整課横浜環状道路調整担当課長 小田 英隆 TEL 045-671-2889

道路局計画調整部事業推進課長 古性 敏幸 TEL 045-671-2937

道路局横浜環状道路調整課横浜環状道路調整担当課長 小田 英隆 TEL 045-671-2889

市内幹線道路等の整備と連続立体交差事業の推進

要望先：国土交通省

提案・要望内容

1 連続立体交差事業の推進

相模鉄道本線（鶴ヶ峰駅付近）連続立体交差事業の推進に必要な事業費の確保

2 幹線道路ネットワーク整備への支援拡充と道路関係予算の更なる拡大

主要渋滞箇所の解消等、渋滞対策に向けた幹線道路ネットワーク整備に対する支援の拡充と道路関係予算の更なる拡大

3 横浜市内の渋滞ボトルネック対策の推進

一般国道 1 号（戸塚警察署交差点、横浜新道～藤沢バイパス間）の渋滞対策、第三京浜羽沢インターチェンジにおける横浜方面の出入口設置、横浜新道の付加車線設置等の推進。横浜港などを発着する物流への影響等にも配慮した、第三京浜や横浜新道の激変緩和措置の継続及び高速道路料金の合理的な割引制度や、混雑状況に応じた料金施策の実現

4 子どもの移動経路における交通安全対策に資する幹線道路等整備に対する支援

交通安全対策に資する桜木東戸塚線（平戸地区）、横浜逗子線（釜利谷六浦地区）及び山下長津田線（鴨居地区）の整備推進、並びに子どもの移動経路の歩行空間確保のため、市道上白根第 99 号線への継続的な支援。生活道路の交通安全対策に資する ETC2.0 データ等の利活用に関する継続支援

5 直轄国道の整備推進及び補助国道の事業費確保

直轄国道（一般国道 1 号戸部付近及び一般国道 246 号荏田付近の現道拡幅、一般国道 16 号下川井インター交差点及び屏風ヶ浦交差点の改良、一般国道 357 号）の着実な整備、老朽化した横断歩道橋の早期補修及び補助国道（一般国道 1 号保土ヶ谷橋工区及び不動坂工区）の整備に係る事業費の確保

1 国の現状

- (1) 交通事故防止と駅周辺の交通利便性確保のため、踏切道改良促進法に基づき改良すべきとされた踏切道の対策について、計画的かつ集中的に支援する個別補助制度を令和 3 年度に創設。
- (2) 国や県、指定都市等で構成する「神奈川県移動性向上委員会」や「神奈川県渋滞ボトルネック検討ワーキンググループ」を通じ、渋滞対策の取組を推進。
- (3) 国の道路関係予算は平成 9 年度のピーク時から半減し、事業の進捗に影響。
- (4) 千葉県八街市の交通事故を受け実施した通学路合同点検に基づき、ソフト対策の強化とあわせて実施する交通安全対策について、計画的かつ集中的な支援を可能とする個別補助制度を創設。

2 横浜市の現状

- (1) 相模鉄道本線の鶴ヶ峰駅付近の連続立体交差事業は、現在、全工区で工事を行うとともに、令和 8 年度のシールドトンネル工事着手に向け、シールドマシンやセグメントの製作を進めている。

- (2) 補助国道及び市内幹線道路は、直轄国道と一体的に幹線道路ネットワークを形成し、機能する必要があるが、横浜市の都市計画道路整備率は令和7年3月時点で70%に満たず、整備が停滞。
- (3) 横浜市中期計画では、令和3年度末時点における横浜市内の主要渋滞箇所129箇所をおおむね10年で2割削減を目標としている。
- (4) 幹線道路の整備が不十分なため、子どもの移動経路（通学路等）である生活道路に車両が流入。
- (5) 子どもの通学路交通安全対策として、ETC2.0などのビッグデータを活用して、ソフト・ハードの交通安全対策を行う「子どもの通学路交通安全対策事業」を令和6年度は20地区、令和7年度は25地区で実施。

3 問題点・必要性

- (1) 連続立体交差事業は、多額の費用と時間を要するため、安定的な国の支援が必要。
- (2) 横浜市の都市計画道路整備率は、指定都市の中で最低水準であり、根本的な混雑解消が必要。
- (3) 横浜市内の道路の混雑解消に向けて、「神奈川県移動性向上委員会」における主要渋滞箇所の対策を国の重点施策の対象とすることが必要。
- (4) 子どもの移動経路への通過交通を転換するため、幹線道路整備実現に向けた国の支援が必要。
- (5) 子ども通学路安全対策事業の実施にあたり、地域の実態に合わせた柔軟な支援の拡充が必要。

参考1 連続立体交差事業の整備効果

■ 鶴ヶ峰2号踏切における渋滞の様子

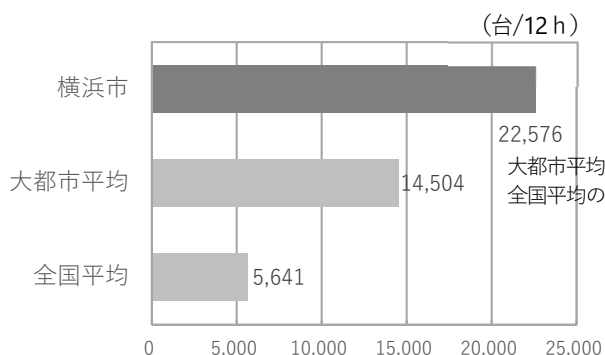


■ 鶴ヶ峰2号踏切の最大渋滞長（R2.9.10測定）

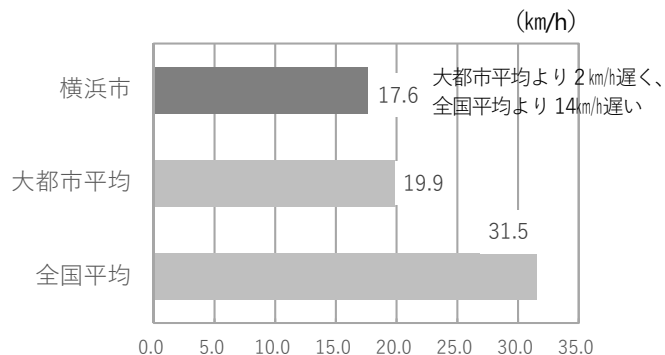


参考2 横浜市内における道路交通の状況（令和3年度 全国道路・街路交通情勢調査）

■ 平均交通量（平日12時間）



■ 朝夕旅行速度



提案の担当

道路局道路政策推進部道路政策推進課長
 道路局計画調整部事業推進課長
 道路局計画調整部企画課長
 道路局横浜環状道路調整課長
 道路局建設部建設課鉄道交差調整担当課長

金澤 英俊
 古性 敏幸
 金子 真嗣
 坂入 啓太
 土村 浩二

TEL 045-671-2775
 TEL 045-671-2937
 TEL 045-671-2746
 TEL 045-671-3985
 TEL 045-671-2757

地域公共交通の充実への支援

要望先：国土交通省

提案・要望内容

1 地域公共交通の導入（増やす）への支援

交通空白の解消に向け地域公共交通の導入を図るため、以下のとおり補助制度の拡充・改善を図ること

- ・実証運行に対する支援である、「共創モデル実証運行事業」や「『交通空白』解消緊急対策事業」は、単年度の補助となっているが、交通サービスの認知・行動変容には長期間を要するため、単年度ではなく複数年度にわたる継続的な支援を行うこと
- ・本格運行に対する支援である、「地域内フィーダー路線への補助」は、交通不便地域の定義が全国一律の基準（駅及びバス停から1km以上離れていること）となっているが、各自治体が地域公共交通計画で定めた交通空白地を対象とするなど、地域の実情に対応した補助制度とすること

2 地域公共交通の維持（守る）への支援

バス運転士を確保し、バス路線の廃止・減便を抑制するため、本市として月額3万円を上限に住宅手当への補助制度を創設したが、運転士確保のインセンティブを一層強化するため、国として新たな補助メニューを創設するなど、待遇改善に対する財政支援の充実を図ること

1 国の現状

- (1) 令和5年4月に改正地域交通法が成立し、地域公共交通の再構築を図る「共創モデル実証運行事業」や、生活交通ネットワークの確保・維持を目的とした「地域内フィーダー路線（バス路線等）への補助」等、支援メニューを強化。
- (2) 令和7年度からは、「交通空白」の早期解消等に向け、9年度までを「交通空白解消・集中対策期間」として対策を強化し、財政支援の一環として、「『交通空白』解消緊急対策事業」（調査～実証運行に係る車両・運行費等支援）を創設。
- (3) 令和5年度より、旅客運送事業者の人材確保支援として、二種免許取得経費、人材確保セミナーの開催経費等を支援。

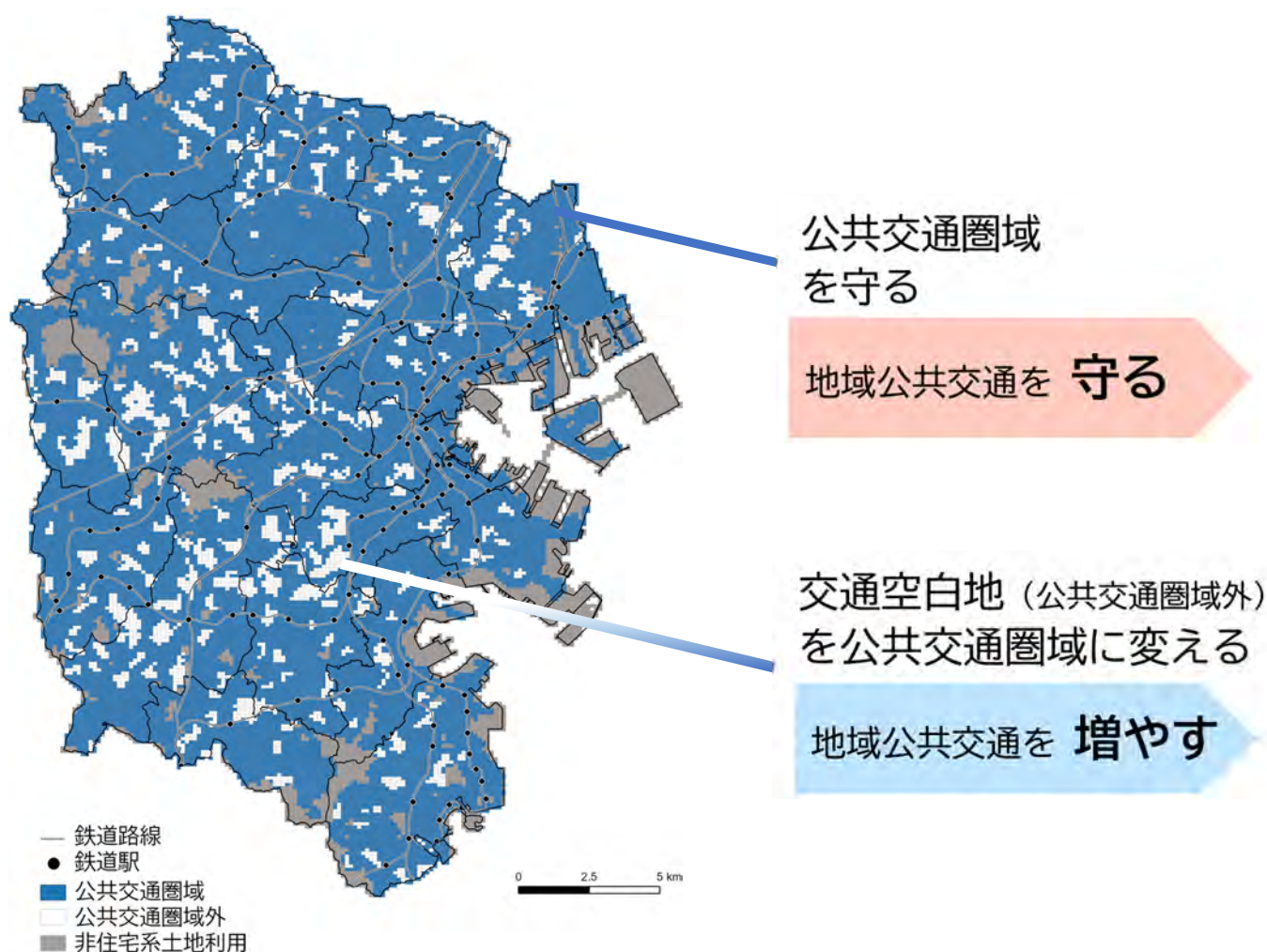
2 横浜市の現状

- (1) 令和7年4月に「地域公共交通計画」を策定し、交通空白地へ地域公共交通を導入する「みんなのおでかけ交通事業」を開始した。地域主体の取組への行政の積極的な支援とともに、地域に適した運行として定着・持続させるための補助（実証運行（最大3年間）及び本格運行）により、空白地解消の取組を推進。
- (2) 上記に加え、バス路線の廃止・減便を抑制するため、バス運転士の持続的な確保に向けた住居費用の一部を補助する「民間バス運転士住居支援事業補助金」を創設し、運用を開始。

3 問題点・必要性

- (1) 近年は車両の入手が難しく、実証実験までに時間を要することに加え、導入した交通が地域に定着するためには、住民周知や、実証運行データに基づく運行計画の改善など、長期間にわたる継続した取組が必要。しかし、「共創モデル実証運行事業」や「『交通空白』解消緊急対策事業」による支援は、単年度内の一定期間に限られており、複数年度に渡る支援が必要。
- (2) 「地域内フィーダー路線への補助」は、駅及びバス停から1km以上離れ、国が指定した交通不便地を運行する路線が対象となっているが、地域公共交通計画で定めた交通空白地や日常生活の徒歩圏※を基準とするなど、地域特性や生活実態と合致させる必要。（※駅から800m、バス停から300m／都市構造の評価に関するハンドブック（国土交通省都市局））
- (3) バス運転士の離職防止や採用確保は喫緊の課題であるが、利用者が減少する中、待遇改善はバス事業者の経営努力だけでは限界があり、市民の日常生活を支えるバスネットワークは危機を迎えている。横浜市は月額3万円を上限とした住宅手当への補助制度を創設したが、運転士確保のインセンティブを一層強化するためには、国として新たな補助メニューを創設するなど、待遇改善に対する財政支援の充実が必要。

参考 横浜市地域公共交通計画の基本方針と公共交通圏域の関係



提案の担当

都市整備局交通政策部交通企画課長

都市整備局交通政策部交通企画課バス交通担当課長

都市整備局交通政策部地域交通推進課長

森田 真郷

大橋 男

水谷 年希

TEL 045-671-3515

TEL 045-671-2760

TEL 045-671-2755

鉄道ネットワーク構築への支援

要望先：国土交通省

提案・要望内容

鉄道ネットワークの構築（横浜 3 号線の延伸）への支援

交通政策審議会答申へ位置づけられた横浜 3 号線（高速鉄道 3 号線）延伸の早期事業化に向けて、「受益者負担による事業性の向上の仕組み」や「財源を確保し平準化する資金調達制度」などの制度創設・拡充を図ること

1 国の現状

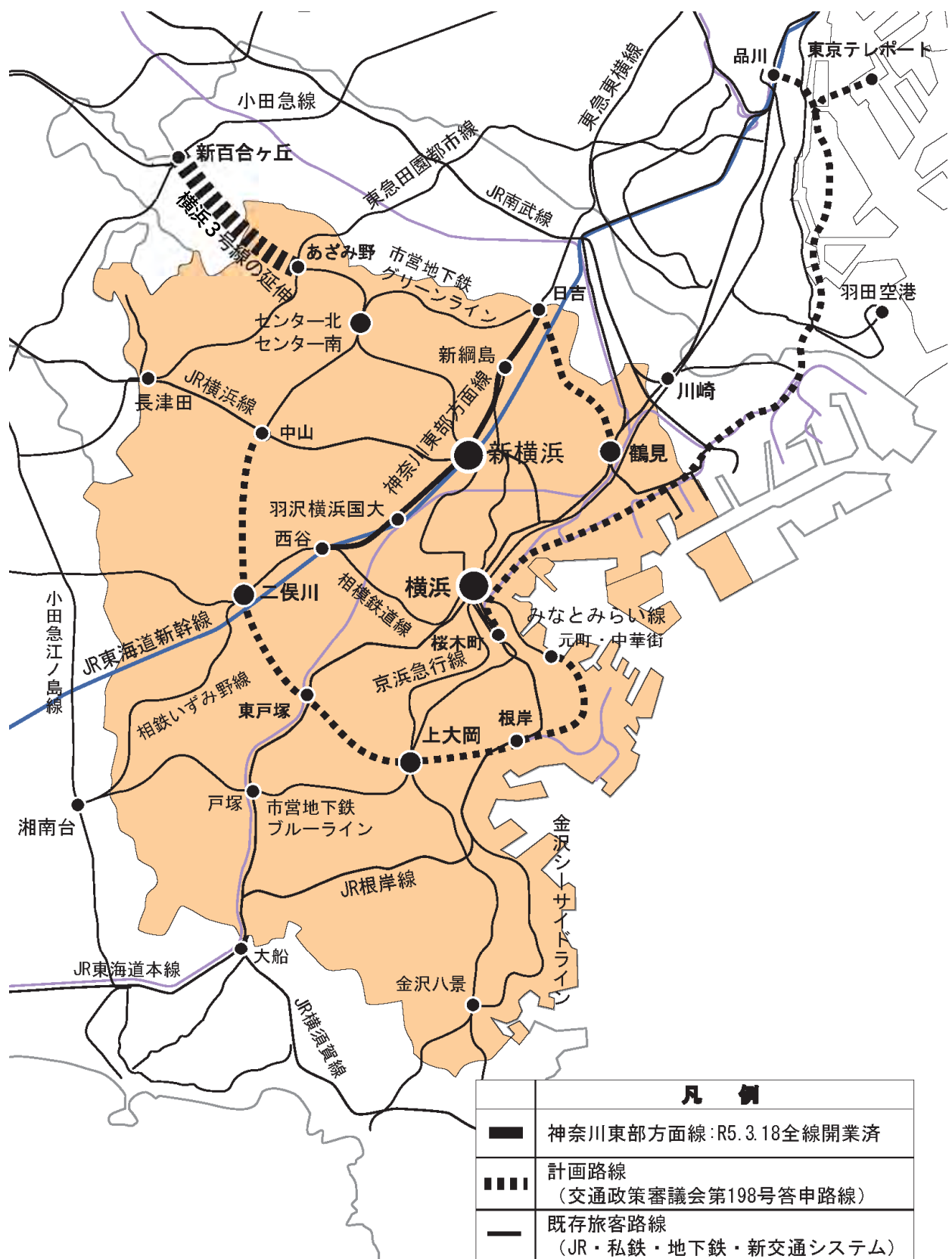
- (1) 交通政策審議会答申第 198 号において、横浜 3 号線（高速鉄道 3 号線）など 3 路線が「地域の成長に応じた鉄道ネットワークの充実に資するプロジェクト」として位置づけられた。
- (2) 利用者ニーズに的確・迅速に応える都市鉄道の着実な整備に向けて、「今後の都市鉄道整備の促進策のあり方に関する検討会」が設置され、「多様な主体による利益還元策や、鉄道・運輸機構の技術力や資金調達力の活用を検討すべき」という検討結果が令和 6 年 6 月に取りまとめられた。

2 横浜市の現状

- (1) 更なる鉄道ネットワークの充実に向け、交通政策審議会答申に位置付けられた路線のうち、横浜 3 号線（高速鉄道 3 号線）の延伸（あざみ野～新百合ヶ丘）について、平成 31 年 1 月に事業化判断、令和 2 年 1 月に概略ルート・駅位置を横浜市・川崎市の両市で合意。
- (2) 具体的な事業計画の検討を進める中で、コロナ禍に伴う新たな生活様式の定着や、物価の高騰等による社会経済情勢の変化など、事業化判断時に想定していなかった課題が顕在化しており、その対応方策として、コスト削減や需要創出に資する新駅周辺のまちづくりの具体化を行い、早期の鉄道事業許可申請を目指している。

3 問題点・必要性

- (1) 横浜 3 号線（高速鉄道 3 号線）延伸の早期事業化に向けては、工事費削減や需要創出による事業性の確保が必要なだけでなく、鉄道事業を取り巻く厳しい社会情勢の中では、「受益者負担による事業性の向上に向けた仕組み」や「財源を確保し平準化するための資金調達制度」など、都市鉄道の整備を一層促進する方策が必要。



提案の担当

都市整備局交通政策部交通企画課長
交通局工務部建設改良課長

森田 真郷
六渡 淳一

TEL 045-671-3515
TEL 045-671-3172

公共施設の老朽化対策の推進

要望先：文部科学省、国土交通省、総務省、環境省

提案・要望内容

1 学校施設環境改善に係る補助制度の拡充

空調設備の設置等の事業実施にあたり柔軟に対応できるよう、リース方式を活用した整備に対しても国庫補助事業の対象とするなど、補助対象の拡充を図ること

2 学校施設環境改善交付金の所要額確保

学校施設環境改善交付金について、施設のバリアフリー化、照明のLED化、空調機器の更新、学校防犯対策設備の設置など学校施設に係る事業の実施に見合う財政措置を講じること

3 廃棄物処理施設等の整備に関する更なる支援の拡充及び二酸化炭素排出削減に寄与する設備改修に対する支援の新設

廃棄物処理施設の新設・更新及び基幹改良について交付対象の拡大及び交付率を引き上げること。また、中継輸送施設等の廃棄物処理施設や収集事務所・し尿受入施設等の関連施設も交付対象とすること。さらに、基幹改良以外のCO₂排出削減に寄与する焼却工場の設備改修に対して、新たな財政措置を講じること

4 公共施設等適正管理推進事業債の更なる対象事業の拡大及び恒久化

公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づく計画的な保全更新推進のため、老朽化対策等の課題のある庁舎等を含むすべての施設に対象を拡大するとともに、恒久的な措置とすること

1 国の現状

- (1) 令和6年3月31日時点において、全ての団体で、公共施設等総合管理計画の策定が完了。
- (2) 地方自治体に対し、公共施設の維持管理・更新等を着実にを行うため「公共施設等総合管理計画」及び「個別施設計画」の内容の充実等を指示。
- (3) 新しい時代の学びに対応した教育環境の向上と老朽化対策の一体的整備が必要。中長期的な将来推計を踏まえ、トータルコストの縮減に向けて計画的・効率的な施設整備を推進。
- (4) インクルーシブな社会環境整備及び災害時の避難所としての利用等の観点から、学校施設のバリアフリー化を一層推進。
- (5) 焼却工場等の廃棄物処理施設の整備には交付金等により支援しているが、施設・設備により交付メニュー（交付率や支援対象）が異なる。また、一部事業に対する交付率が今後引下げとなる。
- (6) 公共施設等適正管理推進事業債は、事業期間が令和8年度までの時限措置。「長寿命化事業」は、対象が一部公共施設・インフラに限定され、公用施設は対象外。

2 横浜市の現状

- (1) 高度経済成長期以降に大量かつ集中的に公共施設を整備。一部の施設は老朽化が深刻化し、今後多くの課題を抱えた老朽化施設が急速に増加。

- (2) 令和4年12月に**公共施設等総合管理計画を全面改訂**。令和7年度までに公共施設・インフラの31の個別施設計画を順次改定し、内容の充実を進めつつ、計画に基づく**維持管理・更新等を着実に**行う。
- (3) 高度経済成長期以降の学齢期人口の急増に伴い、大量かつ集中的に整備した学校施設が更新時期を迎え、老朽化対策が必須。建替え等を要する学校の多くは築70年が迫り、安定した事業実施のため、一部の学校を築70年より前倒して建替え事業量を平準化。
- (4) 学校施設の機能向上として、空調設備設置、トイレ改修、エレベーター設置などの質的整備事業を進めているが、対象校数が膨大であり、完了まで多くの年月が必要。
- (5) 安定したごみの収集・運搬・処理・処分が求められる中で焼却工場等の廃棄物処理施設の老朽化が進んでいるが、財源不足から効果的な対策が進められていない。
- (6) 脱炭素社会の実現に向けて、焼却工場で創出した電気や熱は、CO₂排出ゼロの環境にやさしいエネルギーとして注目されている。

3 問題点・必要性

- (1) 庁舎等の公用施設も他の公共施設と同様に老朽化が深刻化しているが、公共施設等適正管理推進事業債の適用外であり、財政的な支援がないため個別施設計画に基づく計画的な保全更新が困難である。そのため、計画的な長寿命化計画の推進に向けた対象事業の拡大が必要。
- (2) 個別施設計画に基づく計画的な保全更新の推進のため、長期にわたる公共施設のメンテナンスサイクルの実施が必須であり、確実な保全更新を継続的に行うための恒久的な財源確保が必要。
- (3) 学校運営上の課題解決のため、「横浜市小・中学校施設の建替え等に関する基本方針」に基づき改築（建替え）を進めているが、建替えが必要な学校が相当数あり、多額の事業費確保が必要。
- (4) 学校施設の建替えは、限られた敷地条件の下で解体と新築工事を繰り返さなければならず、その期間が長期化傾向となる。
- (5) 老朽化対策に加え、エレベーター設置等のバリアフリー化や照明のLED化、空調機器の更新、学校防犯対策設備の整備などを厳しい財政状況の中で進めなければならない。
- (6) 財政負担の平準化に加え、早期の供用開始を目指し、リース方式を活用した給食室等への空調設備設置に係る経費を補助対象とするなど、財政措置の拡充が必要。
- (7) 学校施設におけるバリアフリー化の一層の推進やトイレの洋式化、空調等の設置や外壁落下防止措置について、国として推進を掲げ、地方自治体への財政支援を標榜している中、横浜市としても積極的に取り組んでいるところである。しかしながら、令和7年度の学校施設改善環境交付金において、認証されない事業が数十億円という規模で生じており、事業スケジュールの大幅な見直しや自治体の財政の圧迫により、事業が立ち行かなくなるおそれがある。補助制度の拡充とともに、国庫補助の対象事業に係る国の負担割合分はすべて認証されるよう、財政措置を図る必要。
- (8) 大きな財政負担を伴う、焼却工場・資源選別施設の新設・更新及び基幹改良には、国からの財政支援が必須。
- (9) 中継輸送施設等の廃棄物処理施設や収集事務所・し尿受入施設等の老朽化した関連施設を計画的に補修するため、財政面での支援が必要。
- (10) 基幹改良以外のCO₂排出削減に寄与する設備改修には財政措置がなく、先行的な取組が困難。

参考 1 廃棄物処理施設の老朽化



焼却工場 穴の開いたボイラ水管



ボイラ水管穴あき詳細



資源選別施設 老朽化したコンベヤ

参考 2 循環型社会形成推進交付金等の対象施設・整備の拡充

			現状・課題	提案内容
廃棄物処理施設	新設・更新	交付対象設備及び交付率	ボイラー・蒸気タービンなどの高効率エネルギー回収設備のみ 1 / 2 その他の設備については 1 / 3 (令和 9 年度～) 施設整備に関する計画支援事業は 1 / 4	一律で 1 / 2
	基幹改良	対象施設	対象は工場・資源選別施設 中継輸送施設※・最終処分場は対象外	中継輸送施設※、 最終処分場も対象
		対象設備	対象の設備は CO ₂ 排出削減に寄与するもの その他の設備は対象外	中央監視制御装置等の 重要設備の基幹改良も対象
	上記以外	工場の CO ₂ 排出削減に寄与する改修	基幹改良以外の CO ₂ 排出削減に寄与する改修には 財政措置がなされていない (蒸気タービン改修や LED 化、インバータ化などの省エネ改修)	財政措置の新設
関連施設の新設・更新 (収集事務所・し尿受入施設など)			財政措置がなされていない 老朽化対策に支障	対象施設の拡大

※中継輸送施設は、昭和 50 年代から全国に先駆けて横浜市が導入した処理体制であり、効率的な収集運搬体制の構築だけでなく、焼却工場数の効率化や大規模化に伴う発電能力増大化にもつながるため、施設の更新は、二酸化炭素の排出抑制に寄与する。

参考 3 焼却工場における発電実績

令和 5 年度	鶴見工場	旭工場	金沢工場	都筑工場	計
発電電力量 [kWh]	113,415,250	45,141,360	113,282,220	65,692,120	337,530,950
CO ₂ 削減効果 [t-CO ₂]	47,974.6	19,094.7	47,918.3	27,787.7	142,775.5

参考4 公共施設等適正管理推進事業債の横浜市活用実績

(単位：百万円)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込)
公共施設等適正管理推進事業債		2,289	2,534	2,176	1,842
長寿命化 (公共用建物)	施設の使用年数を、法定耐用年数を 超えて延長させる事業	1,104	1,212	1,174	757
長寿命化 (道路施設)	所管省庁が示す管理方針に基づき実施 される事業	957	1,016	957	1,029
長寿命化 (都市公園)	所管省庁が示す管理方針に基づき実施 される事業	215	132	6	11
脱炭素化	(令和4年度のみ。令和5年度からは独立した地方債 メニュー)		101		
除却	施設の除却を行う事業	13	73	39	45

提案の担当

教育委員会事務局教育環境整備部教育施設課担当課長

資源循環局適正処理計画部施設課長

資源循環局適正処理計画部施設計画課長

財政局ファシリティマネジメント推進部ファシリティマネジメント推進課担当課長

財政局財政部資金課長

杉浦 達彦 TEL 045-671-3502

草刈 岳 TEL 045-671-2527

鈴木 信 TEL 045-671-4145

加藤 忠義 TEL 045-671-3801

古川 聡 TEL 045-671-2185

国及び国の関係機関が発注する公共事業における市内中小企業者の受注機会の増大

要望先：国土交通省

提案・要望内容

1 分離・分割発注の推進

中小企業の受注機会の増大のため、国及び国の関係機関が発注する公共事業を細分化し、分離・分割発注を推進すること

2 地元企業が参画しやすい発注方式の拡大

地域の精度度・貢献度を評価する発注方式を推進すること。特に、地域における社会資本の維持・管理を担う企業の確保の観点から、維持・管理工事を地元企業へ優先発注すること
地元企業が参画可能な共同企業体へ発注すること

3 WTO 及び緊急随意契約案件を除いた発注額の増大

資材高騰や賃上げなどの事業経費の増額を適正に反映しながら、地元経済の活性化のため、発注額の増大を図ること

1 国の現状

- (1) 公共事業の地元企業への発注を基本方針とするとともに、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づく公共事業の発注者向けの「発注関係事務の運用に関する指針」（令和7年2月改正）において、災害時の対応を含め、地域において社会資本の維持・管理を担う企業を確保することの重要性が掲げられている。

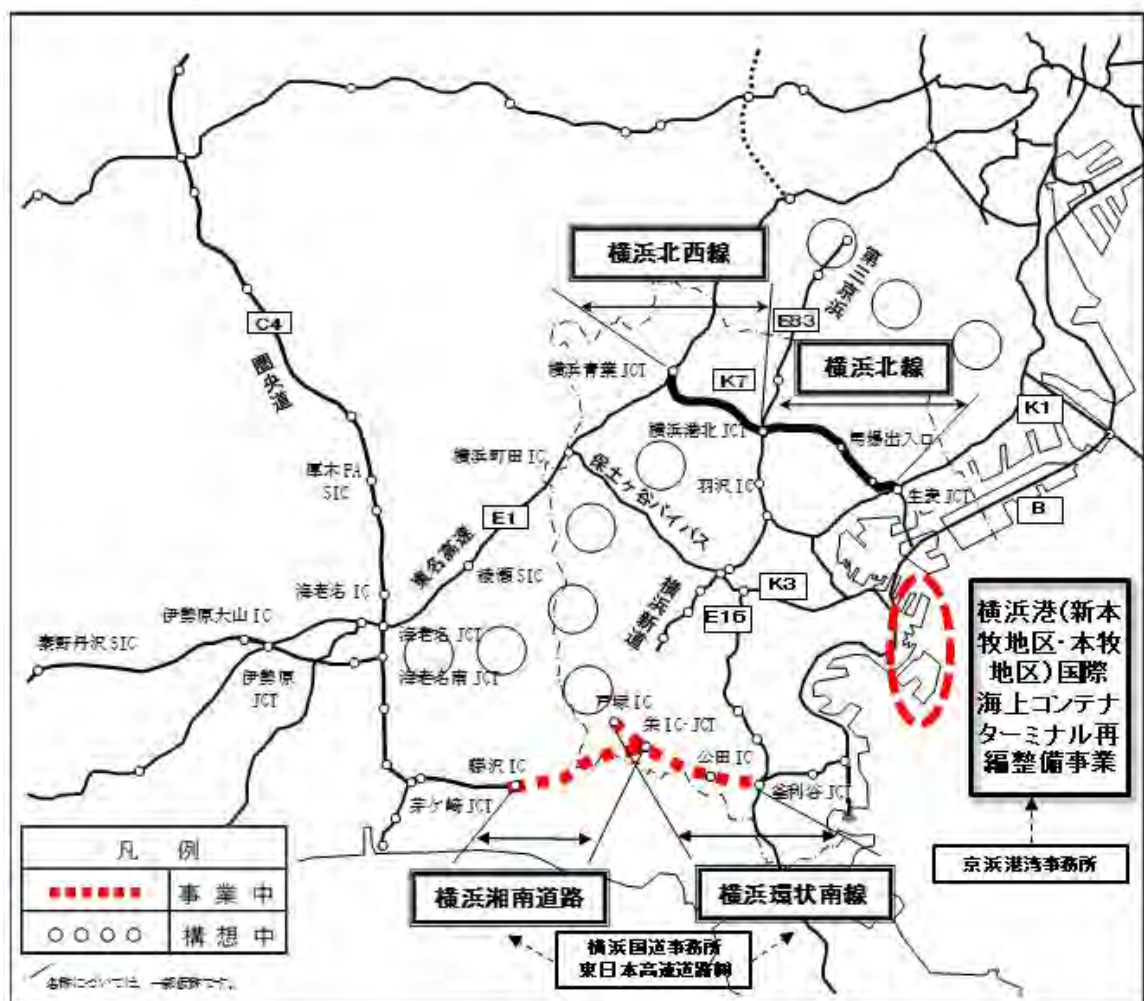
2 横浜市の現状

- (1) 「横浜市中小企業振興基本条例」（平成22年制定）に基づき、市が発注する公共事業において、市内中小企業者の受注機会の増大を推進。
- (2) 国及び国の関係機関が発注する公共事業についても、「横浜市内公共事業発注者連絡会」（平成23年度から毎年開催）等を通じて、市内中小企業者の受注機会の増大を推進。

3 問題点・必要性

- (1) 横浜環状道路や横浜港の整備など、国及び国の関係機関による大規模事業の推進や維持・管理工事の実施にあたって、地元経済の活性化と、地域における社会資本の維持管理を担う企業の確保の観点から、市内中小企業者の受注機会の増大が必要。
- (2) 国及び国の関係機関が発注する公共事業における市内中小企業者の受注実績は、「横浜市内公共事業発注者連絡会」を設立した平成23年度から増加傾向で、令和2年度は過去最大。令和5年度は前年度と比較して増加しているが、令和2年度の3割程度に留まっている。
- (3) 今後、需要増大が見込まれる公共施設の保全更新に安定的・継続的に対応するとともに、災害発生時の地域の守り手でもある市内中小企業者の受注機会確保は必要不可欠。

参考 1 横浜市内における国及び国の関係機関による主な大規模公共事業



参考 2 国及び国の関係機関による公共事業の発注額と市内企業受注額

	平成 23 年度	…	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
発注額	960 億円	…	2,589 億円	1,617 億円	682 億円	1,938 億円
(WTO や緊急随意契約案件を除いた場合の額)	(504 億円)	…	(1,575 億円)	(421 億円)	(346 億円)	(377 億円)
うち 市内企	<u>55 億円</u>	…	<u>181 億円</u>	<u>111 億円</u>	<u>27 億円</u>	<u>43 億円</u>

※集計対象は、「横浜市内公共事業発注者連絡会」のメンバー等である、国土交通省（横浜国道事務所・京浜港湾事務所・京浜河川事務所・横浜営繕事務所・川崎国道事務所）、東日本高速道路㈱（横浜工事事務所・京浜管理事務所）、首都高速道路㈱（更新・建設局・神奈川局）。

※各機関の発注額は、横浜市域外も含む

提案の担当

財政局ファシリティマネジメント推進部公共事業調整課長 佐藤 公彦 Tel 045-671-3941

デジタル社会の基盤であるマイナンバーカード普及促進

要望先：総務省、デジタル庁

提案・要望内容

1 マイナンバーカード交付・更新に係る費用の全額国費負担

マイナンバーカードの交付及び電子証明書・カードの更新業務の恒常化に伴い、必要な体制の維持に係る費用の全額国費負担を図ること

2 マイナンバーカード電子証明書の更新手続オンライン化の実現

行政手続のオンライン化が進められているなか、国民の利便性向上及び自治体の負担軽減・行政手続効率化のため、電子証明書の更新手続のオンライン化に取り組むこと

1 国の現状

- (1) 令和7年4月末時点でマイナンバーカードの保有枚数は約9,790万枚、保有率は78.4%に到達。
- (2) 令和4年度末までに「マイナンバーカードがほぼ国民に行き渡ることを目指す」という方針の下、市区町村に交付体制を強化することを通知し、令和5年度以降もカードを希望する国民に対する円滑な取得環境や交付体制を整備するため、マイナンバーカード申請・交付に係る事務費を補助金として交付している。
- (3) 令和元年度以降、毎年度一定数の電子証明書の更新及びカードの更新が発生。
- (4) 総務省事務連絡（令和6年12月27日付）において、各市区町村に対して令和6年12月2日から開始された特急発行・交付の仕組みへの円滑な対応や今後の電子証明書等の更新増加を踏まえた必要かつ効率的な申請受付体制の構築に取り組むことについて通知。
- (5) 「デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和5年6月）」ではマイナンバーカード更新のオンライン化について検討することを明示したが、次期マイナンバーカードタスクフォースの最終とりまとめ（令和6年3月）では、カードの更新手続は対面による厳格な本人確認を継続し、電子証明書の更新は窓口負担の軽減策の検討を進めることとなった。
- (6) 健康保険証の新規発行終了によるマイナ保険証への移行に続き、マイナンバーカードと運転免許証、在留カードの一体化やカードへの振り仮名の記載など、マイナンバーカードの普及と利活用を今後も推進。

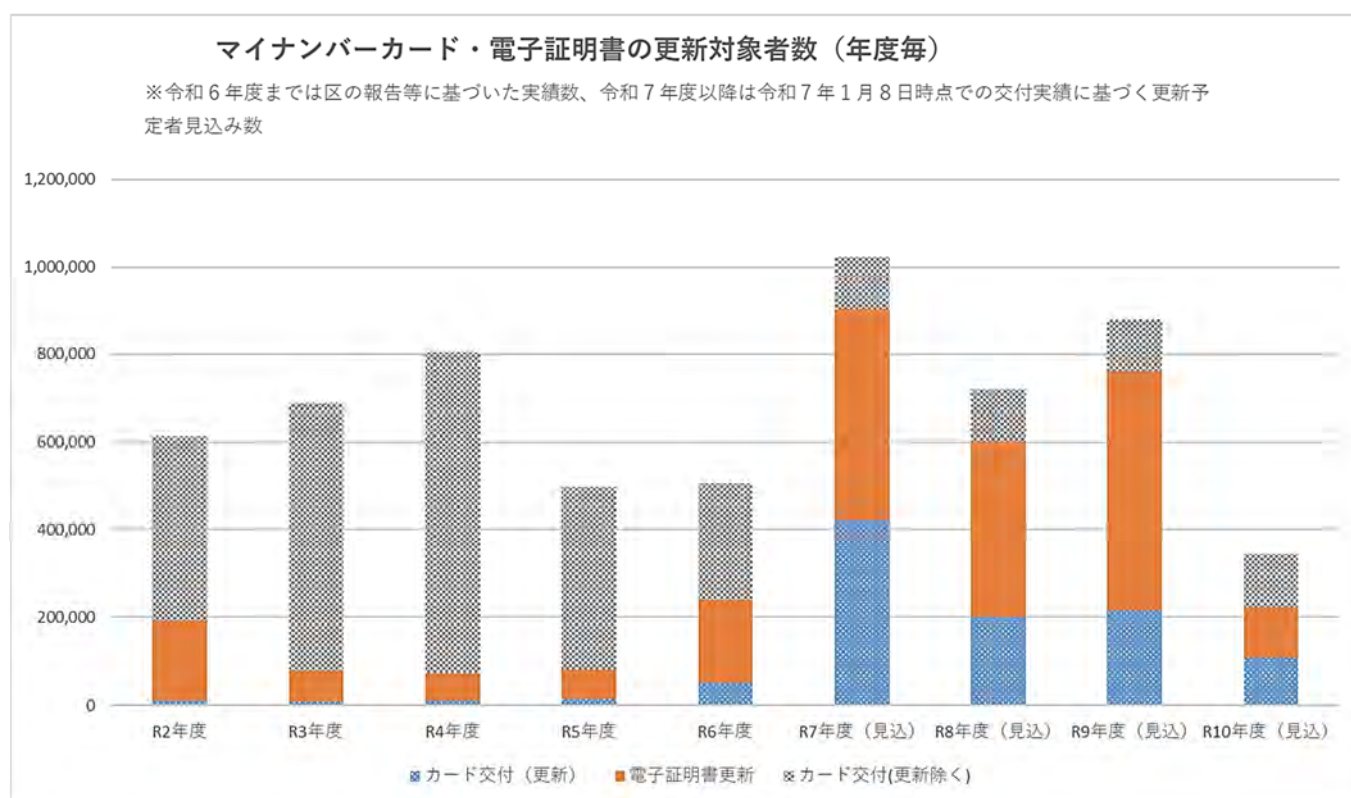
2 横浜市の現状

- (1) 令和7年4月末時点でマイナンバーカードの保有枚数は約295万枚、保有率は78.7%に到達。
- (2) 国の方針に合わせて設置した18区役所の交付・更新窓口及び平日夜間、土日祝日の交付・更新に対応した市内4箇所の特設センターは、令和7年度も引き続き開設。
- (3) 令和7年度以降は毎年度大量の電子証明書の更新及びカード更新需要を想定。
- (4) カード保有者の増加に伴い、カード及び電子証明書更新業務の対応数及び住民異動時の継続利用処理の負担も増加。カード紛失や記載欄満欄等に伴う再発行手続も窓口で発生。
- (5) マイナンバーカードの普及と利活用の推進による特急発行・交付やカードの一体化などに伴い、窓口での事務手続が複雑化し、対応が増加。

3 問題点・必要性

- (1) これまでにカードを交付した方に対する電子証明書・カードの更新に係る事務が恒常化。また、マイナンバーカードに関する窓口での事務手続も複雑化し、現行の対面による更新手続が継続される場合、マイナンバーカード交付体制と同規模の更新のための体制が必要。
- (2) 今後の大量更新を見据えて、特設センターを引き続き開設するには、単年度の財源措置では物件の賃貸借契約が非常に困難。更新事務に係る財源措置は複数年にわたり明示するとともに、更新業務を恒常的業務と位置づけ、交付数に対応した更新業務に係る安定的な財源措置が必要。
- (3) 現行の電子証明書の更新手続は市区町村窓口への来所が必要だが、国民の利便性向上及び市区町村の行政手続効率化のため、更新手続のオンライン化が求められる。電子証明書の更新手続オンライン化に向けて、対面確認に相当する身元確認保証レベル及び制度面・システム面を早期に整理することが必要。なお、更新手続のオンライン化が実現しない限り、市区町村窓口の対面での確認が必要なため、十分な窓口体制を確保するために国費による安定的な財源措置が必要。

参考 横浜市のマイナンバーカード及び電子証明書の発行・更新数



提案の担当

市民局窓口サービス部窓口サービス課長

吉田 誠

TEL 045-671-3621

戸籍氏名の振り仮名記載に係る事務の円滑な推進

要望先：法務省、総務省、デジタル庁

提案・要望内容

1 戸籍氏名の振り仮名記載に係る事務費用の全額国費負担

令和7年度の国庫補助額を増額し、経費の全額を国費負担とすること。令和8年度も、事務の詳細等を早期に各市町村に示すとともに、引き続き全額国費負担とすること

2 振り仮名記載による影響が生じないための取組

振り仮名記載事務について関係省庁と情報共有し、振り仮名の修正により市民生活に影響が出ないような必要な取組を実施すること

1 国の現状

- (1) 政府のマイナンバー施策の一つとして、全国民を対象として戸籍の氏名に振り仮名を記載する事務（以下、「振り仮名事務」という。）が令和7年5月26日に開始。
- (2) 全国の市区町村からの要望等をふまえ、通知された振り仮名が正しい場合には届出を不要とする方針を示すとともに、市区町村の事務負担を軽減するために必要な体制の確保に要する経費の補助を創設するための費用を令和6年度補正予算に計上。
- (3) 法務省のホームページ等には、戸籍に記載される振り仮名と旅券申請など他の行政手続等において既に使用している振り仮名が異なる場合、不都合が生じる可能性が示唆されているが、具体的な影響や市民が必要な手続き等が網羅的に周知されていない。

2 横浜市の現状

- (1) 国の対応を考慮しても、人口規模の大きい横浜市では、振り仮名に関する通知の発送後に相当数の問い合わせや届出が想定されるため、運営にあたり、コールセンター機能を有する事務センターを設置のうえ、業務の一部を民間事業者へ委託。
- (2) 婚姻届など他の届出と同時に提出される振り仮名の届出や、出生届の振り仮名の審査等に伴う業務量の増加に対応するため、18区役所に戸籍システムを増設するとともに、窓口対応等の人員を増強。
- (3) 令和8年度に予定されている事務の詳細や国庫補助の動向を把握したうえで、事務センターの継続の検討や18区役所の体制について内部調整を進める予定。

3 問題点・必要性

- (1) 令和7年度の振り仮名事務に係る横浜市の予算計上額は約5億6千万円だが、国から通知された補助見込額は約3億5千万円であり、約2億1千万円の市費負担が発生する見込み。
- (2) 令和8年度には、届出期間終了間際の駆け込み相談や、届出がなかった方への戸籍への一斉記載事務の発生が予想され、振り仮名記載事務は相当量継続される見込みだが、令和8年度の事務の詳細や予算に関する国の方針が示されていない。
- (3) 通知された振り仮名を修正したことに伴い、振り仮名を利用していた各種公的・非公的なサービス受給等への影響が生じる可能性がある。

参考 横浜市の本籍人口数等の状況

- ・ 本籍人口数：3,148,382 人（令和 7 年 3 月末日時点）
- ・ 戸籍数：1,310,113 戸籍（令和 7 年 3 月末日時点）
- ・ 横浜市住民登録人口（日本国籍）：3,626,571 人（令和 7 年 3 月末日時点）
- ・ 戸籍届出件数（令和 6 年度 18 区役所合計）：165,978 件

【振り仮名事務に要する経費と国庫補助額一覧】

項目	R6 年度	R7 年度予算	補助対象経費
通知書印刷・発送経費	—	252,968	○
事務集約センター運営費用 （入力等委託、職員人件費、施設管理費）	—	131,181	一部○
18 区役所人件費	—	132,250	○
戸籍システム増設経費	32,806	47,822	×
合計（①）	32,806	564,221	
国庫補助見込額（②）	—	354,290	
横浜市負担額（①－②）	32,806	209,931	

提案の担当

市民局窓口サービス部窓口サービス課長

吉田 誠

TEL 045-671-3621

水道スマートメーターの導入推進への支援

要望先：国土交通省、経済産業省

提案・要望内容

1 水道スマートメーターの導入に向けた財政支援と環境整備

水道スマートメーターを給水区域の全域に展開するため、計画的な導入に係る経費を補助対象とするなど、補助制度の要件を緩和すること。併せて、水道スマートメーターの仕様の共通化や通信方式・通信規格等を整理し、一部の水道事業体において検針員の担い手不足が顕在化していることも踏まえ、国が全ての使用者への水道スマートメーター導入に向けたロードマップを示すなど、各水道事業者が水道スマートメーターの導入を円滑かつ計画的に推進できる環境を整備すること

2 検定有効期間の延長

水道スマートメーターの導入コストに多大な影響を与える水道メーターの検定有効期間を延長すること

1 国の現状

- (1) 施設の老朽化や、管理に精通した熟練職員の減少などが進む中、デジタル技術を活用し、メンテナンスの効率を向上させる「上下水道DX」の推進の重要性を踏まえ、上下水道DX技術のカタログを令和6年度に策定し、今後5年程度で全国の事業体における標準装備化を推進。
- (2) 令和7年2月20日のデジタル行財政改革会議において、石破総理から村上総務大臣、中野国土交通大臣に対し、「今後5年程度で全国で実装するという目標を大幅に前倒しし、できる自治体から速やかに実装を進め、3年程度で全国で標準実装」できるよう取り組むよう指示があった。
- (3) 水道スマートメーターの導入は、「上下水道DX」の具体的な事例として掲げられており、水道スマートメーターの活用による、検針業務の省力化や漏水箇所の早期発見、施設規模の最適化、データの見える化など、さまざまな効果が期待されている。
- (4) 水道スマートメーター導入への財政支援は、サービス立ち上げに係る単年度費用に限った交付金制度（新しい地方経済・生活環境創生交付金）や付加価値の創出が必要で先進性やインパクト等のモデル性が評価される補助金制度（上下水道DX推進事業）がある。また、令和7年度には公営企業が実施する事業に対する一般会計からの補助金に対する「デジタル活用推進事業債」など、新たな地方財政措置が講じられた。
- (5) 水道メーターは、計量法（経済産業省）により、有効期間の8年（計量法施行令（経済産業省令））以内の交換が必要（一般的なガスメーターや電力メーターは10年）。
- (6) 電力・ガス業界では、平成22年6月に閣議決定された改訂エネルギー基本計画で、「費用対効果等を十分考慮しつつ、2020年代の可能な限り早い時期に、原則全ての需要家にスマートメーターの導入を目指す」ことが示された。同時に経済産業省が「スマートメーター制度検討会」を設置し、導入の検討が進められるなど、国がスマートメーター化を牽引。その結果、2024年度末までに各電力会社のスマートメーター化が完了する計画となっている。また、都市ガス大手3社においても、2030年代半ばまでにスマートメーター化することが公表されている。

2 横浜市の現状

- (1) 令和2年10月以降、市内の一部地域で水道スマートメーターの自動検針値により料金請求を行っており、自動検針の実用性はすでに確認できている。
- (2) 水道スマートメーターは、無線通信端末や電子式水道メーターといったハードの価格に加え通信費用がかかるなど、導入コストが高く、大きな課題である。そのため、令和7年10月以降、通信費用の低減などを目的に、電力との共同検針を新たに実施。
- (3) 水道スマートメーターの全戸導入に向けた取組を進めており、令和10年から順次、導入を開始する予定。

3 問題点・必要性

- (1) 水道メーターは検定有効期間の8年間で取り替える必要があり、毎年度同数となるよう平準化しているため、水道スマートメーターの全域展開には少なくとも8年以上が必要だが、現在の補助金制度等では導入コストの多くが対象外事業費となる。大都市における水道スマートメーターの全域展開を加速化し、全国的な普及促進のため、給水区域内の全ての水道スマートメーター導入に係る経費が補助対象となるよう、補助制度の要件緩和が必要。
- (2) 1戸あたりの検針に要するコストは、人手（委託）による検針コスト1,600円/年に対し、水道スマートメーターによる自動検針コストは4,863円/年と約3倍のコストがかかり（公益社団法人日本水道協会資料より）、導入コストが高く全国的な導入に至っていないが、水道事業体の導入が進まないことにより導入コストが高くなっている側面もある。
- (3) 補助制度の要件の緩和（水道事業体の財政負担の抑制）や検定有効期間が延長（年間コストの平準化）されることで、水道スマートメーターが普及し、流通量の増加によるスケールメリットにより低価格化に繋がり、水道スマートメーターが普及する好循環を生み出せる。
- (4) 一方、一部の事業体では検針員の担い手不足の問題が顕在化し、水道スマートメーターの導入は待ったなしの状況。また、検針は水道事業のみならず下水道事業においても必要であり、上下水道を一元的に管理する今こそ業務の効率化を推進すべき。

スマート水道メーターのコスト

公益社団法人 Japan Water
日本水道協会 Works Association

スマート水道メーターとは

遠隔で検針値等の水量データを取得
指定された時間間隔等でデータ送信

活用方法・メリット

ビッグデータの利活用・住民の見守り機能
漏水検知・検針員の削減

種類

- 分離方式
- メーターと通信端末が分離しており、メーターに通信端末を後付け（結線作業）して通信を行う。
従来型（羽根車式）水道メーターに通信端末を取り付けたものが一般的。
- 一体方式
- 計測するメーター部と通信端末が一体となっている水道メーター。
コンパクトで管理しやすく、設置も簡単。
- 水道メーターの計測方式
- ① 羽根車式
- 羽根車の回転により流量を計測。
従来から長く使用されている。
- ② 電磁式
- 電磁誘導を利用して流量を計測。
内部は筒状。
- ③ 超音波式
- 超音波を利用して流量を計測。
内部は筒状かそれに近い構造。
- 通信イメージ

スマート水道メーターのコスト（日本水道協会による概算）

	従来型水道メーター(20mm、1個当たり)				スマート水道メーター(20mm、1個当たり)			
	本体単価(円/個)	取替費用(円/回)	検針委託単価(円/年)	通信費(円/年)	本体単価(円/個)	取替費用(円/回)	検針委託単価(円/年)	通信費(円/年)
各単価・費用	¥3,500	¥3,700	¥700	¥0	¥23,700	¥4,000	¥0	¥1,400
1年で換算したコスト	¥1,600				¥4,863			

スマート水道メーターの普及促進にあたっての課題 → コスト

メーター設置個数：全国 約6,000万個

それぞれの市場規模：約960億円・約2,920億円（※単純化した計算であるため、実態とは異なる）

出典：公益社団法人日本水道協会「第1回 規制改革推進会議 スタートアップ・イノベーション促進ワーキング・グループ」資料



「特別市」の法制化の実現

要望先：総務省

提案・要望内容

1 「特別市」の早期法制化

指定都市が地域の実情に応じた多様な大都市制度を選択できるよう、「大都市地域における特別区の設置に関する法律」に基づく特別区設置以外の新たな選択肢となる「特別市」の法制化を早期に実現すること

2 次期地方制度調査会における大都市制度改革の調査審議

「特別市」の早期法制化に向け、次期地方制度調査会で調査審議を行うため、大都市制度のあり方について諮問すること

1 国の現状

- (1) 現行の指定都市制度は、暫定的な制度として創設されてから 68 年が経過し、道府県との二重行政や不十分な税制上の措置など、多くの課題を抱えている。
- (2) 第 30 次地方制度調査会の答申において、「特別市（仮称）」の検討には意義があるとされたにもかかわらず、その後の地方制度調査会において、大都市制度改革に関する調査審議は行われていない。
- (3) 令和 6 年 12 月に総務省に設置された「大都市における行政課題への対応に関するワーキンググループ」において、「特別市」についての指定都市市長会へのヒアリングの実施のほか、大都市制度等に関する具体的な課題の整理及び対応の方策について議論が行われた。

2 横浜市の現状

- (1) 令和 4 年 2 月に、『特別自治市』の早期実現に関する決議を横浜市会が可決。
- (2) 令和 4 年 7 月に、横浜市・川崎市・相模原市共同で「住民目線から見た『特別市』の法制化の必要性 ～神奈川から実現する新しい自治のかたち～」を発表。
- (3) 令和 4 年 12 月に、従来の大綱を改訂し、特別市に対して示されている懸念・課題への横浜市の基本的見解を新たに明示した「横浜特別市大綱」を公表。
- (4) 令和 6 年 5 月に、横浜市町内会連合会から「特別市の実現に向けた取組の推進について」の意見書を受領。
- (5) 令和 6 年 9 月に、横浜市・川崎市・相模原市の市長及び市議会正副議長による懇談会を開催し、特別市の法制化の早期実現を目指す取組推進の共同メッセージを発出。
- (6) 横浜市会が国への要望活動を実施し、「特別市の法制化に関する要望書」を総務省、衆参両院総務委員会等に提出。（令和 4 年 11 月、令和 6 年 1 月、令和 7 年 1 月）
- (7) 特別市に係る理解促進と法制化の実現に向けた機運醸成のため、地域活動に携わる市民などを対象に地域説明会を実施。（令和 4 ～ 6 年）

3 問題点・必要性

- (1) 我が国が人口減少や長期にわたる経済の停滞などに対応し、持続可能な発展を遂げるためには、大都市がその力を最大限に発揮し、圏域及び我が国全体を牽引していかなければならないが、大都市がその役割を十分に果たすための地方自治制度が整備されていない。
- (2) 我が国における大都市制度の新たなカテゴリーとして、日本全体の成長力を高め、経済を活性化し、大都市・横浜が持つ力を最大限発揮できる「特別市」制度の早期実現を日本の国家戦略として推進することが必要。
- (3) 第30次地方制度調査会の答申では、「都道府県から指定都市への事務と税財源の移譲を可能な限り進め、実質的に特別市に近づくことを目指すこととし、特別市を創設する場合の様々な課題については、引き続き検討を進めていく必要がある」とされている。
- (4) 指定都市制度の課題を抜本的に解決するためにも、特別市制度の創設などの大都市制度改革に関し、次期地方制度調査会での調査審議が必要。

参考1 市長による市民向け説明会



参考2 横浜市町内会連合会による「特別市の実現に向けた取組の推進について」の意見書受領

意見書の要旨

特別市の選択が可能になるよう、法制化の実現に向け、市民の暮らしがどのように良くなるのかなど、幅広い年齢層の市民の皆さまや、地域の商店街や事業者の皆さまなど、より広く特別市の内容と意義が伝わるよう、各区での説明会の実施や、より参加しやすいシンポジウムの開催、動画等も活用した広報・周知を強力に進め、継続的に機運を醸成し、法制化の実現に向けた取組を進めていただきたい。



意見書手交式（令和6年5月）

提案の担当

政策経営局大都市制度推進本部室制度企画課長

松石 徹

Tel 045-671-4323

持続可能な市政の基盤となる「地方税財政制度」の充実

要望先：総務省

提案・要望内容

1 税制・税源配分の見直しと自主財源の充実・強化

個人所得課税の国・地方間の税源配分是正・配分割合拡充、固定資産税の安定的確保、法人所得課税及び消費・流通課税の地方・大都市への配分割合の拡充を図ること

大都市特例事務に係る経費について、税源移譲による不足額の制度的措置を講じること

地方自治体間の財政力格差を是正するため、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に向けて早急に取り組むこと

2 一般財源総額及び地方交付税の充実・確保

国・地方の財政の持続性確保を前提に、不可避免的に増加する社会保障関係費や物価高等、国の経済及び財政規模拡大に応じた、地方全体の一般財源総額を前年度水準にとどまらず充実させること
大都市特有の財政需要や行政サービスのコスト構造を地方交付税の算定への確に反映させること

3 臨時財政対策債の見直し

今後も臨時財政対策債の発行が生じないよう、必要な地方歳出を確保した上で、法定率の引上げなどにより交付税財源を確保すること

今後、臨時財政対策債制度は速やかに廃止するとともに、既往債の元利償還費は別途、確実に措置すること

4 ふるさと納税制度の見直し

特例控除額に定額の上限を設ける等、本来の趣旨に沿った制度への見直しを早急に行うこと

1 国の現状

- (1) 地方財政審議会は、持続可能な確固たる税財政基盤の構築が不可欠であるとし、地方税の充実確保と税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築、地方交付税の機能の適切な発揮が必要と意見。令和7年度与党税制改正大綱において、東京一極集中が続く中、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に向けて取り組むとされた。
- (2) 令和7年度地方財政計画では、一般財源総額（交付団体ベース）が63.8兆円（前年度+1.1兆円）確保されるとともに、地方交付税総額について、前年度を0.3兆円上回る19.0兆円が確保。また、臨時財政対策債は、平成13年度の制度創設以来、初めて発行額がゼロとなった。
- (3) 骨太の方針2024で示された「地方一般財源総額実質同水準ルール」は令和9年度までとされている。

2 横浜市の現状

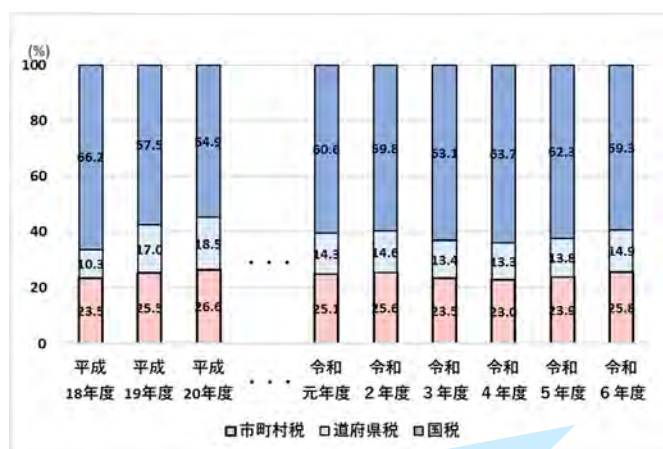
- (1) 「横浜市の持続的な発展に向けた財政ビジョン」で「持続的な財政」を定義し基本方針を定め、「横浜市中期計画2022～2025」で財政運営の取組を明示。
- (2) 他方、市が持続的に発展し、日本をけん引する都市として国にも貢献するためには、地方税財政制度という制度的環境が、社会経済動向や大都市の実態に合ったものであることも不可欠。

3 問題点・必要性

- (1) 高齢化の進展や物価高等、財政需要が増大する中、大都市の特性や実態を踏まえ自主財源の安定的確保や財政運営の自立性向上につながる税制と税源配分の実現、財源保障の充実が必要。
- (2) 自治体の財政状況により、保育、医療、教育といった、基礎的な行政サービスに過度な格差が生じないようにするため、最も重要な歳入基盤である地方税について、税源の偏在是正が必要。
- (3) 臨時財政対策債は理論上の元利償還費が基準財政需要額に算入されるとしても、市債残高に対する一定の割合を占めており、抜本的な見直しが必要。
- (4) ふるさと納税制度について、過度な返礼品競争による自治体側のコスト増や、高所得者ほど大きな節税効果が生じる等の課題があり、制度の早急な見直しが必要。

参考 1 横浜市等の税制に関する状況

＜個人所得課税の配分割合の推移＞



市町村の配分割合は、税源移譲（平成19年度実施）後においても、依然として低い状況で推移している。

（指定都市『大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望（令和7年度）』を加工）

＜横浜市のふるさと納税による税収影響額（交付税措置は未考慮）＞（決算）



＜所得階層別のふるさと納税実施者割合と一人当たり控除額＞



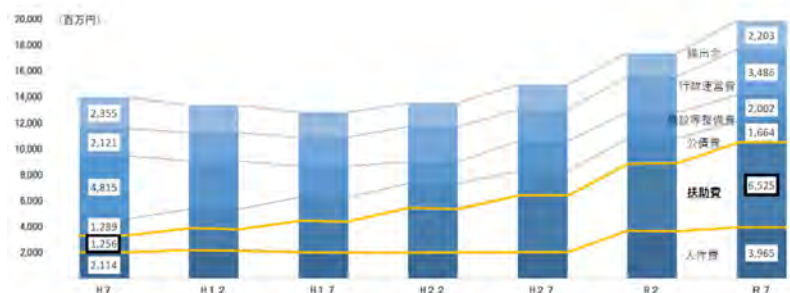
合計所得金額

（指定都市『令和7年度税制改正要望事項』を加工）

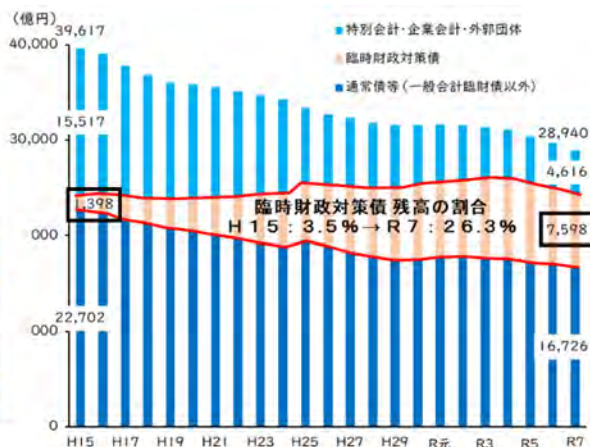
参考 2 横浜市の財政に関する状況

＜一般会計歳出予算額の推移＞

歳出予算は増加傾向にあり、とりわけ扶助費は30年間で約5倍に増加している。



＜一般会計が対応する借入金残高の推移＞



提案の担当

財政局主税部税制課長
財政局財政部資金課長

折出 史朗
古川 聡

TEL 045-671-2188
TEL 045-671-2185

地方分権改革の推進

要望先：内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省

提案・要望内容

1 「手挙げ方式」による権限移譲の推進

「すべての都道府県への移譲」、「すべての市町村への移譲」といった横並びの権限移譲ではなく、「手挙げ方式」を基本とし、積極的に権限移譲を求める自治体に速やかに移譲すること

2 義務付け・枠付けの見直しの更なる推進

義務付け・枠付け（法律による計画策定の努力義務等）の見直しの更なる推進

3 提案募集方式における地方の提案の積極的受け止め

提案募集方式は、導入の趣旨を踏まえ、市民生活の向上に資するものは、支障事例にかかわらず地方の発意に基づき提案を受け止める方向で取り組むこと

4 河川管理権限移譲に係る河川占用料等徴収事務の移譲推進

河川法に基づき県が行っている占用料等に関する事務について、河川管理者が許可事務から徴収事務まで行えるよう、法改正に取り組むこと

1 国の現状

- (1) 地方分権改革は平成5年の「地方分権の推進に関する決議」から始まり、平成26年から、地方の発意に根差した取組として「提案募集方式」を、地方の多様性を重んじた取組として「手挙げ方式」を導入。
- (2) 制度の検討にあたり、地方自治体に対する新規の計画策定等の抑制、既存計画の統合など、効率的・効果的な計画行政の進め方を示す「計画策定等における地方分権改革の推進について～効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド～」を令和5年3月31日に閣議決定。

2 横浜市の現状

- (1) 平成30年に「災害救助法の一部を改正する法律」が改正され、「手挙げ方式」により、大規模災害時の応急救助の実施権限が、都道府県から国が指定する救助実施市へ移譲（横浜市は平成31年4月に指定）。
- (2) 令和2年に「横浜市神奈川県調整会議」を開催（川崎市と合同）、コンビナート地域の高圧ガス保安法（令和7年4月移譲）事務や、急傾斜地崩壊対策事業に係る事務・権限について協議。
- (3) 河川法に基づき、市域内の県知事管理河川の管理権限の移譲を推進。平成15年に砂田川、梅田川、16年に鳥山川（一部区間）、23年に平戸永谷川、24年に宇田川、令和5年に舞岡川・名瀬川の管理権限を移譲。

3 問題点・必要性

- (1) 地方分権改革を進めるため、「手挙げ方式」が導入されたが、活用された事例は限定的。
- (2) 自治体間の規模や能力、財政状況に大きな差がある中、「都道府県」「市町村」という一律の移譲ではなく、積極的に移譲を求める指定都市等の自治体に速やかに事務・権限を移譲することで、都道府県は補完が必要な市町村の支援に注力でき、地方行財政を持続可能なものとできる。
- (3) 河川の管理権限の移譲後（県→市）、河川占用等の許可事務は市に移譲されるが、河川占用料の徴収事務は河川法に基づき引き続き県で行うことになっており、許可から徴収までの事務手続きが二つの自治体にまたがっている。一連の事務手続きの一本化により実際の管理者が適正な管理のための財源として徴収できるよう、事務・権限の移譲が必要。

参考 1 横浜市が手挙げ方式により事務・権限の移譲を求める重点項目

項目	権限移譲の効果
私立幼稚園に係る事務・権限及び財源移譲 ① 私立幼稚園の設置等の認可・指導 ② 私立学校審議会の設置・運営 ③ 補助金交付に係る事務	子ども・子育て支援制度の実施主体が市町村であることを踏まえ、待機児童対策、幼児教育・保育の質の向上、給付対象施設への移行促進など、幼児教育行政と保育行政を一体的に捉えた総合的な子育て支援策の実施が可能になる。
医療計画の策定等、医療法に係る事務・権限及び財源の移譲	二次医療圏が市域で完結し、医療政策の実績も有している横浜市が、地域特性に応じた医療計画を自ら策定し、地域医療介護総合確保基金を主体的に活用できる仕組みを構築することで、医療需要を的確に反映させた医療機能の分化・連携を迅速かつ効果的に進めることが可能になる。 また、市に医療審議会の設置を可能とすることで、既に事務・権限の移譲を受けている医療法人の設立認可等について、移譲された権限がより実体を伴ったものとなるとともに、手続を効率的に進めることが可能になる。
一級河川（指定区間）・二級河川の管理に係る事務・権限及び財源の移譲	市内域で流域が完結する一級河川（指定区間）・二級河川について、一元的に市が管理し、河川法に基づき県に徴収されている占用料等についても、管理者が適正な管理のための財源として徴収することで、事務手続きの簡略化、下水道や流域を含めた総合的な治水対策や、まちづくりと一体となった河川整備を行うことが可能になる。
急傾斜地法に係る事務・権限及び財源の移譲	横浜市では、総合的な崖地対策として「啓発活動」、「予防対策」、「発災・復旧対応」などに取り組んでいるが、「予防対策」、「復旧対応」のうち「急傾斜地崩壊対策事業」については県が事業主体となっている。横浜市が担うことで、ハード対策の窓口が市に一元化されることとなり、相談窓口が明確になる。
新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく事務・権限・財源の移譲	人口・人流が集中する指定都市において、ワクチンの効率的かつ迅速な供給・接種体制の構築が可能になるなど、指定都市が地域の実情に応じて柔軟かつ機動的に感染症対策を実施できる。

参考 2 河川の管理及び占用料について（河川法）

第 10 条第 2 項 二級河川のうち指定都市の区域内に存する部分にあって、当該部分の存する都道府県を統括する都道府県知事が当該指定都市の長が管理することが適当であると認めて指定する区間の管理は、前項の規定にかかわらず、当該指定都市の長が行う。

第 24 条 河川区域内の土地（河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。以下次条において同じ。）を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。

第 32 条第 1 項 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する河川について第 23 条、第 24 条若しくは第 25 条の許可又は第 23 条の 2 の登録を受けた者から、流水占用料、土地占用料又は土石採取料その他河川産出物採取料（以下「流水占用料等」という。）を徴収することができる。

第 3 項 流水占用料等は、当該都道府県の収入とする。

提案の担当

政策経営局大都市制度推進本部室広域行政課担当課長

下水道河川局河川部河川流域管理課長

池谷 祥子

石井 智博

TEL 045-671-2109

TEL 045-671-2819

三大都市圏の指定都市等を核とした広域連携の促進

要望先：総務省

提案・要望内容

1 三大都市圏における広域連携を促進し、継続的に取り組むための支援制度の創設・既存制度の拡充

三大都市圏における指定都市等を核にした近隣市町村との相互補完的、双務的な役割分担に基づく連携を更に推進し、中長期的な課題検討、圏域の発展に取り組むための新たな支援制度を創設すること。または「連携中枢都市圏」の対象に三大都市圏を追加するなど、既存制度を拡充すること

2 「地域の未来予測」に基づく広域連携事業に対する支援

広域連携による事業開始までの準備期間を考慮した実施期限の柔軟化や、自治体間での役割分担の実情に応じた予算措置を行うこと

1 国の現状

- (1) 第32次地方制度調査会は、人口減少・少子高齢化が深刻化する2040年頃にかけて生じる課題に対応するため、地域や組織の枠を超えた市町村間の連携の必要性を答申。三大都市圏における「地域の未来予測」を踏まえた広域連携の推進と、その役割に応じた適切な財政措置の必要性について指摘。第33次地方制度調査会では、国による積極的な支援の必要性等について指摘。
- (2) 地方圏では、政令市など核となる都市と近隣市町村とで形成する「連携中枢都市圏」に地方交付税措置も含めた財政支援が行われるなど、広域連携の取組が推進されている。

2 横浜市の現状

- (1) 平成30年度、水平・対等な関係による圏域全体の発展を目指して隣接7市と「8市連携市長会議」を開催し、連携策の協議を開始。
- (2) 令和2年度には、8市の人口等の将来推計を分析・整理し、「8市の未来予測等報告書」をとりまとめた。これを踏まえ、令和3年度から「専門人材の育成・確保」「海洋プラスチックごみ削減」の検討を始め、具体的な連携取組を実施。令和4年度からは、2040年頃に顕在化する諸課題について市長間で議論し、連携を視野に入れた研究・検討を行った。
- (3) 令和6年度の8市連携市長会議では、「自然災害からの防災・減災」、「2040年を見据えた高齢者福祉施策」に新たに取り組むことに合意し、取組の検討を進めている。

3 問題点・必要性

- (1) 「連携中枢都市圏」においては、圏域の経済成長の牽引や課題解決に向けた取組に財政措置も含めた国の支援が行われているが、三大都市圏は対象外であり、課題認識をもつ市町村が、限られた独自予算の中で任意に取り組んでいる。また、令和7年に新設された「広域連携による事務の共同実施モデル構築事業」は、対象が限定的であるなど、地域の課題解決に向け継続的に取り組むことができる広域連携の枠組みとなっていない。
- (2) 「地域の未来予測」に基づく広域連携の取組への支援は、実施期限が短く、予算措置方法も特別交付税措置であるなど、連携する基礎自治体間で利用しやすい支援制度となっていない。

参考 1 横浜市と隣接 7 市※との連携 ※川崎市、横須賀市、鎌倉市、藤沢市、逗子市、大和市、町田市

○ 8 市連携市長会議の開催（令和 6 年 7 月 30 日）

【合意事項】「専門人材の育成・確保」、「プラスチックごみの発生抑制のための啓発活動」に引き続き取り組む。
「自然災害からの防災・減災」、「2040 年を見据えた高齢者福祉施策」に新たに取り組む。

○ 専門人材の育成・確保に関する検討会（令和 3 年 10 月～）

8 市の専門人材の不足に対応するため、再任用終了後の 65 歳以上の人材活用について協議・検討し、「65 歳以上の専門人材活用に向けた取組」を令和 6 年 4 月採用事務から運用開始。

○ 海洋プラスチックごみ削減のための啓発活動に関する検討会（令和 3 年 10 月～）

海洋プラスチックごみの発生抑制のための啓発活動や取組等を検討。

8 市での一斉清掃や啓発パネル等の巡回展示の実施、啓発動画を作成。

○ 8 市連携スタディミーティングの開催（令和 3 年度～）

2040 年頃に 8 市の中核を担う世代の職員を対象に、広域連携に対する意識醸成や、職員間の将来にわたるネットワークの構築を目指し、広域的な課題の解決に向けた連携政策の提案書を作成するワークショップ等を含む研修（全 5 回）を開催。

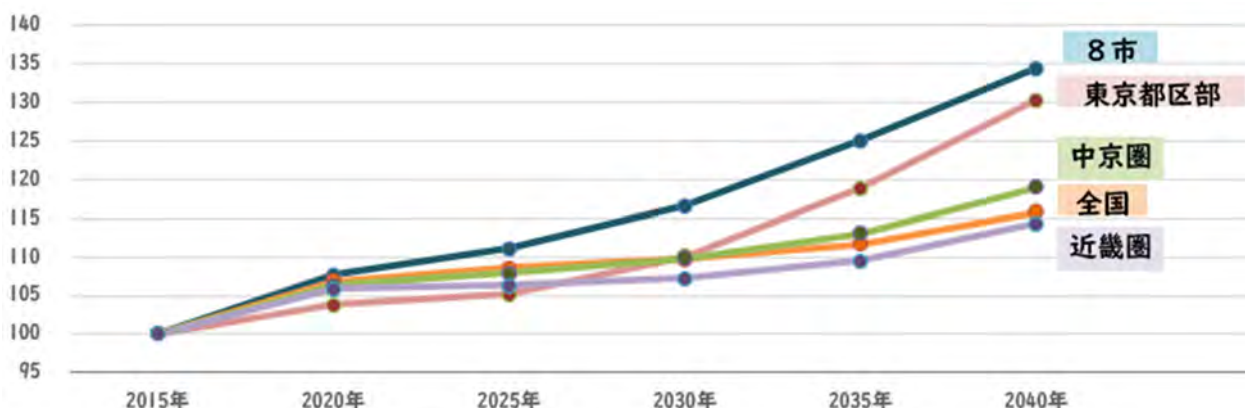
○ これまでの主な連携事例

災害時の相互応援、待機児童対策、図書館の相互利用、観光施策の取組 等



参考 2 横浜市と隣接 7 市（8 市）の将来推計

○ 高齢者人口の推移（2015 年 = 100 として指数化）



出典：令和 3 年 6 月「8 市の未来予測等に関する報告書」

（総務省統計局「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成 30（2018）年推計）」から作成）

参考 3 連携中枢都市圏構想

- 人口減少・少子高齢社会にあっても、地域を活性化し経済を持続可能なものとし、安心して快適な暮らしを営んでいけるようにするために、地域において、相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市が近隣市町村と連携し、コンパクト化とネットワーク化による圏域の経済成長のけん引や生活関連機能サービスの向上等により、一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成する政策。

○ 連携中枢都市圏構想の推進に向けた国の主な財政措置の概要

1 連携中枢都市の取組に対する包括的財政措置

・「経済成長のけん引」及び「高次都市機能の集積・強化」の取組に対する普通交付税措置 等

2 地域活性化事業債の充当

・「連携中枢都市圏構想の推進」に真に必要な取組に資する施設整備に対し、地域活性化事業債を充当

3 人材の活用に対する特別交付税措置

・圏域外における専門性を有する人材の活用へ措置

4 民間主体の取組支援に対する財政措置

・民間への融資等を行うファンド形成に関する財政措置
・ふるさと融資の融資比率及び融資限度額の引上げ

提案の担当

政策経営局大都市制度推進本部室広域行政課長

須田 浩美

TEL 045-671-2108

内閣府

- 1-(1) 大規模災害時の被災地支援強化 p1
- 3-(21) 防犯対策強化に係る取組への支援 p129
- 3-(23) 物価高騰対策に関する財政支援 p133
- 5-(1) 経済の土台を支える中小企業・小規模企業における持続的な賃上げ実現のための支援 p151
- 5-(2) 「テック系スタートアップ」の創出・成長支援の推進 p155
- 5-(3) 地方消費者行政の推進に向けた支援の拡充 p159
- 11-(3) 地方分権改革の推進 p201

内閣官房

- 3-(22) 外国人材の受入れ・共生のための環境整備の強化 p131

こども家庭庁

- 2-(1) 妊婦健康診査等に係る公費負担の充実 p25
- 2-(2) 出産費用の実質無償化に向けた丁寧な制度設計 p27
- 2-(3) 産後ケアの安全性とケアの質の確保に向けた取組の推進 p29
- 2-(4) 家事・育児援助を必要とする妊産婦への支援 p31
- 2-(5) 子どもの医療費助成の充実 p33
- 2-(6) 幼児教育・保育に係る経済的支援の拡充 p35
- 2-(7) 多様な働き方を選択できる社会の実現及び多様な保育ニーズへの対応やこどもの育ちを支える取組の充実 p37
- 2-(8) 全ての幼児教育・保育の質の確保・向上 p41
- 2-(9) 保育者確保に向けた更なる取組の推進 p43
- 2-(10) 待機児童対策の着実な推進 p45
- 2-(11) 「こども家庭センター」の児童福祉機能の体制確保に係る財政措置 p49
- 2-(12) 児童家庭支援センター運営事業の事業費見直し p51
- 2-(13) 児童養護施設・乳児院等における専門的支援の充実に向けた人材確保及び職員配置 p53
- 2-(14) 「小1の壁」打破に向けた取組の推進 p55
- 2-(15) 国と地方自治体が一丸となった子どもの貧困対策の推進 p59
- 3-(1) 障害児の療育環境整備に係る支援の充実 p79
- 3-(2) 医療的ケア児・者等への切れ目ない支援の充実 p83

デジタル庁

- 3-(20) 看護人材の確保に向けた取組の推進 p127
- 10-(1) デジタル社会の基盤であるマイナンバーカード普及促進 p189
- 10-(2) 戸籍氏名の振り仮名記載に係る事務の円滑な推進 p191

総務省

- 3-(21) 防犯対策強化に係る取組への支援 p129
- 3-(22) 外国人材の受入れ・共生のための環境整備の強化 p131
- 3-(23) 物価高騰対策に関する財政支援 p133
- 4-(2) カーボンニュートラルの取組の推進に係る支援の拡充 p139
- 9-(5) 公共施設の老朽化対策の推進 p183
- 10-(1) デジタル社会の基盤であるマイナンバーカード普及促進 p189
- 10-(2) 戸籍氏名の振り仮名記載に係る事務の円滑な推進 p191
- 11-(1) 「特別市」の法制化の実現 p197
- 11-(2) 持続可能な市政の基盤となる「地方税財政制度」の充実 p199
- 11-(3) 地方分権改革の推進 p201
- 11-(4) 三大都市圏の指定都市等を核とした広域連携の促進 p203

法務省

- 3-(22) 外国人材の受入れ・共生のための環境整備の強化 p131
- 7-(2) 臨海部の賑わい創出に向けた回遊性向上と陸電設備の整備 p167
- 10-(2) 戸籍氏名の振り仮名記載に係る事務の円滑な推進 p191

外務省

- 4-(1) GREEN×EXPO 2027（2027年国際園芸博覧会）の成功に向けた協力・支援 p135
- 4-(3) グリーン社会実現に向けた国際連携推進への支援強化 p143
- 6-(1) 市内米軍施設の返還と跡地利用促進への支援 p163

財務省

- 1-(4) 郊外部の新たな活性化拠点の形成及び災害時の拠点整備に向けた旧上瀬谷通信施設の土地利用促進への支援 p11
- 1-(7) 強靱で持続可能な社会の構築に資する下水道事業への支援 p17
- 6-(1) 市内米軍施設の返還と跡地利用促進への支援 p163
- 7-(2) 臨海部の賑わい創出に向けた回遊性向上と陸電設備の整備 p167
- 8-(1) 緑を生かした都市の魅力づくりの推進 p173

文部科学省

- 2-(8) 全ての幼児教育・保育の質の確保・向上 p41
- 2-(17) デジタル・AI時代を見据えた教育DXの推進 p63
- 2-(18) 学校教育の質の向上及び教員確保のための環境整備 p65
- 2-(19) 栄養教諭等の定数改善及び給食無償化の実現 p69
- 2-(20) いじめや不登校等に対応するスクールカウンセラーや児童支援専任教諭等の定数化、補助事業の見直し p71
- 2-(21) 児童生徒が安心して学び続けるための特別支援教育に係る学校の体制強化 p73
- 2-(22) 横浜が目指すグローバル人材の育成に向けた取組への支援 p75
- 3-(2) 医療的ケア児・者等への切れ目ない支援の充実 p83
- 3-(22) 外国人材の受入れ・共生のための環境整備の強化 p131
- 9-(5) 公共施設の老朽化対策の推進 p183
- 11-(3) 地方分権改革の推進 p201

厚生労働省

- 1-(3) 高齢者・障害者施設等における防災・減災対策の推進 p7
- 1-(8) 病院の耐震化対策の推進 p19
- 2-(2) 出産費用の実質無償化に向けた丁寧な制度設計 p27
- 2-(7) 多様な働き方を選択できる社会の実現及び多様な保育ニーズへの対応やこどもの育ちを支える取組の充実 p37
- 2-(15) 国と地方自治体が一丸となった子どもの貧困対策の推進 p59
- 2-(16) ひきこもり地域支援センターに関する財政支援の拡充 p61
- 3-(2) 医療的ケア児・者等への切れ目ない支援の充実 p83
- 3-(3) 介護職員等の確保に向けた施策の推進 p87
- 3-(4) 介護支援専門員に対する処遇改善と業務負担軽減等の支援 p89
- 3-(5) 介護予防支援・介護予防ケアマネジメントに係る報酬の引上げ及び質の向上等 p93
- 3-(6) 介護保険制度の安定的な運営に向けた財政基盤の強化 p95
- 3-(7) 障害福祉職員等の確保に向けた施策の推進 p97
- 3-(8) 訪問系障害福祉サービスに係る地方負担の早期是正 p99
- 3-(9) 障害者が地域で自立した生活を送るための支援の充実 p103
- 3-(10) 補装具費支給制度における所得制限の撤廃対象の拡大 p105
- 3-(11) 難病対策における事務負担の緩和及び指定都市への財政支援の拡充 p107
- 3-(12) 地方単独医療費等助成事業の現物給付化の推進に係る支援の拡充 p109
- 3-(13) 国民健康保険の財政基盤の強化に向けた支援の拡充 p111
- 3-(14) 国民健康保険に係る国庫負担金減額措置の廃止 p113
- 3-(15) がん検診の推進 p115
- 3-(16) 小児・AYA世代のがん対策の推進 p119
- 3-(17) 带状疱疹ワクチン等の定期接種に係る財源措置 p121
- 3-(18) 特定集中治療室遠隔支援加算の施設基準の要件緩和 p123
- 3-(19) 医療機関の経営安定化に向けた対応 p125
- 3-(20) 看護人材の確保に向けた取組の推進 p127
- 5-(1) 経済の土台を支える中小企業・小規模企業における持続的な賃上げ実現のための支援 p151
- 7-(2) 臨海部の賑わい創出に向けた回遊性向上と陸電設備の整備 p167
- 11-(3) 地方分権改革の推進 p201

農林水産省

- 1-(4) 郊外部の新たな活性化拠点の形成及び災害時の拠点整備に向けた旧上瀬谷通信施設の土地利用促進への支援 p11
- 4-(1) GREEN×EXPO 2027（2027年国際園芸博覧会）の成功に向けた協力・支援 p135

経済産業省

- 4-(1) GREEN×EXPO 2027（2027年国際園芸博覧会）の成功に向けた協力・支援 p135
- 4-(2) カーボンニュートラルの取組の推進に係る支援の拡充 p139
- 4-(3) グリーン社会実現に向けた国際連携推進への支援強化 p143
- 4-(5) 廃棄物分野における脱炭素化及び適正処理に向けた施策の推進 p147
- 5-(1) 経済の土台を支える中小企業・小規模企業における持続的な賃上げ実現のための支援 p151
- 7-(2) 臨海部の賑わい創出に向けた回遊性向上と陸電設備の整備 p167
- 7-(3) 港湾の脱炭素化に向けた取組への支援 p169
- 10-(3) 水道スマートメーターの導入推進への支援 p193

国土交通省

- 1-(2) 地震火災対策の強化 p3
- 1-(4) 郊外部の新たな活性化拠点の形成及び災害時の拠点整備に向けた旧上瀬谷通信施設の土地利用促進への支援 p11
- 1-(5) 道路における防災・減災、国土強靱化の対策推進 p13
- 1-(6) 大規模地震に備えた水道施設の更新・耐震化への支援 p15
- 1-(7) 強靱で持続可能な社会の構築に資する下水道事業への支援 p17
- 1-(8) 病院の耐震化対策の推進 p19
- 1-(9) 強靱で持続可能な河川事業への支援 p23
- 3-(21) 防犯対策強化に係る取組への支援 p129
- 4-(1) GREEN×EXPO 2027（2027年国際園芸博覧会）の成功に向けた協力・支援 p135
- 4-(3) グリーン社会実現に向けた国際連携推進への支援強化 p143
- 5-(4) アジアにおけるMICE分野の国際競争力強化 p161
- 6-(1) 市内米軍施設の返還と跡地利用促進への支援 p163
- 7-(1) 国際コンテナ戦略港湾の取組の推進 p165
- 7-(2) 臨海部の賑わい創出に向けた回遊性向上と陸電設備の整備 p167
- 7-(3) 港湾の脱炭素化に向けた取組への支援 p169
- 7-(4) 安全で安心な港づくり p171
- 8-(1) 緑を生かした都市の魅力づくりの推進 p173
- 9-(1) 高速道路の整備推進 p175
- 9-(2) 市内幹線道路等の整備と連続立体交差事業の推進 p177
- 9-(3) 地域公共交通の充実への支援 p179
- 9-(4) 鉄道ネットワーク構築への支援 p181
- 9-(5) 公共施設の老朽化対策の推進 p183
- 9-(6) 国及び国の関係機関が発注する公共事業における市内中小企業者の受注機会の増大 p187
- 10-(3) 水道スマートメーターの導入推進への支援 p193
- 11-(3) 地方分権改革の推進 p201

環境省

- 4-(1) GREEN×EXPO 2027（2027年国際園芸博覧会）の成功に向けた協力・支援 p135
- 4-(2) カーボンニュートラルの取組の推進に係る支援の拡充 p139
- 4-(3) グリーン社会実現に向けた国際連携推進への支援強化 p143
- 4-(4) サーキュラーエコノミーの推進に係る評価手法の確立 p145
- 4-(5) 廃棄物分野における脱炭素化及び適正処理に向けた施策の推進 p147
- 9-(5) 公共施設の老朽化対策の推進 p183

防衛省

- 6-(1) 市内米軍施設の返還と跡地利用促進への支援 p163



公式マスコットキャラクター
トゥンクトゥンク

GREEN × EXPO 2027 YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会

横浜・上瀬谷 2027.3.19—9.26

©Expo 2027

横浜市 政策経営局 大都市制度推進本部室 大都市制度・広域行政部 広域行政課
〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10
Tel : 045-671-2951 Fax : 045-663-6561

この提案・要望書は以下のサイトでご覧になれます。
<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/torikumi/bunken/yobo/>